

改正を重ね、引続いて今日に及んでいるのでありまして、今日までこの審議会で取上げられ、調査した結果、総理大臣に報告された事項は十数件に上り、そのほとんどが政府の施策に織り込まれていない点にかんがみましても、この審議会の重要性がうかがわれるのであります。

この法律案の要点は、未帰還者留守家族等援護法における政府の未帰還者の帰還促進及び調査究明に対応して、この審議会をさらに三年間存続させるため、本法第七条中の「施行の後五年」を「施行の後八年」に改め、本法が本年八月で消滅するものをさらに延長しようとするものであります。

独立以来一年有余になります今日、なお多数の同胞が海外に残留し、故国に帰ることを得ないのは、国民の一大痛心事であり、今日、中共地区よりの引揚げ、外地戦犯の赦免及び内地送還の実現並びにソ連地区抑留同胞に対する一縷の明るい見通しが得られるこの機会に、引揚げ問題に関する多年の懸案を解決することは現在の急務であると存するのでありまして、政府は、その責任において、未帰還者の調査究明と帰還促進に努め、国民の憂慮を一掃すべきであります。かかる事情にかんがみ、未帰還者留守家族等援護法に対応し、本法適用の妙を發揮せしめるため、さらに本法の有効期間を延長して、この引揚同胞対策審議会を存続する必要があると考へるのであります。

以上がこの法律案の趣旨でありまして、当委員会の成案としてここに提出する次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決

議院議員山下春江君より提案理由の説明を聴取して審議いたしましたのであります。

かくて質疑を打ち切り、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

次に、財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案について申し上げます。

御承知のごとく、去る第十三国会におきまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法が成立いたしましたして、戦没者の遺族等に対しまして初めて国の責任において援護の手が差し伸ばされることと相成つたのであります。これらの方々の前途にはなお幾多の困難な問題が横たわつているのであります。このたび政府におきましては、これらの遺族援護対策の一環として、旧財団法人軍人会館が所有していらした国有財産たる建物を、米駐留軍より近く我が国に返還された際に、財団法人日本遺族会に無償で貸付け、遺族の福祉を目的とする事業の用に供することによつて幾分たとも遺族援護に役立たせたいとの趣旨から、この法律案が提出されたのであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。第一に、財団法人日本遺族会に対し、旧軍人軍属で公務により死亡した者の遺族の福祉を図るため、旧財団法人軍人会館が所有していた国有財産たる建物が米駐留軍より返還された後において、その建物をその使用に必要な敷地と共に無償で貸付けることとしたのであります。第二に、貸付財産の用途を、宿泊所、集会所等の利用、生活相談、育

せられんことを切望する次第であります。

二、参議院厚生委員長報告(八月八日)

○堂森芳夫君 只今上程せられました引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案及び財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びにその結果について報告いたします。

先ず引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

引揚同胞対策審議会は、昭和二十三年八月から最初は一年を限つて総理庁に設置され、海外同胞の引揚促進、帰還者、遺家族及び留守家族の援護等に関する諸問題につき民間の陳情を審議し、且つその実情を調査して、引揚同胞対策を考究いたし、その結果を内閣総理大臣に報告して参つたのであります。その後、この設置法も現在まで五回の改正を重ね、引続いて今日に及んでいるのであります。なお、その重要性が認められておるのであります。

この法律案の要点は、未帰還者留守家族等援護法における政府の未帰還者の帰還促進及び調査究明に対応して、この審議会を更に三年間存続させるため、本法第七条中の「施行の後五年」を「施行の後八年」に改め、本法が本年八月で消滅するものを更に延長しようとするものであります。

以上が本法律案の要点であります。本案は衆議院提出のものでありまして、厚生委員会におきましては、提案者を代表して、衆英事業等、遺族の福祉を図るため必要な事業の用に供することに制限いたしてあります。第三に、貸付契約の解除、役員解職等、必要な監督規定を設けてあるのであります。以上がこの法律案の概要であります。

本委員会におきましては、各委員と、厚生省、法務省、大蔵省、外務省の各当局との間に熱心なる質疑応答を重ねると共に、財団法人日本遺族会理事長島銀蔵君及び佐藤信君を参考人として召喚し、日本遺族会の沿革、実情等に関する説明を聴取したのであります。かくて質疑を終り、討論に入りましてところ、大谷委員より次の附帯決議を附する動議が提出せられたのであります。

附帯決議

- 一、財団法人日本遺族会は、本法により無償貸付を受けた国有財産につき、特に厳正且つ民主的な使用運営を期するため、その寄附行為を変更して、国会側を含む各界の代表的有識者を以て構成する運営委員会を設置し、諮問機関とすること。
- 二、財団法人日本遺族会をして十分なる準備を整えさせるため、約三カ月の期間を置き、十一月一日以後において無償貸付の契約を結ぶこと。

湯山委員から附帯決議案を附して本案に賛成する旨を述べられたのであります。

かくして討論を終結して、本案の採決をいたしましたところ、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしましたので

地方税法の一部を改正する法律

あります。

次いで大谷委員提出の附帯決議案について採決いたしましたところ、これ又全会一致を以て承認することに議決いたしました次第であります。なお、政府委員から附帯決議の趣旨に副うよう努力する旨の発言があつたのであります。

以上御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎地方税法の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一三、法二〇二)

一、提案理由(六月二十六日)

(地方自治法の一部を改正する法律(昭二八―法二二二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院地方行政委員長報告(八月四日)

○中井一夫君 たいま議題となりました三つの法案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、地方税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、地方税制運営の現況にかんがみ、個人の事業税及び特別所得税について基礎控除の額を引上げ、課税標準除外規定の拡大

定期間税率軽減の特例を設け、国鉄等の公社、日本放送協会等の固定資産のうち、直接本来の事業の用に供しないものには固定資産税を課することとする。第六は、電気ガス税の非課税項目中に塩化ビニール等を加えること。これがその修正案の内容であります。

次に、日本社会党両派の共同提案にかかる修正案について申し上げます。その内容の一部は、たいま申し上げました自由党両派及び改進黨の修正案全体とまつたく共通するものでありますので、これを除くその余の部分についてのみ申述べます。すなわち、その部分は、まず市町村民税において、第一に、給与所得にかかる所得割について一定割合の控除を行う特例を設けること。第二に、政府原案にありません所得割課税の第一方式に対する改正条項を削除して現行法通りとすること。第三に、法人税割の標準税率を百分の十五に、また制限税率を百分の十八に引上げること。次に、事業税及び特別所得税につきまして、収益の帰属する者が単なる名義人である場合、実質的な収益の享受者を納税義務者となし得るといふ政府原案の改正規定を削除すること。最後に、入場税及び遊興飲食税について、徴収金を保全するため特別徴収義務者に担保の提供を命じ得るところの政府原案の改正規定を削除すること。大要以上の通りであります。

両修正案は、原案と一括討論を行い、採決に入りましたところ、両修正案の共通部分、すなわち自由党両派と改進黨との共同修正案は賛成総員で可決、日本社会党両派の修正案中、この共通部分を除いた修正部分は賛成少数で否決、可決となつた共通部分を除く原案

地方税法の一部を改正する法律

合理化等の措置を講ずるほか、市町村民税の税率の制限を合理化し、自動車税及び入場税の税率を物価水準に合せて調整するとともに、釧路税等の徴収方法を強化するための規定整備をはかる等、さしあたり必要な改正を加えようとするものであります。

本法案は、六月二十五日本委員会に付託せられ、七月三十日質疑を終了、八月三日、日本社会党両派共同提案の修正案並びに自由党両派と改進黨との三党共同提案の修正案が提出されたのであります。

まず、自由党両派及び改進黨の共同提案にかかる修正案の概要を申し上げます。第一は、事業税及び特別所得税について、教科書供給事業を非課税とし、助産婦業、装蹄師業、その他あんま業等医業に類する業務の税率を引下げ、クリーニング業を特別所得税の第二種業務に改めること。第二は、入場税において、特定主催者の行う催しで免税の扱いを受けるものに、一定の条件のもとで映画を加え得ることとし、かつ文化財保護法で助成される文化財の公開を免税とすること。第三は、自動車税について、原案は一率に五割引上げを行おうとしているのを、車の種類に応じて四割から十割までの差等をつけて引上げることとし、かつ積雪のため一定期間車の運行を休止せざるを得ない地域において税率の軽減を行うこと。第四は、狩猟者税について、狩猟を業とする者としからざる者との間に税率の差等をつけること。第五は、固定資産税について、信用金庫の事務所及び農業協同組合、健康保険組合等の病院、診療所を非課税とし、一定の外国航路の船舶及び日本航空会社所有の航空機に対し一

は賛成多数をもつて可決せられました。よつて本案は修正可決すべきものと決した次第であります。

次に、地方自治法の一部を改正する法律案につき申し上げます。本案は、法令の制定及び改廃に伴い、地方公共団体が処理しなければならぬ事務等を掲げた別表に所要の改正を加えるとともに、市町村教育委員会の現況に顧み、その附則第六条を改正し、暫定的に市町村の助役は免許状を有する者に限り教育長を兼ねることができるとすること等を内容とするものであります。

本案は、六月二十五日本委員会に付託せられ、慎重審議をいたしました。附則第六条の改正点のほかに多くの異論を見なかつたのであります。七月三十日質疑終了、七月三十一日、本案に対し二つの修正案が提出されました。すなわち、修正案の第一は、自由党両派及び改進黨の三党共同の提案によるものでありまして、附則第六条の改正点を改め、市町村の助役は教育長となり得る資格の有無を問わず教育長を兼任し得ることとし、その有効期限を昭和二十九年三月三十一日までとすることとせんとするものであります。第二の修正案は、日本社会党両派共同の提案によるものでありまして、これまた附則第六条の改正点に関するものであります。すなわちこの改正条項を削除し、市町村の助役は、教育長となり得る資格を有する者といえども、教育長を兼任することはできないこととするものであります。

次いで討論、採決、第二の修正案は賛成少数で否決、第一の修正案は賛成多数で可決、またこの修正部分を除く原案は賛成多数をも

つて可決せられました。よつて本案は修正議決すべきものと決せられた次第であります。

最後に、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、現に効力を有する法令の規定で、改正後の地方自治法の規定に基いて法律またはこれに基づく政令で規定しなければならないものを総理府令、省令その他の政令以外の命令で定めることを認めているものについて、改正後の地方自治法の規定に適合するように、これらの法令の規定の整備をはかろうとするものであります。

本案は、六月二十五日本委員会に付託せられ、七月三十日質疑終了、翌七月三十一日討論を省略して採決に付し、賛成総員をもつて本案は可決すべきものと決定された次第であります。

以上御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(八月八日)

○内村清次君 只今議題となりました地方税法の一部を改正する法律案の地方行政委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法律案は、政府において現行税法に差当り必要最小限度の改正を行う必要を認めて提案したものでありまして、その要点は左の通りであります。

即ち、改正の第一は、事業税及び特別所得税に関するものであり

まして、個人事業税及び特別所得税の基礎控除額の引上げ、青色申告法人について損金算入を認める繰越欠損金の範囲の拡大、課税標準の算定から除外される健康保険等の療養の給付につき支払を受ける金額の範囲の明確化であります。改正の第二は、自動車税及び入場税に関する物価の高騰を理由とする定額税の税率の調整に関するものであります。改正の第三は、鉱区税に関するものであります。改正の第四は、市町村民税の課税方法に関するものでありまして、所得税額を課税標準とする第一方式によつて課税する場合においても、その税額が課税総所得金額を課税標準とする第二方式によつた場合の制限を超えない限り税率決定の自由を認めんとするものであります。改正の第五は、昭和二十五年分以前の法人事業税に関するものであります。

以上が政府提出案の内容の概要であります。が、衆議院におきましては、本税法に対し、負担の均衡化乃至合理化の見地から相当程度の修正が行われました。即ち、道府県税関係では、事業税及び特別所得税において、教科書の発行に関する臨時措置法による教科書の供給事業を非課税とし、助産婦業、装蹄師業並びに、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等、医業類似業務の特別所得税の税率を百分の四とし、クリーニング業を特別所得税の第二種業務とし、入場税において、社会教育、社会事業等のために一定条件の下に行う映画及び文化財保護法の助成を受ける文化財の公開を免税とし、自動車税及び狩猟者税の定額を変更し、積雪地帯の自動車の税率を軽減し、市町村税関係では、固定資産税において、信用金庫の事務所、

健康保険組合、農業協同組合及び消費生活協同組合等の病院、診療所を非課税とし、建造費に対し政府が利子補給を行う二千総トン以上の外航船及び本年度分に限り日本航空株式会社の航空機の税率を百分の〇・四とし、国有鉄道、専売公社、電信電話公社及び日本放送協会の本来の事業用に供しない固定資産については課税し得ることとし、又、電気ガス税においては、塩化ビニール及び塩化ビニール・醋酸ビニール共重合物を非課税品目に加えているのであります。

これに対しまして、本委員会において、床次衆議院議員から、衆議院における修正部分の修正理由並びに内容の概要の説明がありました。当委員会におきましては、本法律案の重要性に鑑み、慎重審議、床次議員、塚田国務大臣及び政府委員との間に活発な質疑応答が行われたのでありますが、その詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

次いで討論に入り、緑風会の館委員から左の修正案が提出せられました。
地方税法の一部を改正する法律案に対する修正案
地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四百七十七条第一項第一号の改正規定中「一万六千円」を「一万四千元」に改める。

第六百二十条の改正規定の次に次のように加える。

地方税法の一部を改正する法律

第七百四十一条第三項第一号中「含む。」を「含み、もつぱらめん類食を提供する業で政令で定めるものを除く。」に改める。
第七百四十三条第二号の改正規定中「及」及び私立学校法第六十四条第四項の法人」を、「私立学校法第六十四条第四項の法人及び社会福祉法人」に改め、「を」、「宗教法人、」の下に「社会福祉法人、」を加え、「」に改める。

第七百四十四条の改正規定中「特別未帰還者給与法」の下に「未帰還者留守家族等援護法」を加える。

第七百七十六条第三項の改正規定を次のように改める。

同条第三項に次の二号を加える。

十三 クリーニング業

十四 もつぱらめん類食を提供する業で政令で定めるもの

第七百七十七条の改正規定中「特別未帰還者給与法」の下に「未帰還者留守家族等援護法」を加える。

以上であります。なお、理由として、バスの定額税を軽減するのは、客に及ぼすサービスの点及びトラックとの均衡を考慮したのであり、めん類食を提供する業で政令で定むるものを事業税の第一種事業から外し、特別所得税の第二種業務としたのは、同業者は相当の衛生的施設をしなければならぬ制約もあり、クリーニング業、理髪業等との均衡上も妥当と認められたからである旨を述べられました。

次いで、社会党第四控室の若木委員は、本法律案の衆議院送付が遅れたため、審議に日時が乏しかった点について不満を述べ、緑風

会の修正案には賛成、衆議院の修正案には反対し、その理由としては、右修正案は首肯し得る点もあるが、固定資産税の關係において国鉄等に対する課税対象が不明確であること、国の利子補給を受けて利益を挙げている外航船に対して地方税を軽減することは不合理であること、めん類業者の遊興飲食税の軽減が考えられていないこととは不合理である等の点であるとし、又政府原案第三百十三条は、現行法より却つて少額所得者に対する課税の幅が広がるから、政府原案にも反対であり、従つて衆議院送付案に反対する意見を開陳せられました。次に松澤委員は社会党第二控室を代表して、緑風会修正案には賛成、衆議院修正案にも賛成であるが、政府原案の第六条の七は、入場税及び遊興飲食税の納税者に対し担保の提供を要求することは零細業者に酷である等の理由で反対する旨を述べられました。

以上を以て討論を終り、採決の結果、緑風会修正案を全会一致で以て可決、緑風会修正部分を除いた衆議院送付案は多数を以て可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。

◎災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律 (昭和二八、八、一三、法二〇三)

一、提案理由(八月四日)

○渡辺政府委員 たいま議題となりました災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案について提案の理由を説明いたします。

風水害等の災害による被害者に対しましては、所得税及び法人税等の直接税につき、その軽減または免除等の制度を設けており、また酒税及び物品税等については、その徴収猶予等の制度があるのであります。最近西日本等に発生した風水害の実情等に顧み、今回さらに酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税及び骨牌税について、次に述べるような措置を講ずることにより、災害による被害者の救済措置の推進に資することとしたのであります。

すなわち、酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税または骨牌税が課せられた物品で、販売業者等の所持するものが災害を受けた場合においては、災害を受けた販売業者等の損失をその物品の製造者等が補償した限度内において、災害を受けた物品に課せられた酒税、砂糖消費税等に相当する金額を、その製造者が災害のあつた日以後

に納付する酒税、砂糖消費税等の税額から控除することとしているのであります。

なお、この法律は、最近において西日本に発生した風水害により災害を受けた酒類等にも適用するため、昭和二十八年六月二十日以後の災害にかかる酒類等について適用することとしているのであります。

以上本法律案の概要を申し上げたのでありますが、何とぞ御審議の上、すみやかに賛成せられるようお願いする次第であります。

二、衆議院大蔵委員長報告(八月四日)

○内藤友明君 たいま議題となりました災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会の審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

この法律案の趣旨及び内容につきまして申し上げます。最近西日本等に発生した風水害の実情等に顧み、今回さらに酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税及び骨牌税について、次に述べるような措置を講ずることにより、災害による被害者の救済措置の推進に資することとしたのであります。すなわち、これらの税が課せられた物品で販売業者等の所持するものが災害を受けた場合においては、災害を受けた販売業者等の損失をその物品の製造者等が補償した限度内において、災害を受けた物品に課せられた酒税、砂糖消費税等に相当する金額を、その製造者が災害のあつた日以後に納付する酒税、

大日本育英会法の一部を改正する法律

砂糖消費税等の税額から控除することとしているのであります。なお、この法律は、最近において西日本に発生した風水害により災害を受けた酒類等にも適用するため、昭和二十八年六月二十日以後の災害にかかる酒類等についても適用することとしているのであります。以上が本法律案の概要であります。

この法律案は、本日政府委員より説明を聴取し、次いで討論を省略し、ただちに採決に入りましたところ、全会一致で原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(八月七日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有的財産の管理に関する法律の一部を改正する法律(昭二八―法二四三)の委員長報告と一括して掲載)

◎大日本育英会法の一部を改正する法律 (昭和二八、八、一三、法二〇四)

一、提案理由(六月二十三日)

○大達国務大臣 たいま議題になりました大日本育英会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和十九年大日本育英会法施行以来、大日本育英会は年々堅実なる発展を遂げ、今日まで同会を通じて学資の貸与を受け、その勉強を続けることができた学徒はきわめて多数に上り、国家的な育英事業として多大の成果を収めて参りましたが、その後の諸般の事情の変化に伴い、現行法の一部に必要な改正を加えることが適当であると考へ、この法律案を提出するものであります。

改正の第一点は、大日本育英会の名称を日本育英会に改めることとあります。

改正の第二点は、学徒に対する貸与金の無利子、その返還期限と猶予の方法など学資の貸与の条件を、法律に明記したこととあります。

改正の第三点は、義務教育に従事する教員と高度の学術研究者を確保するため、学資の貸与を受けた者が実際にそれらの職に一定年数以上従事した場合に、その貸与金の返還を免除できる規定を新たに設けたこととあります。

改正の第四点は、政府が日本育英会に対し、学資の貸与に要する資金を無利子で貸し付けることができることを法律で明記したこととあります。

改正の第五点は、日本育英会が学資の貸与を受けた者に対して貸与金の返還を免除した金額に相当する額について、政府が日本育英会に対して貸付金の償還を免除できる規定を設けたこととあります。

改正の第六点は、日本育英会に対する大蔵省預金部からの借入金

の利息及び貸与された者の死亡による日本育英会の損失に対し、政府が補助金を交付することができる規定を削除したこととあります。

改正の第七点は、日本育英会の役員に対する罰則について、過料の金額を現在適当であると思われる額にまで引上げたこととあります。

以上申し上げましたが、本法案の提案理由及び内容の概要であります。どうか十分御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願いいたします。

二、衆議院文部委員長報告(七月八日)

○辻寛一君 大日本育英会法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過を簡単に御報告申し上げます。

改正案の要旨は次の五点でございますが、まずその第一点は、題名及び条文中の大日本育英会の名称を日本育英会に改めること。第二点は、学徒に対する貸与金の猶予の方法など、貸与条件を法律に明記したこととあります。第三点は、義務教育に従事する教員及び専門的な学術研究に従事する者に対し、貸与金の返還免除に関する規定を新たに設けたこととあります。また、死亡者等を含め、これら返還免除によつて生ずる日本育英会の損失については、政府が日本育英会に対し補助金を与えて補うかわりに、相当金額だけ政府に対する償還義務の免除によつて補償しようとしております。第四点としては、日本育英会に対する政府の貸付金及び日本育英会が貸

付を行う場合は無利子である旨の規定を設けたこと。第五に、日本育英会役員に対する罰則について、過料の金額を現在適当額にまで引上げることとあります。

以上が政府原案の概要でございますが、文部委員会といたしましては、提案の趣旨を十分尊重いたしまして、慎重審議の上、本案の趣旨がまことに妥当であることを認めまして、七月七日討論を省略して採決いたしました結果、全会一致をもちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

右御報告申し上げます。

三、参議院文部委員長報告(七月二十二日)

○川村松助君 大日本育英会法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本案に盛り込まれた改正内容の骨子を申し上げます。改正の第一点は、大日本育英会の名称を日本育英会に改めることとあります。改正の第二点は、学徒に対する貸与金の貸与の条件を法律に明記いたしましたこと、及び特定の場合にその期限を猶予できることなどを規定したこととあります。改正の第三点は、義務教育に従事する教員と高度の学術研究者を確保するため、学資の貸与を受けた者が実際にそれらの職に一定年数以上従事いたしました場合に、その貸与金の返還を免除できる規定を新たに設けたこととあります。改正の第四点は、政府貸付金及びその無利子の規定に関するものであ

りまして、昭和二十一年に大蔵省預金部からの資金の借入れがなく なりまして以来今日まで実際に行なつております政府の貸付とその条件を法律に明記したこととあります。

改正の第五点は、日本育英会が学資の貸与を受けた者に対しまして貸与金の返還を免除した金額に相当する額につきまして、政府が貸付金の償還を免除できる規定を設けたこととあります。改正の第六点は、現行法第二十八条第一項及び第二項の削除であります。第一項は、旧大蔵省預金部からの借入金利息に対し政府が補助金を交付し得る規定でありまして、現在預金部からの借入金は殆んどその償還を完了いたしましたので、不必要な規定として削除するものであります。第二項は、学資を貸付されました者の死亡によつて生ずる日本育英会の損失を政府の補助金によつて補い得る規定でありましたが、この規定は改正の第五点が適用されますので不必要な規定となるわけでありまして、改正の第七点は、日本育英会の役員に対する罰則につきまして、過料の金額を現在適当であると思われる額にまで引上げたこととあります。

次に委員会におきましての質疑応答の主なるものを申し上げます。先ず、大学院学生に対しては貸与でなく給費とする制度を復活できないかとの質問に対しましては、諸般の情勢から本改正法案に盛り込まれたように償還免除の制度を設けた旨の説明がありました。又、教育職員の償還免除規定になぜ義務教育に関する教育職員のみを別途に取上げたかとの質問に対しましては、旧制師範学校時代の給費制度に準じて義務教育関係の教員数を確保するための措置である旨の

説明がありました。次に、政府貸付金を毎年度予算の範囲内と明記することは、貸付金が時の事情によつて伸縮自在となり、育英事業の運営に支障を生ずることはないかと、質問に對しましては、育英事業の運営については政府において十分考慮を払う旨の答弁がございました。更に、今回の改正によつて削除された大蔵省預金部よりの借入制度を将来とも抛擲するのであるかとの質疑がございましたが、大蔵省預金部の現在の運営方針では借入制度復活の期待は薄いと、説明がございました。その他の質疑応答の詳細は会議録に譲ることいたします。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、須藤委員から、育英会法そのものの精神には反対しないが、その内容が不徹底であることを遺憾とする、即ち、育英資金は貸与でなく給与とすることを考えるべきであるとして、本案に反対の意見が述べられました。相馬委員からは、本案において、貸与金の無利子、返還延免の制度を設けたことは同感であるが、育英制度に對しては今後十分の予算措置を考慮すべきことを政府に要請する旨の賛成意見を開陳せられました。

討論を終りまして採決に入りました結果、結局、委員会は本法案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上を以て御報告いたします。

農村の創成を見ることは、明らかであると申さなければなりません。この問題の解決に資しますために、ここに本法律案を提出いたしました次第であります。以下その内容の主なる点について申し述べることといたします。

第一条は、本法律案の目的を規定いたしております。即ち畑地地域に對しまして総合的な計画に基づき事業を実施して、かんがい施設を設置するとともに区画整理、客土等の土地改良事業を施行し、耕種改善等の農業技術の高度化をはかることによりまして、急速に生産に効果をあげ、食糧その他農産物の増産に寄与することを目的といたしております。

第二条は、この法律でいう畑地地域の内容をうたつたものであります。畑地の土壌即ち砂土、砂壤及び火山灰土、それから地下水位その他の事項は、政令で基準を示し且つ、これらの畑地が集団的に存在しなければならぬこととしました。

第三条から第十二条までの各条は、湿田単作地域農業改良促進法に準拠し、第三条に農林大臣の地域指定を、第四条に都道府県知事の区域指定を、第五条、第六条、第七条、それぞれ市町村長、都道府県知事、農林大臣の定める農業改良計画を、第八条に事業の実施に必要な経費を、第九条に農業改良計画の内容を、第十条に農業改良計画の実施を掲げております。

それから第十一条及び第十二条に畑地農業改良促進対策審議会の設置及び権限並びに審議会の組織を規定した次第であります。以上簡単に御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上すみ

◎畑地農業改良促進法

(昭和二八、八、一三、法二〇五)案

一、提案理由(七月二十九日)

○金子委員 たいま議題と相なりました畑地農業改良促進法案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のごとく、わが国の耕地面積約五百万町歩のうち畑地面積は、二百万余町歩にも及び水田面積にも匹敵する面積として広く全国に分布してゐるのであります。しかるに従来は、畑地農業につきましても、一般的に灌漑施設がなく、自然の降雨によつて灌漑を行つてゐる状態でありまして、栽培技術及び栽培品種も固定化し、またその豊凶は、もつぱら自然的な降雨条件によつて左右せられる結果ともなり、農業生産力は一般的に低いといえるのであります。そこでこれらの畑地のうち河川もしくはため池または地下水により灌漑し得る可能な畑地に對し、農業改良計画によつて、灌漑施設の設置その他の土地改良及び農業技術の普及改善を行うことにより、土地利用の高度化をはかるならば、比較的短期間のうちに飛躍的な増産効果を發揮し得ることは、まつたく疑う余地がないのであります。またこれらの地域における農民は、今まで食糧の生産に貢献して参りましたが、今後強力な施策によつて米穀その他の農産物の生産の増強に精進するのはもちろん、農業経営の安定を得て健康なる

やかに御可決あらんことを切望いたします。

なおただいま安藤委員から、詳細にこの法律の提案に對する考え方、あるいは今後の行き方について、提案者の考えるところを述べるといふふうなお話がありましたので、その点について申し上げます。

まず第一に、この種の法律がたくさん出ておるのに、なぜ畑地振興に對する独立した法律を出さなければならぬか、かういふことがまず第一に疑問になる点であろうと存じますが、これは今までの土地改良法によつて実施し得る事業のうち、その土地の特殊性ごと一つの立法をいたしたのであります。が、煩瑣であつて、かういふ必要はないというふうな考え方も、一応私どもわかるのであります。けれども、今までの総合的な土地改良のわくで行きますと、いつもその予算獲得というものに非常に至難を來しております。ところが今度の場合は、どうしても今後の日本農業の革新的な一つの行き方として、畑地と水の連繫というものをもつと強度に持ちたい、いわゆる畑地かんがいというものは、いろ／＼の形において、今後の畑作農業に確信を持たしたいという点から、今年度修正予算におきまして、十億の食糧増産費を増加いたしました。そのうち二億二千万円を既定予算に加えて、約三億円の金をこの畑地かんがいに使えるように仕組んだのであります。そこでその三億円を組みましたが、今までのような考え方で参りますと、たいま説明にも申し上げましたが、一単位の経営規模が大きいということとでありますので、一般土地改良の基準によりますと、畑地かんが

いの特異性を殺してしまう気がありますので、特に今までの法律がありますけれども、予算の関係からして、この法律を出さなければならなかつたことが一つ。もう一つには、事業施行上ほかの土地改良とまた特殊な立場にあるということ、いわゆる経営面積が、たとえば地下水のごときものを使う場合には、相当小さい面積でもこれを対象にし得るということでない、この法律が生きて参りませんので、そういう点からこの法律を特殊な一つの一本法律として出したわけがあります。

そこで、それならば今後どのくらいを提案者は希望しておるかという、この問題につきましては、大蔵省の考え方も、今まで相当強く出ておるらしいのでありまして、農林省一存では行かぬと思いますが、少くとも一単位五町歩程度のものを生かして行かなければならない。ことにこの土地改良事業に総じて言われることでありますが、国営ないしは県営というような大規模のものほど農民自体の積極性は欠けるのであります。いわゆる上の方でそういうことをきめてくれたというような感じが強くて、おれたちがこれをやつて、そうして増産を上げるんだという觀念が乏しくなるのであります。従つて同じ予算をとりまして、その予算が、その事業遂行上に相当きゆうくつな場合がありまして、小規模の土地改良の場合は、農民個々の自覚によつて、努力奉仕あるいはその他の方法によつて、これをやりとげることができ得るのでありますけれども、大規模の事業になりますと、一つの制度がやる仕事かのような形がありますので、みずから積極的に犠牲を払うという関心が薄くなるの

であります。これは実例に照し合せて、各所に見られる点でありますので、この点を、この国費の少い中で、その国費を最高度に使おうとするならば、むしろこの小規模のものから手をつけて行く方が、はるかに国費を有効に使えるゆえんである。こういうことを提案者といつたしましては強く考え、それには、畑地かんがいに対しましては、別の考え方を持つてもらおうという考え方をしたわけでありませう。

それから畑地のかんがいということに対して、もう一つ提案者が非常に希望しておりますことは、日本の今までの農業経営が、水田と畑というものを極端にわけまして、水田は四六時中水に浸つておる。畑は人工的に水をかけるといふことは、ほとんど特例にしか、行われなかつたというのが、最近畑地かんがいの実績を見ますと、ある地帯においては、まきつけの当時は、畑の管理をしているが、非常に土地の環境がよろしい場合には、第一回の除草以後は、ほとんど水田としての特徴を持った管理をしているようなりつばなところもありませうし、また不幸にして旱魃で一気にやられるものを、それを貯水しました水によつて、旱魃を未然に防ぐというような、旱魃除けの形において畑地灌漑がなされているものもあり、そのやり方は非常に区々まち／＼であります。その土地の土性と、水利の状況によつて、非常に有機的な弾力のある農業経営、農家生産技術というものが、今後発展して参るのじやないか。そういうことによつて、食糧の絶対数というものを多く確保できることが一つあります。もう一つは、全国的に見まして、畑地専門の農家経営というも

のは非常に脆弱性があるのであります。何と申しましても、日本の農家というものは、食糧——ことに米という基礎食糧をとること、現金収入の前にまず基礎食糧を確保するということが、農業経営、農家生活安定の基礎であります。しかるに畑地地帯におきましては、あるいは養蚕、あるいは蔬菜栽培のごとく、その生産物が、景気よろしいときには非常に有利になり、有頂天になるのでありますけれども、その波が非常にはげしいために、常に生活の安定がはかれないというのが、畑地農業の通念であります。そこでその畑地農業地帯に対して、陸稲その他の主食というものを、安全な形においてつくるということは、国の絶対食糧をふやすと同時に、その畑地農業地帯の農家経営の基礎をかたくして行くという、こういうふうな大きな役割をねらつておるわけでありませう。そういう大きな観点からいたしますと、むしろ、この畑地灌漑の問題は、今日まで大きく取上げられなかつたこと自体が非常にふしぎなのであります。この取上げられなかつた理由というものは、さいぜん申し上げたように、日本の習慣といつたしまして、水田という特殊なものを持つておる。そして畑というものは水をかけるものではないというふうな長い習慣が、そうさせたのでありまして、今後、この狭い農地から、いかにして絶対生産の量をあげるかという観点から見ますと、この畑地農業を水によつて高度化して行くというところに、私どもは非常な期待を持つておるわけでありませう。

二、三つ加えて御説明申し上げたわけがありますが、なお、この問題につきましては、法律そのものよりも、この法律を実施する

方法について、たくさん疑問があるかと存じますので、その点等につきましては、幸い本日は大蔵省関係、あるいは農地局関係も来ておりますので、十分御検討くださらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院農林委員長報告(七月二十九日)

(土地改良法の一部を改正する法律(昭二八―法一八三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林委員長報告(八月七日)

○片柳眞吉君 只今議題となりました畑地農業改良促進法案につきまして、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

この法律案は、総合的な計画に基いて畑地地域における畑地の改良及び農業技術の改善を行い、以て農産物の急速な増産を図ることを目的としたものでありまして、その内容は主要次のようであります。

第一は、畑地地域及び畑地地区の指定でありまして、畑地地域は農林大臣が畑地農業改良促進対策審議会の意見を聞いてこれを指定し、畑地地区は知事が農林大臣の定める基準に従つて指定するのであります。第二は、農業改良計画の策定についてでありまして、市町村長は所定の手続を経て当該地区の農業改良計画を定め、都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを参酌して都道府県の農業改

良計画を定めて農林大臣に提出し、農林大臣はこれを参酌して畑地農業改良促進対策審議会の意見を聞いて国の計画を定め、当該都道府県知事に通知しなければならないこととし、第三は、経費等についてでありまして、政府は農業改良計画の実施に必要な予算的及び資金的措置を講じなければならないこととし、第四は、畑地農業改良促進対策審議会についてでありまして、本法の運用に關して農林省にかかる審議会を設置することになつております。

委員会におきましては、提案者代表及び農林当局との間に、本法律案の目的とするような畑地の改良は、現行土地改良法によつて行うことができるのではないか等、かかる特殊立法を必要とする理由、本法も含めてすでに制定されております各種特殊地帯立法の取扱方、本法律案の予算的裏付け、食糧増産基本政策と本法律案との關係、畑地改良の技術等、諸般の事項について質疑が行われたのでありまして、これが詳細は會議録によつて御了承願いたいのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、白井委員から、提案者が確認されたように、本法律案の施行によつて急速且つ確実に農業生産が増強されることを期待すると述べて賛成せられ、続いて雨森委員から、本法成立の上は、政府においてこれが実施のため必要な予算的裏付けに遺憾なからしめることを希望して賛成があり、続いて採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。

の処分不服のある事業主は、社会保険審査会に審査の請求ができることになつておりますが、いずれの場合におきましても、社会保険審査会の決定に承服できない場合におきましては、裁判所に出訴できることと相なつておるのであります。

この制度は、健康保険法の施行とともに創設されたのでございますが、最近におきまします社会保険審査会に対する審査請求件数は逐年増加し、現行制度のもとにおいては各委員の努力にもかかわらず、現在すでに百六十件の審査請求が未処理となつておるのであります。しかもならざ別途提案申し上げております健康保険及び厚生年金保険の適用範囲の拡大並びに日雇労働者健康保険の創設、またこの法案による審査事項の拡張によりまして、審査請求件数は、ますます増加するものと予想せられるのであります。本制度本来の目的である簡易迅速に被保険者及び事業主の権利を保護救済するという実をあげることが困難となつたのであります。これが今回本法案を提出するに至つた理由であります。これによつて、審査の能率を上げるとともに、その公正を期したい所存であります。

次に法案の要点について申し上げます。第一に、社会保険審査会の構成であります。現行の審査会は、公益、被保険者の利益及び事業主の利益を代表する非常勤の委員によつて構成されておりますが、これを内閣総理大臣が国会の承認を得て任命いたしますところの、特別職たる常勤の委員長及び委員二名をもつて組織することとしたのであります。他面現行制度におきまして、被保険者の利益及び事業主の利益を代表する委員が果して参りました

◎社会保険審査官及び社会保険審査会法

(昭和二八、八、一四、法二〇六)

一、提案理由(六月三十日)

○山縣國務大臣 たいだいま議題となりました社会保険審査官及び社会保険審査会法案につきましてその提案理由を御説明申し上げます。

わが国の社会保険は、昭和二年に健康保険法が施行されましたのを初めといたしまして、逐次進歩改善を遂げましたのでございますが、今日健康保険の被保険者は、被扶養者を含めると約二千万人、船員保険が同じく四十万人、厚生年金保険の被保険者は約六百万九十万を算するに至つたのであります。国民生活の安定に寄与することにはなほ大であります。それに伴ひまして、これら保険の被保険者及び事業主の権利保護の問題も著しく重要性を帯びて参つたのであります。

現行制度におきましては、健康保険法、船員保険法及び厚生年金保険法に基く保険給付の処分不服のある被保険者は、各都道府県に置かれておりますところの、独任制の社会保険審査官に審査の請求ができ、その社会保険審査官の決定に不服のあります者は、厚生省に置かれておりますところの、社会保険審査会に審査の請求ができることとなつております。また保険料の賦課、徴収、滞納弁済の機能は、利益代表者に引継ぐこととしたのであります。

第二に、審査事項であります。これは従来保険給付及び保険料の賦課、徴収、滞納処分に限られておつたのであります。健康保険法、船員保険法及び厚生年金保険法の一部改正に伴ひまして、標準報酬に關する処分につきましても、審査の請求を認めることとしたのであります。

第三に、審査手続であります。被保険者及び事業主の権利救済に万全を期するため、この機会に若干の整備を行つたのであります。

以上をもちまして、提案の理由を御説明申し上げた次第であります。が、なにとぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことを切望いたします次第であります。

二、衆議院厚生委員長報告(七月十六日)

○松永佛骨君 たいだいま議題となりました社会保険審査官及び社会保険審査会法案、及び医師等の免許及び試験の特例に關する法律案の審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、社会保険審査官及び社会保険審査会法案について申し上げます。

最近における社会保険審査会に対する審査請求件数は、社会保険の適用範囲の拡大等に伴ひ、ますます増加するものと予想せられるのであります。本制度本来の目的である、簡易迅速に被保険者及び事業主の権利を保護救済するという実をあげることが困難となりましたので、これを改正し、審査の能率を上げるとともに、その公

正を期そうとするのが、政府の本法案提出の理由であります。本法案の詳細については速記録によつて、了承賜りたいと存じます。

本法案は、六月二十九日本委員会に付託せられ、七月十一日までの間審議を行い、ことに審査官の数及び任命の手続、審査会の構成等に関し、きわめて熱心なる質疑応答が行われたのであります。かくて、七月十日質疑を終了し、同十一日討論に入りましたところ、自由党を代表して田中委員、改進黨を代表して古屋委員、自由党を代表して亘委員より、それ／＼希望を付して賛成の意見が述べられ、次いで、日本社会党を代表して柳田委員、日本社会党を代表して杉山委員よりは、審査会の構成、審査委員の任命等が非民主的である等の理由をあげて反対の意見が述べられたのであります。討論を終了し、採決に入りましたところ、本法案は多数をもつて原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、医師等の免許及び試験の特例に関する法律案について申し上げます。

本案の要点は速記録によつて御了承賜りたいと存じます。本法律案は、七月一日本委員会に付託せられ、同五日政府より提案理由の説明を聴取した後、熱心なる審議が行われ、七月十日質疑を終了し、同十一日討論を省略して採決に入りましたところ、本法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

三、参議院厚生委員長報告(八月十日)

○堂森芳夫君 只今議題となりました社会保険審査官及び社会保険審査会法案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びにその結果について御報告いたします。

この制度は健康保険法の施行と共に創設されたのでありますが、最近、社会保険の拡張によりまして、審査請求件数はますます増加するものと予想されますので、本制度本来の目的である簡易迅速に被保険者及び事業主の権利を保護救済するという実を挙げることが困難であるとの理由から、本改正案の提出を見た次第でありまして、これによつて審査の能率を上げると共にその公正を期したいというのであります。

次に法案の要点を申し上げますと、第一に社会保険審査会の構成であります。現行の審査会は、公益、被保険者の利益及び事業主の利益を代表する非常勤の委員によつて構成されておりますが、これを内閣総理大臣が国会の承認を得て任命いたしますところの特別職たる常勤の委員長及び委員二名を以て組織することとしたのであります。第二に、現行制度におきまして、被保険者の利益及び事業主の利益を代表する委員が果して来た弁護的機能は、利益代表者に引継ぐこととしたのであります。第二に、審査事項であります。これは、従来、保険給付及び保険料の賦課徴収、滞納の処分に限られていたのでありますが、健康保険法、船員保険法及び厚生年金保険法の一部改正に伴いまして、標準報酬に関する

処分につきましても審査の請求を認めることとしたしておるのであります。第三に、審査手続であります。被保険者及び事業主の権利救済に万全を期するため、この機会に若干の整備を行なつてあるのであります。

厚生委員会におきましては、審査会における労使及び中立によるいわゆる三者構成の原則、並びに審査能率、手続等、民主的運営に関する基本問題について熱心なる質疑が重ねられました。その詳細については速記録に譲ります。

かくて質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、加藤委員より社会党第二控室を代表し、本案に反対の意を表せられ、又、湯山委員より社会党第四控室を代表して、本案に反対の意を表せられました。討論を終結し、採決に入りましたところ、多数を以て衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、林委員より、次の附帯決議案を附すべき動議が提出され、採決の結果、林委員提案の通り多数を以て可決されました。附帯決議案を朗読いたします。

附帯決議

社会保険審査会においては、事業主及び被保険者の権利救済の万全を期するため、所謂三者構成の実を挙げることができるよう民主的運営を行い、審査能率の向上を図ることを要望する。

以上御報告申し上げます。

◎日雇労働者健康保険法

(昭和二八、八、一四、法二〇七)

一、提案理由(七月七日)

○中山政府委員 ただいま上程いたしました日雇労働者健康保険法案につきまして、その提案理由を説明申し上げます。

健康保険制度は広く一般被用者を対象としていたものであります。被用者全部に本制度を適用することが望ましいのは、申すまでもないところであります。政府といたしましては、昨年以來鋭意調査検討を重ねて参りました結果、別途提案いたしております健康保険法の一部改正法律案により、その適用範囲を拡張いたしますとともに、各方面の要望にこたえ、ここに日雇労働者健康保険法案を提案申し上げた次第であります。本制度を健康保険法と別個の制度といたしましたのは、日雇労働者の就労の実態に照らし、健康保険の制度と同一の運営をはかることが困難であると考へたからであります。

次に法案の要点について申し上げますと、第一に、適用の対象といたしましては、まず健康保険の適用事業所に使用される日雇、労働者を被保険者として健康保険との制度的均衡をはかるとともに、失業対策事業または公共事業に就労する者を被保険者として日雇労働者の生活実態に即するよう配慮いたしました。

第二に、保険給付につきましては、保険料負担の点を考慮いたしまして被保険者及び被扶養者に対し、健康保険に準じて療養の給付及び家族療養費を支給することとし、その期間は三ヶ月といたしました。なお、療養の給付または家族療養費を初めて受けようとする日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日以上の保険料が納付されていることを受給要件として、日雇労働者の就労の実態と日雇労働者に対する失業保険との調整を考慮することといたしております。

第三に、保険料につきましては、日雇労働者に対する失業保険の方法を取入れ、一級と二級とに区分して、事業主に印紙をもつて納付させることとしたのであります。

以上、法律案の概要について説明申し上げましたが、本制度はとりあえず健康保険の最も主体をなす療養の給付及び家族療養費を内容として制度の発足を企図いたしましたわけでありまして、なお、将来諸種の要件の具備をまつて、漸次その充実をはかりたいと存する次第であります。

以上をもつて提案の理由を説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上すみやかに御決定あらんことを切望いたします。

二、衆議院厚生委員長報告(七月二十八日)

○小島徹三君 たいま議題となりました日雇労働者健康保険法案につきまして、厚生委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

印紙をもつて納付させることといたしておりますのであります。

本法案は、六月二十日本委員会に付託せられ、七月七日政府より提案理由の説明を聴取したのであります。同じく六月二十日、八木一男君外十名提出の日雇労働者健康保険法案が本委員会に付託せられましたので、七月七日提案者八木一男君より提案理由の説明を聴取した後、政府提案の法案と並行して審査を行つて参つたのであります。特に適用対象の範囲、給付の内容、受給要件、保険料並びに国庫負担等の諸点について、きわめて熱心なる質疑応答が行われたのであります。

かくして、政府案は本月二十一日、両派社会党案は同二十四日、それぞれ質疑を打ち切り、昨二十七日両案を一括して討論に入りましたところ、自由党を代表して青柳委員、改進黨を代表して古屋委員より、それ〴〵国家財政の現状よりして、ただちに給付費半額の国庫補助は困難なる点をあげ、かつ近き将来における内容改善を強く政府に要望して政府案に賛成、両派社会党案に反対の意見が述べられ、日本社会党を代表して柳田委員よりは、社会保険立法として政府原案はむしろマイナスであるとの理由をもつて、また日本社会党を代表して杉山委員よりは、内容の貧弱なる点をあげて、それ〴〵政府原案に反対、両派社会党案に賛成の意見を述べられたのであります。次いで採決に入りましたところ、多数をもつて政府原案通り可決すべきものと決した次第であります。

地方財政法の一部を改正する法律

次いで、改進黨の山下委員より次の附帯決議が提出せられ、可決

健康保険制度が広く一般被用者を対象としているものであり、全被用者が本制度の利益を享受すべきにもかかわらず、日雇労働者はいまだその被保険者になることができず、現行制度の利益にあずかり得ない実情であります。しかるに、日雇労働者は、就労の浮動、低賃金等のため常に生活基盤が不安定であり、傷病によつてただちに深刻な困窮に陥ることの多い現状にかんがみ、これに健康保険制度を創設して療養の給付及び家族療養費の支給を行おうとするのが、政府の本法案提出の理由であります。

本法案の要点について申し上げますれば、まず第一は、本保険制度の被保険者は政府といたしております。第二に、適用の対象としたしましては、まず健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者を被保険者として、健康保険との制度的均衡をはかるとともに、失業対策事業または公共事業に就労するいわゆる日雇労働者を被保険者としておるのであります。第三に、保険給付につきましては、保険料負担の限度を考慮いたしまして、被保険者及び被扶養者に対し健康保険に準じて療養の給付及び家族療養費を支給することとし、その療養期間は三箇月といたしております。第四に、受給要件としては、被保険者が疾病にかかりまたは負傷した日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日以上の保険料が納付されていることを必要としておるのであります。日雇労働者の就労の実態と、日雇労働者に対する失業保険との制度的バランスを考慮することといたしております。第五に、保険料につきましては、日雇労働者に対する失業保険の方法を取入れ、一級と二級とに区分して、事業主に

せられたのであります。朗読いたします。

日雇労働者健康保険法案(内閣提出第六〇号)附帯決議

政府原案は日雇労働者の保護に必らずしも満足の効果を与えるものとは思われぬから、その実施に当つて政府は、次の事項に充分に留意することを要する。

- 一、本法案がその所期の目的を達成し得るため、政府は全責任を以て、その運用に遺憾なきよう十全の努力を払うこと。
 - 二、本案の実施に関しては、政府は将来、社会保険制度の体系確立上支障を生ぜざるよう充分指導すること。
- 右決議する。
- 以上御報告申し上げます。

三、参議院厚生委員長報告(八月七日)

(社会福祉事業振興会法(昭二八―法二四〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎地方財政法の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一四、法二〇八)

一、提案理由(六月二十三日)

○塚田国務大臣 たいま提出いたしました地方財政法の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

終戦後インフレーションの抑制と経済の安定に寄与いたしますため、地方財政の面においても極度に健全財政の方針を貫き、地方公共団体が地方債をもつて財源とすることができるときは強く制限して参つたのであります。

しかしながら、近來ようやく経済も安定の段階に入つて参りましたし、他面規模の小さい団体の多い地方財政の面においては、公用施設といえども臨時に多額を要する経費を一般財源でまかなうことを一律に強制することは困難でありますので、一面には地方債をもつて財源とすることができるときは、他面地方債の分量を増加するとともに公募債によつても、相当の資金を集めることができるとする必要があるものであります。これがこの法律案を提出する理由であります。

以下内容の概要を御説明申し上げます。

改正の第一は、地方公共団体が公用施設の建設事業費の財源とする場合においても、地方債を起すことができるものとするのであります。地方財政法が制定せられました昭和二十三年のころは、なお悪性インフレーションの進行しているさ中でありまして、その経済情勢を背景として、健全財政を確保いたして参りましたためには、住民一般の使用する公共施設の建設については、地方債をもつてその財源とすることを認めても、行政全体の直接の用に供する公用施設は、地方債をもつてその建設費に充てることは認めないのも、やむを得ないと思はれておりました。しかしながら、これらの規定が実施されて四年有余を経た今日、経済情勢も大いに異なつて参りました。

たので、臨時に多額を要する経費について、年度間の調整をはかるうとする地方債の本来の機能を發揮せしめて、公共施設のみでなく、公用施設の建設についても、地方債をもつてその財源とすることを認めるのが適當ではないかと考えられるに至つたのであります。

改正の第二は、公募債を中心として地方債に関する規定を整備しようとするものであります。地方債は従来そのほとんど全部を政府資金によつてまかなわれ、民間資金を募集するいわゆる公募は、ほとんど行われなかつたのであります。昭和二十八年度においては、地方財政計画上八十億円の公募資金を予定しているものであります。これらの地方債を育成し、その信用を高めるためには規定を整える必要があるものであります。

その一は、公共施設または公用施設を建設するために起した地方債の償還年限は、当該施設の耐用年数を越えないようにしなければならぬものとするのであります。償還年限を耐用年数以上に延長いたしますと、当該地方債によつて建設した施設が老朽し、再建のため再び資金を借り入れなければならない際、いまだ旧債が償還されていないということになつて、いたずらに債務が加重して参るのであります。その結果は、財政を健全な基盤の上で運営することができなくなつて、地方債償還についての信用をも損するに至るおそれがあるからであります。

その二は、証券発行の方法による地方債の発行及び償還について、技術的な事項を政令で規定するものとするほか、この種の地方債について割引発行及び抽籤償還をすることができる旨の規定を設

けることとあります。

その三は、証券発行による地方債について商法の社債に関する規定の一部を準用することとあります。証券による地方債について、公衆の保護をはかる必要がありますため、募集の委託を受けた、いわゆる受託会社の権限及び業務について、商法の規定の一部を準用し、一面には、地方債権者のために、地方債の償還を受けるに必要な一切の裁判上または裁判外の行為をなす権限を保障することに より、受託会社が、地方債権者にかわつて適切な行為を行うことができるものとし、他面には受託会社が地方債の償還を受けた場合は、遅滞なくその旨を公告するものとするほか、受託会社が二以上あるときは、地方債権者に対し、連帯して償還額の支払いをなす義務を負うものとしたのであります。

その四は、資金調達を容易ならしめるために、地方公共団体が一部事務組合を設けて起す地方債については、当該組合と当該組合を組織する地方公共団体が連帯してその償還及び利息の支払いをなす責に任ずるものとするのであります。

その他、個人に対する市町村民税の所得割について、標準税率とみなすべき場合の税率の算定方法を規定し、地方公営企業法の施行により、不必要となつた規定を削除する等必要な規定の整備を行つております。

以上地方財政法の一部を改正する法律案の概要を御説明いたしましたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします次第であります。

二、衆議院地方行政委員長報告(七月十六日)

○中井一夫君 ただいま議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案に関する地方行政委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は地方債の制限の緩和と地方債の信用を高めることを主たる目的とするものであります。詳細は一切速記録に譲ります。

本案は、六月十六日本委員会に付託せられ、慎重審議を重ねました上、七月八日質疑を終了いたしましたところ、自由党、改進黨、日本社会党両派の四党共同提案による修正案が提出せられました。すなわち、修正の第一点は、本法第五条第一項第五号に関する政府の修正案の文言を改め、「その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、」その他の土木施設等の文字を加えることによつて、これらの施設の財源として地方債を認め得ることを法文上明らかにすること。修正の第二点は、本法附則第三十三条の地方債の特例中、自治体警察の創設に伴う施設の建設費については当分の間地方債を財源とすることを認められるのを、さらに、自治体警察の整備についても起債を認められるよう改めることとあります。討論を経て採決に付し、修正案は全会一致、修正部分を除く原案は賛成多数をもつて可決せられましたので、本案は修正議決すべきものと決定した次第であります。

次に、町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案につき、本委員会における審議の経過並びに結果を御報告いた

します。

本案の提出理由は、警察法の規定によりますと、十月三十一日まで警察を維持しないことに決定した旨の報告が内閣総理大臣に対してなされたときは、翌年四月一日に警察維持の責任転移が行われることになつておるのであります。しかるに、若干の町村は、財政困難等の理由よりいたしまして、右四月一日を待つことができず、すみやかにその転移を切望するものがあります。しかも、その実情やむを得ないと認むべきものがありますので、警察法の規定の特例として、昭和二十八年八月三十一日まで一定の手續を完了した町村については、同年九月一日に責任転移の時期を繰上げる道を開かんとするものであります。

本案は、七月十一日加藤精三君から提出せられ、慎重審議し、討論採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決せられました。

なお、この議決につきましては、特に委員会一致の希望がありますので、この際これだけをつけ加えて申し上げます。西日本水害等の特殊事情を特に考慮したのであるが、本案が警察法の規定に対する特例でありますから、かかる特例をたび／＼いたしますことは、警察法そのものの修正にかわるものであり、また立法院の權威にかかわるものであるのにかんがみまして、将来かかる法案を提出しないようにいたしたい、こういう嚴重な希望があつたことをつけ加えて御報告いたしておきます。

三、参議院地方行政委員長報告(七月二十七日)

○内村清次君 只今議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

本法律案は、第一に学校、河川、道路、港湾等の公共施設のほかに、直接行政目的の利用に供する庁舎等の公共施設の建設につきましても、地方債を以てその財源とすることができるとすることであり、第二に、地方債は、従来その殆んど全部を政府資金によつて賄つて参つたのでありますが、将来は、地方財政計画上当額の公募資金を予定し、そのために、公共施設又は公用施設を建設するために起した地方債の償還年限は、当該施設の耐用年数を超えないようにすると共に、証券発行の方法による地方債につきましては、その発行及び償還に関する技術的な事項を政令で規定するほか、割引発行及び抽せん償還の方途を認め、又、これに対し、商法の社債に関する規定の一部を準用する等、公募債を中心として、地方債に関する規定を整備することを主要内容とするものであります。

本法律案に対しまして、衆議院におきましては、二点において修正が行われております。即ち、第一点は第五条第一項第五号中の改正に関するものでありますが、厚生施設、消防施設等、公共施設、公用施設の具体的例示を増加したに過ぎないものでありまして、別に原案と内容を異にするものではありません。第二点は、附則第三

十三条中の改正に関するものでありまして、従来認められていた自治体警察の創設のほか、その整備に伴う施設の建設費に対しましても起債の途を認めんとするものであります。

本委員会は、七月二十三日及び二十五日の両日に亘り、政府委員との間に質疑応答を重ねましたが、その詳細は速記録により御承知をお願いしたいと存じます。次いで討論においては別段の発言もなく、全会一致を以て衆議院修正送付の原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上御報告申し上げます。

◎地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一四、法二〇九)

一、提案理由(六月三十日)

○青木(正)政府委員 ただいま議題となりました地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容の概要について、御説明申し上げます。

各地方団体に対して交付すべき地方財政平衡交付金の額の算定に用います単位費用につきましては、給与改訂に要する経費や市町村教育委員会設置に要する経費の年間所要額等を算入することとするため、これを増額する必要が生じている反面、別途国から地方公共団体に交付されることとなつた義務教育費国庫負担金相当額等を控

除することとするため、これを減額する必要も生じているのであります。

これに加えまして地方税法の改正案との関連におきまして、個人に対する市町村民税の所得割にかかる基準財政収入額の算定方法に関する規定を整備する必要があるのであります。これらが、この法律案を提出するおもなる理由であります。

以下改正しようとする内容の概要について申し上げます。

改正の第一は、単位費用を改訂しようとするのであります。その一は、義務教育に従事する教職員の給与関係費、児童保護措置費及び義務教育教材費に対し、それ／＼国庫負担金制度が復活ないし新設されることになりましたので、これらにかかる基準財政需要額から国庫負担金相当額を減額することに伴う単位費用の改訂であります。すなわち、道府県分の小学校費及び中学校費並びにその他教育費に含まれている盲聾啞学校費のうち義務制の児童生徒にかかる基準財政需要額から教職員給与関係費の五割を減額し、道府県及び市町村の社会福祉費にかかる基準財政需要額から児童の保護措置に要する経費の八割を減額し、市町村の小学校費及び中学校費のうち学級数及び児童または生徒数を測定単位とするものから、国が負担する教材費相当額を減額する方針のもとに、それ／＼当該単位費用を改訂することいたしました。

その二は、給与改訂に伴う単位費用の改訂であります。昨年十一月から行われました給与改訂の結果、標準的な団体または、施設に配置されるものとされた職員の給与に要する経費は増加いたします

ので、これらの団体または施設において、当該行政項目について必要な経費を測定単位の数値で除して定められる単位費用は、それより増加する訳であります。従いまして反面、また橋梁費、戦災復興費及び災害復旧費の単位費用については、その算定に当り職員の配置を予想しておりませんため、給与改訂による増額はないのであります。

その三は、恩給費の算入がこれに伴う単位費用の改訂であります。恩給費は、従来、各行政項目に配置された職員に伴つて、各経費ごとの単位費用中に算入いたしておりましたが、地方団体ではこの種の経費は一括して経理していただきますので、警察、消防費及び教育費を除きその他の経費の単位費用中に算入されておりましたものは一括してその他の行政費のうちその他の諸費の単位費用中に算入することとしたのであります。

その四は、各種法令の制定改廃その他に伴う単位費用の改訂であります。すなわち石油関係資材統制の撤廃によるこの種経費の産業経済費からの減額、市町村教育委員会に要する経費の平年度所要額算入のための、その他教育費の増額、学校建物単価の引上げ等による教育費等の増額などであります。

改正の第二は、測定単位を改正しようとするのであります。その一は、港湾費にかかるものであります。現在港湾における船舶の出入トン数を測定単位としておりますが、トン数が毎年度かなり大幅に変化したに参りました上に、その変化が港湾費として地方団体が消費いたします港湾管理費や港湾施設費と必ずしも、直接の関

係があるとも考えられないのであります。もちろん港湾の態様というものは、千差万別でありまして、それらの財政需要を機械的に、しかも的確に測定するということは、技術的に困難なものであります。種々検討の結果、港湾における船舶の出入トン数よりも、港湾における繋船岸の延長と港湾における防波堤の延長とを併用いたしました方が、はるかに合理的であると考えられましたので、これをもつて測定単位としようとするのであります。この改正の結果は、個々の港湾について財政需要額に若干の異動は免れないのであります。総額においては従前の額を維持することとなっております。

その二は、社会福祉費にかかるものであります。社会福祉費の測定単位につきましては、人口のほか、当分の間、児童福祉施設入所者数と被生活保護者数を用い、それより児童保護措置費及び生活保護費を測定することとしたのであります。

しかしながら、経費をあまり細分して測定いたしますことは、一般財源としての地方財政平衡交付金について、とかくひもつき財源のごとき感じを与えるおそれがありますし、本年度からは、児童保護措置費が生活保護費と同様、八割国庫負担となる関係もありませんので、この特例は廃止することとしたのであります。

その三は、公債費にかかるものであります。公債費と申しますと、土木、衛生その他各種の行政費に充てた地方債の元利償還額を全部ここで測定するかの誤解を与えますので、この本来の趣旨にかんがみ、その名を災害復旧費に改めるほか、測定単位は、現在災害

復旧事業費及び防空関係事業費の財源に充てた地方債の元利償還金となつておりますのを、災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金のみで改めたいのであります。

防空関係事業費の財源に充てた地方債の元利償還金を廃止いたしましたのは、この事業は直接には災害復旧費には該当いたしませんのと、インフレーションの影響を受け、その元利償還金は現在ではきわめて少額なものとなつていからであります。

改正の第三は、道府県を通じ義務教育にかかる経費に必要な財源の保障を厚くするため道府県基準財政収入額の算定に用いる基準税率を地方税法で定められました標準税率の百分の七十から百分の八十に引上げようとするのであります。普通交付金の算定に用います基準財政需要額は、特別交付金及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定されるため義務的経費についても、ある程度圧縮されており、昭和二十七年分についてみますと、義務教育教職員の給与関係費にかかる基準財政需要額は、地方財政計画上のそれに対し、八八％程度となつていたのであります。そこで基準財政需要額に充てられるべき財源たる基準財政収入額を標準税率で算定された税収入見込額の七割から八割に増額する半面、この種の義務的経費は地方財政計画に算入されているものとおおむね同額を基準財政需要額として算定することとして、すべての道府県に対する財源保障の程度を高くすることと致したのであります。

改正の第四は、新たに個人に対する市町村民税の所得割にかかる

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律

基準財政収入額の算定方法に関する規定を設けようとするのであります。

市町村にかかる基準財政収入額は法定普通税について標準税率の七〇％すなわち基準税率で算定した収入見込額であります。しかし個人に対する市町村民税の所得割については、現在、地方税法上、課税方式の選択が許されており、基準財政収入額の算定においては、所得税額を課税標準とし、その標準税率百分の十八を用いておつたのであります。しかしながら、今回予定しております地方税法の改正法案によりますと、この種の標準税率が削除されることとなりますので、地方財政平衡交付金法中に、基準財政収入額算定の際用いる課税標準を所得税額とし、その税率を百分の十八分とすることを規定することとしたのであります。

以上内容の概要について御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

二、衆議院地方行政委員長報告(七月二十九日)

○加藤精三君 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案は、単位費用の改訂と、測定単位の改訂と、並びに府県の平衡交付金におきまして、基準財政収入額を算定するに用いますところの基準税率の変更を内容とするものでございますが、地方行政常任委員会におきましては、原案通り多数をもつて可決せられました。

なお、これに対しましては、両派自由党及び改進黨の側から附帯決議が付されておりました。この附帯決議も可決されました。附帯

決議の内容は、政府が策定しました昭和二十八年度の地方財政計画は、これに算入せられましたところの地方職員給与費の額が実情に沿わないものがあるので、さきに行われた予算の修正案の趣旨によつてこれを改めること、第二番目は、平衡交付金の計上額の増額の機会に単位費用その他本制度の全般にわたつて改善を加えて、その結果は次の国会において措置すること、この二つの事項を附帯決議として可決いたしておるのであります。

自治大学設置法は、自治庁の管轄下に自治大学校を設置することを主たる目的としている法律であります。本案は賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

第三番目の道路交通取締法の一部改正法律は、交通違反、交通事故等の際に行います公安委員会の運転者の営業免許の取消し、または停止処分に対しまして、この停止処分につきましては、公安委員会の定むる何箇月という一定の期間以上の停止処分について適用するのでございますが、新たに公開の聴聞会を行わなければならないこととした改正案であります。これに対しましては、もとより、運転者またはその代理者に、聴聞会に出て意見を述べ、証拠を提出することを認めておりますが、この当該の運転者、その代理者だけを保護するということになりましては、公共の利益が害されることにもなりませんので、さらにその被害者その他その事案の関係者にも出席させ、または事情を聴取したり、意見を聞いたりすることができるようにした方がよいという自由党側の修正案がございまして、その修正案をあわせまして、地方行政委員会において満場一致可決せられたのであります。

均衡上、実務の経験年数を一年短縮して三年とすることとした次第であります。但し、夜間に授業を行う短期大学では授業内容は二年制短期大学と同等のものでありますので、除外した次第であります。

改正の第二点は、引揚者等に対する免許の特例に関するものであります。建築士法施行当初の経過措置として、相当の実務経歴のある者に対しては、同法附則の定めるところにより、昭和二十六年四月三十日まで申請することによつて、試験によることなく、選考により建築士の免許が与えられたのであります。その後、選考に引揚げた者及び戦争犯罪者で釈放された者は、その特典を受けることができないのであります。本改正は、これらの引揚者等で前回の選考の当時これを受ける資格のあつた者に対して、試験によることなく選考により建築士の免許を受ける機会を与えようとするものであります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告(七月二十三日)

○久野忠治君 たいま議題となりました建築士法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本改正案の要旨を申し上げます。第一点は、一級建築士の受験資格に関するものであります。従来、短期大学の卒業生に対し

建築士法の一部を改正する法律

ちなみに、この道路交通取締法の一部改正法律は、社会党両派の地方行政委員会全員の提出でございまして、また法案が非常に適切な法律案でありますために、原案も、また修正案も、ともに満場一致で可決せられましたことを喜びとするものでございます。

三、参議院地方行政委員長報告(八月七日)

(地方自治法の一部を改正する法律(昭二八一法二二二)の委員長報告と一括して掲載)

◎建築士法の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一四、法二一〇)(衆)

一、提案理由(七月二十二日)

○田中(角)委員 たいま議題になりました建築士法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

改正の第一点は、一級建築士の受験資格に関するものであります。建築士法第十四条によりますと、一級建築士の受験資格としては、学校教育法による大学の卒業生に対しては、建築に関する実務の経験二年以上が必要であり、短期大学の卒業生に対しては、建築に関する実務の経験四年以上が必要になっております。しかし、短期大学には、修業年限が二年のもの、三年のものが、あります。三年制の短期大学卒業生については、四年制の大学卒業生との

ては、建築に関する実務経験四年以上が必要とされておりまして、短期大学には修業年限が二年のもの、三年のものが、あります。三年制の短期大学卒業生に対しては、特に実務経験年数を一年短縮して三年とすることにした点であります。第二点は、引揚者等に対する免許の特例に関するものであります。すなわち、建築士法施行当初の経過措置として、相当の実務経歴のある者に対しては、試験によることなく、選考によつて建築士の免許が与えられたのであります。当時海外にあつて、その後国内に引揚げた者、及び戦争犯罪者で釈放された者等で、前回の選考の当時これを受ける資格のあつた者に対して、試験によることなく、選考によつて免許を受ける機会を与えようとするものであります。

本法案は、去る七月十八日本委員会に付託されたのであります。その内容が簡単なものであり、当然行われるべき措置であるとの了解の上で、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第であります。

以上、簡単に御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(八月三日)

○石川清一君 只今議題となりました建築士法の一部を改正する法律案について、建設委員会の審議の経過と結果を御報告いたします。

本法案の改正の内容は、一級建築士の受験資格に関する点と、引揚者等に対する免許の特例に関するものであります。その概要は、

建築士法第十四条によりますと、学校教育法による大学の卒業生に対しては建築に関する実務の経験二年以上、短期大学の卒業生に対しては四年以上が必要とされており、併し短期大学には修業年限が二年のもの、三年のものが、三年制の卒業生については、四年制の大学卒業生との均衡上、実務の経験年数を一年短縮して三年としたこととあります。第二点は、同法施行の当初、経過措置として、相当の実務経験のある者に対しては、昭和二十六年四月三十日まで申請することによつて、試験によることなく、選考によつて建築士の免許が与えられたのでありますが、それ以後に国内に引揚げた者等はその特典を受けることができませんので、今回これらの人々に対しても前回同様選考の機会を与えようとするものであります。

本法案は、去る七月二十三日、本委員会に付託され、一昨日提案者より提案理由の説明を聴取し、提案者並びに政府委員との間に質疑が行われたのでありますが、詳細は速記録によつて御覧をお願いしたいと存じます。次いで討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、全会一致可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。
次に、建設業法の一部を改正する法律案について、建設委員会の審議の経過と結果を御報告いたします。

本改正法律案は、建設業法実施四年間の経験に鑑み、同法適用範囲の拡大、建設業者登録要件の強化、一括下請負禁止の強化及び建設業審議会委員の任期延長と権限の強化等であります。

法案の主なる内容は、現行建設業法では、板金工事外八種類の工事については、それだけを請負う業者は同法の適用外としておるのではありませんが、最近はこの種の工事も、その重要性、請負金額からも、他の適用工事と差別することができなくなつたので、壁紙工事を除き、これらの業種にも本法を適用することとしたこととあります。第二は、建設大臣の登録を受ける業者が一定の資格を備えた技術者を置くことに関する要件を強化すると共に、会社が建設業法違反で処分された場合、その営業所の代表者等が会社から独立して登録を申請する場合にこれを拒否し得ることとしたものであります。第三は、一括下請負の禁止を強化するために、無登録業者についてもこれを禁止したこととあります。第四は、建設業者に対する監督処分中、営業の停止及び登録の取消は必ず建設業審議会に諮問することとしたこととあります。第五は、建設業審議会委員の任期六カ月二回以上再任を禁じておるのを、任期二年、再任を妨げぬこととする共に、その権限に入札参加者の資格に関する基準と予定価格を構成する諸経費に関する基準の作成と実施を加えたこととあります。

委員会の審議におきましては、「現在の登録制は形式に過ぎぬ、又、標準契約款も中央建設業審議会が採用を勧告するにとどまり、依然として片務的な契約が多い。特に紛争処理は手続等が不備で、発注者側の一方的決定による場合が多い。紛争処理の機関、手続等を法制化するが、少くとも標準契約款にこれを規定することが必要である」との点については、「紛争処理に関する事項は、次の機会

に中央建設審議会に提案して標準約款で定めたい」との当局の答弁がありました。建設業者の国外における活動と、これを援助する各種の金融施策は、外貨獲得の上からも輸出振興策に対応して助成の途を講ずる必要がある。又、中央建設業審議会の構成等についても質疑がありました。ローア・リミット、落札最低制限制度については、入札制度合理化の重要問題として、最も多くの質疑応答がありました。従来、国の工事については道路工事執行令の規定があり、府県は多くは条例を以て定めておるのでありますが、道路工事執行令が道路法の全面改正によつて失効した事情があるのであります。工事費中に占める諸経費の割合、請負金額が予定価格の八割以下であつた場合と工事の事故を起したものととの関係等についても多くの質疑がありました。ローア・リミット制については、当局は十分な結論を得るためにおお研究中であり、これを規定するについても、建設業法の中であるか、会計法の中であるかも未定であるとの答弁がありました。この問題については、特に建設大臣からも、「ローア・リミット制は必要であると考え、関係各省との折衝が未だ残つており、限度を八割とするかどうかも決定的にきめることが困難であるが、一層研究して、成るべく早い機会に提案する」旨の答弁がございましたが、詳細は速記録によつて御覧願ひたいと存じます。

かくて質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、田中委員からは、「本法案には賛成する。先に公共工事の前払金制度が設けられたが、業界には、金融難と予算成立遅延のため、金融的落札も見られ

れる状態である。業界の正しい発達のためにはローア・リミット制を設ける必要がある。修正を提案する」。修正案は「公共工事の競争入札においては、注文者が定める予定価格の十分の八に満たない入札は無効とする。但し入札価格が明らかな根拠に基づいて算出されたものである場合はこの限りでない。この規定は政令で定める軽微な公共工事については適用しない」というのが要旨である旨の説明があり、本年度予算成立の遅延は、業者が公共事業に殺到することとなり、ダンピング等の傾向を生ずる。ローア・リミット制については、すでに建築学会その他の研究があり、又、業者団体の要望も熾烈なものがある。建設省もこの修正についてはその含みを持つており、地方には中央建設事業審議会の答申によつてこれを示達しておるところである旨の発言があり、近藤委員は、この修正案に賛成されました。次に、赤木、石川両委員は、修正は理由があるが、八割の限度にまだ確信が持てぬ。建設大臣が諸般の関係を考慮して、近い将来その提案をするとの言明を信頼して原案に賛成する旨の発言がありました。

かくて採決に入りましたところ、田中委員の修正案は少数を以て否決、原案を全会一致可決すべきものと決定した次第であります。
以上御報告申し上げます。

◎青年学級振興法 (昭和二八、八、一四、法二二)

一、提案理由(六月三十日)

○福井政府委員 今回政府から提出いたしました青年学級振興法案について、御説明申し上げます。

終戦後学校教育制度が根本的に改革され、勤労青年に対する教育施設として、高等学校の定時制課程の設置、大学の夜間学部設置並びに高等学校及び大学における通信教育制度の確立という一連の措置がとられました。しかし勤労青年にひとしく教育の機会を与えるためには、これらの措置だけでは、まだ十分ではありません。昭和二十二、三年ごろから、各地で青年学級が次々と開設されるようになり、昭和二十四年には全国的な規模でこれが普及するようになったのであります。

勤労青年教育が重要であるということについては、何人も異論のないところであります。が、高等学校の定時制課程、通信教育その他の勤労青年のための制度があるにもかかわらず、現在なお多数の青年が教育を受ける機会に恵まれずに放置されている現状であります。

青年学級は、勤労青年に対し、實際生活に必要な職業または家事に関する知識、技能を修得させるとともに、一般的教養の向上をはかることを目的とし、勤労青年の自主性と地方の実情に応じて開設

される社会教育事業でありまして、現在その開設学級数は、約一万一千学級、受講生数、約百万人であります。しかしながら、今日、これらの青年学級の共通の悩みとするところは、指導者及び経費の不足でありまして、青年学級の助成及び振興のための措置を講ずることは、まさに刻下の急務であると考えられます。

右のような理由により、ここに青年学級振興法案を提出する次第であります。

次にこの法律案の骨子について申し述べます。

第一に、この法律案は、社会教育法の精神に基きまして、青年学級の開設及び運営に必要事項を定め、その健全な発達をはかることにより、わが国の産業の振興と国家及び社会の有為な形成者の育成に寄与することを目的としております。青年学級とは、勤労に従事し、または従事しようとする青年に対し、實際生活に必要な職業または家事に関する知識及び技能を修得させるとともに一般的教養の向上をはかることを目的とする事業であります。

第二に、青年学級は、市町村が開設するものであることを明らかにし、原則として市町村の設置する公民館または学校の事業として実施するものであることを規定しております。

第三に、青年学級は、その本質にかんがみまして、勤労青年の自主性を尊重し、かつ、勤労青年の生活の実際及び地方の実情に即応して、開設し、及び運営しなければならぬことを明らかにし、この趣旨に基いて市町村の区域内に住所を有する十五人以上の勤労青年は、当該市町村の教育委員会に対し、青年学級の開設の申請をす

ることができるよう定めております。

第四に、青年学級を実施する機関に、青年学級主事及び講師を置くものとし、講師補佐を置くことができることを明らかにするとともに、青年学級主事、講師及び講師補佐の職務を規定いたしております。

第五は、青年学級に対する国庫補助であります。現在、青年学級は、いずれも経費の不足からくる運営上の困難に当りたしておりますので、国は一定の要件を備える青年学級を開設する市町村に対し、その運営に要する経費の三分の一以内を補助することを定め、その振興をはかろうといたしております。

以上この法律案の提案理由とその内容の骨子について御説明いたしました。が、この青年学級振興法案が成立しまして、青年学級に法的根拠が与えられ国庫補助の道が開かれますならば、わが国の勤労青年教育の振興に資するところは、はなはだ大きいものと存じます。

なにとぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

二、衆議院文部委員長報告(七月二十七日)

○原田憲君 ただいま議題となりました青年学級振興法案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、提案理由を簡単に御報告申し上げます。わが国の勤労青年の実際は、義務教育の課程を修了した満二十五才までの青年のう

ち、高等学校及び大学に在学している者は約一七%、残余の八三%は教育を受ける機会に恵まれず、勤労青年層が自主的に開設、運営して来た共同学習組織がいわゆる青年学級でありまして、現在その学級数は約一万一千学級、受講生数約百万人の多きに及んでおるのであります。今日、これらの青年学級の共通の悩みは、地方財政の貧困等に基因する経費及び指導者の不足により運営上の困難に直面していることでありまして、これに対し法的根拠を与え、国庫補助の道を開き、助成振興の措置を講じようとしたのが立案趣旨でございます。

次に、本案のおもなる内容を簡単に申し上げます。第一に、本案は、勤労青年に対し、實際生活に必要な職業または家事に関する知識、技能を修得させるとともに、一般的教養の向上をはかることを目的として市町村が開設する事業であること、第二に、原則として市町村の設立する公民館または学校の事業として実施するものであること、第三に、勤労青年の自主性を尊重し、かつ生活の実際、地方の実情に即応して開設、運営しなければならぬこと、第四に、実施機関に、主事、講師及び講師補佐を置くことができることを明らかにいたしまして、それらの職務を規定いたしております。第五に、国庫補助について、国は一定要件を備える青年学級を開設する市町村に対し、予算の範囲内で、運営に要する経費の三分の一以内を補助すること等でありまして、以上が政府原案の概要でございます。

さて、本案は、六月二十九日本委員会に付託となりまして以来、

慎重に審査を行い、青年学級における教育の中立性、勤労青年の自主性尊重の内容等について熱心なる質疑応答が行われましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、七月二十五日、社会党前田榮之助君より、本法案中より罰則規定を削除し、自主性尊重のための青年学級運営委員会を設けようとする旨の修正案が提出されました。次いで、修正案に対する質疑を行い、質疑終了後、本案並びに修正案に対する討論に入り、自由党、改進黨、自由党よりそれ／＼原案賛成、日本社会党より修正案に賛成、修正案を含まざる原案に反対、日本社会党、小党派クラブよりそれ／＼原案並びに修正案に反対の討論がなされ、次いで修正案について採決いたしました結果、起立少数をもつて否決となり、引続き本案について採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

以上御報告申し上げます。

三、参議院文部委員長報告(八月七日)

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭二八―法二三八)の委員長報告と一括して掲載)

しましたのは、第一に税関の出張所及び監視署等を、その所掌する事務の性質上、国会の承認を経ないで設けることができる国の地方行政機関のうちに加えることとし、第二には、広く地方公共団体の一般の職員について共同設置できることを明らかにし、事務の共同処理に便ならしめるようにしたのであります。その他市町村の固定資産評価審査会を地方公共団体の執行機関として一般規定中に加える等一、二必要な規定について技術的整備を加えることといたしました。

なお、昨年全市町村に教育委員会が置かれるにあたり、教育委員会法の規定により、本年三月三十一日までは、従来教育事務を取扱っていた助役は教育長となり得ることになつていたのであります。が、市町村の教育委員会の実情にかんがみ、当分の間、市町村の助役で教育長となり得る資格を有する者は、教育長と兼ね得る道を開いて置くことが適当と認められますので、附則においてこれに関する規定を設けることといたしましたのであります。

以上が本法律案の概要であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

引續いてただいま本委員会に付託になりました地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案につきまして、その提案の趣旨を御説明申し上げます。

昨年第十三国会において御審議を願つて成立いたしました地方自治法の一部を改正する法律により、地方公共団体及びその機関に対して事務処理を義務づけるには、必ず法律またはこれに基く政令に

地方自治法の一部を改正する法律

◎地方自治法の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一五、法二二二)

一、提案理由(六月二十六日)

○青木(正)政府委員 ただいま本委員会に付託になりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要について御説明申し上げます。

御承知のごとく、目下地方制度調査会において地方制度の全般にわたつて調査審議が進められておりますので、地方自治法の実質に触れる改正は、すべてその審議の結果にまつことにいたしておりますが、昨年末までにおいて成立をいたしました他の法律の制定及び改廃に伴い、地方自治法の別表を整理する必要がありますので、これを整備することとし、なお、当面技術的な整備を必要とする若干の規定をあわせて改正することといたしたく、この法律案を提案いたします次第でございます。

内容を簡単に御説明いたしますと、まず、昨年末までに成立いたしました各種法律の制定改廃に伴い、地方公共団体またはその機関が処理すべき事務について増減、変更を見たものが少くないので、これを別表の各相当欄に掲げ、またはそれ／＼規定に所要の改正を加えることが主たる改正案の内容であります。

なお、この機会に地方自治法の本文中規定の改正をしようとした

よらなければならぬこととなり、もつて地方自治の健全な自主的運営をはかることと相なつたのであります。

しかしながら、当時、政令以外の命令により、地方公共団体及びその機関に対して事務処理を義務づけていたものは、なお、数多く存しておりましたので、これらについては、経過的に、右の地方自治法の一部を改正する法律施行の日から起算いたしました一年以内、すなわち昭和二十八年八月三十一日までに、改正後の地方自治法の規定に適合するように改正の措置がとられなければならないものとしたし、これらの命令は、その法律改正がなされるまで、または改正自治法施行の日から起算して一年以内に限つて、なお、その効力を有するものと規定されておりまして、それまでの間に、これらの法令の規定を整備しなければならないことに相なつております。

右のような次第で、整理を必要とする法律は、古物営業法以下七十四法律に及んでおりますが、これらを統一的に整理することが適当と考えられますので、便宜一括いたしましたして、地方自治法の規定に適合するように、省令等の規定事項を政令により規定するための根拠規定を設け、または法律で直接規定するように所要の改正を加えることといたしましたのであります。

しかしてこの際関係法律中明らかに地方自治法の精神に沿わないと認められる若干の規定につきましては、これを整理し、その他必要な調整を行うこととし、なお、従来省令等にある事務についても、できるだけ簡素化する趣旨のもとに、法律により根拠を与える

必要のないと認められるものは、その立法措置を避けることとしたしたものも若干ございます。

以上が地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の提案の趣旨であります。

何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

なお引続きまして、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略について簡単に御説明申し上げます。

地方行政制度とあわせて現行の地方税制度につきましても根本的な再検討を加える必要があることはすでに御承知の通りでありまして、政府におきましても、その具体的な改革の方法につきましてすでに地方制度調査会に諮問いたし、同調査会は、目下鋭意検討中であります。従いまして、地方税制度の体系に触れる根本的改革につきましては、調査会の答申をまつてできるだけすみやかな機会に行財政制度の改革とあわせ行うことが適当と存するのであります。地方財政及び地方税制運営の現情にかんがみまして、現行税法にさしあたり必要最少限度の改正を行う必要を認め、本法律案を提案いたした次第であります。

次に本法律案の内容について簡単に御説明申し上げます。

改正の第一は、事業税及び特別所得税に関するものであります。その一は、個人事業税及び特別所得税の基礎控除額の引上げに関するものであります。御承知の通り、現行法は、個人事業税及び特別所得税については三万八千円の基礎控除を認めていたのであります

が、少額所得者の負担を軽減し、納税の合理化をはかるため、今回これを五万円に引上げようとするものであります。その二は、青色申告法人について、損金算入を認める繰越欠損金の範囲の拡大に関するものであります。現行法上は二年であります。事業税及び特別所得税をさらに一年存置することとなつたのに伴いまして、今回さらに一年延長し、三年としようとするものであります。その三は、課税標準の算定から除外されます国民健康保険法等各種保険法に基く療養の給付につき支払いを受ける金額の範囲に関するものであります。現行法上は国民健康保険及び健康保険に基くものに限定せられていたのでありますが、税務行政の運営上遺憾な点がありまして、今回これを拡大合理化するとともに、従来疑義がありました療養の給付につき支払いを受けた金額の範囲を明確化しようとするものであります。

改正の第二は定額税の税率の調整に関するものであります。現行自動車税及び入場税の税率は、昭和二十三年ないし昭和二十四年における物価を基礎として定められたまま今日に及んでおりますが、その後における物価は相当に騰貴いたしており、各種手数料の額等もそれら物価の変動に即応して調整せられていくことにもかんがみ、かたゞ地方財源確保の趣意を含めて、この際物価水準の変動等に照し所要の調整を加えようとするものであります。

改正の第三は、釧路税に関するものであります。釧路税につきましては、従来その徴収は困難をきわめていたのであります。地方財源の現情にかんがみ、賦課期日を改訂するとともに、滞納者に対しては、納税義務者に迷惑を及ぼすことになりまますので、道府県相互の間において錯誤訂正による差額を決済することとしたし、簡便な方法によつて所期の目的を達成しようとするものであります。以上が本法律案の提案理由及びその内容の大略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。次第であります。

二、衆議院地方行政委員長報告(八月四日)

(地方税法の一部を改正する法律(昭二八―法二〇二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院地方行政委員長報告(八月七日)

○内村清次君 只今議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案の地方行政委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法律案は、昨年末までに成立いたしました他の法律の制定及び改廃に伴い、地方自治法の別表を整備すると共に、当面技術的な整備を必要とする若干の規定を改正せんとするものであります。衆議院において次の点が修正になつております。

即ち、原案におきましては、市町村の助役で教育長となり得る資格を有する者は、当分の間、教育長を兼ね得ることになつていたのであります。衆議院修正送付案は、教育長となり得る資格のない市町村助役に対しましても、明年の三月末までは教育長を兼ねること

しましては試掘権の期間延長及び転讓を許可しないこととしたし、その徴収の確保を期することとしたのであります。

改正の第四は、市町村民税の課税方法に関するものであります。御承知のように、市町村民税の賦課方法といたしましては、現在所得税額を課税標準とする第一方式、課税総所得金額を課税標準とする第二方式及び課税総所得金額から所得税額を控除したいわゆる所得税引き所得を課税標準とする第三方式の三方式が定められ、それぞれ制限税率が定められていたのであります。この三方式につきまして、いずれを採択するかは、まづたく市町村の自由にゆだねられておりますので、結局実質的意味における制限税率は、課税総所得金額の百分の十または所得税引き課税総所得金額の百分の二十となるわけでありまして、しかるに市町村の現情によつては、第二方式による場合は課税技術上の困難を倍加し、徴収費の増嵩を招くこととなりまますため、第一方式をとりつつ第二方式と同様の目的を達成し得るの用途を開くことが要望せられていたのであります。今回の改正はこの要望にこたえまして、第一方式によつて課税した場合においても、その税額が第二方式によつた場合の制限を越えない限り、税率決定の自由を認めようとしたものであります。

改正の第五は、昭和二十五年分以前の法人事業税に関するものであります。すなわち、昭和二十五年分以前の法人事業税のうち、二以上の道府県にまたがるものについて、調査が不十分であつたため分割基準の錯誤を来し、是正することを要するものがあるのがあります。これに対する是正方法として再賦課処分を行うこと

とができることとなつております。これに対しまして、床次衆議院議員から、「自由党及び改進黨の共同提案で、教育長となる資格のない市町村助役が多数教育長を兼ねておる実情に即するたために修正したのであります。自由党は、市町村教育委員会は、将来引続き存続する前提の下に立ち、改進黨は廃止を予想した前提の下に立つておる」旨の説明がありました。

本法律案に対しまして、秋山、若木、加瀬の各委員から、大達文部大臣及び関係政府委員に対し活発な質疑が行われましたが、その要旨は大體左の通りであります。即ち教育長の選任状況はどうなつておるのか。財政的にどういふ措置をとつておるのか。市町村助役が教育長を兼任することは、不当な支配に服することなく民主的な教育が行われることを目的とする教育委員会法の精神に違反するものではないか。十分な財政的裏付けもなく、又教育長に人を得がたい現状では、地方教育委員会の存在は形式的に過ぎず、無意義ではないか。地方教育委員会の設置は国会も文部省も延期の空気があつたのが、昨年の抜打ち解散の結果、実施となつてしまつたもので、市町村長も市町村議会の議長もこぞつて反対している状況から見ても、地方教育委員会はこれを廃止すべきではないか等であります。

これに対しまして、先づ政府委員から「専任教育長を設置しておる市町村は二千二百十四、有資格助役の兼任は十七である。財政的には市町村は半数が兼任するものと見ておる」旨の説明がありました。その後、大達文部大臣から「助役の兼任は不適当と認めておるが暫定措置としてやむを得ない。教育の地方分権、民主化は、教育上の根

本方針できまつておること、教育委員会は今日では不満足な点多くあるが、制度実施後間もない今日、直ちに制度自体について可否の結論は出せない。これを育成して行くことにしたい」旨の答弁がありました。その他質疑の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

討論に入りまして、秋山委員から社会党第二控室を代表して「衆議院修正案に反対する。地方教育委員会は、財政的にも、はた又教育長に人が得がたい点から見ても、実情に合わない。内容から見ても、地方自治法の原則を破り、助役の兼任を認めざるを得ないが、教育委員会の自主性、独立性から見ても、これでは骨抜きとなる。市町村も教育委員会は廃止意見である。当分存続するとしても自治法の特例を認めることには反対である。殊に免許状のない助役まで兼任できることになるのはいけない。この修正案に対する自由、改進黨の考え方は、制度自体については逆である。地方財政の重荷となり、教育関係者に悪影響を及ぼすものである。政府としては市町村の教育委員会制度は再検討すべきである」との反対意見が開陳せられました。

次いで採決の結果、多数を以て本法律案は衆議院修正送付の原案通り可決すべきものと議決いたしました。

右御報告いたします。

次に、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の御報告を申し上げます。

地方自治の問題の最も重要な一面が国と地方を通じましての事務

配出の内容にあることは御承知の通りであります。新らしい地方制度を採用するに当りまして、地方制度を改めて、団体自治、住民自治を基本とすることとし、これを実現する方途の一端をいたしまして、府県市町村を通じて、その首長と議員の直接公選制その他を採用いたしておりますことは、御承知のごとくであります。これは住民の自主的な地域的政治社会の發達を促すにつきましては中心となる制度の一つになつておることは違ひないのであります。実はこれと併せて、その団体における行政的権能の独立とこれを賄うに足る財源の付与ということが表裏一体の関係にあるべきものなのであります。即ち、この団体の首長と議員について、如何に直接公選の制度を採用いたしておりますも、その首長と議員が自己の責任において決定し得る行政的権能が限られておるということでありましたならば、住民の意思の反映する機会が失われておることになるのであります。これ即ち事務の配分ということでありまして、我が国の府県市町村が最近の数年を通じてこの問題に異常の熱意を示しておるのはこの理由によるものであります。現状を以ていたしますれば、地方自治と称するも地方自治の実はなく、直接公選の首長、議員と称するも、その所管する事務の多くは、国の事務を委任されたその出先機関たるの様相が強いのであります。要するに我が国におきましては、その特殊なる歴史的结果として、あらゆる分野に亘つて中央集権の傾向が強く、特に行政についてはそのすべてを国の事務と考ふる傾向が強いのであります。これは、新憲法による政治制度の根本的改革にかかわらず、形式のみを変更してそ

の実質を伴つていないことを示すものでありまして、この間の事情は、警察と教育に関する制度の変更と、その他の行政事務における現行制度の実態とを比較することによりまして、直ちに明瞭となることとあります。要するに、我が国における地方自治体は明治、大正を通じての国の行政機構としての府県市町村、さうしてこれに負担せしめられた国の事務としての行政権限の執行という形式が強く残つておるのであります。これは現行地方自治法の末尾に掲げられております諸別表を御一覽願うとよくわかるのであります。この別表は、第一、都道府県が処理しなければならない事務、第二、市が処理しなければならない事務、第三、都道府県知事が管理し執行しなければならない事務等、各機関の事務内容を一覽表にして掲げておるのであります。これに掲げる事務のすべてが国からの委任事務ではありませんが、その相当数がこの形式によつておることを示しているのであります。更に問題とすべきことは、国の委任事務は国の権限ということであり、国の機関は、この種の事務について、従来種々詳細に亘つて、省令、規則を定めたのであります。即ち或る特定の事務が国の事務であることによりまして、それに関連して多数の事項が省令或いは規則によりまして地方団体に命令されることとなり、たださえ地方自治の本旨を去ること遠い我が国の地方制度は、本質的に憲法に背馳するの勢いを来たしたのであります。

以上のごとき事情を根本的に改め、地方団体の事務について固有の権限を認めることは焦眉の急と思つておりますが、この点につ

について御説明いたします。

癩は慢性の伝染性疾患であり、一度これにかかると、根治することがきわめて困難な疾病でありまして、患者はもちろん、その家族がこうむります社会的不幸ははかり知れないものがあるのであります。

この癩の予防をはかりますために、明治四十年に癩予防法が制定され、爾来この法律によつて、癩の予防施策が実施されて来たのであります。何分にも、この法律は、約五十年前の制定にかかると、今日の実情にそぐわないと認められる点もありますので、これを全面的に改正したらい予防法を新たに制定しようとするものであります。

この法案の内容は、おおむね、次の通りであります。

今日、癩を予防するためには、患者の隔離以外にその方法がないのであります。この見地から、本法案においては、その第六条において患者の国立療養所への入所措置を規定しておりますが、この場合において、患者の療養所への入所後におきます長期の療養生活、緩慢な癩の伝染力等を考慮いたし、まず勧奨により本人の納得を得て療養所へ入所させることを原則といたし、これによつて目的を達しがいの場合に入所を命じ、あるいは直接入所させる等の措置が特例的にとられることと相なつておるのであります。

なお、療養所に入所いたしております患者は、癩予防の見地から、法令により出頭を要する場合及び所長が許可した場合を除きまし

ては、当該療養所から外出してはならないこととしております。

さらに、右に申し述べましたように社会から隔離されております入所患者でありますので、その者が、当該国立療養所内の秩序を乱しました場合、これについて一般の施設におけると同じく退所の処分を行うことができますので、所長が秩序維持の手段といたしまして、戒告または謹慎の処分を行い得ることといたしております。

次に患者及びその家族の福祉をはかり、あわせて、これによつて癩予防対策の円滑な推進をはかりますために、患者及び家族の福祉措置についての規定を設けておるのであります。すなわち、入所患者について、国は、患者が義務教育もしくは高等普通教育または更生指導を受けるために必要な措置を講じ、患者家族につきましては、療養所長がその福祉のため必要な援助をし、あるいは未感染児童につきまして必要な福祉の方途を講ずる等福祉に関する規定を設けておるのであります。

その他、癩の予防に關しまして必要な規定を設けておるのであります。

以上がこの法律案の内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

二、衆議院厚生委員長報告(七月四日)

○小島徹三君 たいま議題となりましたら、い、予防法案につきまして、厚生委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

維持、入所手続、外出の制限等に関し、委員と政府との間にきわめて熱心なる質疑応答が行われたのであります。

かくて、本日質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、自由党を代表して青柳委員、改進黨を代表して古屋委員、自由党を代表して亘委員より、それ／＼希望を付して賛成の意が述べられ、日本社会党を代表して長谷川委員、同じく日本社会党を代表して堤委員より、それ／＼反対の意見が述べられたのであります。討論を終了し、採決に入りましたところ、本法案は多数をもつて原案通り可決すべきものと議決した次第でございます。なお、詳細は速記録で御承知願います。

以上御報告申し上げます。

三、参議院厚生委員長報告(八月六日)

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭二八―法一八一)の委員長報告と一括して掲載)

◎外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律 (昭和二八、八、一五、法二二五)

一、提案理由(七月七日)

○石井国務大臣 たいま議題となりました外航船舶建造融資利子

現行の癩予防法は明治四十年に制定せられ、その後数次の改正を加えて参つておりますが、現在の実情にそぐわないと認められる点もありますので、これに対し全面的に予防措置を講ずるとともに、患者及びその家族の福祉について万全を期するため新たに、い、予防法を制定しようというのが、本法案提出の理由であります。

本法案のおもなる内容について申し上げますれば、第一は、都道府県知事はその指定する医師をして癩患者またはその疑いのある者を診察させることができることとすることとあります。第二は、癩を伝染させるおそれのある患者に対し、まず勧奨により本人の納得を得て療養所に入所させることを原則とし、これによつて目的を達しがいの場合に入所を命じ、あるいは直接入所させる等の措置が第二次的にとられることとすることとあります。第三は、療養所に入所している患者は、癩予防の見地から、特別の場合のほかは当該療養所から外出してはならないようにすることとあります。第四は、入所患者が当該療養所内の秩序を乱した場合に、一般の施設と同じく退所の処分ができないので、所長が秩序維持の手段として戒告または謹慎の処分を行い得るようによつてあります。第五は、患者及びその家族の福祉をはかり、あわせてこれにより癩予防対策の円滑な推進をはかるために、患者及び家族の福祉措置についての規定を設けることとあります。

本法案は、六月三十日本委員会に付託せられ、七月二日政府より提案理由の説明を聴取し、同三日及び四日審査を行いましたところ、患者及びその家族の福祉、癩に対する啓蒙、療養所内の秩序の

外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律

補給法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要について御説明申し上げます。

外航船腹を拡充整備いたしますことは、わが国の自立経済達成のため喫緊の要務であります。この目的を達成いたしますことは、現下の海上運賃市況並びに海運会社の経理状況より見ますと、従前のごとき政府の助長策では不十分でありますので、今後の新造船につきましても、財政資金の融資援助を七割程度にまで強化いたしますとともに、市中融資について利子補給制度を実施することとしたのであります。しかるにその後も引続き運賃市況は好転の兆が見えず、他面過去の船舶建造資金の融資もすでに巨額に上つており、その返済も困難な状況にあること等によりまして、市中金融機関から新規の造船融資を期待することはきわめて困難な状況であります。しかしながら市中金融機関の理解と協力のもとに、船舶建造資金の融資が円滑に行われますことは、外航船舶建造のための絶対的条件であり、これがために何らかの措置を政府において講ずる必要が生じて参つたのであります。しかして現在考へ得る最も効果的な方法は、戦前にも造船助長方策として実施されておりました制度、すなわち市中金融機関による造船融資について、政府が損失を補償するという方法であります。従つてこの際外航船舶建造融資利子補給法を改正して、これに損失補償制度を加え、一環の助成施設を確立しようとするものであります。

次にこの法律案の概要について簡単に御説明申し上げます。

現在、新造貨物船の建造については約七割、油槽船については約

二割の資金が開発銀行から融資せられることとなつておりますので、市中銀行は残高を融資するとして、この市中融資分について、政府が金融機関と損失を補償する旨の契約を結び得る制度を実施することがこの法案の根本であります。なお政府が補償する金融機関の損失の額は、金融機関が担保権を行使してもなお取立て不能となつた元本及び利子について、融資額の百分の三十を限度といたします。

本制度は海運会社に対し、利子補給制度と相まつて国家による強力な助成を与えることとなります。従いまして国家といたしましては、起り得べき損失を最小限に食いとめる意味からも、海運会社に対して相当な監督をいたさねばなりません。このために本法案では、海運会社の行う利益金の処分等に関しまして、必要な規制を加えることとしたのであります。なお本年度におきましては、約三十万総トンの外航貨物船及び油槽船の建造を対象とし、これらに対する市中融資について契約し得ることといたしておりますが、この契約による損失補償の限度額は、将来にわたり五十九億七千万円であります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

二、衆議院運輸委員長報告(七月二十八日)

○關内正一君 ただいま議題となりました外航船舶建造融資利子補

給法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の趣旨は、外航船舶の建造を促進するため、船舶の建造融資総額の百分の三十を限度として、政府が損失を補償しようとするのであります。

本法案は、七月四日本委員会に付託され、七日政府より提案理由の説明を聴取し、二十四日、自由党両派及び改進黨を代表して、改進黨有田喜一君より修正動議が提出されました。修正のおもなる点は、外航船舶建造に対する市中金利を五分に、開發銀行の金利が三分五厘となるように利子補給金の限度を改めるとともに、利子補給を受けている会社が一定以上の利益を得たときは、利益金の一部を国庫に納付させること等であります。

二十五日質疑が行われましたが、内容は會議録に譲ることといたします。

二十七日討論に入り、日本社会党を代表して山口丈太郎君より、日本社会党を代表して熊本虎三君より修正案に反対、原案に賛成、自由党を代表して關谷勝利君より、外航新造船及び外国購入船に対する開銀並びに日銀別口外貸し金の金利引下げ等の附帯決議案を付して、修正案及び修正部分を除く原案に賛成、改進黨を代表して臼井莊一君より修正案及び修正部分を除く原案に賛成、小会派クラブを代表して館俊三君より修正案及び原案に反対の意見が述べられました。

かくて、修正案について採決の結果、起立多数をもつて可決、修

外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律

正部分を除く原案について採決の結果、起立多数をもつて可決され、次いで附帯決議案について採決の結果、起立多数をもつて可決され、本法案は附帯決議を付して修正議決すべきものと決しました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告(八月三日)

○前田穰君 只今議題となりました外航船舶建造融資利子補給法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案は政府提出にかかるとなりましたのであります。その内容は、現行法の利子補給による外航船腹拡充助成方策を更に一歩進めて、これに損失補償制度を加え、金融機関が担保権を行使してもなお取立て不能となつた元本及び利子の百分の三十を限度として政府が補償するという趣旨のものであります。衆議院における修正動議に基づきまして修正されたのであります。その主なる内容は、造船融資に対する金利を、市中金融機関については年五分、開發銀行については年三分五厘とするように政府が利子補給を強化し、他方、海運会社が、将来相当の利益を挙げ、一定の利益率を超える場合は、利益率に応じ利子補給を停止し、或いはすでに受けた利子補給金相当額を限度として国庫に納入させると共に、海運会社に対する監督規定を設けることとあります。

質疑に入りましてところ、一委員より、「本法案における政令の

腹案如何」との質疑に対し、政府委員より、「修正案提出の三党派申合せの趣旨を尊重し、おおむね一割の配当が可能な利益があるときは利子の補給を停止し、又一割五分の場合はすでに支給した補給金を返還させることとしたい」との答弁がありました。又、一委員よりの、今後における造船計画についての質疑に対しましては、「現在の四カ年計画達成後においても、老朽船の代替、経済規模の拡大に伴う新規需要等を考えれば、引続き年間二十万トン程度の造船はあつるものと思われる。」との答弁がありました。その他、海運についての税制の改正、会社に対する業務監督規定運用の基本方針等の問題や、現在の段階でかかる手厚い助成策を講ずることは経営に安易感を与え、自主独立の精神を損う虞はないか、海運業者を整理統合する意図はないか等、極めて活発な質疑が行われたのであります。

討論に入りましたところ、一委員より、海運再建の必要性に鑑み賛成するが、次の決議を付せられるよう要望するとの趣旨の賛成意見が述べられました。次にその決議案を申し上げますと、
一、本法の施行に伴い、海運会社は国家から手厚い助成を受けることとなる事実を鑑み、会社の経営者は厳粛に自らを戒しめ、その企業努力を一段と強化すると共に、従業員も亦この精神に則り、之に協力し得るよう適切な措置を講じ、以て国民の期待に背かざるよう、政府において、その指導監督に遺憾なきを期すべきである。

二、造船事業及びその関連工業の合理化と近代化を促進し、ひ

いては船舶の低減を図るため格段の創意工夫を凝らし、一層の努力を払うよう、政府において適切な指導を行うべきである。
三、会社の会計及び業務の監査は極めて微妙なる事柄で、これが実施には深甚なる考慮を払うべきであるが、むしろ会社自体の自粛により、政府の監査の必要がなきように指導することが肝要であると認める。
四、外航船舶拡充計画を的確に推進するため、政府は所要の財政資金を確保するの措置を講じ、これを国民に明示すべきである。

というのであります。
又、一委員より、「政府提出の原案ならば賛成するが、利子補給を強化し、過去に遡つて適用するがごとし修正案は、過去における海運会社の高率配当等の事実を鑑み、反対である。このために支出する国費はむしろ今次水害の復旧並びに救済の費用に当てるべきである」との反対意見が述べられました。そのほかにも賛成意見が述べられたのでありますが、詳細は速記録により御承知願うことといたします。

採決に入りましたところ、本法案は衆議院送付の原案通り可決すべきものと多数を以て決定いたしました。
続いて附帯決議案につきまして採決いたしましたところ、これ又多数を以て可決されました。
以上御報告申し上げます。

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法

(昭和二八、八、一五、法二二六)(衆)

一、提案理由(八月三日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法

(昭和二八、八、一五、法二二七)(衆)

一、提案理由(八月三日)

○村上勇君 ただいま議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案外十五件の各法律案について、提案理由を御説明申し上げます。

これら十六件の法律案は、すべて水害地緊急対策特別委員会において起草提出いたしましたものであります。本特別委員会は、当初、今回の北九州の豪雨による被害並びに過般の西日本一帯の水害に対し、その対策を早急に樹立するため、委員三十名をもつて設置されたのであります。その後新たに起りました和歌山及び奈良両県を中心とする南近畿地方における豪雨による被害調査の件が併託となり、委員の数が十名増加せられ、さらにまた今回の長野県下における豪雨による被害調査の件が併託せられたのであります。

委員会におきましては、これら水害地対策について、連日連夜にわたり協議を重ね、委員各位におかれましては、ひとしく被害地における罹災民の心を心とし、罹災地の絶大なる期待にこたえて、一日もすみやかに被害の復旧と民生の安定を念願するの熱意に燃えて、

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法

きわめて熱心かつ超党派的に、鋭意その対策樹立のために調査検討を重ねて参つた結果、ここに上程せられました十六件に及ぶ水害地対策に関する法律案を、全会一致をもつて起草提出するに至つたものであります。

まず、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案は、さきに災害救助法の一部を改正する法律案が両院を通過したのでありますが、特に今次の大水害を受けた県に対する災害救助に関しては、本年六月一日より前述の一部改正法の施行の日の前日までの間、特別の措置を講じて、被害地域の早急なる民生の安定と復興に寄与せんとするものであります。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案は、水害後の伝染病発生が増大は特に憂慮されるところであります。伝染病の予防並びに伝染病院及び隔離病舎等の災害復旧、簡易水道の災害復旧及び布設または汚物の処理等に関し特別の措置を講じ、公衆衛生の保持に資せんとするものであります。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法案は、今次の大水害で被害を受けた地域におきまして、国民健康保険を行う保険者に対して、貸付金の貸付及び補助金の交付を行うことにより、被害地域の国民健康保険事業の運営を円滑かつ健全ならしめんとするものであります。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業

次に、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案は、今次の大水害による被害農地並びに農林水産業施設の復旧につきましては、従来通りの国庫の補助をもつてしてはとうてい不可能な状態にあります。ゆえに、その復旧工事に対する国庫補助の程度を高め、工事の可及的円滑な促進をはからんとするものであります。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案は、今次の大水害による被害農家に対し、政府所有食糧の補給をなし得る道を開かんとするものであります。

次に、昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案は、今次大水害による被害をこうむつたたばこ耕作者に対し、今後の経営維持のため、または設備復旧のため必要とする資金を円滑かつ低利で融通するの措置を講じ、たばこ耕作者の経営の安定をはかるため、日本専売公社が当該資金の融通について損失補償及び利子補給を行わんとするものであります。

次に、昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案は、今次の大水害により被害をこうむつた中小企業者の事業の再建に最も必要なものは円滑なる資金の融通でありますので、ここに中小企業信用保険法についての特例を設け、もつて中小企業者に再建資金が円滑に流れるようにせんとするものであります。

所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律案は、失業保険法の適用を受ける事業所に雇用されている労働者が、労使双方の責めに帰し得ざる今次の大水害により就労することができない状態にある場合、失業保険法の適用に関して特例を設け、早急にこれらの労働者の生活の安定をはからんとするものであります。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法案は、今次大水害の被害地域における多数の失業者に対し、失業対策事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、その生活の安定をはかるとともに、経済の興隆に寄与せしめるため、特別の措置を講ぜんとするものであります。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法案は、今次の大水害により流失、埋没のために使用できなくなつた小学校並びに盲学校等の小学部における学校給食用の小麦粉及び乾燥脱脂ミルクに対し、県が損失を補償し、国がその損失補償に要する経費について全額を補助せんとするものであります。

次に、昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案は、今次の大水害により被害を受けた農林漁業者、農林水産業各組合等が今後その経営または事業を維持するに必要とする資金及び農林漁業用施設を復旧するに必要とする資金が円滑かつ低利で融通せられる措置を講じ、もつてこれらの経営の安定をはからんとするものであります。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法案は、今次大水害により被害を受けた中小企業者に対し、その機械設備の復旧をはかるために、国有の機械等を減額譲渡するの特別措置を講ずるものであります。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律案は、大水害をこうむつた地域内における地方公共団体が、昭和二十九年三月三十一日までに行う自転車競走について国庫に納付すべき納付金は、これを一回限り免除いたすこととし、これによりまして当該災害県の地方財政の増収をはからんとするものであります。

次に、昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案は、今次大水害の被害地域にある小企業者の被害は甚大なるものがあり、これが復旧の促進と経営の安定は急を要するのでありまして、これら小企業者の負担を軽減するために、復旧資金の融通について利率を引下げるための特別措置を講ぜんとするものであります。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案は、災害の復旧等を促進するため、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、水防法、道路の修繕に関する法律、物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律、公営住宅法、住宅金融公庫法について特例を設け、また地すべり等の防止施設に対する補助規定を新設する等の特別措置を講じ、

もつて公共の福祉を確保し、あわせて民生の安定に寄与せんとするものであります。

最後に、昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律案は、今次の大水害により、地方鉄道業、軌道業または自動車運送業を営む者は甚大な損害を受け、かつてその復旧は遅々として進まず、これら事業の公共性にもかかわらず、その営業の全部または一部を休止しているような状態にあります。この原因は、一にかかつてその復旧に要する資金を得ることが困難な点にありますので、これらに対し、政府がその資金を補助し、復旧を促進せんとするものであります。

以上、十六件の各法律案について、その概要を御説明申し上げたのであります。なお委員会におきましては、これら各法律案の起草にあたりまして、厚生対策、農林対策、通商産業対策及び建設対策等各部門別に小委員会を設け、それら専門的に調査検討を進めることとし、各小委員会とも数次にわたり、連日連夜きわめて熱心に協議を重ねられたのであります。その間、一方、参議院の水害地緊急対策特別委員会とも緊密に連絡をいたし、厚生関係六法律案、農林関係四法律案、通商産業関係四法律案、建設関係二法律案をそれぞれ起草し、去る七月三十一日の委員会において、会全一致もつて小委員会案の通り成案を決定し、これを委員会提出の法律案として委員長より提出いたしました次第であります。

何とぞ満場一致御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月七日)

○矢嶋三義君 先ず昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法案について御説明申し上げます。

今国会におきまして災害救助法の一部を改正する法律案が両院を通過いたしましたのであります。特に、今次の大水害を受けた県に對する災害救助に關しては、本年六月一日より前述の一部改正法の施行の日の前日までの間、特別の措置を講じて、被害地域の早急なる民生の安定と復興に寄与せんとするのが本法律案の目的とするところであります。本案の骨子を申し上げますと、第一に、現行の災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の救助の種類を増加充実に、救助内容を整備すると共に、その適正化を期することといたしてあるのであります。即ち、救助の種類中にある収容施設の中に応急仮設住宅を含めると共に、飲料水の供給及び災害にかつた者の救出を含めることといたしてあります。第二に、この法律の救助事務の円滑を期するために、国庫負担の対象額中に、救助の事務を行うのに必要な費用を含めることといたしてあります。第三に、救助の種類のうち、現行の災害救助法第二十三条に規定するもの及び第一で追加したものを除いて政令で定めるものについては、救助のために必要な施設又は設備に要する費用を国庫負担の対象とすることといたしてあります。第四に、現行法及び一部改正法の国庫負担の対象額の基礎額と、その国庫負担の割合とを改めたこととあります。即

ち、現行法では、当該都道府県の普通税収入見込額の百分の一を超える場合に初めてその超えた金額が国庫負担の対象となることとなつており、又一部改正法におきましては、千分の二を超える金額と改められてあります。これを更に本案におきましては千分の一と読み替えて適用することといたしてあります。以上が本案提出の趣旨並びにその骨子であります。本案につきましては、その提案に先立ち衆議院側水害対策委員と十分打合せを行い、完全に意見の一致を見ておりますので、本委員会におきましては別に質疑も行われず、討論省略の上、採決いたしました結果、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案について申し上げます。

今回の大水害は、公衆衛生諸施設等に多大の損害を与えており、水害後の伝染病発生は特に憂慮されるところであります。従いまして、伝染病の予防並びに伝染病院及び隔離病舎等の災害復旧、簡易水道の災害復旧及び布設並びに汚物の処理等に関し特別の措置を講じ、公衆衛生の保持に資する必要があるものであります。これが本法案の目的とするところであります。本案の骨子を申し上げますと、第一に、伝染病予防法の特例といたしまして、市町村が支弁した予防費に対し、県が支出する率を三分の二から全額に引上げ、そのうち伝染病院、隔離病舎、隔離所及び消毒所に関する災害の復旧に要する費用は六分の五とし、又、県が市町村に対し支弁した予防費等に対し国庫が負担する率を二分の一から三分の二に引上

げ、そのうち伝染病院等の復旧費用については五分の四とし、而して県が水害のため直接支弁した費用及び保健所法に基く政令で定める市が支弁した費用については四分の三に引上げる規定を設けてあります。第二には、市町村が行なつた簡易水道の復旧及び布設に要した費用に対し、国がその二分の一を予算の範囲内で補助することができる規定を設けてあります。第三は、市町村が行なつた尿尿の処理に要した費用、尿尿貯溜槽等の尿尿処理施設の設置に要する費用、塵芥焼却場又は火葬場の災害復旧に要する費用に対し、国がその三分の二を予算の範囲内で補助することができる規定を設けてあるのであります。本法案も、あらかじめ衆議院側と十分打合せを行い、了解済みの法案でありますので、本委員会におきましては、質疑並びに討論を省略いたしました。直ちに採決いたしました結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に對する資金の貸付及び補助に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は、今次の大水害で被害を受けた地域におきまして国民健康保険を行う保険者に対して、貸付金の貸付及び補助金の交付を行うことにより、被害地域の国民健康保険事業の運営を円滑且つ健全ならしめることを目的とするものであります。

本案の骨子は、第一に、国民健康保険を行う保険者であつて、六月一日から六月間に保険料又は一部負担金を減免したものが、災

害救助法の適用を受けた市町村に被保険者を有し、更に、減免した保険料の額が、その年度の保険料の額の百分の十以上で、且つ二十万円以上であるものに対し、国が予算の範囲内で貸付金を貸付けることができるようにいたしてあります。第二に、貸付金の額はその減免額の百分の八十以内とし、残りの百分の二十以内については補助金として交付することができることとし、たしてあります。第三に、貸付の条件といたしまして、貸付金の償還期限は、翌年度の初日から五年間の据置期間を含み十五年以内とし、年利五分五厘の元利均等年賦の方法によつて償還することにしたしてあります。なお貸付を受けた年度の貸付期間及び翌年度初日から五年間を据置期間とし、この期間中は無利子といたしてあります。その他、年賦金の支払猶予、貸付金の一時償還、報告及び検査、知事に対する権限の委任等について規定を設けてあります。

本法案も、衆議院側水害対策委員と十分打合せを行い、検討済みの法案でありまして、本委員会におきましては、一委員から、政府委員に対し、本法案施行の際の問題点について、二、三所見を質し、答弁があつたのでありますが、その詳細は速記録により御了承を願います。かくて討論を省略し、採決いたしました結果、これ又全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する固有の機械等の譲渡等に関する特別措置法案について、審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、今回の西日本水害による被害中小企業者に対し、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管していた機械又は器具を特別に安い対価で活用させることを目的として、衆議院議員村上勇君により提案されたものであります。御承知の通り、第十三国会で通過した国有財産特別措置法は、中小企業者に対し右に掲げた機械又は器具を業者の保有する古い機械と交換してやり、中小企業の合理化促進の一助にしようとするものであります。目下その交換を実施中なのであります。本法案では、この趣旨を体し、これを拡充して、被害中小企業者に対し、機械を交換するばかりでなく、譲渡或いは貸付を行い得るようにし、その価格も時価より五割以内を減額した価格とし、又納付すべき交換差金又は支払代金について十年以内の延納を認め、以て被害者の負担を軽減しようとするものであります。本法案については、すでに立案の過程において、水害地緊急対策特別委員会において慎重に検討を重ねたものでありますから、委員会においては格別の質疑もなく、討論を省略して採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定した次第であります。右御報告申し上げます。

次に、昭和二十八年六月及び七月における大水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案について、審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先般の西日本の水害に際し、工場、鉱山、商業等で、中小規模のいわゆる中小企業者の受けた被害は思いのほか多く、その総額三百二億円の約九割と推定されております。これに対し政府も各般の措置を講じておりますが、何分、中小企業者はその信用力において欠けるところが多く、金融機関から融資を受けるにも困難を感じております。御承知の通り、中小企業信用保険制度は、中小企業者の信用力を補強し、中小企業をして金融機関より資金の融通を受けやすくするための制度でありますので、今回この制度に特例を設けて、被害中小企業者に対する再建融資を一層容易ならしめようとするために、本法案が衆議院議員村上勇君により提案されたものであります。

この保険制度では、金融機関は、中小企業者に六カ月以上の長期資金を融通した場合、少額の保険料を政府に納付すれば、若し貸倒れを生じたような場合、その損失額の八割まで填補してもらえ、組みになつております。今回の特例では、この填補率を百分の八十から百分の九十に上げました。又、保険料も、普通の場合では保険金額に対し年三分以内とあるのを年二分以内とし、而もその半分は地方公共団体の負担としたのでありますから、半分は業者に転嫁されるところとして、業者の負担は年一分五厘から年五厘の保険料ということになるわけでありませんが、このほかに、いわゆる信用保証協会というものが中小企業者の信用保証をした場合、これを政府に再保険する制度があるのでありますが、この場合の填補率も、普通の場合には保証額の百分の六十であるのを、特例では百分の七十とし、この場合の保険料も先の場合と同様に軽減したのであります。かくして填補率を引上げて、他方、保険料を下げますと、元来独立採算制をとつておる信用保険特別会計には恐らく穴があくことになると思

われるのですが、若しこのため特別会計に赤字が出る場合は、毎年一般会計から補填してやることにしております。以上が本法案の要点であります。本法案については、すでに立案の過程からして、本委員会の委員も参加して、慎重研究の上、立案したものであります。本委員会に付託になりましたも別段の質疑もなく、討論を省略して採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申し上げます。

次に昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用の小麦粉等の損失補償に関する特別措置法案について、審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。本法案も衆議院の当該委員会において立案の上、議員発議にかかるとの目的とするところは、今次の大水害により流失埋没等のため使用できなくなった小学校及び盲学校、聾学校並びに養護学校の小学部における小麦粉及び乾燥脱脂ミルクに対し、府県が損失を補償し、その損失補償に要する経費について国が全額を補助することにあります。

水害地緊急対策委員会におきましては、本法案の立案過程においてすでに衆議院側と十分な連絡をとつてありました関係上、質疑討論を省略いたしました。全会一致可決すべきものと決定いたしました。右御報告申し上げます。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する特別措置法

る法律案につきまして、審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は失業保険法の適用を受ける事業所に雇用されておる労働者が、今回の大水害のごとき労使双方の責に帰し得ざる原因により就労不可能となつた場合、失業保険法に特例を設けて被災労働者の救済を図らうとするものであります。

本案の要旨を申し上げますと、第一に、被害地域にある事業所が水害を受け、止むを得ずその事業の全部又は一部を停止することにより、就労することのできなかつた労働者で、一定の基準に合致する者は、これを離職とみなして保険給付を行わんとすること。第二は、休業した者が再びその事業所に就労した場合、法第十一条の規定にかかわらず、その日を雇用された日とみなすことにすること。第三に、失業保険金の支給を受ける場合は、法第十六条の規定にかかわらず、公共職業安定所に出頭して失業の認定を受けることとし、又、待機期間は法第十九条の規定にかかわらず七日間とする。第四に、支給する失業保険金は法第二十条に規定する百八十日分に含まれることにすること、及び本法の施行については公布の日から二週間を経過した日とし、施行前にも遡つて適用せんといたしておるのであります。委員会におきましては、本案は妥当なる措置であると認めて、質疑、討論は省略して、原案通り全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法案につきまして、審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、今次大水害の被害地域における多数の失業者を失業対策事業にできるだけ多数吸収し、その生活の安定を図るため、特別の措置を講ずるとするもので、昭和二十八年七月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間に、被害地域において、緊急失業対策法に基づき、地方公共団体等が実施する失業対策事業に要する経費について、国は、他の法令の規定にかかわらず、国の負担分を、労務費については五分の四、資材費については二分の一、事務費については五分の四にそれ／＼引上げんとするものであります。なお、本案は公布の日から施行し、被害地域においては昭和二十八年六月及び七月に実施された失業対策事業についても適用せんとするものであります。委員会におきましては、本案も妥当なる措置と認めて、質疑、討論を省略して、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申し上げます。

次に、昭和二十八年六月及び七月における大水害による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律案につきまして、当委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。この法律案の要旨は、大水害地域における地方鉄道、軌道及びバス事業、定路線のトラック並びに郵便物を輸送する自動車に対し、災害復旧費の二割を補助するほか、所要の復旧資金について政府はその融資の斡旋に努むることを規定したものであります。当初、参議院特別委員会といたしましては、この法律案については幾多の疑義を持つておつたのでありますが、衆議院側と協議の結果、以下御報告の通りの結果と相成つた次第でございます。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における災害救助に関する特別措置法

審議に当りましては、専門員及び政府より、被害状況、被害額等につき説明があり、又、各委員より活発な質疑が行われました。その

主要な点を申し上げますと、この法律を適用すべき交通事業の範囲、これら事業者の復旧能力の有無、又、他の公共施設との振合いにつきまして熱心に質疑が重ねられまして、これらの事項につきましては、衆参両院の委員長、理事、小委員長の数次に亘る合同打合せにおきましても、遂に最後まで検討された事項でありました。又、運輸委員会よりも、水害地における鉄道、軌道並びにこれと効用を同じうする事業につき、その災害復旧に關し特別の措置を講ぜられたい旨の申入れがありました。これらを検討の結果、最後の打合せにおきましては、これら事業の復旧を促進することは水害地域における災害の復旧を早めることにもなりますので、公益性の強い公共事業で復旧能力の乏しいものに補助することは妥当であるとの見解に達しました。次いで当委員会における討論に当りましては、植竹委員より、およそ災害の復旧に當つては、復旧を迅速ならしめるためには交通機関を優先的に復旧せしめる必要がある旨を力説せられ、殊に自力復旧、回復力の弱い被害交通機関に対しては、速かに融資の用途を講ずるの要がある旨強調せられると同時に、この法律により補助金を交付せられることは直接助成の効果あるのみならず、復旧資金の融資を受ける場合においても又効果少からざるものありとして、この法案に賛成の旨、意見の開陳がありました。なお植竹委員よりは、本法施行に當つて自力復興の可能なものには必ずしも補助するの必要はないと思われるので、左の決議案を付したい旨の提案がありま

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法

した。

決議

補助金の交付に當つては、本法の趣旨に鑑み、自力復興の可能な企業を対象とすることなく、真に自力復興困難なものに重点を置くよう政府は特に考慮すること。

これにて討論を終り、採決に入りましたところ、全会一致を以て本案は可決すべきものと決定し、次いで植竹委員の提案による決議案について採決いたしましたところ、これ又全会一致を以て可決いたしました。以上御報告申し上げます。

最後に、昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、今回の大水害をこうむつた地域内における地方公共団体が昭和二十九年三月三十一日までに行う自転車競走について、車券の売上額が三千万円以上であつても、国庫に納付すべき納付金はこれを一回限り免除いたしますこととし、この措置により、当該災害地の地方財政の増収を図らうとする目的で提案せられたものであります。

本案件は最も衆参で採られた案件でありまして、参議院特別対策委員会といたしましては、当初から徹頭徹尾この法律案件については疑義を持つておつたのでございます。詳細報告を申し上げますと限りがございますので、時間の都合上詳細に報告することは省かして頂きます。審議に際しましては、各委員から熱心な質疑がなされましたが、その最も注目すべきものを申し上げますと、本法の適用

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法

四八四

を受けるのは政令で指定する地域内にある地方公共団体であることが要件となつてゐる。この場合、政令では何々県というように指定するものと考えられるが、その県内における地方公共団体は水害がない場合でも国庫納付金が免除されることになり、公平の原則に反すると思われる。こういう点について提案者はどう考えるのか」との質問に対して、提案者より、「その点は政令の指定に委ねてあるが、県或いは市町村を被害の実情により指定する考えで、災害のない地方公共団体までに本法による恩典を与える考えはない」との答弁がありました。又、「国庫納付金が免除されることになれば、施行者でない者も施行者の指定を希望することとなり、このため競輪場を所有する地方公共団体との間に各種のトラブルが起ることが予想されるのではないか」との質問に対して、提案者より、「そういうことも一応考えられるが、トラブルが起らぬよう円満に行けるように話し合いを進めて行きたい」との答弁がありました。なお、右の質問に関連して政府側からは、「政令の制定に当つては、本委員会の御意見により十分留意したいと思う。又競輪場の貸借問題によりトラブルが起ることも心配はされるが、競輪場所有者と借りたい希望者との間に当該県知事又は地方通産局長が斡旋して円満に行けるようにしたいと考えている」との答弁がなされました。その他、有意義な質疑がなされましたが、その詳細は速記録に譲りたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、三浦、永岡、重政各委員より、本法の運用に当つては万全の措置を講じ、十分監督の上、公平の原則に反しないようにすべきである。又、水害地救済に

名をかりて、競輪の奨励助長にならぬよう、特に留意すべきであると強く要望して本案に賛成する旨の発言があり、討論を終つて採決の結果、本法案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。右御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法 (昭和二八、八、一五、法二二八)(衆)

一、提案理由(八月三日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法

(昭和二八、八、一五、法二一九)(衆)

一、提案理由(八月三日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法

(昭和二八、八、一五、法二二〇)(衆)

一、提案理由(八月三日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法(昭二八―法二五六)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害地域における失業対策事業に関する特別措置法
昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法

四八五

◎昭和二十八年六月及び七月における大洪水に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律

(昭和二八、八、一五、法二二二)(衆)

一、提案理由(八月三日)

(昭和二十八年六月及び七月の大洪水の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大洪水の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎昭和二十八年六月及び七月における大洪水による地方鉄道等の災害の復旧のための特別措置に関する法律

(昭和二八、八、一五、法二二二)(衆)

一、提案理由(八月三日)

(昭和二十八年六月及び七月の大洪水の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大洪水の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎建設業法の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一七、法二二三)

一、提案理由(七月七日)

○南政府委員 建設工事の適正な施行を確保し、かつ建設業の健全

な発達に資するため、昭和二十四年法律第百号をもつて建設業法が

制定せられ、ほぼ所期の成果を収めて今日に至つておりますが、この禁
すが、施行以来四年間にわたる経験にかんがみ、なお若干の改正を
加える必要があります。すなわち、本法律の適用範囲の拡大、建設
業者の登録要件の強化、一括下請負の禁止の強化及び建設業審議会
の委員の任期の延長と権限の強化等をはかる必要があると存するの
であります。これが本改正法案提案の主たる理由でございます。

以下、本改正案の主要な点につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、現行の建設業法におきましては、板金工事外八種類
の工事については、そのみを単一に請負うことを営業として行
者につきましては、適用を除外して行っておりますが、最近にお
きましては、この種の工事も、その重要性からも、またその請負金
額の点からも、現在建設業法の適用を受けている工事と差異を設け
られなくなつて参つておりますので、壁紙工事を除き、これらの工
事のみを請負うことを営業とする者に対しまして、土木工事等と同
様、本法を適用することといたします。

第二に、登録要件の強化であります。現行法におきましても、
建設大臣の登録を受けた建設業者は同一都道府県にある営業所の一
に一定の資格を備えた技術者を置くを建前としてはいるのでありま
すが、これを登録の要件といたすとともに、登録の際の拒否要件を
拡大して、現行法では、建設業法違反のゆえをもつて会社が処分さ
れた場合において、営業所の代表者等が会社から独立して登録を申
請して来る場合には、これを拒否し得ないこととなつて行つてを、

建設業法の一部を改正する法律

登録を拒否し得ることとしたのであります。

第三に、一括下請負の禁止の強化についてであります。この禁
止の目的を十分に確保いたしますため、無登録業者等に一括請負さ
せる場合あるいは一括して請負う場合等についても禁止することと
したのであります。

第四に、建設業者に対する監督処分のうち、最も重要な処分であ
る営業の停止及び登録の取消し処分につきましては、これを慎重に
行う必要がありますので、建設大臣または都道府県知事がこれらの処
分を行おうとするときは、必ず建設業審議会に諮問することといた
しました。

第五は、建設業審議会の委員の任期を延長し、その権限を強化し
たのであります。現行法によりますと、委員の任期は六月で、二回
以上の再任を禁じておりますが、これはあまり短期に失しますの
で、任期を二年とし、再任を妨げないこととしたのであります。
次に権限の強化であります。現行法におきましても、建設業
審議会は、建設工事の請負契約に関して紛争の生じた場合、当事者
の申請に基いて、紛争解決のあつせんを行つ得ることとなつており
まして、本法施行以来そのあつせんしたものは、約五百件に上り、
注文者にも、請負者にも多大の利便を与えておりますが、紛争の原
因を調べますに、その内容が明確でないもの、あるいは不合理な
ものが多いのであります。このような場合は、その契約内容を公
正にするよう、変更の勧告をすることができるといたしたので
あります。また中央建設業審議会が建設工事の標準請負契約約款を

作成し、これが実施を主な発注者等に勧告して来たことにより、従来その不合理性と庁務性の特に強かつた建設工事の請負契約が年とともに是正されつつありますが、なお入札方法の合理化、注文者の予定価格積算の際の諸経費の算定の基準等を作成してその実施を勧告し、建設工事の請負契約関係の合理化を期することとしたのであります。その他以上の諸点に関連して関係各条文の整備をはかつたのであります。

以上、建設業法の一部を改正する法律案の主要な事項について、説明申し上げたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院建設委員長報告(七月二十一日)

○瀬戸山三男君 たいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の提案の理由並びに内容について申し上げます。建設工事の適正な施行を確保し、かつ建設業の健全な発達に資するため、昭和二十四年法律第百号をもつて建設業法が制定され、ほぼ所期の成果を収めて今日に至つておりますが、施行以來四箇年にわたる経験にかんがみ、なお若干の改正を加える必要を生じたのであります。以下本改正案の主要な点につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、現行法におきましては、板金工事外八種類の工事に

ついては、そのみを単一に請負う場合には適用しないことになつておりますが、これを、壁紙工事のみを請負う場合を除き、建設業法の適用を受けることとしたのであります。第二に、建設大臣の登録を受けた建設業者は、現行法においては同一都道府県内にある営業所の一に、一定の資格を備えた技術者を置くことになつておりますが、これを登録の要件とするともに、登録の拒否を規定した第十一条についても、責任ある使用人等についての責任を明確にいたしましたのであります。第三には、建設業審議会委員の任期は、現行法におきましては六箇月間で、二回以上再任を許さぬこととなつていたのでありますが、これを任期二年とし、かつ再任を認めることとしたのであります。

本法案は、七月六日日本委員会に付託され、七月十七日に至る間、前後四回にわたり慎重に審議いたしましたのでありますが、その詳細は速記録に譲ることいたします。

かくて討論に入りましたところ、各党を代表して田中角榮君より、今日の段階においてはこの程度の改正にてやむを得ないものと思ふが、さらに早急なる機会において、建設業の許可制、落札価格最低制限の制度等、本法をより強力なものにすべきであらうとの意見の開陳があつて、原案に賛成の旨が述べられ、次いで採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、簡単に御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(八月三日)

(建築士法の一部を改正する法律(昭二八―法二二〇)の委員報告と一括して掲載)

◎財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律

(昭和二八、八、一七、法二二四)(衆)

一、提案理由(七月三十一日)

○橋本龍伍君 たいま議題となりました財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

財団法人労働科学研究所というものがそも／＼発案をせられまされたのは大正十年でありまして、当時社会問題が統発いたしておつたのであります。が、いまだ政府においても十分な対策もありませんでした。時分に、この方面の非常な先覚者でありました大原孫三郎氏が創設をいたしまして、当時純粋な社会問題研究所としての大原社会問題研究所がつくられ、これはまた純粋な労働医学、心理学的な科学研究所の研究所といたしまして、大原氏の仕事でありました倉敷紡績株式会社の一工場を研究実験所に開放して出発をいたしましたものであります。当時は企業経営者が自分のところの工場を一般の検討

財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律

にゆだねるようなことはほとんどなかつたのであります。が、大原氏はあえて始めたのであります。十四年間にわたつて日本で唯一の労働医学並びに心理学を中心とする労働上の諸条件、労働者の生活の諸条件に関する科学的な究明をいたしまして、改善の方途を講じつつ、各方面にわたつていろ／＼な功績をあげて参りました。次第にその研究が国家的な規模に発展して参りましたために、昭和十二年になりましてから日本学術振興会の方で、これをもう少し国家的に発展させた方がよからうというお話がございましたので、大原氏は欣然これを承諾されて、従来資金に加えて、さらに寄付をされました。これを日本学術振興会に提供いたしました。そこで昭和十二年に学術振興会においていろ／＼検討の上、財団法人日本労働科学研究所というものを東京に創設をいたしました。祖師ヶ谷大倉に今日の研究所を立てたわけでありまして、その後研究所は施設、設備の充実と研究業績の集積並びにその実際への応用宣伝に努めて参りました。当時は今日の労働省はもちろん、厚生省の設置もまだございませんで、労働行政が主として監督行政という面から内務省、農商務省その他の各庁に分散されておつて、はなはだ不完全でありましたが、その時代からわが国唯一の先駆的な存在といたしました。労働行政並びに労働現場の条件の改善等に関する中心、指導的役割を果して参りました。厚生省の設置後も、その労働監督指導の行政に関する科学的資料のほとんど唯一の提供者でありまして、その著しい例は、女子の深夜業の撤廃、義務教育年限の延長、また労働最低年齢の引上げ等の科学的根拠は、一に本研究所の研究の結果

であつたのであります。このように労働条件の規制に関する科学的資料作成についての国家の代行機関的な役割を果しておりますために、大東亜戦争が始まるに及び、政府の強い勧めによりまして、この財団法人労働科学研究所なるものは、大日本産業報国会に合併をしようことに相なつたのであります。当時の実情やむを得ざるところがありまして、財団法人労働科学研究所は、この戦争中の政府の勧めというより半ば命令によりまして、所有財産は無償で大日本産業報国会に譲渡をいたしました。この両団体は昭和十七年の一月十日に正式に統合せられたのであります。一渡りこの研究所は、財団法人としては解消したような形をとりました。但しその際に大日本産業報国会は、特殊法人でありましたために、この研究所の物的財産は、新たに財団法人産業報国会財団というものを設立いたしました。この所有に帰しました。その際の附帯条件といたしまして、産業報国会解散の際には、この無償譲渡された全財産は、労働科学の研究の目的のために、再度労働科学研究所を設立いたしました。その方に使用できることの了解ができておつたのであります。

そこで昭和二十年九月三十日に産報が解散をいたしましたから、労働科学研究所は、財団法人として新設されることになりました。昭和二十年十一月三十日に新設された財団法人労働科学研究所に對しまして、産業報国会解散並に残務処理要領に基きまして、統合当時の財産がそのままどつて参つたのであります。ところが御承知のように、産業報国会は解散団体になりまして、従いまして解散団

体の財産の管理及び処分等に関するポツダム政令の適用を受けることに相なつたのであります。このポツダム政令の第三条には、解散団体の動産、不動産、債権その他の財産は国庫に帰属し、これを目的とする留置権、先取特権、質権及び抵当権は消滅するということに相なりまして、没収されることに相なりました。そして原則としてこの財産は、一般に売却されることに規定がなつておるのであります。

ところが労働科学研究所の仕事はぜひ進めなければなりませんので、この点については連合軍の總司令部も、政府の方も意見が全然かわつておりませんので、その処置に苦心をいたしました結果、こういう解決方法をとることにいたしました。この政令の第十一条にこういうことが書いてあるのであります。「法務総裁は、第三条の財産のうち国又は地方公共団体が連合軍最高司令官又は政府の許可を得て昭和二十三年三月一日において公用又は公用に供していたもので現にその使用を継続しているものがあるときは、各省各庁の長にこれを所管換することが出来る。国又は地方公共団体において公用又は公用に供すべきものとして連合軍最高司令官から指定されたものについても、また、同様とする。」という規定がありますので、これを利用してしまして、總司令部の側で昭和二十五年の一月十日に、向う側から積極的に解散団体産業報国会の特定財産についてという指令をよこしました。その指令によりまして、法務総裁は労働関係の財産を一般の処分財産からはずして、文部大臣に移管をしないといふこと。文部大臣は当該移管財産の大部分は、財団法人

労働医学心理学研究所、それは一時ちよつと名前をかえたことがありました。労働医学心理学研究所に有償をもつて使用せしめる。

二、文部省所管統計数理研究所に一部を使用せしめる。三、労働省の衛生課に一部使用せしめる。四、国立国会図書館に書籍、什器及び備品を使用せしむることでありました。しかるにこれは労働科学研究所が昔と同じように仕事をして行くのであります。何か政令によつてかつかつかつこうをつけなければなりませんので、文部省の所管の行政財産で、文部省が何か労働科学の研究をやつておるようなかつかつこうをつくりまして、ただし国がやらないで、労働医学心理学研究所に使わせる。ノミナルに、年二十万円ばかりの借賃をたしか払うのであります。それからたま／＼焼けたか何かして、建物がありませんでした統計数理研究所に、一部を使わせる。それから労働省の衛生課に一部を使用せしめることは、労働省の委託を受けて、いろいろ／＼検定をやつたりしておりますもので、かつかつこうだけの話であります。それから四は、国会図書館のものだという話で、一応この政令上公用に供すべきものとして連合軍最高司令官から指定したから、そのまま置いておいてよろしいという形をとつて今日までに至りました。その後も労働科学研究所としては、戦後労働省の設置、労働三法の制定実施等のいろいろ／＼な事情のもとにおきまして、旧に倍した科学資料の提供を続けて参つておるのであります。戦後やりました仕事の中でも、職業別の食糧需給の基準をきめましたり、農家の保有米の限度を農林省の委託を受けてきめる資料を提供いたしましたり、あるいは最低生活費の問題であるとか、あ

財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律

るいは電通省その他の労働基準の設定等の問題にいろいろ／＼資料を提供いたしました。今日もとにかくそうして仕事は一応やつておりますが、非常に困りますのは、何分にも国有財産ということに相なつておりますが、文部省自身の仕事ではありませんで、文部省の方で予算を出して内容の設備改善をやるようなこともできないのであります。ところが、研究所といたしましては、また設備を改善する場合にも労働科学研究所の資金でやりましても改造した部分は附加して一体となつて国有となつてしまふというような形でありまして、その後この研究所の改善をはかりますのに非常に苦心をいたして参りました。文部省等においても、こういう変態的な仕事は文部省自身の行政の一部であるという形をとつておるのは非常に困りますので、いろいろ／＼相談の結果、今日この法律を通して御審議をお願いすることにしたのであります。内容はきわめて簡単でありまして、もちろん労働科学の面におきましては、この労働科学研究所が、唯一の機関でありますので、経営及び労働諸条件の改善のため労働科学に関する研究調査の事業を發達させるためには、どうしても労働科学研究所がスムーズに動くようにしなければならぬので、この形式的に国のものになつております財産を労働科学研究所のものにして、そうしてめんどうな文部省の擬制的な行政の一部ということをやめまして、今後研究がうまく行くようにいたしたいというわけでございます。これが趣旨でありまして、どうかよろしく御審議をお願いいたします。

なおごく簡単にこの研究所の仕事の内容を申しますと、予算とい

たしましては大体このごろ年間三千万円くらいでありまして、そのうち約六、七百万円が文部省その他政府から出る資金であります。なおそのほかの千二百万円くらいが船員協会とか、化学繊維協会とか各種の会社等からの委託調査費でありまして、残りが維持会員の経費でありますとか雑収入というようなことに相なつておるのであります。

なおこの研究所は、文部大臣の監督を受けております財団法人それ自体としての監督を受けておりますのと、また今申しましたような政府の研究費をもらつて仕事をしておるといふ面からも監督を受けておるのであります。

役員は今日理事長が松岡駒吉氏でありまして、理事に野田信夫、桐原稔見、諸井貫一、永野重雄、大原総一郎、東畑精一、森戸辰男、塚田公太というようなたちがやつておりまして、私も理事の一員をけがしておる次第でございます。御審議の上よろしく御賛成を賜わりたいと思ひます。

二、衆議院文部委員長報告(八月四日)

○原田憲君 たいま上程になりました、橋本龍伍君外七名提出にかかる財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律案について、本案の概要及び委員会における審査の結果を簡単に御報告申し上げます。

御承知の通り、財団法人労働科学研究所は、民間學術研究団体として政府より助成金を受けている団体でございます。しかして、同

財団の施設及び動産については、元來、同財団が、日本學術振興会等の援助を受けつつ、東京都世田谷区祖師谷の現住所に建設したものでございますが、戦時中大日本産業報国会に統合されたのでありまして、敗戦につれて同会が解散せられ、その結果の当然の措置として、この財産が国に没収されたのでございます。しかしながら、労働科学研究の重要性にかんがみ、引続き政府の行政財産のまま、実質上のこの研究担当者の一団に使用を許され、その後若干の名称を変更などを経て、現在財団法人労働科学研究所として終始一貫これを借用し続けて来ているのであります。その管理は形式上文部大臣及び国立国会図書館長がこれに當つておることになつておりますが、これがために研究事業の運営発展上種々の支障を来している次第でございます。

本案は、労働科学に関する研究及び調査の事業の発達に寄与せしめるために、さきに申し述べました経緯をも参酌いたしまして、今日わが国随一の労働科学研究機関たる財団法人労働科学研究所に当該財産を譲与し得ることとするものであります。附則において、譲与の際現に国として使用しておる国立統計数理研究所等の使用部分については、引続き暫定的に無償で現状のまま国が使用する旨を規定して、無用の混乱を避けることとしたのであります。以上が本案の概要でございます。

本案は、去る七月二十九日当委員会に付託となり、三十一日慎重審査をいたしました上、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決いたしました次第でございます。

右御報告申し上げます。

三、参議院文部委員長報告(八月七日)

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭二八―法二三八)の委員長報告と一括して掲載)

◎農産物価格安定法

(昭和二八、八、一七、法二二五(衆))

一、提案理由(七月十七日)

○足立委員 農産物価格安定法案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

御承知のように農産物の生産は、終戦以来逐年増大いたし、今日米麦を除いては農産物の需給は著しく緩和するに至りまして、逐次完全な自由市場を回復いたして参つたのであります。これら農産物の価格の推移を見ますと、生産者が零細多数の農家であり、かつ、農産物の特性上、出まわり期が一時期に集中し、また需要の変化に即応して生産を調節することが困難であること等の事情によりまして、季節によりまた年により相当な価格の変動を示して、正常な価格水準からも低落する傾向を示すに至るものも生じているのであります。

かかる事態を自然の推移に放置しておきますならば、農業生産を

不安定にするとともに、農家経済にも深刻な影響を及ぼすことになり、ひいては、これら農産物の需要者及び関連産業に対しても悪影響を与えることをおそれるのであります。従いまして農業生産上も農家経済上も、米麦について重要な農産物につきまして今日価格の安定措置をとることは、きわめて緊要なことと考へる次第であります。政府においてもかかる対策として、これまで、澱粉を買い上げ等の臨時応急の措置が講じられておりますが、かかる応急措置をもつてはとうてい万全の効果を期することはできないと考へられます。従いましてこの際にも類の如き重要な農産物の生産を安定した基盤の上に置くとともに、これら生産農家の経済の安定をはかるための農産物価格安定制度を確立することが、現下の農業政策上きわめて重要なことと思ふのであります。

右のような趣旨に基きまして、ここにこの法案を提案することとした次第であります。

以下この法案の内容につきまして概略御説明を申し上げます。まず第一に、この法案は、米麦について重要な食糧農産物であるいも類と、国内油脂資源の大宗である菜種を対象として、その価格が正常な水準から低落することを防止するため、生産者団体の自主的販売の調整を促進するとともに、他面国もまたこれら農産物の買入れを行い、両々相まつて農産物価格の安定をはかることにいたしております。ただ、いも類は、管理技術上政府の買上げが困難でありますので、この法案ではその加工品である澱粉、生切干を買い上げることにいたしております。

第二に、買入の方法であります。政府は、毎年出まわり期に、生産者団体の意見を聞き、需給事情、時価等の状況を勘案して、価格保持のため買上げを必要とする数量を定めまして、その数量の範囲内において生産者または生産者団体の申込みに応じて国が買上げることにしているのであります。ただこの場合政府の買入れについては、ただいま申し述べましたように、まずもつて価格安定のため生産者団体の自主的販売調整に大いに期待し、これを促進することを建前といたしまして、販売調整を行う団体から優先的に買入れるとともに、生産者団体に対しては、必要に応じ価格の低落を防止するため政府が必要な勧告を行い、また資金のあつせんを行うことといたしております。

第三に、買入価格につきましては、この法案の趣旨からみて、米麦の価格形成の方法とはおのずから事情が異なり、いわゆる支持価格の性格を有するものでありますので、農業パリティ指数に基いて算定される価格に需給事情の変化を織り込み、これに生産費その他の経済事情を参酌して定めることとし、加工品につきましては、これら加工に要する費用等を加えて定めることとしておるのであります。なお、これらの価格を決定するに当つては、農林大臣が生産者団体にはかりその意見を尊重してきめることといたしております。最後に、農産物等の売渡しにつきましては、この法律の目的からみて時価に悪影響を及ぼさないように行うこととし、特定の場合を除くほかは、原則として政府の買入基準価格を下らないように時価により売り渡すことといたしております。

なお、この法案による農産物等の買入れは食糧管理特別会計によつて経理することとし、このため附則において同会計法に所要の改正を行うことといたしました。

以上がこの法案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院農林委員長報告(七月二十二日)

(開拓融資保証法(昭二八―法九一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林委員長報告(七月三十日)

○片柳眞吉君 只今議題となりました農産物価格安定法案につきまして、農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、農産物価格の推移を見るに、生産者が零細多数の農家であり、且つ農産物の特性上、出廻り期が一時期に集中し、又需要の変化に即応して生産を調節することが困難であること等の事情によつて、季節により、又、年により、相当な価格の変動を示して、正常な価格水準からも低落するものが起つて、農業生産を不安定にすると共に、農家経済にも影響を与え、延いてはこれら農産物の需要者及び関連産業に対しても累を及ぼす虞れがあつて、農産物価格安定制度を確立することは喫緊の要務であるという趣旨に基いて提案されたものであります。

その内容の骨子とするところは大略次のようであります。第一

は、本法案の対象となる農産物であります。これは米麦に次いで重要な食糧農産物であるいも類と、国内油脂資源の大宗である菜種とでありまして、尤も、いも類につきましては、これは直接買入れることは技術上困難でありますから、その加工品である甘藷澱粉、馬鈴薯澱粉及び甘藷生切干を買入れることになっております。第二は買入の方法でありまして、政府は毎年生産者団体の意見を聞き、需給事情及び時価等を勘案して、農林大臣が定めた数量の範囲内において生産者又は生産者団体の売渡しの申込みによつて買入れるのであります。なお、価格安定のためには生産者団体の自主的販売調整に期待し、これを促進する建前として、買入れに当つては販売調整を行う生産者団体からの申込にかかるものを優先的に取扱うのであります。而して必要に応じ農林大臣は、生産者団体に対して価格の安定のため必要な勧告を行い、又資金の斡旋等の措置を行うことになっております。第三は買入価格についてでありまして、これは農業パリティ指数に基いて算定した価格、生産費、需給事情、その他経済事情を参酌し、なお澱粉等加工品につきましては、加工に要する費用等をも加えて得た価格を基準として、生産者団体に諮り、その意見を尊重して農林大臣が定め、毎年出廻り期前に公表することになっており、なお、政府が生産者団体から買入れる場合には、前に述べました価格に、金利、保管料、欠減等に相当するものを加算することができることになっておるのであります。第四は、買入れた農産物の売渡しについてでありまして、これら農産物等の需給事情を勘案し、これが時価に悪影響を及ぼさないように行

うこととし、新規の用途又は販路に向けるため等、特定の場合を除くほか、原則として政府の買入基準価格及び時価を下つてはならぬことになっております。而して本法案による農産物等の買入は、食糧管理特別会計によつて経理することとし、このため附則において食糧管理特別会計法に必要な改正が加えられているのであります。

委員会におきましては、提案者の代表及び農林当局との間に、本法案による価格安定制度と農業統制との関連、延いてはかかる制度を契機とする官僚統制の誘発、農産物の生産とこれが適正価格との関係及び両者の調整、本制度の狙いは価格の安定のみにあるのか、或いは必要数量の確保をも期待し、延いては備蓄制度を兼ねたものとするか等、本制度の性格並びにその当否、本法案にいう正常な価格の意義、決定方法及びこれが当否、買入数量の決定方法及びその当否、原料価格と製品価格との関係並びにその調整、菜種の増産、これが麦類等競合作物の生産に及ぼす影響、更にその国家及び農家経済上の得失、「いも」類の生産と砂糖及び澱粉対策並びにその調整、対象農産物の価格支持と関連産業との関係及びその調整、本法案作成の経緯と衆議院農林委員会における附帯決議との関係及びその意義、本法案において買入の対象として大豆を除いた理由及びその当否、本法施行に関する予算的及び金融的措置、生産者団体の自主調整に対する融資及びこれが金利等その条件、食糧管理特別会計のあり方及び本会計と本制度との関係並びにその当否、買入農産物等の売渡方法とその当否及びこれが影響、その他諸般の問題について、

極めて活発な質疑が行われたのでありまして、これが詳細は会議録に護ることを御了承願いたいのであります。

併しここにその主なものを御紹介いたしますならば、「本法案によつて企図されている価格安定制度は、統制を意味し、統制を前提とするものではないか。アメリカの価格支持制度は作付統制がその裏付けをなしており、国内においては菜種の作付と麦の作付の競合が目立つており、菜種の価格のきめ方如何は更にこれが激化するものと思われ、かかる事態は慎重な検討を要するものではないか」との趣旨の質問に対して、「方向としては統制のようであるが統制ではない。過剰農産物の価格を安定させるため、政府による買入れは行いが、作付統制は行わない。農産物の価格安定に関する従来の考え方は、政府による買入のみであつたが、今回の考え方は、自由経済下における措置として、先ず生産者団体による自主的調整を基盤とし、これに対して資金の斡旋その他政府から必要な援助を与える建前をとつたもので、統制の意味はない」旨答へられたのであります。

更に、本法案の要諦とも言うべき点は、政府の買入価格にあることは容易に窺われるところであつて、而して買入価格は、正常な水準から低落することを防止することを目的として、農業パリティ指数に基き算出した価格、生産費及び需給事情その他の経済事情を参酌し、加工品にあつてはこれに加工費等を加えて得た額を基準とし、生産者団体に諮り、その意見を尊重して農林大臣が定めることに規定せられているのであります。これをめぐつて、「買入価格は生産費の保証を考へているか。買入価格の決定に當つて、生産者

であるといわれているにかかわらず、衆議院農林委員会において採決の際、六項に亘る附帯決議が行われたのは了解しがたいところであるが、如何なる理由によるものであるか。この際、政府提案とせず、本法律案を議員提案として提出しなければならぬ必然的な理由は奈辺にあるか。本法案の不備について、これが改正の用意があるか等について質されたのに対して、「農産物価格の安定に関する立法措置については、かねて要望せられていたところであつて、政府提案を期待していたが、先に参議院農林委員会における保利農林大臣の言明によつて、政府に提出の意思のないことが明らかになつたので、衆議院において各派の共同を以て議員提案とすることになつた、根本的な趣旨においては各派の意見は一致しているが、立法上の細目については完全な一致を欠いているものがあるので、各派の妥協線として附帯決議が行われた。すでに行われた澱粉の買上げの経緯に鑑み、本年産「いも」類の価格安定に遺憾なきを期するため、且つ又本年産菜種の生産状況に対処して本案の緊要性を認めておる。本法案には不備を認めざるを得ないが、今後の完成に対する布石としたい。差当りの措置として本法案で差支えないと思われが、併し今後実施の上において必要に応じて善処したい」旨答へられたのであります。

又、対象農作物として大豆を除外した理由が質されましたところ、「大豆は現状においては価格支持の必要が認められないから除いたのであるが、対象とする必要が起れば追加したい」旨答へられ、更に、本法成立後におけるこれが実施に必要な予算的措置に関

団体の意見を聞くだけで、果して正常な価格水準をきめることができるか。生産者と共に需要者の意見をも聞くべきではないか。買入価格及び買入数量の決定に関して審議会を設ける意思はないか。価格のきめ方によつては農業生産に重大な影響を及ぼし、菜種の価格のきめ方如何によつては麦作に及ぼす影響は重大であり、又原料価格と製品価格並びに関連産業との調整を如何にするか」など、克明な質疑が重ねられたものでありまして、これに対し、「本制度においては、需給の不均衡によつて生ずる価格の高騰及び低落を防止して、年間を通じて安定した正常な価格水準の維持を期待し、最低価格の支持に意を払い、生産費を償ふことを考へ、少くとも現在の生産を安んじて維持し得るようになりたい。価格は総合的に調整せられたものであることが必要であつて、広く有識者の意見を聞くことは必要であるが、審議会のような制度を設けることは避け、運用面で考えたほうがよいと思う。本制度は、生産者団体の自主的調整に重点を置き、その足りないところを政府の援助で補う建前をとつている関係から、政府買入価格の決定については、自主的調整団体である生産者団体の意見を尊重することにした。生産者団体といつても調整機関であつて、買入れたものはこれを売却しなければならぬので、この場合、消費者乃至需要者の意向は当然に反映されるものであつて、正常な水準の価格を期待することができると思う。買入価格は、当該作物の出廻り前、即ち、菜種は五月、「いも」類は八月九月頃決定したい」等の趣旨の答弁がなされたのであります。

又「本法律案は衆議院において各派共同を以て提案せられたもの

して保利農林大臣の所見が確かめられましたところ、これに対して、「食糧増産は第一の課題であるから全力を尽したい。その裏付けとして農産物価格支持の制度化は必要である。併し貯蔵性に難色のある切干甘しよの措置が未決定で、その決定を待つてゐる間に、議員によつて本法案が提案された。これは農政上必要な法案と考へる。本法が実施されることとなれば、当然資金を必要とするので、本法の趣旨が没却されず、これが実施に支障を来たさない予算的裏付けに、政府の責任において努力したい」旨答へられ、更に、生産者団体における自主的調整に対する金融機関の援助に対して、参考人として農林中央金庫当局の出席を求め、その所見が質されましたところ、江沢副理事長から「できるだけの努力を払い、政府から日歩一銭六厘の資金の供給があれば、二銭以下で取扱うこととしたい」旨答へられたのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、河野委員から、本法律案には随所に不備の点があるので、これが運用に遺憾ならしめるため、次の附帯決議、即ち、

本制度が、農業生産及び農家経済は勿論、国民生活及び国家経済に影響するところ極めて大なるものがあるに堪がみ、政府はこれが運用に遺憾なからしめ、特に次の事項に関して万全を期すべきである。

一、本制度実施の前提として速かに総合的な食糧増産計画を樹立すること。

なお、本制度の運用に当り、対象農作物の高度な増産を刺戟

して、他作物の生産を不当に抑制する等、経済の均衡に失調を招くことのないよう注意すること。

二、本制度が所期する結果を達成するため、これが実行上必要な予算的措置を確立すること。

なお、この場合、情勢に応じ買入限度数量の増加に備えて予備費の増額等弾力性ある措置を講ずること。

三、政府の買入価格の決定に当つては、生産者団体の意見を尊重すると共に、広く有識者の意見をも徴し、特に慎重を期すること。

四、買入農産物等の売渡に万全を期すると共に、買入農産物等の需要の増進に対して適当な措置を講ずること。

五、今後農業生産の推移と経済事情の変遷に応じて対象農作物特に大豆を追加すること。

六、本制度は現在食糧管理特別会計を利用することになつてゐるが、将来これを分離し、独立の会計を設けて操作すること。

七、本制度の運用に当つては生産者の利益を旨とし、農林中央金庫及び系統農業協同組合等、関係機関に勧奨して、低利な資金の融通或いは中間経費の節減等、その協力に遺憾なからしめること。

という附帯決議を以て賛成する旨、発言があり、次いで佐藤委員から、本法の運用よろしきを得て生産者擁護に遺憾なからしめる等のことを要望して賛成があり、次いで松浦委員から、本制度は農民多年の要望であつて、今日その時期が遅きに失している。且つ政府

からの提案を見るに至らなかつたことは遺憾であるが、今後政府において附帯決議の趣旨を休し万全の施策を講ずる旨を要望して賛成があり、次いで戸叶委員から、本法案は不完全であり、且つ提案の経緯も遺憾であるが、趣旨は了承されるから、難きを忍んで賛成する。なお本制度は総合計画の一環として了承し、これが実施に当つて政府は十分の責任を果すべきである旨の発言があり、次いで清澤委員から、本法案は本来政府提出とすべきところ、便宜、議員提出となり、不備のあることは提案者もこれを認めて、完全なものに至る布石であると述べられてゐるところであつて、これが内容はその題名に副つていないが、政府は附帯決議を忠実に実行して不備を除いて活用すべきである。かかる法案は自由経済の見地において作ることは困難なことで、違つた角度から見らるべきである。反対しないという範囲において賛成する旨述べられました。

続いて採決の結果、全会一致を以て河野委員の発議による附帯決議を附して原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお、食糧庁長官から、本法及び附帯決議に従い、慎重且つ適正に実施したい旨発言があつたことを申添えて、右報告いたします。

◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一七、法二二六(衆))

一、提案理由(八月四日)

○田口長治郎君 ただいま議題となりました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について、提案理由を御説明申し上げます。

わが国の水産業は、今や沿岸漁業から沖合い漁業へ、沖合い漁業からさらに遠洋漁業へと、公海漁業への躍進の途上にあるのでございませぬが、今後大いに栄養食品の増産による国民食生活の改善、漁獲物の輸出振興による外貨の獲得に資せんとする重大なるときであります。しかるに、沖合いあるいは遠洋漁業に従事する漁船の現状は、まことに遺憾の点が多々あるものであります。すなわち、非能率的な老朽船が大半であり、しかも他面においては漁場の拡大による漁船の大型化が強く要望せられ、これが代船の建造は業界の切実なる問題となつておるのであります。従来、これが施策、特に長期融資の道は、他産業に比較いたしまして、とかく等閑に付せられがちであつたので、現状のままに放置いたしますときは、日本漁業発展のため大なる支障を来すおそれがあるものであります。これがため、本案は農林漁業金融公庫法の一部を改正して、漁船の建造等に対しまして、利率の最高八分、償還期限十五年とする低利長期の資金融通の道を講じようとするものであります。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

本案の起草については、水産金融に関する小委員会において熱心なる研究を重ね、去る七月二十八日の水産委員会において、同委員長から、以上御説明いたしました通りの結論を得たとの報告があり、次いで七月三十一日の当委員会において、小委員会案の通り全会一致をもつて成案の決定を見た次第でございます。

なお、本法の施行については、中小漁業者に限るべきである等五項目にわたつて政府に対する要望を付することに、委員会において決定いたしました次第でございます。これらの詳細につきましては会議録によつて御承知願います。

以上御報告を終わります。

二、参議院水産委員長報告(八月七日)

○森崎隆君 只今議題となりました農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本案は衆議院水産委員会によりまして提出されたのでございまして、先ずその提案理由について申し上げます。我が国現下の水産業の実態は、多年に亘る戦時中の混乱と、戦後、被占領下において制約された狭小な漁場内の操業の拘束等から漸く解放され、漁業の重点は沿岸から沖合へ、沖合漁業から更に遠洋漁業並びに国際的公海漁業へと躍進の途を辿りつつあり、今後ますます国民食生活の改善と漁獲物の輸出振興による外貨の獲得に資すべき誠に重大な時期になつてゐるのでございます。

然るにこれらの沖合、遠洋に従事するこの漁船の状態は、遺憾ながらその大半は非能率的な老朽船でございまして、他面においては、漁場の拡大による適正船型への大型化が強く要望され、これら代船の建造は業界の切実な問題となつておるのであります。ところが、従来、かかる場合の施策、特に長期融資の途は、とかく等閑に付されがちでございまして、現状のままでは漁業発展の上に重大な支障を来す虞れがあるでございまして、

ここで多少時間を頂きまして、水産金融につきまして一応実情を申し上げたいと思ひます。

水産金融は他産業に比しまして甚だしく貧弱でございまして。水産金融について、政府の予算措置も財政措置も殆んど見るべきものがなかつたのでございまして、最近になりまして、左の三つの立法措置によりまして、形式だけは一応整つて求まりましたが、その実質においては今なお非常に貧弱なものでございまして。

その第一は、農林漁業金融公庫法、これは第十五国会で制定されまして、昭和二十七年十二月二十九日、法律第三百五十五号で実施されたものでございまして。これによる金融でございするが、これは主として漁港等公共事業に必要な資金の貸出、共同施設に必要な資金の貸出、災害復旧に必要な資金の貸出、更に漁業協同組合の自営の漁船の建造に必要な資金の貸出をする金融機関でございまして。

第二は日本開発銀行法、これは昭和二十六年三月三十一日、法律第百号で実施されたものでございするが、これで実施されました金融機関では、大資本漁業者を融資の客体とする金融機関でござ

います。

第三は中小漁業融資保証法、これは第十五国会で制定されまして、昭和二十七年十二月十八日、法律第三百四十六号となつておりますけれども、これにより、各都道府県に設立する漁業信用基金協会の保証と、その保証について政府が保険を行うことにより、中小漁業者の一般金融機関からの借入れを容易にするということになつております。

以上三つの金融制度について簡単に御説明を加えることも必要だと思ひますので、この際申し上げたいと思ひます。

第一は農林漁業金融公庫法でございするが、これは、さつき申しました第十五国会で制定されたのでございする。この法律の目的は、農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期且つ低利の資金で、農林中央金庫その他一般金融機関が融資することを困難とするものを融通するとなつております。その資本金は、政府の一般会計からの出資金と農林漁業資金融通特別会計の廃止の際におけるその資産の価額から負債の金額を差引いた額と、政府の米国対日援助見返資金特別会計からの出資があつたものとされた金額の合計額になつてございまして、現在の資本金の合計額は百八十億九千三百万円となつております。昭和二十八年度の運用金は、貸付のできる金額は、政府出資である百八十億九千三百万円と資本金部からの借入金五十億円と、回収金が十億円ございする。その合計金二百四十億九千三百万円ございする。業務の範囲といたしまして、水産に係る分は次の通りでございする。第一は、漁港施

設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金、第二は、共同利用に供する施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金、第三は、農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の災害復旧に必要な資金であつて、主務大臣の指定するもの、その次は、漁船の改良、建造又は取得に必要な資金であります。このうち最後の、漁船の改良、建造又は取得に必要な資金の分は、今度の一部改正で附け加えたものでございする。

次に、貸付金の種類、利率の最高、償還期限、据置期間等について触れてみたいと思ひますが、これは左の通りでございする。貸付金の種類としましては、漁港施設関係が一つ、共同施設関係が一つ、災害復旧関係が一つ、漁船関係が一つ、その利率の最高は、最初の漁港施設関係が年七分、共同施設関係が年八分、災害復旧関係が年七分、漁船関係は年八分となつて、償還期限がおの／＼全部十五カ年、それから据置期間は、漁港施設のほうは三年、共同施設のほうは一年、災害復旧関係が一年、最後の漁船関係が三年となつております。

特別融資、これは公庫が継承するものでございするが、そのうち水産関係に貸付けた資金は、これは読むと大変でございするが、必要な点だけ申し上げたいと思ひます。二十七年だけ申し上げます。漁港関係で、基本及び機能といたしまして、二十七年は四百九十九万八千円となつております。それから共同利用施設のほうは十九億二千五百六十九万八千円となつております。その内訳を言えば限りませんが、これがおの／＼製氷冷凍関係、水産

物増殖施設関係、組合の自営漁船、その他と、四つに分れておりますが、その点は省略をいたします。

開発銀行から公庫に継承された水産関係の債権、これは左の通りになつております。継承債権の水産関係としましては、開発資金としまして、製氷冷凍は一件でございまして、当初は四百五十万でございする。残高が四百五十万となつております。復金資金は、漁田開発六件、これが六百五十万で、残高が五百九十二万八千円、それから製氷冷凍、これが三件で千五百万円、残高が千六百六十五万一千円となつております。その他としまして三件、これが千九百万円で、残高が千九百万円であつて、小計としまして十二件、四千五十万円、残高が三千六百五十七万九千円となつております。見返資金のほうは、漁田開発が二十件ございまして、これは当初は四千六百八十万円ございしましたが、そのうち残高が二千三百六十九万三千九百三十一円となつております。それから水産物高度利用のほうは、これは三件でございするが、金額が多うございまして一億一千四百五十万円、残高は一億一千四百五十万円、その通り残つております。全体の合計といたしまして三十六件、全体で二億六百三十万円、残高は全体で一億七千八百八十二万二千九百三十一円となつております。

それから昭和二十八年度資金貸付要望を受理した金額は非常に多うございする。二百十八件、二十一億二千余万円となつております。これを読み上げると相当時間がかかりますので、大急ぎで……非常にこういう点が重要でございするもので、簡単に申し上げたいと思

金のほうが六億、計六十億、保証料その他、これは略します。もう一つの小さな例をとつて見ますと、小さなということに当るかどうかわかりませんが、香川の例をとつて見ますと、これは二十八年四月三十日の設立認可で、この登記完了が同年五月二十五日、出資はこれは千四百十五万円で、二十八年度末の出資見込は三千六百万円となつておる。会員数が三十七、それから二十八年度末保証累計見込額が一億三千万円、これが運転資金でございます。設備資金のほうにこれが三千万円、合計一億六千万円、こういうふうになつております。そのほか十六都道府県もあります。時間の関係で省略したいと思ひます。

業務は、左に掲げる資金の借入による金融機関に対する会員の債務を保証するというのが一つあるわけでございまして、そのうち、一として、漁業組合が組合員たる中小漁業者に対し漁業経営に必要な資金を貸付けるために必要な資金、第二が、会員たる中小漁業者がその漁業を営むために必要な資金、第三が、会員たる水産業協同組合がその事業を行うに必要な資金となつております。会員は、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、又、一年を通じて九十日以上漁業を営む個人、漁業を営む法人、こういうふうになつております。

出資と借入の保証について申述べますが、会員は一口五万円のもの、一口以上出資する場合、その出資金の五倍までの借入金ができる。まして、信用基金協会の保証がこれで得られることになつております。即ち、百万円出資したものにつきましては、五百万円までの借

入に対し保証がなされることになつております。

問題になりますのは、その次の金利の問題で、これがもう最後でございしますから、お聞き頂きたいと思つておりますが、非常にこの点も水産関係に不利になつております。金利関係は、保証料、それから保険料等も含んでおりまして、金利は一般金融機関の貸出金利でありますから、運転資金が二銭四厘、設備資金のほうは二銭七厘程度であります。ところが問題は、これに對しまして政府へ納付する保険料と基金協会の事務費がこれに加わつて参りまして、これを合せて保証料としまして実に七厘五毛乃至八厘がこの上に附加されます。そういうふうな事になつておりますので、その結果、實際的な金利は、運転資金におきましては三銭一厘五毛、相当これは高利になります。設備資金が三銭四厘九毛、こういうふうな大きなものに実はなつておるわけでございます。以上のような現況でございます。

こういう関係から、農林漁業金融公庫法を改正して、漁船の建造等に対しまして資金融通の措置を講じようとしたものでございします。なお、先に中小企業金融公庫がございまして、従来、漁船に對して貸出の業務を扱つていた開発銀行の中小事業部が解消いたしました。そのほうへ吸収されることになつたのであります。この中小企業金融公庫では水産のほうの扱いはいたしませんし、農林漁業金融公庫のほうでも漁船の取扱はないことは、さつき申しました通りでございます。従来やつておつた漁船に對する開発銀行の貸出が宙に浮くことになつてしまいましたので、特に本法案の提出を急いでな

れたものでございます。

次に、法案の内容について申し上げますと、その第一点は、農林漁業金融公庫法第十八条、(業務の範囲)第一項に、五の二として「漁船の改造、建造又は取得に必要な資金」の一号を加えまして、漁業者に對するこれが融資の途を開くことにいたしております。第二は、別表に五の二として一号を加え、利率の最高年八分、償還期限十五年、据置期間三年と新たに規定いたしております。

水産委員会におきましては、八月六日、農林委員会と連合委員会を開催いたしました。提案者との間に質疑応答を重ねまして、慎重に審議をいたしましたのでございます。その際、農林委員長片柳眞吉君から次のような質疑がありました。即ち附則に「この法律は、公布の日から施行する。」とありますが、農林漁業金融公庫の枠はきまつていて、枠はほかにないはずだが、中小企業金融公庫の一部の切替えができるか。又公布されても予算の関係もあるから施行期日は政令で定めるようにしたかどうかという御質問があつたのであります。これに對しまして提案者側からは、二十八年度の枠はございしません。併し、開発銀行の中小事業部のうち、水産関係のもので、大資本漁業へ融資する以外のものうち漁船の分が約一億程度でございます。これは大蔵省とも打合せて農林漁業金融公庫の枠に入れ得る予定でございます。そして二十九年年度において、是非、枠をとる考である。なお施行期日については、政府が予算的措置を講ずる上においても、是非公布の日から施行するようにいたしたい」等の回答がございました。

次に、水産委員会単独の審議に移りました際、秋山委員から、二十八年度の農林漁業金融公庫の運用資金の枠は二百四十億円であるが、このほかに漁船の分として枠があるのかとの質問に對しまして、提案者から、連合委員会の際の片柳委員の質問に對するのと同様の回答がありました。又二十九年年度ではどのくらいの枠を要求するつもりかとの政府委員への質疑に對しまして、係官から、目下研究中で、はつきりと決定したものは言えませんが、大体その額は五十億乃至六十億を要求する必要があるのではないかと思つておりますとの答弁がございました。

かくて質疑を終了いたしました。討論に入りましたところ、秋山委員から、「大きな業者には金融の措置が開発銀行等によつて付けられていたが、今まで金融の途が十分でなかつた中堅漁業者にその途が開かれることになるので、誠に結構な改正であり、賛意を表する。ただ資金の裏付けが貧弱では困るのであつて、二十八年年度には一億ぐらゐ見込まれているというが、先般立法化された漁業許可の特例による以西底曳網漁船及び「かつお」「まぐろ」漁船は、いづれも、増トン、改造に迫られているので、二十九年年度には予算の増大を図り、必要な枠を獲得できるように大蔵省へ交渉するよう努力されたいとの希望条件を附して賛成する」という意見の発表がありました。よつて討論を終結し、採決をいたしました結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。長い時間をかけまして恐れ入りました。(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎労働金庫法 (昭和二八、八、一七、法二二七)(参)

一、提案理由(七月十四日)

○田畑金光君 それでは提案理由の説明を申し上げます。

只今議題となりました労働金庫法案の提案理由を御説明いたします。

我が国におけるいわゆる労働金庫は、昭和二十五年に岡山県において岡山県勤労者信用協同組合として設立されて以来、各地においてこれに倣うものも多く、今日では北海道、東京、神奈川、大阪、兵庫等すでに二十九の都道府県においてその設立をみておるのであります。

これらの労働金庫は、労働組合、消費生活協同組合、その他労働者の団体を主たる構成員とする協同組織の形態をとり、その事業は、一方においてそれら労働者を中心に組織する団体の資金及びその団体の構成員たる労働者の手持金を広汎に吸収し、他方において、その資金をこれらの団体の行う労働者のための福利共済活動の資金として貸し出すと共に、その団体の構成員たる労働者に対しその生活資金として融通しておるのであります。これは労働者が自主的組織により、その遊休資金を集めて、従来の金融体系において全く等閑に付されていた労働者の生活資金金融の途に活用するものであります。社会的にも大きな意義を有するものであります。

る途を開くことによつて労働金庫の理念を現実に即するようにいたしましたのであります。

第二に、労働金庫の運営については、非営利の原則、直接奉仕の原則及び政治的中立の原則を定め、労働金庫の性格を一層明確にしたのであります。即ち、労働金庫の事業の運営については、労働金庫は、それ自体の利潤の追求を目的とせず、その事業の効果が直接に会員の利益として実を結ぶように運営されなければならないのであり、更に、労働金庫は、労働者の団体の行う福利共済活動及びそれらを構成する労働者のために金融を行うものでありますから、労働金庫が政治的色彩を帯びたり、或いは特定政党のみの利益を目的として金融を図ることによつて会員に損害を与えるようなことがあつてはならないのでその趣旨を明確にしたのであります。

第三に、本法案では労働金庫の組織運営については金融機関たる性格に反しない限り、協同組織の原則を固くとつているのであります。この建前より預貯金の受入、資金の貸付等の労働金庫の業務も専ら会員たる団体とこれに加入する労働者及び会員たる労働者、これらの親族のみを対象としております。これは労働金庫が会員たる団体を構成する労働者及び個人会員たる労働者の相互扶助の組織である以上当然のことであり、又それによつて初めて労働金庫の民主的な健全な運営が期されるからであります。

第四に、本法案は労働金庫が多数の労働者の零細な預金やその他労働者の福祉のための貴重な資金を預る金融機関でありますので、その安全確実な運営を確保するため必要な規定を設けると共に、そ

然るに労働金庫は、これまでそのための独自の法律がなかつたため、中小企業等協同組合法に基いてその信用協同組合として設立運営されて来たのであります。併しながら、中小企業等協同組合法の規定するところは、本来の労働金庫とは、目的、構成組織、金融の性質等すべて異り、そのため事業の運営にも幾多の不便を感じて来たのであります。労働金庫が今日の段階まで来ました以上、労働金庫の健全な発達を図るためには、その本来の性格に則した独自の法律を制定し、以てその基礎を明確にすると共に監督の適正を期することが是非とも必要であると考へまして、ここに本法案を提出いたしました次第であります。

次に本法案の規定の建前の主要点を御説明いたします。

先ず第一に、本法案では、労働金庫の構成及び運営の主体を労働者を以て組織する団体におき、個々の労働者は、会員となる資格は持ちますが、会員としての議決権の行使、役員を選任等、労働金庫の運営については、団体加入の会員にその主導権を譲るよう規定いたしております。労働金庫が労働組合運動の一環として行われていた経緯及び労働金庫の預貯金の吸収、貸付金回収の確保等から考へまして、労働者を団体として把握することが労働金庫業務運営を円滑ならしめるゆえんであり、団体構成を貫くことが好ましいのであります。未組織の労働者が相当地に多く存在する現状におきましては、これらの労働者に団体を持たないが故に金融の途を閉ざすことは妥当ではありません。そこで、業務運営上の発言力において団体会員との差異を設けた上、個々の労働者についても会員となり得

のためには行政官庁の監督についても極力その適正化を図つております。

なお、この法律を施行する行政官庁といたしましては大蔵大臣及び労働大臣といたしてありますが、これは、労働金庫が広く労働者の福祉の増進と労働組合の運営とに密接な関連を有するものでありますので、労働行政上の必要から、これを労働大臣に所管せしめると共に、労働金庫は、一種の金融機関でありますので、金融行政上の面からは大蔵大臣の共管といたした次第であります。

以上、本法案の要旨を御説明いたしましたのでありますが、それによつて明らかなきごとく、その内容は労働金庫の本来の特殊性に即応し、その健全な発達を期するため必要欠くべからざるものでありますから、何とぞ御審議の上、速かに可決されるようお願いする次第であります。

二、参議院労働委員長報告(七月十七日)

○栗山良夫君 只今議題となりました労働金庫法案に關しまして、提案の理由、法案の趣旨並びに委員会の審議の経過について御報告をいたします。

先ず提案の理由について申し上げますと、我が国のいわゆる労働金庫は、昭和二十五年に岡山県において岡山県勤労者信用協同組合として初めて設立されたものであります。現在では、北海道、東京、神奈川、大阪、兵庫等、すでに二十九の都道府県において三十の労働金庫が設立されておるのでございます。これらの労働金庫

は、労働組合、消費生活協同組合その他の労働者の団体と、労働者を構成員とする協同組織でありまして、その事業は、一方において、労働者を中心に組織する団体の資金及びその団体の構成員たる労働者の手持金を広汎に吸収し、而も他方において、その資金をこれら団体の行う福利共済活動の資金として貸出すると共に、その団体の構成員たる労働者に対し生活資金として融資しておるのであります。これは、労働者が自主的組織によりその遊休資金を集めて、従来の金融体系において全く等閑に付せられていた労働者の生活資金金融の途に活用するものでありまして、社会的にも大きな意義を有するのであります。然るに労働金庫は、これまで独自の法律がなかつたため、中小企業等協同組合法に基いて、その信用協同組合として設立運営されて来ましたが、中小企業等協同組合法の規定するところは、本来の労働金庫とは、目的、構成組織、金融の性質等すべて異なり、そのため事業の運営にも幾多の不便を感じて来たのでありまして、今後の労働金庫の健全な発達のためには、その本来の性格等を明確にすると共に、監督の適正を期することが是非とも必要であります。これが提案の理由であります。

次に本案の内容について主要な点を御説明いたします。

先ず第一に、本法案では、労働金庫の構成及び運営の主体を労働者を以て組織する団体に置き、個々の労働者は、会員となる資格は持ちませんが、会員としての議決権の行使、役員を選任等、労働金庫の運営については、団体会員によつて行うように規定いたしております。労働金庫が労働組合運動の一環として行われておる経緯及びび

労働金庫の預金の吸収、貸付金回収の確保、事務費の節約等から考えまして、労働者を団体として把握することが労働金庫業務運営を円滑ならしめるゆえんであり、団体構成の建前を貫くことが好ましいのでありますが、未組織の労働者が相当多く存在する現状におきましては、会員資格を与えないことによつて金庫を利用する機会を閉ざすことは妥当ではございません。そこで、業務運営上、団体会員との差異を設けた上、個々の労働者についても会員となり得る途を開くことによつて、労働金庫の理念を現実に即するようにしておるのであります。

第二に、労働金庫の運営については、非営利の原則、直接奉仕の原則及び政治的中立の原則を定め、労働金庫の性格を明確にしております。即ち、労働金庫の事業の運営につきましては、労働金庫は、それ自体の利潤の追求を目的とせず、その事業の効果が直接に会員の利益として実を結ぶように運営されなければならないのであります。更に労働金庫は、労働者の団体の行う福利共済活動及びそれらを構成する労働者のために金融を行うものでありますから、労働金庫が政治的色彩を帯び、それによつて会員に損害を与えるようなことがあつてはならないというので、その趣旨を明確にいたしております。この点は第十五国会において参議院で可決を見た労働金庫法案と著しく相違しておる点であります。

第三に、本法案では、労働金庫の組織運営については、金融機関たる性格に反しない限り協同組織の原則を固くとつておるのであります。この建前より、預貯金の受入れ、資金の貸付等の労働金庫の健全な発達を図るため、労働金庫法の円滑な運営による金庫の健全な発達を図るため、労働金庫法の執行の任に当る労働省本省関係の職員を増員する必要があると云うこととあります。行政機関の職員を増やすことは一般的に言つて望ましいことではございませんが、必要な個所に必要な人員を配置することは、法の円滑な運営のため是非とも行わなくてはなりません。併しながら、この問題は国の基本政策に関する重要問題でありますので、慎重を期する意味におきまして、本法案におきましてはこれに触れなかつたのであります。併しながら、各委員から労働省本省関係職員を増員することについての強い希望と政府への要望があつたことを重ねて御報告を申し上げておきます。かくて採決に入りましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定されたのでございます。

以上簡単でございますが御報告いたします。

三、衆議院労働委員長報告(八月四日)

○山花秀雄君 たいま議題となりました労働金庫法案につきまして、労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

第五に、この法律を施行する行政官庁といたしましては大蔵大臣及び労働大臣といたしてありますが、労働金庫が広く労働者の福祉の増進と労働組合の運営とに密接な関連を有するものでありますので、労働行政上の必要から、これを労働大臣に所管せしめると共に、労働金庫は一種の金融機関でありますので、金融行政上の面からは大蔵大臣の所管といたした次第でございます。

本法案は去る七月十四日労働委員会に付託されたのでありますが、十五日に委員会を開き審査をいたしました。法案の内容に關しましては、労働委員の殆んど全員が発議者でありますので、特に質疑はなかつたのでございますが、この法律案がまゝとつて発議されるまでの経緯に鑑みまして、特に各委員において強く希望せら

る労働金庫の設立を見ておるのであります。労働者が、自主的組織により、従来の金融体系において等閑に付せられていた労働者の生

活資金金融の道を開いて来たのでありますが、そのための独自の法律がなく、中小企業等協同組合法に基く信用協同組合として設立運営され、現在に及んだのであります。この際、いわゆる労働金庫が今日の段階にまで達しておる以上、その健全な発達を促し、その基礎を明確にし、監督の適正を期するために、本来の性格に即した独自の法律を制定しようとするものであります。

本委員会は、七月十七日本案を参議院より受領、付託されましたので、七月二十日、提出者、参議院議員上條愛一君より提案理由の説明を聴取いたし、爾後慎重なる審査を続け、七月三十一日質疑を終了し、自由党持水委員より、労働金庫は労働者の金融機関であつて、庶民金融機関の最も重要なものである、これが適正なる運営をはかり、健全な発達を遂げ得るかどうかということについて重大な関心を持つものである、従つて、関係大臣においては、十分なる措置を講じ、監督上方遺憾なきを期するやうにという希望意見が述べられたのであります。

かくして、討論を省略し採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告を申し上げます。

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律 (昭和二八、八、一七、法二二八) (参)

一、提案理由(八月六日)

○永岡光治君 只今議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律案の提案理由及び法案の概略を説明申し上げます。

去る六月から七月に亘つて各地を襲いました大水害は、御承知のように異常な規模であつて、その被害も又甚大なものがあつました。この水害のため国家公務員、地方公務員等で住居又は家財に損害をこうむつたものも又少くないのであります。国はこの水害による被害の状況に鑑みまして、各般の事項について特別措置を講じようとしておるのであります。公務員等に対しても何らかの措置を講ずべきものと考えまして、本法案を提出した次第であります。

先ず国家公務員等につきましては、国家公務員共済組合法第五十四条の特例を設けまして、政令で定める一定の被害地域内にある住

居又は家財について損害を受けた者に対しては同法が規定する本来の給付額に、その者の俸給月額に二月の範囲で所屬共済組合の運営規則で定める月数を乗じて得た額に相当する金額を加えて支給することとし、又共済組合員以外の常勤の地方公務員につきましては、当該職員給料の月額に一月の範囲内で政令で定める月数を乗じて得た金額に相当する額の特別給付金を支給することとしたのであります。而して地方公務員に対する特別給付金に要する費用は、国と当該地方公共団体がそれぞれ二分の一ずつを負担し合うこととしたしました。何とぞ御審議の上、速かに可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告

(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法(昭二八―法二五六)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院水害地緊急対策特別委員長報告

(八月十日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭二八―法二二九)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律 (昭和二八、八、一七、法二二九) (参)

一、提案理由(八月六日)

○植竹春彦君 只今議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案につきまして提案議員を代表いたしまして提案の理由並びにその内容の概略を御説明申し上げます。

その被害が甚大なる額に上る今回の水害につきましてこれを地方公共団体について見ますならば、土木、農林、文教、厚生等の公共用施設の災害復旧及び罹災救助、防疫その他の災害対策のために緊急に要する経費の増加、並びに地方税、使用料等の減免のための財政収入の減少等、本年度に於て地方公共団体の財政負担の増加は実に二百余億円の巨額に達するのであります。

然るに御承知のごとく地方財政の逼迫は今日より甚だしきはなく、戦災や災害の復旧、公共施設の建設事業、その他国の施策に応じて措置しなければならぬ経費は年々膨脹の一途を辿り、地方財政はひとしく赤字経済に苦吟いたしております、かかる状況により

ます際に今次の大災害をこうむりました地方公共団体は、如何にするもその財政力のみをもつてしては、到底この大災害に対処することは不可能でありまして、従来の観念を放棄した抜本的施策を講ずるに非ざれば、民主政治の基盤たる地方自治は危殆に瀕すると言つてもあえて過言ではないと信ずるものであります。

以下本法案の骨子について申し上げます。

この法律案は昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害を受けた地方公共団体に対し、災害によつて生じた財政収入の減少や諸災害対策費等の財政需要の増加で、現在の体系では国の補助金や交付金等の支出により救済されたい分野の財源の不足を補うため、特に政府資金引受けによる地方債を昭和二十八年度に限り起すことを認め、その元利補給金を国庫より支出することを規定いたしましたのであります。

現在このような財源の不足に対処するものとしたしましては、特別財政平衡交付金の制度があるのであります。この制度の趣旨は、平常予想されるべき特別の財政需要に応ずる性質のものでありまして、このような異常災害に対処することは到底不可能であります。従来の運用の例から見ましても、現行予算における特別平衡交付金百十億円のうち、災害に充当されるべき率は僅かに一〇%乃至二〇%程度に過ぎず、而もこれは今後起るべき災害の分も包含されることとなりますので、今次のごとき非常災害に当りましては、特別な財源措置を必要とすることは明瞭であります。今仮に現行の平衡交付金及び特別平衡交付金の枠を拡大いたしまして、本法案で

賄われるべき百二十億と推定される財源を得ることは至難のことであり、又本年度限りの財源供与のため、現行の平衡交付金制度を改正してその体系を崩すことは望ましくならぬことであるのは明らかであります。

従つてこれらの財源を補うためには、本来ならば国庫の財政支出による特別補給金を交付することが望ましいのであります。翻つて国の財政を考えますれば、かかる膨大な額を今直ちに予算に計上することも又至難のことと考えられるのであります。

よつてここに政府資金引受けによる地方債を発行せしめ、その償還年次に応じた元利償還金を補給金として国が交付することとしたものであります。

次に本法案による地方債を起すことのできる場合としては、当該大水害によつて生じた財政収入の減少即ち地方税、使用料、手数料その他の徴収金で、災害の状況に照し相当と認められる程度の減免による財政収入の不足を補う場合及び災害救助対策、伝染病予防対策、苗しろ対策、病虫害駆除対策、農機具対策、その他種子、肥料、牧野等四十数項目に亘る災害対策事業で命令で定めるものの実施に通常必要と認められる費用のうち、地方公共団体の負担となるものの財源とする場合であります。

河川、土木等の公共事業関係の経費の地方負担分につきましては、別途補助率の拡大が考慮されており、地方負担額については、地方債を充当し得ることとなつておりますので一応除外し、本法案では、かかる現行の災害復旧費の負担区分では、救済し得ない性

質のもののみを考慮いたしたわけでありまして、併しながら復旧事業に属しない緊急工事等の経費につきましては、本法案によつて処置することが妥当であると考えますので、本法案第一条第一項第二号の命令で定めるものの中で考慮すべきものであると考えている次第であります。

次に本法案を適用する地方公共団体は政令で指定することとしたしました。

以上申述べました理由と内容を以ちまして本法案を提案いたす次第であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法(昭二八―法二五六)の委員長報告を一括して掲載)

三、衆議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月十日)

○村上勇君 たいま議題となりました参議院提出の六法律案につきましては、水害地緊急対策特別委員会における審議の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

これら各案は、いずれも、今次の水害地対策に関する特別立法として、参議院の水害地緊急対策特別委員会において起草されたものでありまして、以下、簡単に各案の趣旨を御説明申し上げます。

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律

五二三

まず、日程第三の法律案は、今次の大水害により被害を受けた地方公共団体に対し、災害によつて生じた財政収入の減少や諸災害対策費等の財政需要の増加で、現在の体系では国の補助金や交付金等の支出により救済されたい分野の財源の不足を補うため、特に政府資金引受けによる地方債を昭和二十八年度に限り起すことを認め、その元利補給金を国庫より支出するよう特例を設けんとするものであります。

次に、日程第四の法律案は、今次大水害により被害を受けた私立学校施設の災害の復旧をはかるため、当該学校法人に対し、国がこれに要する費用の二分の一を補助することとし、私立学校振興会は復興事業に要する費用の二分の一を優先的に貸し付けなければならぬよう特別の措置を講じ、もつて学校教育の円滑な実施を確保せんとするものであります。

次に、日程第五の法律案は、今次大水害により被害を受けた保護施設、児童福祉施設等の災害の復旧に要する経費について、国または地方公共団体の負担または補助に関して特例を設け、これらの施設の設置者の負担の軽減をはかり、もつて罹災社会福祉事業施設の復旧を促進せんとするものであります。

次に、日程第六の法律案は、被害地域における母子世帯の困窮を救い、その福祉を増進するため、母子福祉資金の貸付等に関する法律について特例を設けんとするものであります。

次に、日程第七の法律案は、今次大水害によつて被害を受けた病院、診療所の復旧を促進するため、当該医療施設に対しその必要な

復旧費について一定の金融機関から特別にその貸付ができるようにするとともに、その金融機関に対して、国から通常の条件より有利な条件で資金を貸し付けるよう特別の措置を講じ、もつて被害地域の住民の医療を確保せんとするものであります。

最後に、日程第八の法律案は、今次の大水害による国家公務員、地方公務員等の被害の状況にかんがみまして、国家公務員共済組合法の特例を設けることとし、また市町村等の常勤職員に対しても特別給付金を支給し、この場合、国がこれに要した費用の二分の一を負担することとせんとするものであります。

以上各案は、去る七日に特別委員会に付託されたのであります。が、委員会におきましては、今次の大水害による被害の実情にかんがみ、そのすみやかなる復旧を促進し、経済と民生の安定をはかりますために、各般の事項について特例を設け、または特別の措置を講ぜんとする各法律案の趣旨は妥当なものと認め、いずれも全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、簡単であります。御報告いたします。

◎昭和二十八年六月及び七月における大 水害による病院及び診療所の災害の復 旧に関する特別措置法

(昭和二八、八、一七、法二三〇)(参)

一、提案理由(八月六日)

○三浦辰雄君 只今議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法案の提案理由を御説明いたします。

本年六月及び七月の水害による医療施設の災害は、早急に復旧を必要とする病院が約百二十、診療所が約千五百二十の多きに及んでおるのであります。

この事態をこのままに放置しておきますれば、被害地域の住民の医療を確保することができなくなるものと特に憂慮されておるのであります。従いまして、かような医療施設に対しまして、その水害によつて生じた災害に必要な復旧費について、一定の金融機関から特別にその貸付ができるようにすると共に、この金融機関に対して、国は通常の条件より有利な条件を以て資金を貸付け、以て被害地域の医療面の早急な復旧の促進を図る必要があると思ひまして、ここに本法案を提出した次第であります。

何とぞ、御審議の上、速かに可決下さるよう御願ひ申し上げます。

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法(昭二八―法二五六)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月十日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭二八―法二二九)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害に よる社会福祉事業施設の災害の復旧に 関する特別措置法

(昭和二八、八、一七、法二二一)(参)

一、提案理由(八月六日)

○植竹春彦君 只今議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法案の提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法 五一五

本年六月及び七月の水害によりまして、保護施設、児童福祉施設及び公益質屋は相当の被害を受けまして、その被害額は、保護施設において三千一百万円、児童福祉施設において、六千万円、公益質屋において一千百万円、総計一億二百万円と見込まれております。

而してこれらの施設の復旧は収容者又は利用者にとりまして一刻の猶予も許さないものでございますが、何分にもこれら施設の復旧整備には多額の費用を要しますので、これらの施設の設置者のみの力を以てしましては到底不可能なことであります。そこで本法案によりましてこれらの施設の復旧のために、国又は地方公共団体の負担又は補助に關しまして特例を設け、これら施設の設置者の負担の軽減を図らうとすることをございします。

本法案によりまして各施設の災害復旧のための費用の負担区分又は補助の特例その他の特別措置の内容を具体的に申し上げますと、第一の生活保護法の規定により設置されました保護施設におきましては、現行法の規定では、県立の施設につきましては国が二分の一、県が二分の一の負担となつており、市町村立の施設につきましては国が二分の一、県が四分の一、市町村が四分の一であり、又公立以外の施設の整備費等につきましては、国が二分の一、県が四分の一、施設の設置者が四分の一の負担となつております。これを今回の災害復旧につきましては、県立の施設につきましては国が三分の二、県が三分の一、市町村立の施設につきましては国が三分の二、県が六分の一、市町村が六分の一の負担区分とし、公立以外の施設の整備等につきましては国が三分の二、県が六分の一、施設の設置

者が六分の一の負担区分としたものであります。

第二の児童福祉施設におきましては、現行法の規定では県立の施設につきましては、国が二分の一、県が二分の一の負担となつており、市町村立の施設につきましては原則として国が二分の一、県が四分の一、市町村が四分の一の負担となつております。これを今回の災害復旧につきましては、県立の施設につきましては国が三分の二、県が三分の一の負担率とし、市町村立の施設につきましては国が三分の二、県が六分の一、市町村が六分の一の負担率としたしました。次に法人の設立に係る施設の整備等につきましては、現行法の規定では国が二分の一、県が四分の一、その法人が四分の一の負担率となつておりますのを、今回の特別措置といたしまして、国が三分の二、県が六分の一、当該法人が六分の一の負担率としたのであります。又社会福祉法人等以外の私人立の施設の復旧につきましては現行法の規定では補助又は負担を行うことができませんが、今回の特別措置といたしまして、このような私人立の施設につきましても法人設立の施設に対すると同様の補助又は負担率を適用しようとするものであります。

第三の公益質屋につきましては、現行法による国の補助率の二分の一を三分の二に高めると共に、質物の流失き損により当該質物で担保される債権を失つた市町村に対して、国はその損失額の十分の八に相当する額の交付金を交付する旨の規定を設けたのであります。

以上が本法案の内容の概略でございます。この特別の措置によ

る国庫負担分は約六千八百万円となる見込でございます。

以上をもちまして提案理由の説明を終ることにいたします。何とぞ御審議の上速かに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法(昭二八―法二五六)の委員長報告を一括して掲載)

三、衆議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月十日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭二八―法二二九)の委員長報告を一括して掲載)

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法

(昭和二八、八、一七、法二二二)(参)

一、提案理由(八月六日)

○植竹春彦君 昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案の提案理由を御

説明申し上げます。

災害地の罹災民が再び立ち上りすためには多くの困難が伴いますが、ちであることは想像にかたくなく、御同情に堪えぬところでございます。とりわけ配偶者のない女子、子供を抱えて独力で生活しております母親が物心両面で受けます苦勞は一層大きいものがあるうかと存じます。すでにこれらの母子家庭に対しましては前国会で成立をみました「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が保護の手を差し延べているわけでございますが、今回の異常な大災害に際しまして更にこれに若干の特例を設けまして、これら母子世帯の困窮を救い、その福祉を増進することは喫緊の要務かと存じます。

本法案はこの趣旨に従いまして、母子福祉資金の貸付の条件のうち、生業資金につきましては、その据置期間を一年延長いたしまして二年間とし、及び事業継続資金につきましては新たに一年間の据置期間を定めましてその返還時期を延ばすことといたしました。又この福祉資金は、県の特別会計に計上されます資金と、これと同額の国からの貸付金を財源として賄われておりますが、今次水害によります地方財政の疲弊を考へますと、本年度及び明年度におきましては、その財源が極めて乏しいものになるのでありましようことは、極めて見やすいところでございます。このためには本、明年度におきまして国の県に対してする貸付の金額は、県が特別会計に繰り入れた額の三倍とすることが最少限度の措置として是非とも必要なことなごさいます。本法案は以上申し上げた三点につきまして「母子福祉資金の貸付等に関する法律」の特例を設けようとするもの

でございます。

以上の趣旨を諒とせられ速かに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。次第でございます。

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法(昭二八―法二五六)の委員長報告を一括して掲載)

三、衆議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月十日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭二八―法二二九)の委員長報告を一括して掲載)

◎農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

一、提案理由(八月三日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の提案理由を一括して掲載)

昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法
昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法(昭二八―法二五六)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法

(昭和二八、八、一七、法二三四)(衆)

一、提案理由(八月三日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法(昭二八―法二五六)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律

(昭和二八、八、一七、法二三五)(衆)

一、提案理由(八月三日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法(昭二八―法二五六)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律

(昭和二八、八、一八、法二三六)

一、提案理由(六月二十四日)

○大江政府委員 ただいまより国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律案は、いわゆる引揚者の帰国のための臨時措置の対象となる在外国民を除き、一般に領事官の駐在している地に在留する在外国民が、困窮のため帰国を余儀なくされあるいは在留する国の官憲による退去強制の処分を受ける場合におきまして、それらの者が自己の負担で帰国できないときには、領事官がその職務の一端として帰国を援助する等の措置を定めるための法律案でございます。現に、平和条約発効後在外国民であつて、これに対してわが政府として援助等の措置をとらなければならない事例がすでに発生しており、さらにその件数は増加することが予想されます。

従いまして、これらの在外国民につき、その援助等の措置をどう定めるか、また、その費用の償還をどうするか等の事項を法律で規定する必要があります。

以上が、この法律案を提案いたします理由であります。何とぞ慎重

国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律

重御審議の上、御採択あらんことをお願いいたします。

次に在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容を御説明いたします。

去る第十三回国会におきまして、在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)が制定せられまして、昭和二十七年年度内に設置すべき在外公館についての諸規定が定められました。

今日わが国外交施策の推進、特に通商関係の発展を期するため在外公館を増設する必要はなお切なるものがありますが、政府といたしましては、昭和二十八年年度において増設すべき在外公館について慎重な検討を加えました結果、在キューバ、在コスタ・リカ、在パナマ、在ヴェネズエラ、在ボリヴィア、在イラン、在オーストリア、在ルクセンブルグの八公使館、並びに在ベレーン、在ダツカ、在ナイロビ、在ラゴスの四領事館、合計十二館を増置いたす方針を決定いたしました。なお右増置予定十二館のうち、在パナマ、在コスタ・リカ、在ボリヴィア及び在ルクセンブルグ各公使は、それらに在メキシコ大使、在ペルー公使及び在ベルギー大使をして兼摂せしめるものであります。従つてこの四館につきましては当面、人員と予算を必要といたしません。なお、このうち在パナマ、在ボリヴィア、在ルクセンブルグの三公使館は早急に開設する必要がありましたので、国会閉会中に政令をもつてすでに設置いたしましたものであります。このたびは在コスタ・リカ公使館とあわせてあらためて法律をも

つて設置するものであります。

右の十二館増設のため、第一条におきまして、在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を改正いたすわけでございます。

第二条につきましては、右十二館の増置に伴いまして、これら在外公館に勤務する外務公務員に支給すべき在勤俸の支給額を定める必要が生じますので、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を改正し、同法の別表に右十二館の在勤俸の額をつけ加えるわけでありまして、これらの在勤俸の額は既設の在外公館分について算定したのとまったく同じ方法に基づきまして、各館別及び号別に算出をしたものであります。

なお、昨年末、第十五国会において、特別職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十二号）が制定され、特別職の職員にも一般職の職員と同様、年末手当にかえて期末手当が支給されることとなりましたので、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律中の特別職たる大使及び公使にも期末手当を支給するため、同法中の年末手当に関する規定にかえるに期末手当の規定をもつてするよう、同法をあわせて改正せんとするものであります。さらに、特別職の職員に給与に関する法律の期末手当は、六月十五日及び十二月十五日の年二回に支給することになつておりまして、国内に勤務する特別職の職員は、すでに本年度六月十五日の期末手当を受けておりますので、これとの均衡をはかるため、在外公館に勤務する特別職の大使及び公使にも、本年六月

十五日に支給すべき期末手当に相当するものを、この法律施行の日から五日以内に支給するよう定めんとするものであります。

第三条につきましては、日本政府在外事務所設置法（昭和二十五年法律第百五号）に基いて、講和条約発効前三十の在外事務所が設置され、さらに昨年八月、日本政府在外事務所増置令（昭和二十七年政令第三百六十一号）によりマニラに在外事務所を増設せられたのであります。マニラを除きこれら在外事務所の所在地には、講和発効後それ／＼わが国の大、公使館あるいは総領事館、領事館が設置され、従来の在外事務所の所掌事務であつた事項は、すべてこれらの在外公館が処理しておる次第でございます。従いまして、今回、右政令をもつて増置されたマニラ日本政府在外事務所を法律化してこれを残置いたしますとともに、その他の在外事務所を一括廃止することが適当となりましたので日本政府在外事務所設置法中表の一部を改正いたす次第であります。なお在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律附則におきまして、在外事務所勤務する職員を当該在外事務所の所在地に置かれる大、公使館（総）領事館に勤務する在外職員とみなし同法を適用することになつておりますので、日本政府在外事務所設置法の給与に関する規定を廃止する必要がある次第でございます。

終りに、附則におきましては、この法律は、公布の日から施行することを定めるとともに、在マニラ在外事務所に関する日本政府在外事務所増置令及び在ルクセンブルグ、在パナマ、在ポリヴィア公使館に関する在外公館増置令は、それ／＼、この法律で設置される

のに伴い不要となりますので、これら増置令を廃止することを定めんとするものでございます。

以上が在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を提案する理由及びその内容の説明であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御採択あらんことをお願いいたします。

二、衆議院外務委員長報告（七月七日）

○福田篤泰君 たいま議題となりました二法律案について、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案は、いわゆる引揚者の帰国のための臨時措置の対象となる在外国民を除き、一般に領事官の駐在している地に在留する在外国民が、困窮のため帰国を余儀なくされ、あるいは在留する国の官憲による退去強制の処分を受ける場合におきまして、それらの者が自己の負担で帰国できないときには、領事官が、その職務の一端として、帰国を援助する等の措置を定めることを目的とするものであります。主として日本船舶の船長に対する送還命令、帰国のための旅費等の貸付、帰国費、帰郷費の償還等を規定しております。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を御説明申し上げます。去る第十三国会において在外公館の名称及び位置を定める法律等が制定せられ、昭和二十七年度内に設置すべき在外公館について諸規定が定められました。その後、わが国の平和回復とともに、外交施策の推進、特に通商関係の発展を期

するため、昭和二十八年度においてさらに在外公館の増置を必要とするに至りました。従つて、この法律案は、在キューバ、在コスタリカ、在パナマ、在ヴェネズエラ、在ポリヴィア、在イラン、在オーストリア、在ルクセンブルグの八公使館並びに在ベレリン、在ダツカ、在ナイロビ、在ラゴスの四領事館、合計十二館の増置を規定し、かつこれに伴う関係法の改廃を行うものであります。

これらの二法律案は、ともに六月十九日閣から衆議院に提出され、本委員会に付託されましたので、同二十四日及び七月四日の両日委員会を開き審議をいたし、まず政府委員から提案理由の説明があり、委員から質疑が行われましたが、その詳細は委員会議録により御了承を願います。

続いて、討論は省略し、採決の結果、両法律案ともそれ／＼全会一致をもつて原案の通り可決せられました。この段御報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告（七月二十日）

○佐藤尙武君 只今議題となりました国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この法律案は、領事官の駐在している地に在留する在外邦人が、困窮のために帰国を余儀なくされている場合、或いは在留する国の官憲によつて強制退去の処分を受けた場合に、それらの者が自己の負担で帰国できないときに、領事官がその職務の一端として帰国を

援助する措置を定めたものであります。

法律の要綱の二、三を説明いたしますと、一、領事官は、日本船舶を利用できるときは、その船長に対し帰国者の送還を命ずることができること、二、日本船舶が利用できない場合は、領事官は帰国者のために旅費等を貸付け、厚生大臣は帰国者が本邦上陸の際に帰郷費を貸付けることができること、三、帰国者又はその扶養義務者は、貸付を受けた帰国費及び帰郷費等を外務大臣又は厚生大臣に償還しなければならぬこと等を規定いたしております。政府の説明によりますと、平和条約の発効後、在外邦人で政府が援助の措置をとる必要があつた事例はすでに発生しており、例えばシンガポールで保護を受けた海難者七名の件のほか、中共、ドイツ、スペイン、フランス、インド等よりも送還させた例があり、今後件数の増加が予想されることとあります。

委員会は三回に亘つて本案を審議の上、七月十六日の委員会において原案の通り全会一致を以て可決した次第であります。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、本件は、我が国外交施策の推進、殊に通商関係の発展を期するために、在外公館を増置する必要があるに鑑みまして、在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正し、在キューバ、コスタリカ、パナマ、ヴェネズエラ、ポリヴィア、イラン、

オーストリア及びルクセンブルグ等の在外八公使館並びに在ベルリン、ダツカ、ナイロビ及びラゴスの四領事館、合計十二公館を増置すると共に、これに伴う関係諸法規の改廃を行わんとするものであります。

次に本法案の要点を簡単に御説明申し上げます。

第一は、増置予定十二館のうち、在パナマ、コスタリカ、ポリヴィア及びルクセンブルグの各公使館は、それ／＼在メキシコ大使、在ベルギー公使及び在ベルギー大使をして兼摂せしめんとするものであります。第二は、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正するものであります。即ち、新設公館に勤務する外務公務員の在勤俸を定め、且つ特別職員の給与に関する法律の一部を改正する法律において整理漏れとなつておりました大使及び公使に関する期末手当に関する改正と、これを支給する手続規定を定めたものであります。第三は、マニラを除き、名目上残置されていた日本政府在外事務所を一括廃止するものであります。

委員会は本法案を三回に亘り審議いたしました。が、さしたる問題もなく、七月十六日採決を行いましたところ、全会一致を以て原案通り可決いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。

◎一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二八、八、一八、法三三七(衆))

一、提案理由(七月二十四日)

○赤城委員 たいいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

教育職員は、それ／＼の職域において、人格の完成を目ざし、健全な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の尊厳を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民を育成する重責をになうものであります。その任務を遂行するためには、学校の内外はもとより家庭等においても、その指導の実施等に当るなど、実質的には、勤務時間が限定され得ない実情にあるのであります。その上、その重責を果すためには絶えず、それ／＼の職域にふさわしい知識技能を修め、常に、みずから切磋琢磨して、その向上発展が要求されているのであります。かかる観点から教育職員の給与は、一般職職員と別個の体系に置かれるべきものと考えられるのであります。現在教育職員は、一般職の職員の給与に関する法律第六條の規定による一般俸給表の適用を受けているのであります。が、教育職員には、一般公務員に見るがごとく階層組織がなく、やむを得

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

ずその給与の格付等は詳細にわたる人事院細則にゆだねておいてあります。すでに、同法第十條第三項において、人事院は教育職員については、俸給表の適用について研究し、俸給表その他これに関する事項について必要と認める勧告を国会及び内閣になすべきことを責任とされているのであります。かかる事情にかんがみ、本改正案を提出いたしました次第であります。

改正点の要旨を申し上げますと、まず第一に教職員の俸給表を一般俸給表より分離し、特別俸給表を制定し、その適用を受けしめようとするものであります。

第二には、大学、高等学校、中小学校等全般を通じて俸給の最高額を引上げ、待遇の改善を行うこととしたのであります。第三に、教育職員級別俸給表は、大学、高等学校、中小学校等の三表に区分いたして、おるのであります。教育職員の給与の現状にかんがみ、各俸給表並びにその特殊性を認めるとともに、優遇の道を講ずることとしたのであります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院人事委員長報告(七月三十日)

○川島正次郎君 たいいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、人事委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、益谷秀次君外二十三名の提出にかかるものであります。改正の要点は二点であります。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

現行の教職員の俸給は、一般職員の俸給表を使つております。ただ、人事院細則におきまして、大学の教職員と、高等学校、中学校、小学校の教職員との給与の内容を違えておる、いわゆる二本建てであります。今回、この改正案におきましては、教職員の特殊性にかんがみまして、一般公務員の俸給表からこれを分離いたしまして、大学教職員、高等学校教職員、中小学校教職員の三表に直しまして、いわゆる三本建てとしたのであります。従いまして、大学の教職員と高等学校の教職員と中小学校の教職員との給与の間において若干の差異を生ずることに相なつたのであります。

改正の第二点は、大学並びに高等学校、中小学校を通じまして、各教職員の最高俸を相当大幅に引上げまして、現在の給与令によりますと、中小学校、高等学校の教諭、校長の最高給は三万一千九百円でありましたのを、これを改正いたしまして、中小学校におきましては、教諭は三万五千九百円、校長は三万八千八百円、また高等学校におきましては、教諭は三万八千八百円、校長は四万三千三百円に、大学におきましては、四万六千三百円の現行俸を五万一千二百円に引上げることになります。教職員の優遇の実現しようというのでございます。

本案は、去る二十四日より審議に入りまして、提案者を代表いたしまして赤城宗徳君より提案理由の説明がありました。

質疑に対しましては、主として赤城君がこれに回答をいたしました。その質疑のうち、きわめて重要な点二、三を御報告申し上げます。

況を見ても、両者の間に差を設けるのは当然だという御答弁であります。

かかる給与差を設けることは、中小学校等の義務教育を軽視する結果になると思うがどうかという質問に対しまして、文部大臣より、給与差をつけても中小学校を軽んずることにはならないという御答弁がありました。

また、本案施行に要する予算措置いかんという質疑に対しては、本案施行に要する経費は、国、地方を合せまして、二十九年一月以降三箇月分といたしまして、総計およそ二億円程度であります。昭和二十八年年度予算における三派共同の修正中におきまして、教職員給与三本建てに学歴等の換算上の不均衡を是正するための所要額三億六千万円に含まれておるのでございまして、これを充当するとの答弁がありました。

なお、本案は学校教職員につきましてきわめて重大な法案であることにかんがみまして、小学校、中学校、高等学校並びに大学の各代表者を委員会に招きまして、意見の聴取をいたしました。また、人事委員会と文部委員会との合同審査をいたしました。

かくいたしましたして、昨二十九日質疑を打ち切り、ただちに討論に入りました。日本社会党の加賀田進君から反対、自由党の田中好君から賛成、日本社会党の受田新吉君から反対の、それ〴〵意見の御開陳がありました。続いて採決の結果、起立多数をもつて原案通り可決した次第でございます。

以上経過を御報告申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

その第一点は、すでに人事院において勧告を出しておるのであるが、その人事院勧告と今回の改正案との相違点はどこにあるかというのであります。これに対しまして、赤城宗徳君より、人事院勧告と違ふ点は、高等学校の給与と中小学校の給与との差異であつて、高等学校においては四級から九級まで、大学においては四級から十級まで、中小学校に比較してそれ〴〵一号ずつ高くしたのであつて、平均約六百円の差があるとの御答弁がありました。

また、同一学歴、同一勤続年数の者の俸給は同じだということが給与の基本原則と思うがどうかという質問に対しては、今回の改正案におきまして、中小学校、高等学校ともに、初任給は同じ学歴ならば同一であります。ただ、途中において一号ずつ差を設けることに相なつておるのであります。しかも、この改正案を實行いたしましたも、高等学校の教職員は若干有利になるのでありますけれども、中小学校の教職員は一点も不利になる点はないのであります。特にこの点については赤城君が強調している点でございます。

しからは、なぜ職域差を認めるかということに對しまして、たとえば高等学校におきましては、高等普通教育のほか専門的教育を施すとの附加的条項がありまして、また資格免許においても差があるのであります。教職員の負担、能力等におきまして、両者の間において専門的の重荷が加わるのであります。しかも、現在の統計によりますと、小学校におきましては、教員五人について一人ずつ校長ができる、中学校においては、教員七名について一人、高等学校においては、二十九名に対して一人しか校長ができないという現

三、参議院人事委員長報告(八月八日)

○村尾重雄君 只今議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、人事委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、七月二十四日、衆議院議員益谷秀次君ほか二十三名の提出によるものであります。

本法律案の提案の理由といたしましては、教職員の職務と勤務態様の特殊性に鑑み、教育職員の給与を一般職職員と別個の体系に定めようとするものであり、その改正点の要旨といたしましては、

先ず第一に、教育職員の俸給表を一般俸給表より分離して、大学、高等学校、中小学校等の三表に区分した特別俸給表を制定したことであり、

第二に、大学、高等学校、中小学校等、全般を通じて俸給の最高額を引上げたことであります。

第三に、附則において、大学等教育職員又は高等学校等教育職員の四級から十級又は九級までの職員に対して、この法律施行の際に一律に一号上位に切替えることを規定しておるものであります。

本委員会といたしましては、去る七月三十日、衆議院議員赤城宗徳君より提案の理由を聞き、質疑を行い、又、文部委員会及び地方行政委員会との連合委員会を開いて審議の万全を期し、或いは各種学校の代表者を参考人として招き、広く各方面の意見を求める等、慎重なる審議を行なつて参りました。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

次にその審議経過の主な点について申し上げます。

第一に、「すでに人事院より給与準則の勧告が国会に提出され、教育職員を含めた国家公務員の給与体系についての合理的な解決を図るために、人事委員会においても審議が行われており、而も会期も極めて切迫している現在、何が故にこのような暫定的な法案を、而も教職員だけを取り出して取り急いで提出する必要があるのか。而もその施行は来年の一月一日からとなつていないか」という質問であります。これについては「教職員の給与問題に関しては数年来の懸案であつて、前々から検討されて来た問題であり、現行の一般職給与法第十条においても、教育職員の俸給表等については特に定められている次第もあり、一日も早くこれを制定したいとの考えから提案したものであり、施行期日は、準備の都合、予算との関連等を考へて定めた旨を述べられました。

次に予算上の問題についてであります。先ず国立学校の教職員の分については、先の予算修正において給与体系は正の経費として三カ月分千八百万円を計上してありますが、然るに一方この法律案の施行に要する経費は、提案者の説明によれば概算五千八百万円となつており、この間、約四千万円の不足を生ずるものとして、この点について各委員より質疑が行われましたが、これについて提案者より、その不足額については予算の補正を要するものと考えざるを得ない旨の答弁があり、次に、公立学校、即ち地方教職員の場合は、同じく予算修正の説明においては、給与体系は正の経費として三億六千万円と計算されているが、この法案の実施の場合の費用はどうなるの

か、その説明を求める旨の質問があり、これに対し提案者より、実施に要する経費の所要明細の資料が提供せられ、来年一月より三月までの三カ月分で約一億五千万円である旨の答弁があり、政府側よりも同様、所要経費約一億五千万円と考えるとの説明がありました。

なおこれに関連して、本法律案を施行する場合は、地方財政平衡交付金の配分に関して単位費用の改訂を要するのではないかと質問がありました。政府としては、本法律案の実施が確定するまでは単位費用の改訂は行わぬ旨の答弁がありました。

第三点としては、大学、高等学校及び小中学校のそれらの職域差を認めるか否かの問題であります。即ち、「この法律案によれば、それらの学校の職域差を認めることを前提として俸給表を三表に区分し、給与差を設けることになつておるが、各学校の職域差、特に高等学校と小中学校との職域差を認める根拠は一体どこにあるのか。そうして又、学校別に給与差を設けることは徒らに教育界に混乱を招き、人事の交流等についても支障を来たすことになると思ふが、提案者は十分考慮を払つたかどうか」等の質問がありました。これに対する提案者側の説明としては、「例えば高等学校においては高等普通教育のほかに専門的教育を行うこととなつており、又、高等普通教育の場合も、小中学校に比して、より高度の研究を要するものであつて、資格免許においても差等が設けられている実情等をも勘案して、職域差を認めることを適当と考えたものである」との答弁がありました。又「正規の資格ある小中学校の教育職

員は現在でさえ不足している実情であるのに、本法律案のごとき給与の差別が設けられた暁には、なお一層この傾向が強められ、義務教育に暗影を投げるものではないか」との質問がありました。これに対しては、「小中学校と高等学校との間に僅か一号程度の給与差を付けたために人事交流に著しく支障を来たすとか教育界に混乱を起すなどとは考えられない」とのことでありました。この点は職域差を認めるか否かの基本的な考え方の相違点であつて、委員会においてはなお詳細な論議が行われたところであります。

なお、審議の最終過程において、森崎水産委員長より水産大学の教育職員の給与問題に関し、又、内村地方行政委員長より地方財政平衡交付金の単位費用の問題に関し、それら本法律案が施行される場合の関連問題について特に発言を求められ、所要の質疑並びに説明が行われましたことを、併せて御報告申し上げます。

かくて昨七日に至り、質疑打ち切りの動議が提出せられ、質疑を打ち切り、討論に入り、先ず岡委員より、「本法案は立案経過も不明確であり、その予算措置においても当初の予算修正の説明と食い違つており、又職域差を認めることについては世間に異論があり、且つ又、本案施行の期日を来年の一月一日と定めながら急遽本案を提出した軽卒さは責められねばならない」と述べ、義務教育を蔑視するものとして反対の討論を行い、

次いで溝口委員より、本法律案は数多くの議員立法の中でも代表的な悪法であるとし、次に述べるような内容の修正案について議員としての精魂を傾けて立案し、その完璧を期することに努めたもの

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

である。即ち、教育職員俸給表の三本建はこれを認めること。各俸給表の内容は先に国会に提出せられた人事院勧告の給与準則の基準を取入れること。原案の附則第二項の規定中、高等学校、大学等の一部の教職員の俸給を切替の際一号上位に上げる旨の規定は削除すること。俸給の切替に当つては、教育職員の特殊性を考慮し、又学歴を十分に見て、予算の許す限り不均衡を是正する措置をとらねばならない旨を法文に明記すること。以上のような修正案であり、なおこれに附帯条件として、政府は人事院のベース改訂及び給与準則の勧告を速かに実施すること。言らうや学校、特殊学校の職員については、級別俸給表の適用に当つて、人事院規則及び細則等により合理的取扱を行うこと。予算の範囲内において給与の陥没は正を行うこと。以上のような趣旨を附するものであり、その提案の準備を整えていたが、六日の委員会において、この修正案の審議を事実上不可能ならしめる事態に立ち至らしめられたので、涙を吞んで止むを得ず原案に賛成する旨の討論を行い、

次に千葉委員より、本法律案はその準備が甚だ杜撰であり且つ不用意のものであつて、先に人事院より勧告された給与準則実施の障害になるものである。又、本法案の附則において、大学、高等学校の一部の職員についてのみ一律に一号上位へ切替える規定を設けたことは甚だしい不合理と言ふべきであるとし、本法律案は日教組分裂を助長することに悪用したものであるとして反対の討論があり、最後に宮田委員より、教職員の職務の特殊性を考慮して特別俸給表を設けたものであり、現段階においては適切な措置と考へる。な

お、盲ろう哑学校等の特殊学校の取扱については十分な考慮を払い、適当な措置をとりたい旨を述べて、賛成の討論がありました。これを以て討論を終了し、採決の結果、原案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎高等学校の定時制教育及び通信教育振興法

興法 (昭和二八、八、一八、法二三八)(衆)

一、提案理由(七月二十一日)

○中川(源)委員 今回中川源一郎外十七名から提出いたしました高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案について御説明申し上げます。

昭和二十三年度に旧制中等学校の制度が改革されて、新制高等学校の制度が生まれました際に、勤労青年のための教育制度といたしまして、高等学校に定時制の課程と通信教育とが設けられました。この定時制の課程と通信教育とは全日制課程の教育と、その内容において、まったく同等のものを授けるものでありまして、教育基本法にいう教育の機会均等を実現することを目標とするものであります。

この二つの教育は、働きながら学ぶ恵まれない青年たちの向学心を振り起しまして、昭和二十三年度定時制課程の生徒数十七万であったものが、昭和二十八年においては、約五十八万に、通信教育に

おいては、昭和二十三年に九千であつたものが、昭和二十八年においては約三万四千というように、生徒はこの五年間に著しく増加しているのであります。

このように増加しましたのは、定時制課程では、特に地方の実情に応じた教育の実施に重点を置いておりますから、学校所在地域の産業を振興させ、産業においても文化においても真に村づくりの中心となる青年の育成に寄与し、その成果が大いに認められた結果であり、また通信教育につきましては、通学距離の関係や勤務の都合その他経済上の事由で定時制課程へも通えない勤労青年の要求に合致したからであります。従つて、達識の地方公共団体では大い定時制課程を設置し充実して、一層地元の産業・文化・教育の振興をはかりたいと願ひ、勤労青年たちも、定時制教育や通信教育によつて、将来国家社会のために有為な人間になるため大いに自分の力を伸ばしたいと考えておるのであります。定時制課程も通信教育も地方財政の困難により、現在のところ、すこぶる貧弱なので、これらの青年の熱意に到底こたえ得ない窮状なのであります。たとえば、定時制分校では理科設備などは全然なく、黒板と白墨で授業しておるものが多く、家庭科教育に必要なミシンも、わずか一台で数十人の女生徒が学習することなどは、珍らしい事例ではありません。

また、通信教育については、昭和二十七年まで実施していた科目は国語、漢文、解析I、II、幾何、地学、一般社会、世界史、日本史の九科目でありましたが、御承知のように通信教育では教科書のはかに学習指導書がなければ授業ができないのであります。以上この法律案の提案理由とその内容の骨子について御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

二、衆議院文部委員長報告(七月二十九日)

○辻寛一君 ただいま議題となりました高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案並びに私立学校教職員共済組合法案につきまして、両案を一括して御報告申し上げます。

まず、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案について申し上げます。

右の理由によつて、ここに高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案を提出する次第であります。

次にこの法律案の骨子について御説明申し上げます。

第一に、この法律案は教育基本法の精神に基づきまして、多くの勤労青年に高等学校の教育を受ける機会を与え、働きながら学ぶことに誇りを持つことの信念を確立させ、一般教養と職業能力の向上に貢献するよう、定時制教育及び通信教育の振興をはかることを目的とするものであります。

第二に、右の目的を果すために、これらの教育の実施上、困難に

高等学校の定時制課程は、中学校卒業後なお働きながら高等学校の課程の勉学を続けたいと希望する青年のために、昭和二十三年に開設された制度であります。年々非常に増加したところ、本年度定時制課程が五十八万人、通信教育が三万四千人という激増を示しており、今後なお増加の傾向が著しいものと予想せられるのであります。従つて、地方公共団体におきましては、熱心にその開設と設備の充実とに努力しておるのであります。何分にも地方財政がはなはだ不意なため、その設備たるやまことに貧弱であり、さらに通信教育に至つては、これを熱心に希望する青年が多いにもかかわらず、経費に圧迫されておりますので、なか／＼その要

望を満たすことができない実情であります。かような次第でありますので、公立の高等学校の定時制課程及び通信教育の設備を充実し、並びに通信教育の運営に必要な経費を予算の範囲内で国から補助を与え、もつて勤労青年の教育を一段と充実しようとするのが、本法案の眼目であります。

次に、審議の結果を申し上げます。各委員の熱心かつ慎重な審議の結果、自由党の天野公義君より、私立の高等学校の定時制課程に対しても公立の場合と同様の補助を与える必要があるという修正案が提出されました。

かくて討論に入りましたが、日本社会党を代表して野原覺君の反対意見が述べられ、日本社会党を代表して前田榮之助君より賛成意見がありまして、討論を打ち切り採決の結果、修正部分を除く原案並びに修正案は起立多数をもつて可決せられました。

次に、私立学校教職員共済組合法案について申し上げます。

私立学校が、その特有の学風と自主性をもつて、わが国の学校教育の上に果たした功績は、まことに多大なものがあります。従つて、さきに私立学校法及び私立学校振興会法を制定いたしましたので、さらに今後十分なる発達を期待しておりますことは、御承知の通りであります。

本来、教育事業は、一に教育者その人によつて、わが国の学校として、国立、公立、私立の別を問はず、教員にその人を得なければならぬことが基礎的条件であります。しかし、それには、安心して教育に専念し得られるように、その待遇及び福利厚生施設等につ

いて、できるだけの優遇措置を講ずることが必要であります。しかるに、国、公立の教職員の場合と私立学校の場合を比較いたしますと、その福利厚生のおきまして、私立学校の方が著しく立ち遅れておりまして、ひとしく国民に対する奉仕者でありながら、均衡がとれていないのであります。私学恩給財団と私学教職員共済会とがありますけれども、その財政的基礎、給付の種類及び内容等、まことに不十分な実情にあるのであります。そこで、この福利厚生施設につきまして、国、公立の教職員と均衡を保ち、しかも私立の特色と自主性を生かしながら、この二つの財団法人を発展的に解消いたしましたして、新たに私立学校教職員共済組合を設立し、原則として教職員の全員を強制加入させることによつてその福利厚生をはからうとするのが、本法案の趣旨であります。従いまして、この法案の内容は、全国約四千の学校の教職員七万六千人を対象として共済組合を設立し、その組織、業務内容、経費の補助及び監督等について詳細な規定を設けているのであります。

その具体的内容は速記録によつて御承知願うことといたしまして、次に審議の結果を申し上げます。

当委員会におきましては、きわめて慎重なる審議をもつて十分に検討を加えましたところ、自由党伊藤郷一君より、経費の補助に關しては都道府県にも応分に期待することとし、強制選加入に關する除外規定を新たに設け、関連法規との調整をはかること等に関する修正案が提出されました。かくて、討論を省略、採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案は起立総員をもつて

可決せられました。

次いで、日本社会党の山崎始男君より、組合の役員を選任及び運営は努めて自主的にかつ公正を要すること、掛金の割合等を明確にすること、及び国庫と都道府県の助成は大幅にせらるべきこと等の附帯決議を付せられたいと、動議が出ましたところ、起立総員をもつて採決に決しました。かくて、本案は附帯決議を付しまして修正議決せられたのでございます。

以上御報告を申し上げます。

三、参議院文部委員長報告(八月七日)

○川村松助君 只今議題となりました三法案につきまして、文部委員会におきまして審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず高等学校の定時制教育及び通信教育振興法案について、御報告申し上げます。

本法律案は、今日、勤労青年のための学校教育施設として、重要な役割を果している高等学校の定時制教育並びに通信教育の振興を図らんとするものであります。これらの教育が、働きながら学ぶ勤労青年に対し特に重要であることは、その生徒数が年々著しく増加しつつあるのを見てもわかるのであります。一方これらの教育は、財政の窮迫している地方公共団体に殆んど任せられており、また、一般に極めて貧弱でありまして、勤労青年の期待に副いがない現状でありますので、これが振興策といたしまして、本案は、公、私立の高等学校定時制教育の設備費、並びに公立高等学校の通信教

育の運営費等について、国庫補助の途を開かんとするものであります。

本案に対します委員会の質疑応答の主な点は、第一に、「この種の設備費等の国庫補助のみによつて、これらの教育が振興できるのか」との質問に対し、提案者より、「本案は、必要最低限のものであり、従つて、今後、国家財政が許せば、更に補助対象を拡大したい」旨の答弁がありました。又、本案による予算措置についての質問に対しては、「国庫補助率を必要額の三分の一として、明年度より年間約十一億円を支出いたし、十カ年計画を以て設備等を充実するよう努力したい」旨の答弁がございました。

次に、討論におきましては、高橋、深川、成瀬、劍木、長谷部の各委員より、賛成討論があり、須藤委員よりは、本案は、勤労青年教育の振興措置としては不十分である旨の反対討論がございました。採決の結果、本案は、多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお、高橋委員より、

一、高等学校の定時制教育及び通信教育の施設についても速かに国庫補助の措置が講ぜられるよう考慮すること。

二、公立高等学校の定時制教育及び通信教育に従事する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び事務職員に対する給料その他の給与に対しても、速かに国庫負担の措置が講ぜられるよう考慮すること。

三、高等学校の定時制課程に通学する生徒の雇傭主が、生徒の修

学を積極的に援助するように政府において奨励する措置を講ずべきこと。

という附帯決議を附すべき旨の提案があり、多数を以てこれを可決いたしました。

次に、財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律案につきまして、御報告いたします。

財団法人労働科学研究所は、社会問題、労働問題の科学的基礎を打ち立てるため、大正十年、故大原孫三郎氏により倉敷において創立されたものでありましたが、後に日本学術振興会に提供され、東京に移転いたしました。移転後も、労働条件の規正に関する研究と、その科学的資料作成に活躍して参りましたが、大戦中、政府の勸奨によつて大日本産業報国会の傘下に統合させられましたため、終戦後、連合軍の、解散団体の資産処分に関する政令の該当団体として、この財団の資産全部が国に没収されて今日に至りました。ただ幸いに、研究所並びに没収財産は、現在の姿のままにおいて研究所に使用を特に許されたため、研究は、その後引続いて進展いたしておりますが、施設、設備等が国の財産に属しておりますことは、運営上幾多の障害がありますため、この際国は、その没収した研究所の全財産を無償で払下げ、以てその研究の進展に便宜を与えるよう法的措置をいたすのが、衆議院議員橋本龍伍君外七名の發議にかかる本法案の提案の理由であります。

なお本法案は、附則におきまして、これらの施設及び動産で、国が無償払下げをいたす場合、国が使用いたしておりますものは、必

要ある場合、なお当分の間、国は、引続き当該財産を無償で使用できる旨を規定いたしております。

委員会におきましては、本研究所の経理状態等につきまして、提案者に対して質疑があり、次いで討論を省略いたし、全会一致を以て、本法案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、青年学級振興法案につきまして、御報告申し上げます。

本法案は、勤労青年に対し實際生活に必要な職業又は家事に関する知識、技能を修得させますと共に、一般的教養の向上を図ることを目的として、現在広く開設されております青年学級について必要な規定を設けますと共に、更にその助成及び振興の措置を講ずることを目的といたしております。戦後、青年学級は、いづれもいわず自然発生的に成立発展いたして参つたのでありますが、約一万一千学級、受講生数約百万人に達しました現段階におきましては、その開設運営につきまして、或る程度法的に明確化したす必要が生ずるに至りましたのみならず、その運営に要する経費については、地方団体の財政的事情に鑑み、国の補助が是非とも必要となつて参りましたため、政府は本法案を提出いたしました次第であります。

委員会におきましては、勤労青年教育の振興を何故学校教育とは別に社会教育事業としての青年学級に求めるのであるか。青年学級の振興は曾つての青年学校或いは青年訓練所の復活となる虞れはないか。青年学級の振興よりもむしろ義務教育の未就学児童の問題が先ず解決さるべきではないか。青年学級については、何らの規格を作らず野放しにするのは不適當ではないか。又本法案には罰則規定が

あるが、その運用に不安がないか等の諸点につきまして、各委員から質疑がありました。これらに対する政府の答弁その他質疑応答の詳細は会議録に譲りたいと存じます。

次に、討論に入りましたところ、須藤、相馬、安部の各委員から、それら現段階においては未だ法制化の必要なく、勤労青年教育の振興はむしろ高等学校定時制教育等の拡充によるべきである等の趣旨による反対の討論があり、深川、高橋、剣木の各委員からは、賛成の意見が述べられ、結局委員会は、本案を多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上を以て御報告いたします。

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害の

被害地域にある事業所に雇用される労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律

(昭和二八、八、一八、法二三九(衆))

一、提案理由(八月三日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の提案理由を一括して掲載)

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用の特例に関する法律 社会福祉事業振興会法

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告

(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の委員長報告を一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎社会福祉事業振興会法

(昭和二八、八、一九、法二四〇(衆))

一、提案理由(七月二十五日)

○青柳委員 社会福祉事業金融対策に関する小委員会は、設置以来数回にわたりまして非常に慎重に討議をいたしました結果、その目的とするところを一つの法案としてまとめることができたのであります。この法案につきまして御報告をいたすことが小委員の報告とお認めを願いたいと思ひます。

終戦後民間社会福祉事業はますますその重要性を加えて参りましたが、補助金についての嚴重な制限、物価の高騰等により施設の修理、改造等に困難を感じ、昭和二十二年以降共同募金運動の展開を見ましたが、配分対象の増加によりまして実質的な配分額は減少する状況でありまして、社会福祉事業の振興のためには、長期低利の

資金融通をはかる必要性が強く要望せられて来たのでありまして、ここにこの要望に沿いまして、社会福祉事業振興会を設置せんとするのがわれわれ小委員会の結論でございます。しかしてここに一つの法案をつくつたのであります。その法案の概要を御説明申し上げます。

この振興会は、社会福祉法人その他社会福祉を目的とする施設を經營するものに対しその經營上必要とする資金を融通し、その他必要な助成を行い、もつて社会福祉事業の振興をはかることを目的とするものであります。

次にこの振興会は特殊法人としたし役員は厚生大臣の任命または承認を受けて会長が任命するものとしたし、資本金はその全額を政府が予算の定めるところにより、出資するものとしたしました。

振興会の業務につきましては、まず第一に社会福祉施設の修理、改造、拡張、整備、災害復旧に要する資金、または經營に必要な他の資金を貸し付けること、第二は、施設職員の研修、福利厚生、その他福祉事業振興上必要と認められる事業を行う者に対し、必要な資金の貸付けまたは助成を行うこと。

この二つであります。

しかしてこれらの業務を行うについては、業務方法書に貸付限度、利率、期限、元利金回収に関する事項、担保等の事項及び助成の限度、目的等を記載いたし、厚生大臣の認可を受けしめるのであります。

また、毎年度事業計画及び収入支出の予算を定めまして、厚生大

臣の認可を受けることとしたし、さらに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算報告書とともに厚生大臣に提出いたし、その承認を受けしめることとしたし、また、剰余金の処分、余剰金の運用等についても制限を加えているのであります。

振興会の監督は、厚生大臣がこれに当るものでありまして、必要な命令をすることはもちろん。必要な報告を徴し、立入り検査をなすことを得せしめ役員に対しては一定の事由があるときは、これが解任をなし得るよう規定したのであります。

この振興会は昭和二十九年四月から発足することのできるよう、厚生大臣が設立委員を任命いたし、設立の事務を処理させることとし、また免税の特典等を規定したのであります。

以上がわれわれの小委員会におきましてつくりました法律案の概要であります。

二、衆議院厚生委員長報告(七月二十五日)

○青柳一郎君 たいだいま議題となりました二法案の審査の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

まず、社会福祉事業振興会法案について申し上げます。

終戦後、民間社会福祉事業はますますその重要性を加えて参りましたが、補助金の制限、物価の高騰等により、施設の修理、改造等には著しい困難を來し、昭和二十二年以降は共同募金運動の展開を見ておりますものの、累年配分対象の増加により実質的な配分額は減少する一方でありまして、社会福祉事業の振興のために長期低利

の資金融通をはかる必要性が強く要望せられて参つたのであります。今回、この要望に沿い、新たに社会福祉事業振興会を設立せんとするのが、本法案提出の理由であります。

次に、本法案の内容のおもなる点を申し上げますれば、第一に、振興会は、社会福祉法人その他社会福祉を目的とする施設を經營するものに対し、その經營上必要な資金を融通し、その他必要な助成を行い、もつて社会福祉事業の振興をはかることを目的としたしてあります。第二に、振興会は特殊法人とし、その役員は、会長及び監事は厚生大臣の任命、理事は厚生大臣の承認を受けて会長がこれを任命し、資本金はその全額を政府が予算の定めるところにより出資するものとしたしてあります。第三に、振興会の業務は、社会福祉施設の修理、改造、拡張、整備、災害復旧に要する資金、または經營に必要なその他の資金等を貸付または助成を行うことであります。第四に、振興会の業務方法書には、資金の貸付限度、利率、期限、元利金回収の事項、担保等の事項及び助成の限度、目的等を記載して、厚生大臣の認可を受けしめ、その事業計画、予算は厚生大臣の認可、決算はその承認を受けしめることとし、また剰余金の処分、余剰金の運営等についても制限を加えていたのであります。第五に、振興会の監督は厚生大臣の権限とし、監督上必要な命令を徴し、報告を徴し、立入り検査をなすことを得、また役員に對しては、一定の事由があるときはこれが解任をなし得ることとしたしてあります。第六に、振興会は昭和二十九年四月から発足することのできるよう、厚生大臣が設立委員を任命し設立の事務を処理

させることとし、また免税の特典等を規定いたしておるのであります。

本委員会は、民間社会福祉事業の振興に關しては、前国会以來特に研究を重ねて参つたのであります。が、今国会に入り、特に社会福祉事業金融対策に關する小委員会を設置し、きわめて熱心なる検討審議を行つた結果、この社会福祉事業振興会法の成案を得たのであります。

本案は、七月二十四日、各派共同提案をもつて本委員会に付託せられ、本二十五日、小委員長青柳より小委員会の結果報告並びに提案理由の説明を聴取した後審査に入り、討論を省略して採決に入りましたところ、本案は全会一致原案通り可決すべきものと議決いたしました。

次に、災害救助法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行法は昭和二十二年に施行されて今日に至つたものであります。が、その後、本法運用の実情は必ずしも十分な使命を果しておるとは言い得ない部面があるのであります。ことに、今次西日本並びに近畿地方の豪雨による水害の罹災者に対する応急救助の経験にかんがみ、救助の種類を増加拡充して、その救助内容の適正化を期するとともに、各種の救助機関に電気通信設備の使用を認め、かつ国庫負担の規定を改正して地方財政負担の軽減をはかり、あわせて災害救助基金を充実せしめ、もつて非常災害時の応急措置に遺憾なきを期そうとするのが、本案提出の理由であります。

本案のおもなる内容を申し上げますれば、第一に、収容施設の中に応急仮設住宅を加えるとともに、救助の種類中に飲料水の供給、災害にかかった者の救出及び住宅の応急修理を明記したことであり、第二に、厚生大臣、都道府県知事等に、現に非常災害が発生し応急的な救助を行う必要がある場合、有線電気通信設備または無線設備を使用し得る規定を設けたこととあります。第三に、救助に要する事務費を国庫負担の対象に改めたこととあります。第四に、この法律の国庫負担の基礎額と国庫負担の割合とを改めたこととあります。第五に、災害救助基金を充実し、都道府県の応急救助活動を円滑ならしめんとすることとあります。第六に、この法律は公布の日から施行することとし、費用の支弁区分及び国庫負担に関する第三十三条及び第三十六条の規定は本年四月一日から施行することといたしております。

本委員会は、災害救助法の改正についても従来より検討を加えて参りましたが、今回その成案を得て、本二十五日、各派共同提案として本案が付託せられ、青柳より提案理由の説明を聴取した後審査に入り、討論を省略して採決に入りましたところ、本案は全会一致原案通り可決すべきものと議決いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院厚生委員長報告(八月七日)

○堂森芳夫君 只今上程せられました社会福祉事業振興会法案及び日雇労働者健康保険法案につきましても、厚生委員会における審議の

経過並びに結果について御報告いたします。

先ず、社会事業振興会法案について申し上げますならば、我が国の民間社会福祉事業は、終戦後ますますその重要性を加えて参りましたが、補助金についての厳重な制限、物価の高騰等によりまして、施設の修理、改造等に困難を来たし、昭和二十二年以降共同募金運動の展開を見ましたが、配分対象の増加により、実質的配分額は減少する状況でありますので、社会福祉事業振興のためには、長期低利の資金融通を図る必要性が強く要望されて来たのであります。この要望に副い社会福祉事業の振興に資するため、今回衆議院においてこの法案が議員発議として提案されたのであります。

次に、この法案の概要を申し上げますと、第一に、社会福祉事業振興会の目的、性格、役員、資本金等について規定してあります。即ちこの振興会は、社会福祉法人その他社会福祉を目的とする施設を経営する者に対し、その経営上必要な資金を融通し、その他必要な助成を行い、以て社会福祉事業の振興を図ることを目的とするものであります。特殊法人とし、役員は厚生大臣の任命又は承認を受けて任命するものとし、資本金はその全額を、政府が予算に定める金額の範囲内で出資するものとしてあります。

第二に、振興会の業務といたしましては、「社会福祉施設の修理、改造、拡張、整備、災害復旧に要する資金、又は経営に必要なその他の資金を貸付けること」、「施設職員の研修、福利厚生その他福祉事業振興上必要と認められる事業を行う者に対し、必要な資金の貸付、又は助成を行うこと」等でありまして、これらの業務を行うに

ついでには、業務方法書に貸付限度、利率、期限、元利金回収の事項、担保等の事項及び助成の限度、目的等を記載し、厚生大臣の認可を受けしめるのであります。又毎年度事業計画及び収入支出の予算を定め、厚生大臣の認可を受けることとし、更に財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算報告書と共に厚生大臣に提出して、その承認を受けしめることとし、又剰余金の処分、余裕金の運用等についても制限を加えているのであります。

第三に、振興会の監督は、厚生大臣がこれに当るのであります。必要な命令をすることは勿論、必要な報告を徴し、立入検査をなすことを得、役員員に対しては、一定の事由があるときは、これが解任をなし得るよう規定してあります。

第四に、この振興会は、昭和二十九年四月から発足することとできる。厚生大臣が設立委員を任命し、設立の事務を処理させることとし、又免税の特典等を規定してあります。

以上が本法案の概要であります。本委員会におきましては、先ず提案者を代表して衆議院議員青柳一郎君より提案理由の説明が行われました後、各委員及び衆議院議員及び政府委員との間に熱心なる質疑応答が重ねられたのであります。その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論を省略して、採決いたしましたところ、全会一致を以て、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日雇労働者健康保険法案について申し上げます。

御承知のごとく健康保険制度は広く一般被用者を対象としているものであります。被用者全部に本制度を適用することが望ましいのであります。政府におきましては、今回健康保険法の一部改正法案を別途提案いたしました。その適用範囲を拡張することに相成つたのであります。日雇労働者につきましては、その就労の実態に照らしまして、健康保険の制度と同一の運営を図ることが困難であるとの見地から、本案の提出を見た次第であります。

次に、この法案の要点について申し上げますと、第一に、適用の対象といたしましては、先ず健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者を被保険者として、健康保険との制度的均衡を図ると共に、失業対策事業又は公共事業に就労する者を被保険者として日雇労働者の生活実態に即するように配慮いたしてあります。第二に、保険給付につきましては、保険料負担の点を考慮して、被保険者及び被扶養者に対し、健康保険に準じて療養の給付及び家族療養費を支給することとし、その期間は三カ月といたしてあります。なお療養の給付又は家族療養費を初めて受けようとする日の属する月の前二カ月間に、通算して二十八日分以上の保険料が納付されていることを受給要件として、日雇労働者の就労の実態と日雇労働者に対する失業保険との調整を考慮することといたしてあります。第三に、保険料につきましては、日雇労働者に対する失業保険の方法を取入れ、一級と二級に区分して、事業主に印紙を以て納付させることといたしてあります。以上が、本法律案の要点でございます。

本委員会におきましては、先ず政府当局から、提案理由並びに法

案の概要について説明を聴取いたしました後、慎重審議の過程におきまして、委員と厚生省並びに労働省当局との間に熱心なる質疑応答が交わされたのでありますが、その詳細は、速記録によりまして御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、社会党第二控室を代表して山下委員より、「本法律案はその内容が極めて不備であり、全く審議の価値なく、百害あつて一利なきものである。国民がひとしく社会保障制度の整備拡充を念願する今日、かかる法案を提出する背後的思想に対しても疑問を抱かざるを得ない」との理由を以て原案に反対せられ、林委員より、「検討すべき点が多々あるが、将来改正に努力するという政府当局の言に信頼して原案に賛成する」旨を述べられ、湯山委員は、社会党第四控室を代表して、「本案は将来の社会保障制度の発展を妨害するものであり、労働者の利益を無視し、日雇労働者の特徴を活かすことなく、他の健康保険法、国民健康保険法、生活保護法、失業保険法との関係も不明確である」ことを理由として反対の意を表され、大谷委員は自由党を代表して、「内容においては十分とは言えないが、日雇労働者に関する最初の法律案であり、その実施により日雇労働者が救われることを念願し、将来の改正についても当局の熱意に期待して原案に賛成する」旨を述べられたのであります。

かくて討論を終り、採決いたしましたところ、多数を以て、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。次いで、大谷委員より、「本法による給付の内容充実と、他の保険

給付との均衡を図り、更に被保険者の範囲を拡大し、以て全日雇労働者の福祉と生活安定を期するため国庫負担の実施を希望する」との附帯決議を付する動議が提出せられ、右附帯決議案を採決いたしましたところ、全会一致を以てこれを承認することに決定いたしましたのであります。

以上を以ちまして御報告を終わります。

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害中小企業者に対する国有の機械等の譲渡等に関する特別措置法

(昭和二八、八、一九、法二四一)(衆)

一、提案理由(八月三日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法

(昭和二八、八、一九、法二四二)(衆)

一、提案理由(八月三日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法(昭二八―法二五六)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二八、八、二〇、法二四三)(衆)

一、提案理由(七月七日)

○岡良一君 たいま提出されましたる日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由の御説明を申し上げたいと存じます。

国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の規定により国有の財産の使用を許そうとするときは、その処分が適正に行われようように、内閣総理大臣はあらかじめ関係行政機関の長、関係のある都道府県及び市町村の長並びに学識経験を有する者の意見を聞かなければならないことにする必要があると考えまして、この法律案を提出いたしました次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同を賜りますように心からお願いを申し上げて、説明にかえる次第であります。

昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の一部を改正する法律

五四〇

二、衆議院大蔵委員長報告(八月四日)

(国家公務員等退職手当暫定措置法(昭二八―法一八二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(八月七日)

○大矢半次郎君 只今議題となりました三つの法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有財産の管理に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、衆議院議員岡良一君外二十六名の提出にかかるものでありまして、国が、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律の規定により、合衆国の軍隊の用に供するため、国有の財産の使用を許そうとするときは、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長、関係ある都道府県及び市町村の長並びに学識経験を有する者の意見を聞かなければならないこととしようとするものであります。衆議院においては、政令で定める国有の財産に限り意見を聞くことに、修正議決せられたのであります。

本法案の審議においては、格別の質疑もなく、討論、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

は、速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における風水害の災害状況に鑑みまして、酒税、砂糖消費税、物品税等について、災害による被害者の救済措置を講じようとするものであります。即ち、酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、又は骨ばい税が課せられた物品で、販売業者等の所持するものが災害を受けた場合には、災害を受けた販売業者等の損失を、その物品の製造業者が補償した限度内において、災害を受けた物品に課せられた酒税等に相当する金額を、その製造業者が災害のあつた日以後に納付する酒税等の税額から控除することとしたそうとするものであります。

なお、この法律は、昭和二十八年六月二十日以降の災害を受けた酒類等に適用いたそうとするものであります。本案審議の詳細は、速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律

五四一

次に、信用保証協会法案について申し上げます。信用保証協会は、現在各都道府県に、その出資又は寄附金を中心として民法による公益法人として設立せられており、その数は五十以上に上つており、中小企業者等が金融機関から資金を借入れる場合に、その債務を保証する業務を行なつているのでありますが、これに関する法制化が行われていないために、その基礎が不安定であり、保証業務の円滑化を欠く憾みがなしとしないのであります。本案は、このような実情に鑑みまして、この際、信用保証協会法を制定、これが法制化により、基礎の強化を図り、その業務の一層の発展を図ることとしようとするものであります。

本案の主要点について申し上げますと、第一に信用保証協会を法人としたこととあります。第二に、協会は、中小企業者等が、金融機関から資金の融通を受けること等により、金融機関に対して負担する債務の保証を行うことを主たる業務としたこととあります。第三に、本法における主務大臣は、大蔵大臣及び通商産業大臣とし、主務大臣は設立の認可その他所要の監督を行うほか、その権限の一部を地方公共団体の長に委任することができることとしたこととあります。第四に、民法法人たる現在の協会は、本法施行後二年間に、本法による協会に転換することができることとしたこととあります。なお、協会に対しては、民法の公益法人と大体同様な税法上の優遇措置を講ずることとなつております。

本案の審議に当りまして、信用保証協会の運営方針、保証手続の簡素化等の諸点について質疑応答が交わされましたが、その詳細

◎農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律

(昭和二八、八、二〇、法二四四)

一、提案理由(七月一日)

○篠田政府委員 農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

農業災害補償法におきましては、家畜共済は、死亡廃用共済、疾病傷害共済及び生産共済の三つにわかれておりまして、疾病傷害共済に加入いたしますには死亡廃用共済に加入してなければなりません。死亡廃用共済に加入いたしますには、必ずしも疾病傷害共済に加入することを必要としない建前になっております。しかしながら、第一には畜産振興上、疾病傷害共済の普及徹底と、これによりまする家畜診療の普遍化が必要であるという点からみまして従つて、死亡廃用の事故率が低下し、従つて全般的に農家の掛金負担を軽減できるという点からみしても、この二つの共済を一元化したことが家畜共済事業の充実、農業災害補償制度の目的達成をはかります上において必要であると考えるわけでありまして、この法律案は、この点にかながみまして、農業共済組合の中から一部の農業共済組合をその同意を得て指定し、死亡廃用共済と疾病

傷害共済とを総合した死廃病傷共済を一定期間試験的に実施させ、一元化された場合の共済掛金率等各般にわたる基礎資料を得ると同時に、家畜共済制度の運営上の諸問題についても検討を加えて参りたいと考えておるのであります。

以下試験的に実施しようとする死廃病傷共済の内容について御説明いたしますと、第一に共済掛金でございますが、共済掛金率は、実験段階でありますので、一応従来の死亡廃用共済の掛金率と疾病傷害共済の掛金率とによつて算定せざるを得ないのであります。一元化したことによりまして、危険率が低下することが十分予期せられますので、収支のバランスの面からみますと若干の余剰が出るかと考えられます。そのうち再保険特別会計の余剰分を見合いとし、実験を奨励するという意味を含めまして、補助金の形で、農家が負担する共済掛金の一部を割りもどすことといたしました。第二に、支払共済金でございますが、従来、疾病または傷害の事故により一年間に農家に支払う共済金には、支払い限度を設けておりましたが、この法案では、一事故に対する支払額には限度を設けませんが、年間の総支払額には限度を設けないことにいたしました。これは農家が、診療を容易に利用し得るよういたしました。病傷の早期発見、早期診療の徹底を期するためであります。

以上が、この法律案の目的及び内容の概要でございます。慎重御審議の上可決あらんことをお願いする次第であります。慎重御審議の上可決あらんことをお願いする次第であります。

次にただいま上程せられました農林漁業組合連合会整備促進法案

合会の整備の促進と、その健全な発達を期したいと考え、この法案を提出した次第であります。

次に本法案の内容の概略を御説明いたします。この法律により整備を行おうとする農林漁業組合連合会は、系統金融機関と協議し、その援助を受けて整備計画を樹立するのであります。この整備計画におきましては、今後十箇年間に固定した債務の全部の整理と欠損金の全部の補填を目標といたしており、政府は、この整備計画を新たに設置いたします農林漁業組合連合会整備促進審議会の議を経まして、その適否を決定し、その整備計画によつて援助を行う金融機関に対し、毎年補助金を交付するものとするのであります。この外法人税法上の特例を設けまして、その整備計画が適当である旨の認定を受けている農林漁業組合連合会については、所得の計算上、整備期間中欠損金の繰越しを認めることとし、農林漁業組合連合会の税負担を軽減し、目標を達成しやすくいたしましたのであります。

以上がこの法案提出の理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決されんことをお願いする次第であります。

以上、本法案の提案理由について御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

二、衆議院農林委員長報告(七月二十九日)

(土地改良法の一部を改正する法律(昭二八―法一八三)の委員長報告と一括して掲載)

農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律

の提案の理由を御説明申し上げます。

わが国の農林漁業を振興し、もつて自立経済の基盤を確立するためには、農林漁業組合の整備強化をはかる必要があることは申すまでもないところであります。この目的のために、政府は事業不振組合の再建整備をはかることにいたしました。昭和二十六年から農林漁業組合再建整備法によつて、これに着手いたし、爾来二年間の経過において相当の実績をあげてきていることは、各位の御承知の通りであります。しかしながら、特に農林漁業組合連合会の再建整備の実績をさらに詳しく分析し、その実情につき検討を加えてみまするとき、現在の再建整備法による方式のみをもつてしましては、真に農林漁業組合連合会の健全な発達を期するには、なお足りないところのあることを認めざるを得ないのであります。すなわち、農林漁業組合連合会の再建整備の目標としての増資は、なおおむね順調に進捗しているのですが、いずれも多額の欠損金を有しておりますために、今後の増資には相当の困難が予想されるのみならず、増資が所期の目標に達した場合におきましても短期間に欠損金を補填し、かつ、固定化した債務を償還するに足る事業利益を上げることは困難な実情にあるのであります。

ここにおいて政府は、従来の再建整備の方式を確実に実行せしめるとともに、さらに農林中央金庫その他農林漁業系統金融機関が、経済事業を行う農林漁業組合連合会に対し、その固定した債権の利子を軽減する等積極的な援助を行うことを期待し、その援助を行う系統金融機関に対して助成する措置を講じ、もつて農林漁業組合連

三、参議院農林委員長報告(八月六日)

○片柳眞吉君 只今議題となりました農業災害補償法に基く家畜共済の臨時特例に関する法律案につきまして、農林委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

現行農業災害補償法におきましては、家畜共済は死亡廃用共済、疾病傷害共済及び生産共済の三つに分れておりまして、疾病傷害共済に加入するには、死亡廃用共済に加入していなければならぬのであります。死亡廃用共済に加入するには必ずしも疾病傷害共済に加入することを必要としない建前になつていたのであります。ところがこの二つの共済を一元化しますれば、疾病傷害共済の普及を促し、これに伴つて家畜診療が行き渡ることとなり、その結果死亡廃用の事故率が低下し、従つて農家の掛金負担が軽減されることとなり、更に又家畜共済に関する事務も簡素化せられ、家畜共済事業の拡充、合理化に寄与するところ大なるものがあるとの見解を以て農業災害補償法に特例を設け、現存農業共済組合の中の一部のものについてその同意を得てこれを指定し、この二つの共済を総合した死廃病傷共済を一定期間試験的に実施させ、一元化された場合の共済掛金率等各般の基礎資料を得ると同時に、家畜共済制度運営上の諸問題についても検討を加えんとする趣旨によつて本法律案が提出されたのであります。その内容の主なるものは大体次のごとくであります。

第一は、共済掛金についてでありまして、共済掛金標準率は、一

応従来の死亡廃用共済の掛金率と疾病傷害共済の掛金率とによつて算定することとしてあるのでありまして、而して両者を一元化することによつて危険率が低下することが予想され、収支のバランスにおいて若干の余剰が出るものとなし、そのうち農業共済再保険特別会計の余剰分を見合いとして実験を奨励する意味を含めて、補助金の形で農家が負担する共済掛金の一部を割戻すことになつてゐるのであります。第二は、支払共済金でありまして、従業疾病又は傷害の事故により一年間に農家に支払う共済金に支払限度が設けられておりますが、この法案では一事故に対する支払額には限度を設けませんが、年間の総支払額には診療利用の便宜に資するため限度を設けないことになつております。なお実験は、二カ年行うこととし、従つて本法は、昭和三十年十月一日に失効することになつております。

委員会におきましては、先ず第一に、かねて衆議院は現行災害補償制度の根本的改正を企図し、而も過般の農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会においてもこれが確認せられてゐるにかかわらず、今日かかる法律案を送付して来たことは、甚だ撞着であるとして、かかる措置が問題となり、衆議院の代表の出席を求め、その経緯が質され、続いて政府当局との間に、本法案による実験の実施方法及びその影響等について詳細な質疑が行われ、更に本法案の取扱について慎重を期するため、社団法人日本畜産会事務局長横地敬二、社団法人日本獣医師会常務理事小松純之助及び農業共済再保険審査会審査委員清沢光躬の三君を参考人としてその意見を聴取し、更に又過般農林委員会に設置せられました農業災害補償制

度に関する小委員会において検討を重ねる等、極めて慎重な審議が遂げられたのでありまして、これが詳細につきましては、会議録によつて御了承を願ひたいと存するのであります。かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、松浦委員から、農業災害補償制度に関する小委員会の小委員長として慎重審議を遂げ、その結果、本法案は、農業災害補償制度の根本的改正の一環として並行して施行すべきものであるが、その実施について次のような附帯決議が必要であると提案せられたのでありまして、即ち
本法の実施に当り政府は次の事項について遺憾なく措置すべきである。

一、農業災害補償制度の根本的改正に関して、この際改めて昭和二十八年七月二十四日農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会における保利農林大臣の言明を確認すること。

一、ひとり本法案による実験にとどまらず、右の根本的改正に必要な基本的資料の整備について最善を尽くすこと。

一、本法案に関する開業獣医師の異論を検討し、運用上の公正を期し、本実験の実施に当り衷心からその協力を受け得られるよう善処すること。

一、家畜保健衛生所と農業共済組合の家畜診療所との連絡協調を緊密ならしめる措置を講ずると共に、家畜診療所の指導監督に遺憾なからしめ、以て家畜の診療に万全を期すること。

一、本法案による実験は成るべく一年以内に所期の目的を達するよう努力すること。

というのであります。

次に小林亦治委員から、本法案の成立によつて制度の根本的改正が遅延するがごときことのないよう附帯決議を誠意を以て実行すべきであるとの意見を述べて賛成があり、続いて採決の結果、全会一致を以て松浦委員の提議にかかる附帯決議を付して原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、政府委員農林省小倉農林経済局長から、「附帯決議の趣旨に副つて忠実に本法の実施に当り、現行制度の根本的改正については特に善処したい」旨の発言がありました。そのことを申添えまして報告を終ります。

◎私立学校教職員共済組合法

(昭和二八、八、二二、法二四五)

一、提案理由(七月十八日)

○大達国務大臣 たいいま上程になりました私立学校教職員共済組合法案について、その大要を御説明申し上げます。

わが国の学校教育にきわめて重要な地位を占めてゐる私立学校がよく戦後の苦難に耐えて、特有の伝統と自主性を持つてわが国の学校教育の進展に貢献して来たことは申し上げるまでもないところでありまして、従つて、私立学校教育の振興をはかることは、ひいてはわが国の学校教育全般の振興を促すものでありまして、さきに昭和

二十四年私立学校の基本法ともいふべき私立学校法を制定したことも、さらに昭和二十七年私立学校振興会法を制定して私立学校の経営に対する援助を行う恒久的の制度を設けたのも一にこの趣旨にほかならないのであります。

私立学校教育振興の根本は、まず私立学校が経営の合理化と健全化をはかることによつて自主性と公共性を発揮するところにあります。これと同時に私立学校の教職員がこの重大なる責務を安んじて担当できるためには、それらに対する福利厚生対策を立てなければならぬことはこれまで申し上げるまでもないところであります。しかるにこれら私立学校の教職員に対するそれらの対策はどうかと申しますと、国、公立学校教職員のそれに比し、相当立遅れの現状にあることはこれを認めざるを得ないのであります。すなわち現在設けられておりましたところの、教職員の退職、老後の給付を目的とする財団法人私学恩給財団並びに本人とその家族の疾病、災厄等の給付を目的とする財団法人私学教職員共済会はいずれも国、公立学校教職員の共済制度に比し、その財政的基礎、給付の種類、内容等においてはなほ不十分な実情にあるのであります。

そこで、かねてから私立学校関係者は、私立学校教職員共済制度の確立を熱望して参りましたが、政府といたしましても第十三回国会における私立学校振興会法制定の際の附帯決議、すなわち私立学校教職員の福利厚生対策については、教育基本法第六条の趣旨に基き、公立学校の教職員と均衡を保てるような別途の施策を考慮するという趣旨に基き、また私立学校の自主性を尊重しつつ、先ごろ

から立案を進めて参りました。その結果、ここに私立学校教職員相互扶助事業を行う私立学校教職員共済組合を設け、既設の両財団法人を発展的に解消させるとともに、新たに私立学校教職員の全員を原則として強制加入させ、その福利厚生をはかり、兼ねて私立学校教育の振興に資するため、ここに私立学校教職員共済組合法案を上程いたしました次第であります。

なお、本法案は健康保険法、厚生年金保険法の特例法となるものであり、また本法案の施行期日は準備期間を見まして昭和二十九年一月一日といたしております。

以上本法案提出の理由を述べましたが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

二、衆議院文部委員長報告(七月二十九日)

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭二八―法二三八)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院文部委員長報告(八月三日)

(理科教育振興法(昭二八―法一八六)の委員長報告と一括して掲載)

この法律案の内容は前に提案いたしましたものと全く同一でございます。第一条には前述の趣旨を規定してあります。補償すべき損失の原因となるアメリカ合衆国の陸軍、海軍、空軍の行為としては、一、防潜網、その他水中工作物の設置または維持、二、防風施設または防砂施設の除去または損壊、そのほかに、三、その他政令で定める行為を掲げ、行為の種類を政令で定めることといたしております。

なお損失の補償を受けるべき事業といたしましては、農業、林業、漁業を規定してありますが、それ以外の事業については、政令で定めることとしております。

この損失の補償は、漁船の操業制限法、民事特別法等の他の法律により国が損害賠償または損失補償の責に任ずべき損失については適用しないこととし、また補償する損失は通常生ずべき損失としております。

次にこの損失の補償の手続については、第二条に規定してあります。この損失の補償を受けようとする者は、総理府令の定めるところによつて、自己の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならないことといたしました。都道府県知事は、当該申請書を受理したときは、当該事案に関する意見書を添えて、これを内閣総理大臣に送付し、内閣総理大臣は、補償すべき損失の有無と損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならないこととしております。

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律

◎日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律 (昭和、二八、八、二五、法二四六)

一、提案理由(六月二十日)

○根道政府委員 たいま提案になりました、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

本法律案は、前の特別国会にこれを提案いたしましたして、衆議院において可決された後、参議院において審議中のところ、衆議院の解散に伴いまして、審議未了となつたものであります。今度も、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いて日本国内及びその付近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍または空軍によりまして、東京湾口及び佐世保湾口の防潜網、水中聴音器その他の水中工作物の設置または維持、あるいは芦屋の防風林のような防風施設または防砂施設の除去または損壊等が行われたことによりまして、従来適法に農業、林業、漁業その他の事業を営んでおりました者が、その事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を適正に補償する必要があるものでありまして、これが再度本法律案を提案する理由であります。

この内閣総理大臣の補償すべき損失の有無及び補償額の決定に不服のある者は前述の通知を受けた日から三十日以内に内閣総理大臣に対して異議の申立てをすることができるとし、内閣総理大臣はこの申立てのあつた日から三十日以内に、これについて決定の上申立人に通知しなければならないこととしております。

次に補償金の交付については、第四条に規定し、前述の異議の申立てがないときは、異議申立て期間満了の日から三十日以内に補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付し、異議の申立があつたときは、異議の申立てに基く決定を通知した日から三十日以内に補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付することとしております。

次に第五条においては、増額請求の訴えについて規定し、この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から九十日以内に国を被告とする訴えをもつてその増額を請求することができるとしております。

次に附則第二項におきまして、この補償事務の担当庁を調達庁とするため調達庁設置法の一部を改正して、同庁不動産部の所掌事務を規定している同法第八条に第六号といたしまして、この法律の施行に関することを挿入することといたしました。さらに調達庁の付属機関たる中央調達不動産審議会が調達庁長官の諮問に応じこの法律による損失の補償についても、その基準その他の一般的事項を調査審議することができるようにするとともに、調達局の付属機関たる地方調達不動産審議会において、この法律による損失の補償に

についても、調達局長の諮問に応じ調査審議できるよう、同庁設置法に所要の改正を加えることとしているのであります。

以上が本法律案の概要でございますが、よろしく御審議をお願いいたします。

二、衆議院水産委員長報告(七月二十一日)

○田口長治郎君 たいま議題となりました、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案並びに漁船損害補償法の一部を改正する法律案について、水産委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案につきまして、簡単に提案理由並びにその内容の概要について申し上げます。すなわち、日本国とアメリカ合衆国の間に結ばれました安全保障条約に基いて、日本国内及びその付近に配備されておりますアメリカ合衆国の陸軍、海軍、空軍によりまして、防潜網、水中聴音機その他水中工作物の設置または維持、あるいは防風林のような防風施設または防砂施設の除去あるいは損壊等が行われたことによりまして、従来適法に農業、林業、漁業その他の事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する必要があるものでありまして、これが本案を提出いたしました理由であります。

次に、本案の内容につきまして簡単に申し上げます。まず第一点は、駐留軍の行為により適法に農林水産業等の事業を営んでいた者

が事業経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償することであり、この補償する損失は、通常生ずべき損失といたしておるのであります。第二点は、損失補償の申請は、都道府県知事を経由して内閣総理大臣に提出し、総理大臣はすみやかに補償すべき損失の有無あるいは補償額を決定することといたしたのでございます。第三点は、これに対する異議の申立て及び増額請求の訴えを起すことができる道をおるのであります。

本案は、去る第十五国会におきまして衆議院を通過いたしました。が、解散によつて廃案となり、今回あらためて提出され、去る六月十七日水産委員会に付託されてから、前後八回にわたり委員会を開き、慎重なる審議を重ね、その間農林委員会とも連合審査会を開き、本案を十分に検討いたしました結果、七月二十日の委員会において質疑を打ち切り、中村委員より修正案が提出せられました。そのおもなる内容は、本案においては政令をもつて規定するアメリカ合衆国軍隊の行為がはなはだ不明確であるから、これを本案に明示すること、これが農林委員会からも特に要望がありました。また、この法律の適用を当然安全保障条約発効にさかのぼることとし、従来支給されておりました見舞金はこの法律に基く補償金の内払いとみなす規定を織り込みました各党共同提案による修正案の趣旨弁明がありました。

ただちに討論に入り、小高委員より、原案及び修正案に賛成であるが、本法施行にあつては、特に政府において次の処置を講ずべきであるとの附帯決議の提案がありました。すなわち

一、損失補償の申請について、これが手続の簡素化を図ること。
二、各省間の緊密なる連絡の上に、これが損失の適確なる調査及び補償金の迅速なる交付を期し、且つ、補償金については予算上の制約等によりいやくも削減払い、補償繰延べ若しくは補償停止等をせざること。

以上本案並びに修正案及び附帯決議について採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第であります。

次に、漁船損害補償法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。本案は、現行の漁船損害補償法の一部を改正いたしまして、事故による損害の復旧を補償する普通損害保険制度だけでなく、さらに一步を進めて、損害保険と代船建造資金の積立てとを兼ねたいわゆる満期保険の制度を新設することとし、これに必要な規定を加え、かつこれと関連して現行の規定の一部を改正するのであります。すなわち、その内容といたしましては、第一点は、漁船保険組合が、従来の普通損害保険事業及び特殊保険事業のほかに、新たに満期保険事業を行うことができるようにするとともに、政府がこれを再保険することとしたのであります。第二に、満期保険の保険料は、満期支払いのための積立金部分と満期前の事故による損失補填のための損害保険料の部分からなつておりまして、右の積立金部分に該当する保険金額は全額政府で再保険し、損害保険料

部分に該当する保険金額は、普通損害保険の例により九割を再保険すべきことといたしたのであります。第三に、当分の間、満期保険の加入を奨励するため、この保険の加入者が代船を建造する場合には、所要資金の金利の一部に相当する奨励金を交付することができるといたしました。これがおもなる内容でございます。

原案は去る六月二十七日水産委員会に付託され、前後三回にわたる委員会を開き、慎重なる審議をいたしました結果、七月二十日の委員会において各派の共同提案として修正案が提出され、鈴木委員からその趣旨弁明があつたのであります。すなわち、原案においては、二十トン未満の漁船に対しては、一定の条件のもとで、義務加入の制度が設けられておりまして、この義務加入の場合に限り保険料の一部を国が負担することとなつておるのであります。が、漁業界の現状は、漁場の沖合い進出、漁船の大型化のために、漁船の中心は二十トンから百トン程度のものに移行しております。この現状に即応いたしましたので、保険金の一部を国で負担する制度をこれらの漁船にまで拡張して、漁業の発展に資せんとするものでありまして、これが適用については来年度からするとの趣旨弁明があつたのであります。

ただちに討論に入り、松田委員から原案及び修正案に賛成の意見の開陳がありまして、続いて修正案並びに原案についてそれ／＼採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第でございます。

なお詳細については会議録に譲ることといたしまして、右御報告

申し上げます。

三、参議院水産委員長報告(七月二十七日)

○森崎隆君 只今議題となりました日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案の委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず提案理由を申し上げます。日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基きまして、日本国内及びその附近に配備されましたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍によつて、防潜網、水中聴音器、その他の水中工作物の設置又は維持、或いは防風林のような防風施設又は砂防施設の除去或いは損壊等が行われたことによつて、従来、適法に、農業、林業、漁業その他の事業を営んでいた者が、その事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を適正に補償をする必要があるものでありまして、これが本法案提出の理由であります。

次に、本法原案の主なる点を申し上げますと、補償すべき損失の原因となるアメリカ合衆国の陸軍、海軍、空軍の行為といたしましては、一、防潜網その他の水中工作物の設置又は維持、二、防風施設又は防砂施設の除去又は損壊、三、その他政令で定める行為の三項を挙げ、第一、第二を除いては、すべて行為の種類を政令で定めることにいたしておるのであります。又、損失の補償を受けるべき事業の種類も、農業、林業、漁業以外は、その種類、範囲等をこれ又政令で定めることにいたしております。又、この損失の補償は、

障条約の効力発生の日以降生じた損失に遡及適用することとし、すでに支払つた見舞金等は損失補償金の内払とみなすことにいたしております。

以上のように衆議院におきましては修正議決いたしましたのでありますので、水産委員会におきましては、政府委員と修正原案提出者代表に対しまして、質疑を行い、慎重に審議を重ねたのであります。が、このほか水産農林連合委員会を開会いたしましたして、農林委員側からもいろいろと質疑が行われたのであります。

そのうち、問題となりました主な点を二、三申し上げますと、先ず第一に、本法の裏付けとなる損害補償額の算定基準であります。が、現在政府が実施しております算定方式は、平年の粗収入から経費を差引いたものを平年所得といたしまして、被害期間中の粗収入から経費を差引いたものをその期間中の所得といたしまして、前年の平年所得からそのあとの被害期間中の所得を差引いたものを損害とみなしまして、その八〇%を補償することにいたしております。が、これは当然一〇〇%補償すべきではないだろうかという点であります。第二は、補償金が交付されて末端に行つた場合、経営者と労働者の間に、或いは地主と小作人との間に、これが配分についてはしばしば紛争を起しておるようでありまして、かようなことの起らないよう措置すべきであるという点。第三は、補償の申請手続が余りにも煩雑で農民や漁民は到底その煩に堪えないという現状であるが、これをもつと簡素化すべきであるという点、その他多岐に亘つておりますが、質疑応答の詳細は速記録によつて御覧を頂くこと

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律

他の法律によつて国が損害補償又は損失補償の責に任ずべき損失については適用しないことといたしましたして、その補償する損失は通常生ずべき損失といたしております。次に、この損失補償の手続きであります。が、補償を受けようとする者は、総理府令の定めるところによりまして、自己の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由いたしまして、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出し、総理大臣は、損失の有無、補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して申請者に通知しなければならぬことにいたしております。この総理大臣の決定に不服のある者は異議の申立てをすることができず、又補償金の額に不服がある者は増額請求の訴えを起すことがこれ又できるようにいたしております。

以上が提案理由及び原案の主要でございますが、衆議院におきましては、大体次のように修正議決して、本院に送付して参りました。

即ち、第一条第一項の一を、「防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持、水面の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は水質の汚毒、障害物の遺棄その他水面の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの」といたしまして、同条第一項の二を、「防野施設、防砂施設、防災施設その他農地、牧野若しくは林野等の利用上必要な施設であつて政令で定めるものの除去、損壊若しくは変更又は農地、牧野若しくは林野等の利用を著しく阻害する行為であつて政令で定めるもの」と修正し、附則において、本法を日本国とアメリカ合衆国との間の安全保

といたします。

次に本案に対しまして農林委員会から特に左の事項について遺憾なく措置願いたいとの申入れがありました。即ち、

一、本法第一条第一項によつて損失補償の対象となるべき行為は大幅に政令に委ねられており、更に衆議院における修正はその感を一層深からしめるものであるが、これら対象となるべき行為の決定に当つては、あらゆる行為を取上げて、いやしくも遺漏なからしめること。

一、本法第一条第三項の補償の程度について「補償すべき損失は通常生ずべき損失」となつており、而して政府の見解によれば、通常生ずべき損失とは、平年の収入と対象行為の下における収入との差額の八〇%として算定されるようであるが、かかる算定方法は全く了解しがたいところであつて、実損失に対してこれを完全に補償することとする。

以上であります。よつて委員長におきましては、これを委員会に報告して了解を求めると共に、これに対する政府の見解を求めたのであります。これに対しまして、政府委員から、第一の点につきましては全く同感で、現在生じておるあらゆる損害を政令に盛るつもりであるが、更に将来新しい事件が起つた場合は、政令を改正して、いやしくも遺漏のないように努力するつもりである。第二の点については、現在、昨年七月の閣議決定に基いて、損失の八〇%を補償することにいたしているが、御要望の趣旨もございまして、十分御希望に

副官の研究することにした旨の答弁がありました。

かくて質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、千田委員から、本法案に対して次のごとき附帯決議を付して賛成いたしたいとの提案がありました。朗読いたします。

附帯決議

政府は本法の施行に際して特に次の点に留意し措置すべきである。

- 一、損失補償の申請手続はできるだけ簡素化を図ること。
 - 一、本法第十一条第三項の補償の算定において「補償すべき損失は通常生ずべき損失」となっており、政府の見解によれば、その通常生ずべき損失とは平年の収入と対象行為の下における収入との差額の八〇％と算定しているが、かかる算定方法は了解しがたいところであつて、実損失に対して完全に補償することとする。
 - 一、損失補償に当つては、各省間の緊密なる連絡の下に、これが損失の的確なる調査及び補償金の迅速なる交付を期し、いやくも削減、繰延べ等のないよう留意すること。
- 以上であります。

かくて討論を打ち切り、先ず原案を採決いたしましたところ、全会一致を以て衆議院修正議決の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に附帯決議を採決いたしました。これ又全会一致を以て附帯決議をすべきものと決定いたしましたのであります。

合に、保険金額を支払うのであります。而して満期保険の目的となる漁船は、満期のときにおいて、木船では建造後満十五年、鋼船では建造後満二十五年を越えないものと省令で定めることになつております。又保険料は、積立保険料と損害保険料から成るものとなつており、保険期間については三年から十年までの間において政令で定める期間の範囲内で組合の定款で定めることになつております。なお満期保険の解約等により保険関係が消滅した場合には保険料の一部を払い戻すことになつております。

第二点は、保険料の一部国庫負担についてであります。普通損害保険において保険料の一部を国庫が負担する場合には該当する漁船であつて、満期保険に付したものであるについては、国庫は損害保険料のうち純保険料の百分の五十に相当する金額を負担することになつております。

第三点は奨励金の交付であります。満期保険の加入者であつて、漁船の建造資金を借入れて漁船を建造した者に対しては、国庫は、当分の間、一定の条件の下に、借入金に対する利子の一部に相当する金額を奨励金として交付することになつております。

第四点は政府の再保険であります。政府は、満期保険につき、積立保険に係わる部分にあつては保険金額との同額を、損害保険に係わる部分にあつては保険金額の百分の九十を再保険することになつております。

その他、普通損害保険に加入する義務は義務者の二分の一以上の同意等により消滅する旨を定め、又指定地区内に指定漁船の所有者

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律

以上御報告申し上げます。

次に、只今議題となりました漁船損害補償法の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本法案の提案理由について申し上げますと、従来極めて低調であつた小型漁船の保険加入が、昨年第十三国会で制定されました漁船損害補償法によつて、二十トン未満の漁船に対し一定の条件下で義務加入の制度が設けられまして、その場合、保険料の一部を国庫が負担することとなりましたため、爾来その加入成績が次第に活発となつて参りました。併しながら、漁業経営の実情を見ますると、事故による損害の復旧を補償する普通損害保険制度ばかりでなく、更に損害保険と代船建造資金の積立を兼ねた、いわゆる満期保険制度の実施を必要とする段階に立ち至つていくことが痛感されるのであります。ここに満期保険の制度を新設することとし、これがため漁船損害補償法に所要の規定を加え、且つこれと関連してその一部を改正せんとするのであります。これが本案提出の理由であります。

次に本法案の内容について御説明申し上げます。

その第一点は、只今申し上げました満期保険であります。その事業主体は漁船保険組合が行ふこととし、その組合が従来の普通損害保険事業及び特種保険事業のほかに満期保険の事業を行うことができるようにいたしましたのであります。満期保険というのは、期限が満了になつた際、又は満期前の普通保険事業によつて損害が生じた場合が三人未満である場合においては、指定地区内の総トン数二十トン未満のもの三分の二以上が普通保険に付されたときは、国庫は義務加入の例により純保険料の二分の一を負担することになつております。

以上が本法案の内容の概要であります。

この法律案は、政府提案で、衆議院が修正可決して本院に送付になつたものであります。

衆議院の修正点は次の二点であります。即ち第一は、「付保義務の発生」の条項中、原案に「政令で指定する漁船」とあるのを修正して、指定漁船として、「二年を通じて六十日以上漁業に従事する総トン数百トン未満一トン以上の動力漁船であつて、当該地区内に主たる根拠地を有する漁船」と条文に明記したのであります。第二は、付則に新たな一項を加へまして、右の修正条項の適用については昭和二十九年三月三十一日までの間は百トンを二十トンと読み替へるものとしたのであります。

委員会におきます審議の結果は、別に質疑もなく、討論に入りましたところ、秋山委員より「本法案の実施によつて業者多年の熱望が達せられることになり、喜びに堪えない。農業関係におきましては米麦等主食は勿論、その他各般のものに対し災害共済の制度があります。漁業については僅かに漁船の事故による損害補償制度があるのみであります。従つて中小漁業者の漁船が老朽し、損壊した場合、代船建造に対する金融の途もなく、非常に困窮している現状から見て、この満期保険の制度創設のための今回の改正は当

然のことである」という意見を述べて賛成されました。よつて討論を終結し、採決の結果、全会一致を以て衆議院修正の原案通り可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告を申し上げます。

◎公立学校施設費国庫負担法

(昭二八、八、二七、法二四七)

一、提案理由(七月四日)

○大達国務大臣 今回政府から提出いたしました公立学校施設費国庫負担法案につきまして、その提案の趣旨と内容の概要を御説明申し上げます。

地方公共団体は、公立学校の施設の災害復旧及び戦災復旧並びに義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の整備すなわち新制中学校の建設につきまして、年々多額の費用を支出しております。これに對しまして、国も従来から予算措置によつてその一部を負担して参つたのであります。

しかるに災害によつて公立学校の施設は年々平均して約二十億円の被害をこうむつており、また戦災復旧も戦後七年余を経過した今日その復旧率はまだ五割にも達しておらぬ状態であります。さらに新制中学校の整備につきましては生徒一人当り〇・七坪という応急最低基準にも達しない学校が相当数ありまして、その総不足坪数は

約二十万坪にも上つておるのであります。

このように公立学校の施設につきましては今後なお整備すべき必要が多々あるのであります。これらの経費の国庫負担につきましては現在まで明確な法的根拠がないのであります。わづかに地方財政法におきまして、その経費の一部または全部を国が負担すること、そしてその経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は法律または政令で定めることと規定されているにすぎなかつたのであります。

地方財政も窮乏をきわめて今日、地方公共団体が毎年公立学校の災害復旧や戦災復旧あるいは中学校の整備に多額の費用を支出することは非常に困難な状態にありますので、これらの経費につきまして国庫負担の内容を明確にして、公立学校の施設の整備を促進し、もつて学校教育の円滑な実施を確保することが現下の急務であるのであります。しかもこれらの経費は予算額からいたしましたも相当の額に上りますし、現在の国家財政の実情をも勘案して、種々慎重検討を加える必要がありますので、法律をもつて規定することが適當であると認められまして、ここに法律案として御審議を煩わすことになつた次第であります。

以下この法律案の概要を申し上げますと、第一に、国の負担率は、災害復旧はすべて二分の一、戦災復旧は小学校及び中学校が二分の一、高等学校及び大学が三分の一、義務教育年限の延長に伴う施設の建設は二分の一ということにいたしております。これは従来

◎危険校舎改築促進臨時措置法

(昭和二八、八、二七、法二四八)

一、提案理由(七月四日)

○大達国務大臣 今回政府から提出いたしました危険校舎改築促進臨時措置法案につきまして、その提案の趣旨並びに内容の概要を御説明申し上げます。

公立の義務制学校で、緊急に改築しなければならないものは、今日百数十万坪にも達し、これらの校舎で勉強している児童生徒は約二百万人の多数に上つております。従来義務制学校の建築といえども、その市町村の自己財源によつてまかなわれてきたのであります。戦後新制中学校の建築等のため、今日の地方財政ではこれらの危険校舎を独力で改築することはきわめて困難な事情にあるのであります。以上の事情にかんがみましてここに臨時に特に国が補助を行うことを法制化し、もつて危険校舎の改築を促進して、義務教育の円滑な実施を確保しようとしたのであります。これがこの法律案を提出する理由であります。

以下法律案の概要を申し上げますと、第一に、危険校舎改築の国庫補助の対象は、義務教育諸学校の校舎で、その構造上危険な状態にあるものでありまして、その校舎の危険度その他国が補助を行うことができる危険校舎の範囲の決定について必要な事項は、政令で

ありますが、災害復旧または戦災復旧に要する経費は、政令で定める基準に従い、その原形復旧に要する費用を基準とすることになつており、また義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設は、政令で定める児童生徒一人当りの基準坪数及び一坪当りの建築単価を基準として算定することになります。第三に、経費の種目は、それらの事業の本工事費及び附帯工事費並びに事務費といたしてあります。その他に各事業費の決定、成功認定、負担金の還付及び監督等所要の規定を設けてありますが、これらの事務につきましては大学に関するものを除き、都道府県の教育委員会が行うことにいたしておるのであります。

以上申し述べましたような理由によりこの法律案を提出いたすことになつたのであります。何とぞ本法案につきましても慎重に御審議の上すみやかに御可決賜わらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院文部委員長報告(七月二十三日)

(危険校舎改築促進臨時措置法(昭二八―法二四八)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院文部委員長報告(七月三十日)

(学校教育法等の一部を改正する法律(昭二八―法一六七)の委員長報告と一括して掲載)

定めることになっております。第二は、国の補助率であります。予算の範囲内で、三分の一以内ということにいたしております。その他に補助の申請、補助金の交付の取消し、停止及び指示監督等所要の規定を設けている次第でございます。

以上申し述べましたように、この法律は、地方財政及び公立の義務教育諸学校の危険校舎の現状にかんがみ、その改築を促進するため、その改築に要する経費を臨時に、特に国が補助して、義務教育の円滑な実施を確保しようとするものでありまして、予算案にも本年度においてとりあえず十二億円を計上いたしている次第であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決賜わらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院文部委員長報告(七月二十三日)

○辻寛一君 たいま議題となりました危険校舎改築促進臨時措置法案及び公立学校施設費国庫負担法案につきまして、両法案を一括して、その大要と審議の結果を御報告申し上げます。

まず初めに、危険校舎改築促進臨時措置法案について申し上げます。この法案は、御承知の通り、地方財政及び公立の義務教育諸学校の危険校舎の現状にかんがみ、その改築費について臨時に国が補助を行うことを定めております。その補助の対象となる危険校舎は、義務制諸学校の校舎で構造上危険な状態にあるもので、その範囲の決定について必要な事項は政令で定めることになっております。次に、国の補助率は、予算の範囲内で三分の一以内ということ

にしてあります。さらに、補助の申請、補助金の交付の取消し、停止及び指示監督等、所要の規定が設けてあります。

次に、公立学校施設費国庫負担法案の原案の主要点を申し上げます。この法律案は、公立学校の施設の現状にかんがみ、公立学校の施設の災害復旧、戦災復旧並びに義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費について、国が負担する割合等を定めております。すなわち、国の負担する割合は、災害復旧については一様に二分の一、戦災復旧については小、中学校が二分の一、高等学校と大学は三分の一、義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設は二分の一となっております。次に、経費の算定基準については、災害復旧と戦災復旧に要する経費は、政令で定める基準に従い、原形復旧に要する費用を基準としております。また、義務教育年限の延長に伴う施設の建設に要する経費は、政令で定める児童及び生徒一人当りの坪数及び一坪当りの建築単価を基準として算定することになっております。また、適用除外の規定を設けて、災害復旧の場合は、建築基準法に規定する建築物の主要構造部が破損した場合、すなわち大破以上を国庫補助の対象として、中破以下は対象としないことになっております。次に、経費の種目は、各事業の本工事費及び附帯工事費並びに事務費としており、そのほかに、各事業費の決定、成功認定、負担金の還付及び監督等について所要の規定が設けてあります。

以上が両法案の骨子であります。

この二つの法律案は、ともに去る七月三日文部委員会に付託とな

り、爾来慎重に審議が進められました。両法案は特に国及び地方の財政に密接な関連を持つている重要な問題でありますので、委員全員が非常に熱心に検討したのであります。七月二十二日に至りまして質疑を終了、自由党坂田道太君外二十四名から、公立学校施設費国庫負担法案に対する修正案が提出せられました。

その修正案の大要については、まず第一は、災害復旧の国の負担率を三分の二といたしております。これは、他の災害復旧事業の国庫負担率がおおむね三分の二以上になっておりますのに、学校の災害復旧がそれ以下では均衡を失っており、特に憲法にうたわれている教育の機会均等の趣旨から言いますと、とうてい許せないところであります。また戦災復旧については、政府案では、高等学校及び大学は国の負担率が三分の一になっておりますが、昭和二十六年までは高等学校、大学も、小、中学校と同様に二分の一でありました。いささかから考えましても、三分の一にする理由がありませんので、公立学校の戦災復旧はすべて二分の一といたしました。第二に、公立学校の施設の範囲であります。これは、原案の第三条第二項においては政令でこれを定めることになっておりますが、その範囲のいかんはきわめて重大なことでありますので、法律において明確化することといたしました。すなわち、災害復旧にあつては、単に建物のみならず、設備、工作物、土地をもその対象に加えたのであります。これは、このたびの西日本その他の水害状況を見ても、その必要性は明瞭であります。戦災復旧、義務教育年限の延長の場合の施設は、従来通り建物のみに限定する旨もあわせて明らかにいた

危険校舎改築促進臨時措置法

しました。第三に、第五条第二項の義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費は、政府案によれば、その積算の基礎となる児童生徒一人当りの坪数が不明確であり、現在の予算措置に使われつつある児童及び生徒一人当り〇・七坪で打切るといふ誤解が生ずるおそれがあるので、本修正案において、その基準となる坪数は、中学校、盲学校及び聾学校の教育を行うに必要な最低限度の坪数と規定しております。第四に、第十二条第一号の災害復旧の場合の適用除外であります。本修正案において、国庫負担の対象に、建物のほか工作物、土地、設備をも加えましたので、これらについては、それ〴〵政令で定める金額に達しないものは国庫負担の対象としないことといたしております。第五に、この法律は二十八年年度の最初にさかのぼり適用するを適当と認めるので、本年四月一日から適用する旨を明らかにし、昭和二十八年三月三十一日以前に災害をこうむつた公立学校の施設の災害復旧については従前の例によることをも、念のため明らかにいたしましたのであります。なお、附則第三項として、義務教育年限の延長に伴う建設の経費についての過渡的規定を新設したのであります。以上が修正案の概要であります。

次いで、修正案を含めた公立学校施設費国庫負担法案について討論が行われ、各党よりそれ〴〵、一、公立学校の施設の整備にあつては、教育の重要性にかんがみ、完全整備のためにすみやかに年次計画を立てること、二、本案施行にあつては、特に予算の増額の獲得には一段の努力を払われたいこと、三、〇・七坪以上に基準を

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法

五五八

引上げることなどの旨を附帯して強く要望せられました。かくて採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、総員賛成をもつて可決せられました。次いで、自由党天野公義君から、

- 一、災害復旧及び被災復旧に要する経費の算定基準を政令で定めるにあつては、従来の基準によることなく、とりあえず少くとも最低基準（小学校一人当り〇・九坪、中学校一人当り一・二六坪）までの復旧を実現すると共に更に将来は原形復旧するよう考慮すること。
- 二、被災復旧については少くとも五ヶ年を限度として措置すること。

の公立学校施設費国庫負担法案に関する附帯決議案が提出せられ、採決の結果、総員賛成をもつて可決せられました。

次に、危険校舎改築促進臨時措置法案に対して討論が行われ、各党より、全国の危険校舎約百八十四万坪は、至急年次計画を立て、改築を促進するよう、また義務教育諸学校のみに限定することなく、公立学校全体に実施するよう、附帯して強く要望せられ、採決の結果、総員賛成をもつて可決せられました。

なお、積雪寒冷湿潤地帯の義務設置学校の屋内運動場整備促進について、中学校と同様に、小学校及び盲聾学校についても、すみやかに予算その他の適切な措置を講ずる必要があることは、本委員会において全員大いに主張された点でありますので、一言申し添えて、御報告いたします。

三、参議院文部委員長報告（七月二十九日）

（学校図書館法（昭二八―法一八五）の委員長報告と一括して掲載）

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法（昭和二八、八二七、法二四九）（参）

一、提案理由（七月三十日）

○山田節男君 只今議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案につきまして、御審議を願いまするに当り、その提案理由を御説明申し上げたいと存じます。

本年六月及び七月に亘りまして、西日本その他の諸地域を相次いで襲いました豪雨は、誠に稀に見る強烈激甚なものでございまして、従いまして、これによつてこうむりました災害もまた筆舌に尽し難いものがございます。これを文教関係について見ますならば、国立、公立、私立の諸学校施設及び社会教育施設並びに文化財関係等の被害総額は、実に五十数億円の多額に達するのでござい

然るに、被災復旧及び災害復旧並びに義務教育の延長に伴う公立学校の施設整備のため、地方公共団体は年々多額の費用を支出いた

しておりますにもかかわらず、未だその施設は応急最低基準にも達し得ない現状にありますのに、加うるに今次のこの大災害をこうむりましたこととて、さらでだに逼迫を告げております地方公共団体の財政力を以てしては、この大災害を復旧いたしますことは、到底望み得ない至難事と申さなければなりません。

文化国家の建設を理想とする我が国が、このように広大な地域に亘り且つ甚だしい文教施設の災害をこうむりましたことは、極めて重大な問題でありまして、国民のひとしく憂慮に堪えないところでござい

ます。右に述べました公立の教育施設の災害の速かな復旧を図り、以て学校教育及び社会教育の円滑な実施を確保するためには、一日も早くこの法案を提出しなければならぬことを痛感いたしました次第でございます。

以下、本法案の骨子について申し上げます。

第一に、この法律案は、昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置を講ずることを目的とすることを明確に規定いたしております。

第二に、今次の災害復旧事業費は、公立学校施設については、国の負担率を特に四分の三まで高めることにいたしております。

第三に、公立学校施設災害復旧事業の施行目標を、昭和二十八年昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法

度において復旧事業全体の六割に相当する部分とし、その残余の部分を次年度において施行することにしております。

第四に、事業費の範囲は、それらの工事の本工事費及び附帯工事費設備費並びに事務費といたしてあります。

第五に、社会教育施設の災害復旧事業費の支出については、未だ法的根拠がありませんが、この法律案におきましては、特にその経費の三分の二を国が補助するものとしております。

その他に、各事業費の額の決定、成功認定、負担金の還付及び監督等所要の規定を設けてございますが、これらの事務につきましましては、大学に関するものを除き、都道府県の教育委員会が行うことといたしてあります。

以上申述べました理由と内容を以ちまして、本法案を提出いたします次第でございます。

何とぞ慎重御審議の上速かに御賛同下さいますようお願い申し上げます。

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告

（七月三十日）

○矢嶋三義君 只今、議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案につきまして、水害地緊急対策特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、本院議員山田節男君ほか五名より発議提案になるもの

五五九

でございます。先ずその提案の理由を申し上げますと、本年六月及び七月に亘り、西日本その他の地域を相継いで襲いました豪雨は近來稀に見る強烈激甚なものでありましたため、国立私立の諸学校施設及び社会教育施設並びに文化財関係等の被害総額は実に五十億円を超える多額に達しております。然るに戦災復旧及び災害復旧並びに義務教育の延長に伴う公立学校の施設整備のため、地方公共団体は年々多額の費用を支出いたしておりますにもかかわらず、未だその施設は応急最低基準にも達し得ない現状でありますところへ、更に今次の大水害をこうむりましたこととて、すでに逼迫せる災害地域の地方公共団体の財政力を以て、この大水害を復旧いたしますことは到底不可能なことと思われましますから、この際国の負担及び補助の特別措置によりまして、公立の教育施設の災害の速かな復旧を図り、学校教育及び社会教育の円滑な実施を確保せんとする趣旨に出でたものでございます。

次に、本法案の内容の主なる点について申し上げます。第一に、この法律案は昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置を講ずることを目的とすることを明確に規定いたしております。第二に、今次の災害の復旧事業費は、公立学校施設については国の負担率を特に四分の三まで高めることにいたしております。第三に、公立学校施設災害復旧事業の施行目標を、昭和二十八年度においては復旧事業全体の六割に相当する部分とし、その残余の部分は来年

度において施行することにしたしております。第四に、事業費の範囲は、それらの工事の本工事費、附帯工事費及び設備費並びに事務費といたしております。第五に、社会教育施設の災害復旧事業費の支出につきましては、未だ法的根拠がございませんが、この法律案におきましては、社会教育施設の災害復旧に要する経費を新たに国の補助の対象とし、その補助率を三分の二といたしております。その他に各事業費の額の決定、成功認定、負担金の還付及び監督等の所要の規定を設けてございます。

この法律案は、今次の水害発生直後、本院に設けられました水害地緊急対策特別委員会におきまして、連日慎重に調査審議を重ねました上、更に衆議院の当該委員会とも、数次に亘る連絡調整をいたしまして、双方の意見が全く一致を見ました結果立案されたものでございますので、本委員会におきましては、質疑討論を省略いたしまして、直ちに採決に入りましたところ、全員一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上を以ちまして、委員会における本法案の審議の報告を終ります。

次に、昭和二十八年台風第二号による被害農家及び被害漁家に対する資金の融通に関する特別措置法案について、水害地緊急対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、去る六月の台風第二号及び五月下旬から六月上旬までの長雨により、西日本地方の受けた被害の対策として、被害農家及び被害漁家の経営を維持するに必要な資金の融通を円滑にして、

その安定を図ることを目的として提案されたものでありまして、その骨子とするところは主要次のようであります。

その第一は、農業協同組合、漁業協同組合、又は金融機関が被害農家又は被害漁家に対して、肥料、薬剤等の購入資金、農業経営上の資金、又稚貝、稚魚、養殖等に必要な漁業経営資金を市町村長が認定する損失額を基準として、政令の定むる範囲内で貸付けた場合に、被害農漁家の負担を軽減するため、国が利子の補給を行い、又損失の補償を行うことを定めたものであります。被害農漁家の貸付を受ける条件は、償還期限三カ年以内、利率年六分五厘以内であり、昭和二十八年十月三十一日までに貸付を受けるものに限られており、この資金の総額は四十五億円までとしてあります。国が負担する利子補給と損失補償の方法は、都道府県へ対して行うものでありまして、都道府県又は市町村が年五分以内（政令で定める場合は六分以内）の利子補給及び融通額に対し四割以内の損失補償を行なった場合に、当該利子補給金又は損失補償額の二分の一を都道府県に体して補助しようとするものである。この貸付の方法は、本特別国会で先に成立しました凍霜害の被害農家に対する資金融通に関する法律と全く同様であります。第二は、農業共済基金法の特例を本法律案中に設けまして、「なたね」の共済にかかる保険金の支払に必要とする資金を共済基金から農林大臣の指定する農業共済組合連合会に対して貸付を行うことができることとしたのであります。

委員会におきましては、本法律案の成立を早くより要望していた昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法

ところであり、又法案の内容についても前例に倣つておることであり、質疑もなく、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。

三、衆議院水害地緊急対策特別委員長報告

(八月三日)

○村上勇君 ただいま議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大水害による公立教育施設の災害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法案につきまして、水害地緊急対策特別委員会における審議の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

本案の目的といたしますところは、今次の大水害によりまして生じた公立の教育施設の災害をすみやかに復旧するために、その災害復旧事業につきまして国の費用負担及び補助に関して特別の措置を講じ、もつて学校教育及び社会教育の円滑な実施を確保せんとするものでありまして、本法の立案につきましては、本特別委員会におきまして、つとにその必要を認めておつたところであり、参議院の水害地緊急対策特別委員会において起草され、参議院側より提案されたのであります。

申すまでもなく、今次の大水害による災害の復旧に当りますことは、逼迫を告げております災害地の地方公共団体の財政力をもつてしては、とうてい望み得ないところでありまして、国の費用負担及

び補助に關して特別の措置を講ずることは、まことに妥當な措置と申さねばなりません。かかる見地から、特別委員会におきましては、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上簡單であります。御報告申し上げます。

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法

(昭和二八、八、二七、法二五〇)(参)

一、提案理由(八月六日)

○山田節男君 只今議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法案につきまして、御審議を願いますに當り、その提案理由を御説明申し上げます。

私立学校が、従来、戦災其の他によりこうむりました災害は極めて甚大でございましたが、その復旧は未だ漸くその緒についた程度でございます。即ち昭和二十七年三月制定施行せられました私立学校振興法によりまして、私立学校は振興会より援助を受けることになつておりますが、私立学校振興会に対する国の出資金は、昨年度においては三億九千万円に過ぎず、本年度予算では十五億円が計

上されておりますが、これを配分いたしますと、一校当りの金額は極めて微々たるものと相成ります。

御承知の通り今次の大水害によりまして、私立学校のこうむりました災害は、公立の諸学校と同様、極めて著しいものがございまして、私立学校振興会の援助のみを以てしては、その復旧を図ることは至難でございますから、次に述べますような内容の特別立法措置をいたしまして、私立学校の速かな復旧を図り、その教育が円滑に行われるよう措置いたしたいと存じます。

次に本法案の内容の概略を申し上げます。

第一に、本法案は、昭和二十八年六月及び七月の水害によつて生じた私立学校施設の災害復旧について、国は、当該私立学校を設置する学校法人に対し、これに要する費用の二分の一を補助することを規定し、国の補助の対象となる私立学校施設は、私立学校の用に供せられる建物、建物以外の工作物、土地及び設備を含めることにいたしております。

第二に、私立学校振興会は、右の災害復旧事業に要する費用の二分の一に相当する額を、優先的に貸し付けなければならんことを規定いたしております。

その他に、事業費の範囲決定、成功認定、補助金の返還、都道府県知事の事務等所要の規定を設けてございます。

以上申述べました理由と内容を以ちまして、本法案を提出いたします次第でございます。

何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。

す。

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告

(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法(昭二八―法二五六)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院水害地緊急対策特別委員長報告

(八月十日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律(昭二八―法二二九)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害に

より被害を受けた学校給食用小麦粉等の

損失補償に関する特別措置法

(昭和二八、八、二七、法二五一)(衆)

一、提案理由(八月三日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の提案理由と一括して掲

昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた学校給食用小麦粉等の損失補償に関する特別措置法

載)

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告

(八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会審査は、省略された。

◎農業機械化促進法

(昭和二八、八、二七、法二五二)(衆)

一、提案理由(七月十七日)

○平野(三)委員 たいま議題になりました農業機械化促進法案の提案理由を御説明申し上げます。

戦後、農地改革によりまして、わが国農業は、独立自営の農民を主体とする民主的な体制に進んでおりますが、この基盤の上に合理的かつ近代的な農耕技術によつて食糧生産の増強を強力に推進いたしますことは、当面する最も重大な課題であります。わが国の農耕技術は、明治以来主として品種の改良、施肥技術の改善の面において著しい発達を示したのであります。生産手段の高度化はやや進歩が遅く、今なお多くの農民は苛酷な労働のもとに耕作を続け、そ

のため生産増加の限界は低く、経営並びに生活の改善もまた期待し得ない状況にあります。しかしながら最近におきましては、農機具に関する改良も相当程度進展し、なかんずく農民の側における農業機械化に対する意欲も急速に高まつて参りましたので、このときにおきまして自動耕耘機、カルチベーター、二度耕犁その他の動力または畜力を利用する農機具を急速に改良普及し、わが国農業経営の現状に即応しつつ農業機械化の適正な進展を助長し、もつてわが国農業の発展と、食糧自給度の向上をすみやかに達成しようといひまして、この法案を提案いたす次第であります。

この法案の主要内容は次の通りであります。第一は、国は、農民が効率的な農機具を共同で利用しようとするときに必要とする農機具購入資金に対して、長期かつ低利の資金を確保するよう必要な措置をとらなければならない旨を規定したことであります。

第二は、国は農機具の試験研究を盛んに行つて農機具の改良発達を促進するため、農業改良助長法等に基づき地域農業試験場及び都道府県農業試験場の設備人員の強化充実をはかり、あるいは大学または民間の試験研究機関における農機具に関する試験研究を積極的に助長しようとするのであります。

第三は、都道府県が農業機械化を適正に促進するために行う事業、すなわち農機具の教習展示施設の設置及び運営、農機具の共同利用組織の育成整備の指導並びに農機具の共同利用を効果的に推進するために必要な農民技能者の養成等を行うのに必要な経費の一部を補助することができる旨を規定したことであります。

提出、農業機械化促進法案、並びに有畜農家創設特別措置法案について、きわめて簡単に御報告いたします。

まず、農業機械化促進法案について申し上げます。法案の主要なる内容としたしましては、農業機械化を促進するための有効なる措置をとるべき国または都道府県の義務、農協等が共同利用に供する農機具の導入資金を国が確保する義務、科学的試験研究機関を積極的に助長する義務等、二、三の規定を掲げております等が、おもなるものでございます。

本法案は、七月一日農林委員会に付託され、七月十七日より審議に入つたのでありますが、七月二十三日、右派社会党川俣清音君より、各派を代表して共同修正案が提出いたされました。その修正案の内容は三点ありまして、第一点は、本法の対象となる農機具中に、有害動植物の防除及び家畜家禽の飼養管理の用に供する機械器具をも加えることとした点であります。第二点は、融資の相手方が単に農協等の団体に限られておりましたものを、農業を営む個人にもこれを拡張したことであります。第三点は、国が補助する事業の種類に、新たに農機具の修理施設の設置運営を加えたこととあります。よつて、委員会といたしましては、右の修正案並びに原案を議題として採決に付しましたところ、いずれも全員の賛同を得まして、両案ともこれを可決することと決した次第であります。

次に、有畜農家創設特別措置法案について申し上げます。昨昭和二十七年年度から、政府が有畜農家創設要綱を設定いたし、

第四は、農機具の改良発達並びに優良農機具の普及奨励に資するため、従来実施して参りました農機具の国営依頼検査を法制化するものであります。すなわち、農林大臣は農機具の検査を依頼されたときは、検査基準に照して合格または不合格を決定し、またそれが検査基準に適合しているかどうかを随時検査して、適合しないときは合格の決定を取消すことができるようにし、他方検査成績あるいは合格の取消しに対しては異議の申立の道を開いておるのであります。

第五は、農業機械化に関する重要事項を調査審議するため、農林省に農業機械化審議会を設置し、その組織、議事及び運営等は政令で規定することとあります。

第六は、以上のほか、国または都道府県は農業機械化を促進するのに有効な事項、たとえば研修会、共進会等を積極的に行うよう努めなければならない旨を規定したことであります。

以上がこの法案の主要な内容でありまして、御説明いたしました通り、この法案は国または都道府県のとるべき措置、施策に多大のものも期待してありますので、これが施行に際しましては、逐次それ等の措置、施策の拡充、強化をはかりまして、これが立法の趣旨の実現に万全を期したいと存する次第であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院農林委員長報告(七月二十五日)

○井出一太郎君 ただいま議題となりました、平野三郎君外十六名

有畜農家の創設を推進して参りましたことは、各位の御承知の通りであります。しかしながら、かかる重要な畜産行政を単なる行政措置にゆだねておきますことは適當でないと考えられますので、安定した恒久的対策として、ここに本法案の提出と相なつたのであります。

次に、本法案の内容につきまして主要な点を申し上げますと、一、国が有畜農家創設事業に必要な資金の融通あつせんに努めること、二、国が家畜導入資金について利子補給を助成すること、三、国が家畜導入資金についても損失補償を助成すること、四、都道府県がみずから家畜を購入して貸付を行うよう奨励すること、五、国有家畜の貸付の道を開くこと等でございます。

本法案は、七月三日日本農林委員会付託と相なり、七月八日保利農林大臣から提案理由の説明があり、次いで二十三、二十四の両日にわたり質疑を行いました。本法案はわが国畜産行政上面期的な意義を有するものでありますので、各委員から活発な御発言がございましたが、その詳細は速記録についてごらんをお願いいたします。同日、質疑を終了、討論を省略、採決を行いましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。次いで、社会党芳賀委員から附帯決議を付したいとの動議が提出されましたが、その詳細は速記録に譲ります。この附帯決議について採決の結果、これもまた全会一致をもつて可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

三、参議院農林委員長報告(七月二十九日)

○片柳眞吉君 只今議題となりました衆議院議員平野三郎君ほか十六名の提出にかかる農業機械化促進法案について、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

本法律案は、我が国の農業は生産手段の高度化において立ち遅れ、今なお多くの農民は苛酷な労働の下に耕作を続け、そのため生産増強の限界が低く、経営並びに生活の改善も期待しがたい状況にあるのであるが、併しながら最近農民の間に農業機械化に対する意欲が高まつて来たので、このときにおいて優良な農機具を急速に普及して、農業機械化の進展を助長し、以て農業生産力の増進と農業経営の改善に寄与せんとする趣旨を以て提出されたものであります。

その内容は、大 次のごとくであります。即ち、先ず最初に、国又は都道府県は農業機械化を促進する上において有効な事項はこれを積極的に行わなければならないことを宣言し、続いて、国は農業者が農機具を導入するため必要な資金について長期且つ低利なものを確保しなければならないこと、国は農業機械化を促進するため必要な試験研究を助長しなければならないこと、国は農機具に関する展示、教習、共同利用組織の育成指導、技能者の養成、或いは修理施設の整備等、これが普及利用に関する推進事業に対して補助すること、農林大臣は農機具の改良普及に資するため農機具の依頼検査を行うこと、及び本法の適正な運営を図るため農林省に農業機械化

審議会を設置する等について規定されております。

なお、衆議院において、原案に対し、農機具の範囲を拡大し、耕耘、整地、肥培管理、調整加工その他、農作業に必要な機械器具に、新たに動植物の防疫及び家畜家禽飼育管理のための機械器具を加え、融資の対象を非営利法人に限定せず、農家個人をも対象とすることとし、国の補助の対象に農機具修理施設の設置及び運営事業等を追加する等の修正を加えまして、当院に送付せられたのであります。

委員会におきましては、提案者代表及び政府当局との間に、日本の農機具の水準、農業機械化及び農機具改良の方針及び構想並びにこれが助長対策及びその当否、農機具専門技術者の配置状況及びその普及、本法案に関する予算的及び金融的措置、本法案と農林漁業金融公庫法との関係、本法案による農機具検査の実行方法及び農機具の検査と特許との関係、延いて農機具改良のため両者の協調、融資の対象を共同体とするか個人とするか、その当否、農機具に対する課税の減免、農機具の修理等、諸般の事項につきまして審議が重ねられたのであります。その内容は会議録によることを御了承願いたいと思ひます。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、続いて採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。

◎久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律

(昭和二八、八、二七、法二五三)

一、提案理由(七月二十四日)

○篠田政府委員 久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案についてその提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十六年漁業法改正により久六島周辺の漁場に新たに共同漁業権が設定されるにあたりまして、漁場の利用関係とこれに関連して、古くから不明確であつた同島の地籍の所屬につき、青森秋田両県の間紛争が生じたのであります。爾来二年余、政府としましては、両県間のあつせんに努めるとともに、漁場利用関係の調整のため、漁業法の特例を設けた後に、同島の地籍を決定する方針のもとに両県関係者および協議を重ねて参りましたところ、去る七月十八日両県沿岸漁民の漁業の操業に不安を与えないことを旨とし、両県とも漁業上の問題について完全に意見の一致をみたのであります。

この法律案は以上のような経緯にかんがみまして、漁業法の特例を設けようとするものであります。すなわち、その趣旨とするところは、漁業法によれば、漁場を管轄する都道府県知事が漁業の免許可を行うことになつておりますが、久六島周辺漁場に関する法律

久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律

し、将来万一紛争が起り、その調整のため必要がある場合には、農林大臣がみずから同島周辺の漁場を管轄する県知事の漁業法に基づく権限を行うことができるようにいたしましたのであります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決されるようお願いいたします。

二、衆議院水産委員長報告(七月二十五日)

○田口長治郎君 たいま議題となりました久六島周辺における漁業についての漁業法の特例に関する法律案について、水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、昭和二十六年漁業法改正による久六島周辺の漁場に新たに共同漁業権が設定されるにあたりまして、漁場の利用関係と、これに関連して、古くから不明確であつた同島の地籍の所屬につき、青森、秋田両県に紛争が生じたのであります。爾来、同島の利用関係の調整のため、漁業法の特例を設けた後に同島の地籍を決定する方針のもとに、両県関係者および協議を重ねて参りましたところ、去る七月十八日、両県沿岸漁民の漁業の操業に不安を与えないことを旨とし、両県とも漁業上の問題について完全に意見の一致を見たのであります。本案は、前述のごとき経緯にかんがみまして、漁業法の特例を設けようとするものであります。すなわち、その趣旨とするところは、漁業法によれば、漁場を管轄する都道府県知事が漁業の免許、許可を行うことになつておりますが、久六島周辺の漁場に関する法律、将来万一紛争が起り、その調整のため必要がある場合には、農林大臣がみずから同島周辺の漁場を管轄する県知

事の漁業法に基く権限を行うことができるようにいたしましたのであります。以上が本案の提出理由とその内容であります。

本案は、七月二十三日水産委員会に付託となり、二十四日の水産委員会において政府より提案理由の説明を聞き、質疑及び討論を省略の上採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

右御報告申し上げます。

三、参議院水産委員長報告(七月二十九日)

(漁業法の一部を改正する法律(昭二八―法一八九)の委員長報告と一括して掲載)

◎総理府設置法の一部を改正する法律

(昭和二八、八、二八、法二五四)

一、提案理由(七月二日)

○福永政府委員 たいま議題となりました総理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

今国会に政府から別途提案いたしました恩給法の一部を改正する法律案が成立し、公布施行せられました。旧軍人軍属及びその遺族に恩給が給せられるようになりますれば、これら受給者の数は二百

四十六万人の多数に達し、これらの人々に関する恩給事務は相当量の事務であるばかりでなく、その裁定のための審査及び各種具申、訴願等の複雑な事務を伴い、しかも、これらの事務は、急速に処理しなければならぬ性質のものであります。従つて、このような多量にして複雑、しかも急速に処理しなければならないような事務を処理する等のため、本年度におきまして総理府恩給局に、職員八十名、臨時雇七百二名、計七百八十二名の新規増員を予定している次第であります。かかる多数の職員を統御し、複雑、大量の事務を急速に処理するためには、局長のもとに新たに次長一人を置き、次長をして局長を助け、局務を整理せしめ、局長をして局務全般を一層合理的に運営せしめることが必要であると存じます。

次に、総理府内における図書管理に関する事務の取扱いであり、現行の総理府設置法では、大臣官房で管理する図書は他の各省と異なり、単に大臣官房のみの所管に限られるように規定されておりますので、これを各省並に改正して、大臣官房以外の図書についても管理し得るように改め、もつて総理府における図書資料の整備をはかり、その管理の実をあげる必要があると存じます。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及びその概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(七月二十二日)

(恩給法の一部を改正する法律(昭二八―法一五五)の委員長報告と

一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(七月三十日)

○小酒井義男君 只今議題となりました総理府設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

政府が本法律案の提案の理由として説明するところは次の通りであります。今国会に政府から別途提案した恩給法の一部を改正する法律案が成立し、これが公布施行せられ、旧軍人軍属及びその遺族に恩給が給せられるようになりますれば、これら受給者の数は二百四十六万人の多数に達し、これらの人々に関する恩給事務は相当量の事務であるばかりでなく、その裁定のための審査及び各種具申、訴願等の複雑な事務を伴い、而もこれらの事務は急速に処理しなければならぬ性質のものである。従つて、このような多量にして複雑、而も急速に処理しなければならぬような事務を処理する等のため、本年度において総理府恩給局に、職員八十名、臨時雇七百二名、計七百八十二名の新規増員をなす予定をしている次第であるが、かかる多数の職員を統御し、複雑、大量の事務を急速に処理するためには、局長の下に、新たに次長一人を置き、次長をして、局長を助け、局務を整理せしめ、局長をして局務全般を一層合理的に運営せしめることが必要である。次に、現行の総理府設置法では、大臣官房で管理する図書は、他の各省と異なり、単に大臣官房のみの所管に限られるように規定せられておるので、これを各省並に改正して、大臣

官房以外の図書についても管理し得るように改め、以て総理府における図書資料の整備を図り、その管理の実を挙げる必要がある。

以上が本法律案の提案の理由であります。

内閣委員会は、委員会を三回開きまして、本法律案の審査に当たり、昨日の委員会におきまして質疑を終り、討論を省略して、直ちに採決に入りましたところ、多数を以て可決すべきものと議決せられました。

次に、恩給法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果について、でき得る限り詳しく御報告いたします。

恩給法の一部を改正する法律案は内閣より提出せられたものであります。が、過般、衆議院において、その一部に修正が加えられたもので、その修正せられたものが本院において審査の対象となつておる原案であることを、先ず以て御承知おき願ひたいのであります。

説明の順序といたしまして、先ず、政府の提案の理由、次に、この政府原案の内容、最後に、この政府原案に対する修正案の内容を順次御説明いたします。

先ず政府の提案の理由として説明するところを御報告いたします。

昭和二十年十一月二十四日、連合国最高司令官から、「恩給及び恵与」と題する覚書が発せられ、これを実施するために恩給法の特例に関する件が制定され、昭和二十一年二月一日、勅令第六十八号

総理府設置法の一部を改正する法律

しましては、一時金たる傷病賜金を給することとしたしておるのであります。

第二は附則に関する部分でありまして、この附則は主として旧軍人軍属及びその遺族の恩給に関する事項について規定されているのであります。

以下順を追つてこの附則の改正点を御説明いたします。

その第一点は、旧軍人軍属又はその遺族に今後給する普通恩給及び扶助料につきましては、改正後の恩給法の趣旨により、实在職年によつて計算した基礎在職年と退職当時の俸給年額をいわゆるベイス・アップした仮定俸給年額とによつて恩給年額を計算することとし、ただ、すでに軍人恩給廃止制限前に恩給を給せられ、恩給を以てその生活の資に供していた人々に対しましては、实在職年のみを以て計算し、恩給年限に達しない場合においても、恩給を給することとしたし、その金額は、最短在職年限の場合に給される恩給金額から、その年限の不足する年数に応じ、一定の割合を以て減額したるものとする事とし、又軍人恩給廃止制限当時恩給を給されていなかった者に対しましては、その恩給の基礎在職年に算入される旧軍人軍属としての在職年は、原則として旧軍人軍属としての引続く七年以上の实在職年限に限ることとしたしておるのであります。

その第二点は、旧軍人軍属又はその遺族の一時恩給又は一時扶助料につきましては、引続く实在職年が七年以上、普通恩給所要最短在職年限未滿の者又はその遺族にこれを給することとし、又、兵たる旧軍人又はその遺族に対しては、従来一時恩給又は一時扶助料は給

せられていなかったものでありますが、この改正により、これらの者に対しまして一時恩給又は一時扶助料を給することとしたしておるのであります。

その第三点は、公務傷病者たる旧軍人軍属は、昭和二十一年勅令第六十八号恩給法の特例に関する件によつて、現在増加恩給第六項以上の症状の者は増加恩給のみを、又それ以下の症状の者は傷病賜金を給されておるのでありますが、この改正により、他の公務員と同じように、これらの者に対し、改正後の恩給法の規定により増加恩給又は傷病賜金を給し、増加恩給を給する場合には普通恩給を併給することとし、又、下士官以下の軽度傷病の旧軍人で傷病賜金第一目症及び第二目症に該当する者には、その傷病程度に應ずる傷病賜金を給することとしたしておるのであります。

その第四点は、すでに退職し又は死亡した一般公務員又はその遺族のうちには、今述べました勅令第六十八号により、旧軍人軍属としての在職年を除算されて、少い額の恩給を受け、又は恩給を受ける権利を失つた者も少くないと思われませんが、この改正により、これらの者については、旧軍人軍属としての在職年を通算して、新たに恩給を給し、又は現に受ける恩給を改訂することとしたしておるのであります。

その第五点は、連合国最高司令官により抑留又は逮捕せられ有罪の刑に処せられた者及びその遺族は、先の勅令第六十八号により、現在恩給を受ける権利又は資格を失つておるのでありますが、この改正により、旧軍人軍属その他一般公務員及びこれらの者の遺族の

例により、恩給を受ける権利又は資格を与えることとし、ただ、現に拘禁中の者につきましては、この際、その支給を停止することとしたしてあります。

その第六点は、この法律は本年八月一日から施行されることとなつていますが、旧軍人軍属及びその遺族等に給される年金恩給につきましては、実質的に本年四月分から給されたと同じことになるような取扱をすることとしたしてあります。

その第七点は、ソ連その他の外地に抑留されたまま未だ帰還してない人々に対しましては、その留守家族の実情に顧み、この際、一定の条件の下に恩給を給し、当該留守家族の請求に應じて支給するようにいたしてあります。

以上が政府提出原案によつて改正せられる主な点であります。

次に、政府原案に対する衆議院の修正案の内容を御説明いたします。衆議院における修正の主なるものは、次の四点であります。

第一点は、兵長以下の階級差をなくし、これを兵一本にまとめ、その仮定俸給年額は兵長と同額にすることとし、附則別表第一及び同第三を修正しておるのであります。

第二点は、第七項症及び第一款症乃至第四款症を設け、第七項症には増加恩給を給することとして、附則別表第四を設け、第一款症乃至第四款症には傷病年金を給することとして、附則別表第五を設け、又傷病年金と傷病賜金とについて選択を認めることとし、これらの規定は明年四月一日から施行することとしたしておるのであります。

第三点は、増加恩給を受ける者の妻に対しまして、扶養家族加

給を給することにいたしておる点であります。

第四点は、遺族のうち、父母、祖父母が婚姻しましても同一戸籍内にある場合に限つて、その扶助料を受ける資格又は権利を認めることにいたしておる点であります。

内閣委員会は、本法律案につきまして委員会を六回開き、この間、参考人八名の出席を求めまして、本法律案に対する意見を聞く等、極めて慎重に審査を重ね来たつたのでありますが、その審査において明らかになつた主なるものを次に御報告いたしておきます。

その第一点は、恩給関係の予算の点であります。本年度予算に旧軍人等の恩給費として計上されました金額は四百五十億円であります。その内訳は、普通恩給二十九億二千六百五十万円、増加恩給二十二億六千五百万円、公務扶助料即ち戦没者の遺族等に給せられる扶助料三百六十九億一千五百万円、普通扶助料即ち普通恩給受給資格者が在職中死んだ場合その遺族に給される扶助料十一億九千九百二十五万円であります。以上が年金恩給の金額であり、年金恩給の総額は四百三十三億五百七十五万円であります。今説明いたしました増加恩給と公務扶助料につきましては、これらの恩給を給される者に扶養家族或いは扶養遺族があります場合には、その恩給金額に若干加給される金がありまして、只今説明した年金額はすべてこれらの加給金額を含んだ金額であります。本年度予算に計上されました年金恩給四百三十三億五百七十五万円は、四月分から十二月分までの九カ月間の恩給の経費であります。従つて、一年間即ち平年度経費に引直しました場合におきましては、この金額は更に増大し、

総理府設置法の一部を改正する法律

即ち、普通恩給は三十九億二百万円、増加恩給は三十億二千万円、公務扶助料は四百九十二億二千万円、普通扶助料は十五億九千九百万円となり、年金恩給の合計は五百七十七億四千万円の多額になるものと推定されるのであります。

第二点は、旧軍人恩給の受給者の数の点であります。右に説明いたしました年金恩給受給者の推定人員は、普通恩給受給者の推定人員二十万二千人、増加恩給受給者の推定人員四万五千人、公務扶助料受給者の推定人員は百五十万四千人、普通扶助料の受給者推定人員は十七万三千人であり、総計百九十二万四千人であります。又、一時恩給と一時扶助料の受給者の推定人員は十七万八千人であります。普通恩給受給権者のうちで、若年者たるが故にその恩給の全額を停止される者は、右申上げました普通恩給受給者の推定人員のうちには含まれておりません。

その第三は、戦争による犠牲者は、軍人以外に、曾つての国家総動員法に基いて動員された者をはじめ多数の者が存在いたしておるのに、政府はこれらの者に対する社会保障等救済の途を十分講ぜずして、ひとり旧軍人のみに対し恩給の面で救済する途を講じておるは、国の政策として片手落ちではないかとの質問に対し、緒方國務大臣は、これらの人々に対しても別途考慮しておる旨の答弁がありました。

その第四点は、本法律案では加算制度を全面的に廃止しておるが、その廃止は機械的である結果、恩給法第三十八条四の不健康業務に従事する者の中で不合理の結果を招来するものがあるが、政府

はこれらの点につき将来適正なる措置を講ずる意向があるかとの質問に対し、政府委員より、甚だしく均衡を失するものについては更に検討する旨の答弁がありました。

この際、附加えて御報告をいたしておきますが、本問題につきましては、運輸委員会及び人事委員会から内閣委員長に対して申入れが来ております。その一つを御紹介いたします。

申入書

恩給法の一部を改正する法律案に関する件

昭和二十八年七月二十九日、人事委員会において標記の件に關し左のように決定したので、その実現方について努力せられたく、当委員会の申合せにより申入れる。

記

一、本改正法律案においては、恩給法の第三十一条乃至第四十条の規定を削除することになっておるが、その結果、第三十八条以下の不健康業務に従事する公務員、例えば蒸気機関車乗員、炭坑内切羽に於ける現業勤務員、結核患者の看護員等に対する在職年数計算加算の制度が全廃せらるることとなつた。政府の理由とするところは、旧軍人等に対する加算を廃止したる關係並びにこの種業務に従事する公務員に対し最近一般よりも割のよい俸給が給せられ、従つて、恩給金額計算の基礎俸給額が増加する事実によるものとしておるが、かくの如き給与制度、退職金制度全般に關連して検討すべき事項は、これを法律が予定する総合的恒久的退職給与制度の制定の際に譲るべきものと認めら

れ、且つ、現在、従事している公務員の待遇を低下すると認められるから、貴委員会におかれては当分の間なほこの制度を存置せらるる様御取計らい願いたい。

昭和二十八年七月二十九日

人事委員長 村尾 重雄

内閣委員長小酒井義男殿

ほぼこれと同様の申入書が運輸委員会からも提出をされておりますが、省略をいたします。

その第五点は、本法律案が成立し、旧軍人に恩給が支給せられた場合、恩給金融の途が適当に講ぜられないならば、受給者は高利金融業者から高い金利を搾取されることになるから、政府においてこの点を十分考慮されたい旨の熱心な希望が多数の委員によつて述べられました。

内閣委員会は、昨日の委員会において質疑終結後、討論の段階に入りましたところ、松原委員より、発議者一同を代表して、次の修正案が発議せられました。

恩給法の一部を改正する法律案に対する修正案

恩給法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第四条、第六条第二項及び第七条中「六月」を「八月」に改める。

なお、この修正の理由として、今回改正法律案によつて加算加給の制度が全廃されることとなり、これにより旧軍人以外の一般公務員の加算加給も影響を受けることになる。その結果、不合理な結果

総理府設置法の一部を改正する法律

を招来するようなものについて、給与の面か又は恩給の面では正しなればならないと思うが、人事院より国家公務員法に基いて新恩給制度につき政府に勧告し、政府はこれに基いた法案を明年三月までには提案することになると思うので、この時期に接続させるため、加算加給を受ける人が退職の便宜のためにも、修正案のようになすことが適当と思われる旨松原委員より説明がなされました。

成瀬委員は、修正案を含む原案は、再軍備復活と繋がりを持つこと、原案は、加算の打切りにより失格者を百四十万人も生じ、旧軍人の中にも不公平の存すること、一般多数の戦争犠牲者に対する救済の途が講ぜられずして旧軍人のみを対象にしたること等の理由により、修正案を含む原案に反対する旨、長島委員よりは、旧軍人に対する恩給法の改正は遅きに失しておる、政府は困難なる財政の下において多額の予算を旧軍人恩給に支出するに至つた点に敬意を表し、修正案を含む原案に賛成する旨、松永委員より、本修正案の不健康業務に關する部分に言及し、不健康業務に従事する者に恩給を与えるならば、その者が恩給を受け得られるようにすることが必要であつて、原案は、加算制を機械的に廃止した結果、恩給の精神にも副わない結果を招来することになるが、この点が修正せられることになる故、修正案を含む原案に賛成する旨、竹下委員より、原案は随所に欠点があつて、完全な案とは言いがたいが、旧軍人恩給の復活は、多数の旧軍人、遺族の方々の待ち焦がれておる問題であるが故に、不完全な点は将来の改正に待つこととして、修正案を含む原

総理府設置法の一部を改正する法律

案に賛成する旨、松原委員は改進黨を代表して、旧軍人の恩給について加算通算を主張し来たつたが、これが実現しなかつたことは遺憾である、衆議院で一部修正がなされた点は満足する。忠誠な旧軍人に対し、この法律案によつていささか報い得られたが、この支給の事務は親切且つ急速に運ばれんことを当局に要望して原案に賛成する旨、最後に野本委員は、旧軍人恩給を恒久法の性格の恩給法で解決することは、再軍備復活を疑わしむる余地を与えるが故に遺憾である。現行恩給法は、制定以来、改正に改正を重ね、つぎはぎだらけの現状であつて恩給制度、年金制度は、今日再検討すべき段階に達しておると思う。原案で加算制度を機械的に廃止した結果、不健康業務に従事する者が不当な待遇を受けることになる点を政府は十分考慮し、将来適当に善処されんことを望んで、修正案を含む原案に賛成する旨のそれらの発言がありました。

続いて先ず修正案について、採決をいたしましたところ、多数を以て可決すべきものと決定せられ、最後に修正案を除いた原案について採決いたしましたところ、多数を以て可決すべきものと議決せられました。

次に、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改正に関する法律案の内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

この法律案は内閣より提出せられたものでありますが、過般、衆議院においてその一部に修正が加えられましたので、その修正せられたものが本院において審査の対象となつておる原案であることを

御承知おき願ひたいのであります。先ず政府が提案の理由として説明したところを御報告し、続いてこの政府原案に対する修正案の内容を説明いたします。

恩給は、公務員の退職又は死亡当時の条件に応じて給せられる趣旨から、その金額は退職又は死亡当時の俸給年額を基礎として計算せられることとなつておるので、昨秋、在職公務員の俸給支給水準が引上げられたため、受給者の受ける恩給の中には、支給水準の高い新俸給を基礎として計算された年額の恩給と、支給水準の低い旧俸給を基礎として計算された年額の恩給とができ、同じような官職にあつた者の恩給の間においても、その退職の時期によつて差異を生じておるが、このようなことは恩給制度の趣旨に鑑み好ましくないことと考えられるので、旧俸給を基礎として年額を計算された恩給について、国家財政等を考慮し、本年十月分の恩給から、従来の恩給年額改定の方法に準じて増額改定をせんとするものであつて、この法律案の第一項から第三項までの規定並びに別表第一から第三までの規定がこれに関するものである。なお、本改定に伴い、恩給法の一部を改正する法律案によるいわゆる普通恩給の若年停止に関する規定の適用、その他、同法律案中不要となる規定の削除に関して規定せんとするものであつて、この法律案の第四項及び附則第二項の規定がこれに関するものである。以上が政府の提案理由であります。

次に政府原案に対する衆議院の修正案の内容を御説明いたします。この修正案は、恩給法の一部を改正する法律案の修正に伴う機

械的修正でありまして、即ち、恩給法の一部を改正する法律案においては、第七項の増加恩給並びに傷病年金は、今後、旧軍人軍属及び準軍人には年金として給せられず、従つて、文官の従来これらの年金は、ただ単に経過的に認める建前を以て立案され、従つてこれらの年金恩給はベイス・アップされないことになつていたのであります。ところが、先の修正案によつて、旧軍人軍属及び準軍人にもこれらの年金を給することになり、従来文官のこれらの年金も認められることになりましたので、これらの年金については他の年金と同様ベイス・アップの取扱をいたしておるのが修正の第一点であります。次に、恩給法の一部を改正する法律案の修正に伴う引用条文の繰下げ等に伴う字句の修正、及び同法律案の修正により追加された別表で、この法案の実施により不要となるものを削除する等の措置をいたしておるのが修正の第二点であります。

内閣委員会は、委員会を三回開きまして、本法律案の審査に当り、昨日の委員会におきまして質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。

次に、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

この法律案は、政府の提出にかかるものでありますが、過般、衆議院においてその一部に修正が加えられましたので、その修正を含んだものが原案であることを先ず御承知おき願ひます。

先ずこの法律案の提案の理由として政府の説明するところを御報告し、次にこの法律案の要点を御説明いたします。

北緯二十九度以南の南西諸島については、昭和二十一年一月二十九日附連合軍総司令部の「若干の外かく地域を政治上行政上日本から分離することに關する件」と題する覚書により、同日以降、我が国はこれらの地域に政治上行政上の権力を行うことを停止せられたため、同地域にあつた官公署職員の身分、恩給、退職手当、死亡賜金等については、その後措置することができず、今日に至つたが、平和条約が成立し、我が国の独立を見た現在となつても、なおこれら元官公署職員の身分、恩給等をこのような状態に放置しておくことは好ましくないことであるのみならず、現地該当者及びその遺族の生活困窮は見るに忍びないものがあるので、速かにその身分を確定し、支払うべき退職手当、恩給等を支給して、本土の公務員並みの取扱をいたしたいというのが、本法律案の提案の理由であります。

次に本法律案の内容を御説明いたします。第一点は、いわゆる行政分離の覚書の出された日の前日の昭和二十一年一月二十八日に南西諸島にあつた官公署の職員で、引続き琉球諸島民政府職員となつた者及び未帰還の職員以外は、同日を以て退職したこととして取扱ひ、それらの者に対しましては、その日までの未払俸給、恩給、その他の諸給与を支給することとしておるのであります。

第二点は、元南西諸島官公署の職員で引続き琉球諸島民政府職員となつた者については、恩給、退職手当及び死亡賜金に関する法令の適用上、勤続したものとみなし、恩給、退職手当及び死亡賜金を

総理府設置法の一部を改正する法律

港湾運送事業法の一部を改正する法律

五七八

本土の公務員に準じて支給する取扱としておるのであります。
第三点は、元南西諸島官公署職員で引続き琉球諸島民政府職員となつた者が、在職のまま恩給を受け得る途を開いておるのであります。

第四点は、元南西諸島官公署職員が琉球諸島民政府職員となつたあと、更に本邦の官公署の職員となつた場合には、引続き本邦の官公署職員として勤続するものであるとみなし、又、未帰還職員については、本邦の未帰還官公署職員の例に準じ措置することといたしておるのであります。

第五点は、元沖繩県の職員について支給すべき諸給与及び恩給は国庫が負担することとし、元沖繩県以外の都道府県の職員で琉球諸島民政府職員となつた者について支給すべき諸給与はその都道府県が支弁し、その経費は国又はその都道府県がそれら分担することとし、又、これらの職員について給すべき恩給は、その都道府県が負担し、その経費は当分の間国庫が交付することとしておるのであります。

先ほど恩給法の一部を改正する法律案の報告の中で御説明いたしましたように、恩給法の一部を改正する法律案が衆議院において一部修正せられましたのに伴い、本法律案におきましても一部条文の整理をする必要が生じたので、衆議院におきましては所要の修正をいたすこととなつた次第であります。

内閣委員会は委員会を四回開きまして、本法律案の審査に當つたのであります。昨日の委員会におきまして、質疑を終り、討論の段

と、まず第一に本法の適用範囲の拡張と木船運送法との調整についてであります。現行法では、はしけ運送事業及び沿岸荷役事業は、海上運送に直結してその港湾内で行われる場合に限られておりますが、港湾内における一場所から他の場所へのはしけ運送、港湾とその隣接港湾間またはその港湾とつながる河川との間のはしけ運送、並びにこれらに伴う沿岸荷役は同一の港湾運送企業下で行われ、同一の施設を使用して行われているのが実際の業態でありますので、これらを本法の適用範囲に含めるとともに、木船運送法は一定の制限の木船による運送を一応網羅しておりますから、本法との間に抵触する点を生じたので、これを調整しようとするのであります。

第二に本法適用港湾等の指定についてであります。本法の目的は、大部分が中小企業である港湾運送事業の健全なる発達をはかり、能率を上げることにあるのでありますから、できるだけ多くの港湾に施行することが望ましいのであります。現行法におきましては、関税法の開港のうちから政令で指定することになつております。本法を施行する港湾は、関税行政の見地からでなく、運送取扱貨物の実際の量その他港勢によつて港湾を指定する方が、本法適用の客体として実態に即するものと考えられますので、所要の改正をしようとするのであります。

第三に登録基準の明確化であります。港湾運送事業の登録について、現行法には登録拒否及び取消しの規定がありますが、登録基準が明確でない欠陥がありますので、この際これを明確にしようとする

港湾運送事業法の一部を改正する法律

五七九

階に入りましところ、野本委員は、過般の戦争において挺身して祖国防衛に当り死亡した南西諸島の小学校教員、文官待遇職員、中学校教員、警察官、千余名の人々の霊に対し衷心、哀悼感謝の意を表して、原案に賛成する旨の発言がありました。

続いて原案につき採決をいたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。
以上御報告申し上げます。

◎港湾運送事業法の一部を改正する法律

(昭和二八、八、二八、法二五五)(衆)

一、提案理由(七月二十二日)

○岡本委員 たいいま上程されました港湾運送事業法の一部を改正する法律案の提案理由を、提出者を代表して御説明申し上げます。

昭和二十六年六月本法が制定施行されてより、港湾運送事業の秩序の確立と改善について相当の成果を上げて参りましたが、二箇年の実績に徴しましてなお多くの改善を要する点を認めるとともに、昨年七月より施行されました木船運送法との間に調整を要する点を生じて参りましたので、所要の改正を行い、港湾運送事業のより健全なる発達をはかるうとするのが、本改正案提出の理由であります。

なおこの際改正しようとするおもなる点を御説明申し上げます。

るのであります。

第四に公平なる運賃料金の設定についてであります。運賃料金のついては、現行法は確定運賃料金の方式をとつておるのであります。が、いかに経済事情の変化があつても、業者の発意に基かない限り変更ができないようになっておるために、かなり業者と利用者との関係が均衡を失っているのであります。経済事情が著しく変化した場合、従来の確定運賃料金が適正なりやいなやについて、利害関係人及び運輸大臣に対しこれを検討する機会を与え、その変更をなさしめる道を開こうとするのであります。

第五には公益命令及びこれに伴う損失補償の問題であります。緊急事態に際して港湾運送の公益性を確保すると同時に、海上運送法では航海命令が出し得るにかかわらず、その両端において公益命令が出せないという現行法の欠陥を補い、一面この場合公益命令によつてこうむる損失の補償をしようとするのであります。

第六に施設の共同利用についてであります。港湾運送事業の施設の改善、能率の向上をはかるために、施設の共同利用について公正な協定が行い得るように、私的独占禁止法及び事業者団体法の適用除外の規定を設けようとするのであります。

以上六つのほか、本法実施上整備を必要とするもの、または疑義を生ずる若干の点について改正をいたすのであります。なおこの改正案提出に至りました経緯につきましては、本法実施以来、業者も行政も種々の不備欠陥を経験いたしましたので、全国港湾運送業者の協会におきましては、二十数回にわたる協議の結果結論を得て、

別途衆参両院に対し請願書を提出してあるのでありまして、私ども提案者はその意向を検討すると同時に、この際政府の意見を十分に参酌いたしましたして、確定運賃料金の変更の勧告、公益命令の条項等をも加えてこの改正案を提案いたしました次第であります。

なおこの法案は、前国会におきまして各派共同提案になつておりましたけれども、解散のため審議未了になりましたので、その原案をさらに検討いたしましたして、以上申し上げました事項のうち運送料金の問題に関する項、さらにこまかい点でありますけれども、はしけの営業者の名前、はしけの番号等を書いておけという規定を入れることにしておるが、前回の提案とは異なつておるのでございます。そのほか異なつておるところはございません。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院運輸委員長報告(七月二十八日)

○關内正一君 ただいま議題となりました港湾運送事業法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の要点は、はしけ運送事業、沿岸荷役事業及び適用港湾の範囲の整備、登録基準の明確化をはかるとともに、運賃料金の変更方の勧告及び公益命令等について新たに規定を設けようとするのであります。

本法案は、七月二十一日日本委員会に付託され、翌二十二日、提出者の代表岡本忠雄君より提案理由の説明を聴取し、二十五日及び二

十七日質疑が行われましたが、内容は会議録に譲ることといたします。

二十八日、自由党關谷勝利君より、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案が二十五日本院において修正議決されましたので、これに伴い関係条文を整理するよう修正動議が提出されました。

次いで討論に入り、日本社会党を代表して山口丈太郎君より、改正法第三十三条の三により、港湾運送事業の登録を必要としないものについて、登録の趣旨に従つた適正な行政指導を行う等の附帯決議案を付して賛成の意見が述べられました。

かくて、修正案について採決の結果、起立総員をもつて可決され、次いで修正部分を除く原案について採決の結果、起立総員をもつて可決され、引続き附帯決議案について採決の結果、これまた起立総員をもつて可決されました。よつて、本法案は附帯決議を付して修正議決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。

三、参議院運輸委員長報告(七月三十日)

○入交太藏君 只今議題となりました港湾運送事業法の一部を改正する法律案及び臨時船舶建造調整法案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず港湾運送事業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

は、「港湾運送事業界は事業者の乱立と無統制に苦悩している現状にある。よつて政府は本法の運用に当つては、不当競争が起らないよう港湾運送の秩序を確立するよう努力されたい」との賛成意見がそれ／＼述べられました。

採決に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしました。

次に、臨時船舶建造調整法案について御報告申し上げます。

この法案の主旨は、戦争によつて崩壊した我が国商船隊の再建について、政府は、財政融資、利子の補給、損失の補償制度等を通じて、でき得る限りの助成の方途を講ずることにして、このよりに手厚い助成策を講じているからには、このときを機として、今後の激しい国際競争場裡に馳駆する我が国の海運については、できるだけ均勢のとれた商船隊を建造し得るよう、国際航海に従事し得る船舶の建造については、第三条に掲げる基準に基く許可制度にかつてこれを調整する必要があるというにありませぬ。

委員会におきましては、本法案の重要性に鑑みまして、極めて熱心なる審議が行われ、外務当局及び通産当局の意見も徴し、又、参考人として海運業者及び造船業者よりの意見をも聴取いたしました。その詳細は速記録により御承知を願います。

さて、質疑の主なるもの若干について申し上げますと、その一は、「本法がなくとも政府の造船計画は実際上遂行できるではないか、即ちこの法律は不要ではないか」との質疑に対し、運輸大臣は「大體話合いでできないこともないが、何らの基準もないのでは政

この法案は衆議院議員岡本忠雄君外七名の提出にかかるものでありまして、現行法施行後二カ年の経歴に鑑みまして所要の改正をしようとするものでありまして、その主なる内容を簡単に申し上げますと、第一は、本法の適用対象である港湾運送事業の範囲を拡げると共に、木船運送法との関係を調整してゐることでありませぬ。第二は、適用港湾を関税法に規定する開港に限らず、政令で指定する港湾とすることでありませぬ。第三は、運賃、料金が経済事情の変動により適正でなくなつたと認められる場合、運輸大臣がその変更の勧告をなし、又特定の場合には変更命令をなし得ることでありませぬ。第四は、災害の救助その他公共の安全の維持のため、港湾運送事業者に対し公益命令をなし得ることとすると共に、この場合における損失補償の規定を設けてゐることでありませぬ。

質疑におきましては、港運行政の基本方策如何、又、本改正案は適用事業の範囲及び港湾の範囲を拡張してゐるが、港湾作業料に関する規定の遵守を期待し得るか。或いは又、適用港湾の範囲如何等、熱心なる質疑が行われたのでありますが、詳細は速記録に譲ります。討論に入りましたところ、一委員より、「現下における経済政策は物価を引下げて輸出能力を培養することに指向されなければならぬ。然るに本法の背後には現状維持、既存業者保護の思想が流れてゐるよう思われるが、政府は経済政策の基本たる物価引下げ政策に合致するよう法の運用に努められたい。又、適用港湾を二十八カ所も増加する趣きであるが、現在何ら支障なく港湾運送事業の行われてゐる港湾には適用しないようにされたい」。又、一委員より

府の専断に陥りがちであるから、大よその基準によつて許可にかけらるゝが妥当であると思ふ」との答弁がありました。その二は、「本法案はいわゆる商船隊建造四カ年計画の遂行が主たる目的と思われ

るのに、五百総トンというがとき小型の船舶までも適用の範囲に入れてあるのは如何なる理由」かとの質疑に対し、政府委員は「五百トン以上の船舶は、日本と台湾、朝鮮等の外国との間の航海に従事することができし、従つてこれらの国々との間に横わる海運に關する外交關係の諸問題を解決するためには、これらの国々からの船舶の建造注文があつた場合に、時に臨んではその注文にかかる船舶建造の許可について考慮するほうが、我が国海運のために有利であることもあるからである」と答弁いたしました。その三は、船舶建造の許可基準は第三条第一項に規定してあるが、それには財政融資のことは全く触れていないが、財政融資の枠を超えて許可申請があつても、融資予定額の不足を理由として許可しないというわけには行かないと思ふがどうか」との質疑に対し、政府委員は「財政資金の枠が不足するからという理由で不許可にすることはできない」と答弁いたしました。

討論に入りましたところ、一委員より、本法案には賛成するが、審議の途中において明らかになつたように、同僚委員の質疑の趣旨には傾聴に値するものが多々あつたと思ふが、政府は本法の施行に當つてはこれらの意見を十分に尊重して、運用に遺憾なきを期せられたいとの意見が述べられました。

採決に入りましたところ、本法案は多数を以て原案通り可決すべ

きものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法

(昭和二八、八、三一、法二五六(衆))

一、提案理由(八月三日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害の救助に關する特別措置法(昭二八―法二一七)の提案理由と一括して掲載)

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告

(八月七日)

○矢嶋三義君 御報告申し上げます。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害復旧対策に關する立法につきましては、衆参両院の当該委員会が数次に亘り協議いたしましたので、そうして衆参特別委員会の完全に意見の一致いたしましたのを或いは衆議院側から、或いは当参議院側から、議員立法の形で国会に提案、審議されたものでございます。これから只今議題となつております十二案件について、やや具体的に審議の経過並びに費用は、水防管理団体の負担となつておりますが、被災市町村の財政事情に鑑み、水防に要した費用のうち、資材についてのみ金額国が負担することとしております。

第三は、道路の修繕に關する法令の特例であります。今回の災害により必要を生じた国道、地方道の修繕に対して、現行法による国の補助率三分の一を今年度に限り二分の一とするものであります。

第四は、地すべり等の防止施設に対する補助規定であります。今回により地すべり、山崩れ、土砂の崩壊等の現象が生じ危険な状態となつてゐる個所の防止事業に対して、砂防事業と同様に国が事業費の三分の二を補助することとしております。

第五は、土木機械の貸付についての特例であります。今回の災害復旧事業を施行するために建設省等が地方公共団体に貸付ける土木機械については、従来の法律の規定にかかわらず無償又は時価より低い対価で貸付ことができるようにしております。

第六は、住宅対策であります。現行の公営住宅法であります。災害に際して建てられる第二種公営住宅は、滅失戸数の三割までであるのを五割まで範囲を拡大し、更にこれに対する国の補助率も現行法三分の二に対して四分の三としております。又は、住宅金融公庫の貸付については、現行法の規定にかかわらず貸付期間を三年間延長し、貸付の日から三年間は掘置期間として借受金の償還を容易にしております。

以上、法案の骨子を申述べましたが、これに附帯して次の要望事項が決定しております。

項が決定しております。

別措置法

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等につ

いての災害の復旧等に関する特

結果を御報告申し上げますが、水害關係で、すでに本院で可決されたものが、御承知のごとく公立教育施設に關する法律案ほか一件、合併二件でございます。本日ここに御報告申上げるのは、衆議院から本院に回付されて参りまして、これを修正可決したものが二件と、衆議院から回付されて参りまして、それを本院で可決するものが四件、本院の議員立法で、本日、本議場に、諮り、衆議院に回付すべきものが六件、合計十二件と直成つておる次第でございます。

先ず昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法案について、水害地緊急対策特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、災害の復旧等を促進するため、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他の法律について特例を設ける等の措置を講じ、以て公共の福祉を確保し、併せて民生の安定に寄与せんとするものであります。本案の骨子とするところは次の通りであります。

即ち第一は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の特例を設けたことでありまして、国の負担率を現行法よりも高率とし、地方公共団体の標準税収入の二分の一に相当する額については十分の八、二分の一を超え、標準税収入に達する額までは十分の九、それ以上は金額とし、又応急工事費は現行法においては特別の事由のない限り国庫負担の対象とならなかつたものを災害復旧工事費中に明確にしよとするものであります。

別措置法

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等につ

いての災害の復旧等に関する特

第一に、地方公共団体の長が、法第五条に規定する地すべり等により、緊急避難をする必要があると認められた地域に居住する住民に対しては、その住居の移築又は新築に要する費用について、当該地方公共団体はその全額を貸付けることができる。この場合における貸付金の全額について、地方財政法第五条第一項第二号に規定する起債を認めること。

第二に、法第七条に規定する第二種公営住宅の建設に要する費用についての事業主体の負担分に関しては、地方財政法第五条第一項第四号の規定により全額起債を認めること。

第三に、本法により建設する公営住宅及び住宅金融公庫から貸付を受けて建設する住宅の標準建設費を現行より三割増額すること。

第四に、著しく損傷した住宅の補修に必要な費用について当該地方公共団体は、その費用の全額を貸付けることができることとし、この場合における貸付金の金額について、地方財政法第五条第一項第二号に規定する起債を認めること。

なお当該貸付金及び起債の償還については、三年間据置とする。

本委員会におきましては、八月三日、提案者より提案理由の説明を聞き審議を行うと共に、更に建設委員会との連合委員会を開催する等、慎重なる審議を重ねた次第であります。その質疑の主なる点について申述べますと、第二条の政令で指定する地域とは如何なるものか、本特別措置によれば、公共土木施設災害復旧に要する国費の支出は、現行法によるよりもどの程度増額する見込か、又十五万

円及び十万円以下の単独工事費に対して如何なる措置を考えているか、その他地すべり等の防止施設に対する補助規定等についてでありまして、これに対しては提案者又は政府委員より、政令で指定する地域については、特別委員会に更に審議を進め、検討協議した後政府に申入れる考えであること、公共土木施設の復旧に関して特別措置による場合の国費支出の増加は約四十七億程度となる見込であること並びに単独工事費については、すでに大蔵、建設両大臣及び地方自治庁長官の間で協議が行われ、且つ建設大臣は衆議院における委員会の席上、特別平衡交付金を以て救済する旨を言明しているもので、特に本法の規定より除外していること、更に地すべり等の防止施設の補助規定については、これを適用するのは、取りあえず今回の災害によつて必要となつた緊急止むを得ない工事のみを考えているのであつて、相当年月を経過した後工事の必要を生じたものについては、治山治水の恒久対策として措置されるのが妥当であると考へていること並びに本規定は建設、農林両省の工事について適用される旨の答弁があつた次第であります。その他質疑応答の詳細については、速記録によつて御覧を願ひたいと存じます。

かくて質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、永井委員から、「第五条に規定する地すべり等の防止施設に対する補助率三分の二を十分の九にあらためる」との修正案が提案されました。かくて討論を打ち切り、採決に入り、修正案並びに修正部分を除く衆議院送付案について、全会一致、可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。

次に、昭和二十八年六月及び七月における大水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案について申し上げます。

本案は小規模の事業者が、水害復旧のために事業資金を借りた場合、その利子負担を幾分でも軽減してやろうとする法案でありまして、その借受額は一人二十万円まで、利子の補給額は年五分に当る金額とし、これを県で補給した場合、国庫でその半分を補助しようとするものであります。

本委員会では、すでにこの問題については検討済でありましたので、別に質疑なく、討論の場合に武藤委員より、法文の不明瞭な点その他について修正案が出ました。かくて採決をいたしましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案、いずれも全会一致、可決すべきものと決定し、衆議院送付案は、修正議決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。

次に、昭和二十八年六月及び七月における水害による被害たばこ耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法案について、水害地緊急対策特別委員会における審議の経過及びその結果について御報告申し上げます。

この法律案は、昭和二十八年六月から七月までの間における水害によつて損失を受けたたばこ耕作者に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、たばこ耕作者の経営の安定を図ろうとするもので

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法

あります。即ち日本専売公社が、農林中央金庫その他の政令で定める金融機関と契約することによつて、たばこ耕作者又はその加入してある農業協同組合に貸付けた資金に対して利子補給及び損失の補償をできることとしたのであります。資金の種類は、たばこ乾燥室の復旧に要する資金及び肥料、薬品等の購入、その他たばこ耕作上、必要な資金であります。これら資金が指定地域内の者を対象とするときは年三分五厘以内の利率で、その他の地域の者を対象とするときは年六分五厘以内の利率で耕作者に貸付け、公社は、金融機関に対して八分又は五分の利子補給及び融資総額の四割までの損失の補償をするのであります。又これらの資金は、昭和二十九年三月三十一日までに貸付けられることを条件とし、償還は、昭和三十四年三月三十一日までとする。且つ融資の総額は二億円に限度を設けてあります。以上が、本法案の概要であります。

委員会におきましては、水害対策の一環としてかねて研究中のことでもあり、又一般農林水産業の被災者に対する例もあり、大体同様なことなのでありますから、質疑もなく、可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。

次に、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案について、水害地緊急対策特別委員会における審議の経過及びその結果について御報告いたします。

この法律は、農林水産業施設が災害を受けたとき、これを復旧するための経費の一部を国が補助することを定めたものであります。が、

昭和二十八年六月下旬から七月までの間に起つた豪雨による被害は曾つて見ざる大被害で、その範囲も広大なので、これを復旧するに莫大な経費を要するのみならず、被害者には経費の負担能力がないので、今次水害に限つて補助率を上げ、国が十分の九を負担することを定めようとしたものであります。又補助の対象として、農林水産協同組合の所有する施設、開拓地における農業経営に必要な施設等を附加せられております。又金額十万円に満たない少額工事については、従来国の補助を与えられていませんでしたが、本改正案においては三万円以上十万円未満のものについては、府県が事業費の九割を補助した場合に、その補助の全額を国から補助することにしようとするものであります。

委員会におきましては、本件についても事前研究もされておりましたので、格別の質疑もなく、全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました。

右御報告いたします。

続いて、昭和二十八年六月及び七月の水害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案について、審議の経過及びその結果について御報告いたします。

本法律案は、去る六月下旬から七月までの間に生じた、西日本その他を襲つた異常な降雨によつて受けた被害の復旧対策の一環として、損失を受けた農林漁業者及びそれらの組織する法人に対して、その経営及び施設の復旧等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じ、その経営の安定に資することを目的として提出されたもので

ありまして、その骨子とするところは、大要次の通りであります。

融通資金の種類を三つに区分してございます。その一は、農林漁業者に対する経営資金でございまして、種苗、肥料、薬剤、薪炭原木、稚魚、稚貝等の購入その他農林漁業の経営に必要な資金であります。その二は、施設復旧資金であつて、農林漁業者又はこれらの組織する法人に対して融資するもので、農林漁業用施設の災害復旧に必要な資金を、農林漁業金融公庫から借入ができるまでの間のつなぎ融資等であります。その三は、事業資金で、被害組合の運営に要する資金であります。経営資金は政令の定める指定地域のものに対しては年三分五厘以内、開拓地における農業経営に必要な資金は年五分五厘以内、その他の場合は年六分六厘以内の利率で、償還五年以内で貸付け、市町村長が認定する損失額を基準として政令で定める額、又は十五万円を限度としております。施設復旧資金は一千万円の範囲で指定地域は年三分五厘、その他は六分五厘の利率で、償還五年以内及び二年以内、公庫資金を借りた場合に返済することを条件としたものであります。

事業資金は一千万円の範囲で、年六分五厘の利率で償還五カ年以内を条件としたものであります。これらの資金の貸出総額は百億円を限度とし、昭和二十九年三月三十一日までに貸付けるものと、期間を限定しております。

これらの融通資金に対して、都道府県が負担する利子補給及び損失補償に対して、国は都道府県へ補助金を交付しようとするものであります。国の負担する割合は二分の一と定めておりますが、利率

が年三分五厘の場合は五分五厘を負担し、損失補償額は百分の二十を限度としております。又農業共済組合連合会に貸付けられた建物共済資金についても、利子補給及び損失補償の途が開かれています。

本委員会におきましては、水害地緊急措置として研究済であり、提案者と共に事前協議も進めてまいりましたので、質疑もなく、全会一致を以て、可決すべきものと議決いたしました。

右御報告申し上げます。

続いて、昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案について、審議の経過並びにその結果について御報告いたします。

本法律案は、首題の大水害地における被害農家の食糧に供するため必要とする米麦のうち、米穀については玄米一石につき七千五百円の価格で、大麦、小麦及び裸麦については、政府が買入れる価格とほぼ同一になるような価格で被害農家に供給して、その食糧に対する不安をなからしめようとするのが、その目的であります。

その売渡の方法は、食糧管理法の特例として、政府は県に売渡すのでありまして、県は市町村を通じて、被害農家に対し、自家消費量を基準として損害の程度を参酌して、その数量を定め売払うのであります。

委員会における審議は、水害地対策の緊急措置として妥当なるものと認め、左の附帯決議を附し、他に発言もなく、全会一致を以て、可決すべきものと議決いたしました。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法

附帯決議を朗読いたします。

この法律の目的とする水害による被災農家に対する米麦の特別価格による売却措置は、国の水害地に対する諸政策の一環として行うものであるので、この措置による損失を、食糧管理特別会計の負担とすることは、当該会計の性質として不適当であるから、政府において、なるべく早い機会において一般会計からの繰入によつてこの損失を補てんする措置を講ずべきである。

これが附帯決議でございます。

以上、御報告申し上げます。

これから御報告申し上げます六件は、冒頭に申し上げましたように、衆参の特別委員会の連合打合会で、全会一致で意見がまとまり、参議院先議で、参議院議員の発議で提案されたものであるということを申し添えて御報告いたします。

先ず第一番に、昭和二十八年六月及び七月の大水害による私立学校施設の災害の復旧に関する特別措置法案につきまして、水害地緊急対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本法案の提案の趣旨について申し上げます。私立学校は、従来、戦災その他によりまして極めて甚大な被害をこうむつておりますが、その復旧は、未だ漸くその緒についた程度でございます。即ち昨年制定施行されました私立学校振興会法によりまして、私立学校は、振興会より援助を受けることになつておりますが、その援助の程度は未だ十分とは言えない状況でございます。然るに今次の大

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法

水害によりまして、私立学校のこうむりました災害は、公立の諸学校と同様、極めて著しいものがございまして、私立学校振興会の援助のみを以てしては、その復旧を図ることは至難でございますから、次に述べますような内容の特別立法措置をいたしまして、私立学校の教育を速かに円滑ならしめようとするものでございます。

次に本法案の内容の概略を申し上げます。

第一に、本法案は、昭和二十八年六月及び七月の大水害によつて生じた私立学校施設の災害復旧について、国は、当該私立学校を設置する学校法人に対し、これに要する費用の二分の一を補助することを規定し、国の補助の対象となる私立学校施設は、私立学校の用に供せられる建物、建物以外の工作物、土地及び設備を含めることにいたしております。第二に、私立学校振興会は右の災害復旧事業に要する費用の二分の一に相当する額を、優先的に貸付けなければならぬことを規定いたしております。その他に、事業費の範囲決定、成功認定、補助金の返還、都道府県知事の事務等、所要の規定を設けております。

本法律案は、水害地緊急対策特別委員会におきまして、慎重に審議を重ねました上、衆議院の当該委員会とも連絡いたしましたして、双方の意見が全く一致いたしました結果、立案されたものでございまして、委員会におきましては、質疑討論を省略いたし、直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本法律案の提案趣旨につきまして御説明申し上げます。去る六月及び七月に亘りまして、西日本その他の地域を襲いました豪雨は、実に未曾有のものでありまして、その被害は甚大な額に上るのであります。これを地方公共団体について見ますならば、土木、農林、文教、厚生等の諸公共用施設の災害復旧及び罹災救助、防疫対策その他の災害対策のために、緊急を要する経費の増加並びに地方税、使用料等の減免のための財政収入の減少等、本年度において地方公共団体の財政負担の増加は、実に二百余億円の巨額に達するのであります。然るに御承知のごとく、地方財政の逼迫は今日より甚だしきはなく、戦災や災害の復旧、公共施設の建設事業その他国の施策に應じて措置しなければならぬ経費は、年々膨脹の一途を辿り、地方財政はひとしく赤字経済に呻吟いたしております。かかる状況にあります際に、今次の大災害をこうむりました地方公共団体は、その財政力のみを以てしては、到底この大災害に対処することは不可能でありまして、従来の觀念を放棄した施策を講ずるのなければ、民主政治の基礎たる地方自治は危殆に瀕すると言ふも、あえて過言ではなく、本法案によつてこれら罹災地方公共団体を救済せんとするものであります。

以下本法案の骨子について申し上げます。

この法律案は、昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害を

受けた地方公共団体に対し、災害によつて生じた財政収入の減少や

諸災害対策費等の財政需要の増加で、現在の体系では、国の補助金や交付金等の支出により救済されがたい分野の財政の不足を補うため、特に政府資金引受による地方債を、昭和二十八年年度限り起すことを認め、その元利償還について、補給金を国庫より支出することを規定いたしましたものであります。

次に、本法案による地方債を起すことのできる場合としては、当該水害によつて生じた財政収入の減少、即ち地方税、使用料、手数料その他の徴収金で、災害の状況に照し相当と認められる程度の減免による財政収入の不足を補う場合及び緊急応急土木、災害救助対策、伝染病予防対策、苗代対策、病虫害駆除対策、農器具対策その他四十数項目に亘る災害対策事業で、命令で定めるものの実施に通常必要と認められる費用のうち、地方公共団体の負担となるものの財源とする場合があります。

次に、本法案を適用する地方公共団体は、政令で指定することと規定されております。

委員会におきましては、長期に亘る論議の結果得ました成案でありますので、質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例等に関する法律案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法

先ず本法律案の提案趣旨を御説明申し上げます。今次の大水害のため、国家公務員及び地方公務員等で、住居又は家財に損害をこうむつたものが相当少くないのであります。国はこの水害による被害の状況に鑑み、各般の事項について諸多の特別措置を講じようとしておるのであります。公務員等に対しても、何らかの措置を講ずべきであるとして、特別委員会において、鋭意検討を加え、これも又、衆議院側と打合せの上、昨日私は十三名の発議を以て提案した次第であります。

国家公務員等につきましては、国家公務員共済組合法第五十四条の特例を設けまして、政令で定める一定の被害地域内にある住居又は家財について損害を受けた者に対しては、同法が規定する本来の給付額に、そのものの俸給月額に二月分の範囲で所屬共済組合の運営規則で定める月数を乗じて得た額に相当する金額を加えて支給することとし、又共済組合員以外の常勤の地方公務員につきましては、当該職員給料の月額に一月分の範囲内で、政令で定める月数を乗じて得た金額に相当する額の特別給付金を支給することとしたのであります。而して地方公務員に対する特別給付金に要する費用は、国と当該地方公共団体が、それぞれ二分の一ずつを負担し合うこととしたのであります。

本特別委員会におきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て、可決すべきものと決定した次第であります。

次第であります。

昭和二十八年六月及び七月の大水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法

以上御報告申し上げます。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域において行なう母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案について、提案理由を御説明申し上げます。

本年六月及び七月の大水害による被害者のうちで、特に配偶者がなく子供を抱えて独力で生活しております母親が、物心両面で受けます苦勞は一層大きいものがあるかと存じます。すでに、これらの母子家庭に対しましては、前国会で成立をみました母子福祉資金の貸付等に関する法律が、保護の手を差延べておるわけでありましたが、今回の異常な大災害に際しまして、更にこれに若干の特例を設けて、これら母子世帯の困窮を救い、その福祉を増進することは喫緊の要務かと思われまします。本法委は、この趣旨に従いまして、母子福祉資金の貸付条件のうち、生業資金につきましては、その措置期間を一年延長いたしまして一年間とし、事業継続資金につきましては、新たに一年間の措置期間を定めまして、その返還時期を延ばすことといたしてあります。又この福祉資金は、県の特別会計に計上される資金と、これと同額の国からの貸付金を財源として賄われておりますが、今次水害による地方財政の疲弊を考へますと、本年度及び明年度におきましては、その財源が極めて乏しくなるであらうと思われするのであります。従いまして本、明年度におきまして、国が県に対して貸付ける金額は、県が特別会計に繰入れた額の三倍とすることが最小限度の措置として、是非とも必要なことと思われるのであります。本法案は以上の二点につきまして、母子福祉資

金の貸付等に関する法律の特例を設けようとするものであります。本委員会におきましては、この特別措置は、極めて適切と認め、質疑並びに討論を省略の上、直ちに採決いたしました結果、全会一致を以ちまして、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害による社会福祉事業施設の災害の復旧に関する特別措置法案について、御説明申し上げます。

本年六月及び七月の大水害によりまして、保護施設、児童福祉施設及び公益質屋の受けました被害額は、総計約一億二百万円と見込まれております。而してこれらの施設の復旧は、収容者又は利用者にとりまして、一刻の猶予も許さないのであります。これら施設の復旧整備には多額の費用を要しますので、これら施設の設置者の力を以てしては、到底不可能なことであります。そこでこれらの施設の復旧のために、国又は地方公共団体の負担又は補助に關して特例を設け、以てこれらの施設設置者の負担を軽減しようというのが、本法案提出の趣旨であります。

次に、本法案の要点を申し上げますと、第一に、生活保護法の規定により設置された保護施設におきましては、現行法の規定では、県立の施設については、国が二分の一、県が四分の一の負担となつており、市町村立の施設については、国が二分の一、県が四分の一、市町村が四分の一であり、又公立以外の施設の整備費等については、国が二分の一、県が四分の一、施設の設置者が四分の一の負担となつておるのであります。第二に、児童福祉施設におきましては、現行法の規定では、県立の施設については、国が二分の一、市町村立の施設については、原則として国が二分の一、県が四分の一、市町村が四分の一の負担となつておりますが、これを今回の災害復旧につきましても、県立の施設については、国が三分の二、県が三分の一の負担とし、市町村立の施設については、国が三分の二、市町村が三分の一の負担区分とし、公立以外の施設の整備費等については、国が三分の二、県が六分の一、施設の設置者が六分の一の負担区分といたしてあります。

以上が、本法案の提案理由並びにその骨子であります。本委員会におきましては、質疑並びに討論を省略の上、直ちに採決いたしました結果、全会一致を以ちまして、原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、昭和二十八年六月及び七月の大水害による病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本年六月及び七月の水害による医療施設の災害は、早急に復旧を必要とする病院が約百二十、診療所が約一千五百二十に及んでおるのであります。この事態をそのままに放置しておきますと、被害地域の住民の医療を確保することができなくなる虞れがあるのであります。従いまして、かような医療施設に対しまして、その水害によつて生じた災害に必要な復旧費について、一定の金融機関から特別に資金の貸付ができるようにすると共に、この金融機関に対して、国は、通常の条件よりも有利な条件を以て資金を貸付け、以て被害地域の医療面の早急な復旧を促進する必要があるとの趣旨から、本法案の提出を見た次第であります。

第三の公益質屋につきましては、現行法による国の補助率の二分

別措置法

論を省略の上、直ちに採決いたしました結果、全会一致を以て、原

案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。
以上御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法

(昭和二八、八、三一、法二五七)(参)

一、提案理由(七月三十日)

○山田節男君 只今議題となりました、昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案の提案理由を御説明申し上げます。

本年六月及び七月に亘りまして停滞する梅雨前線のもたらした降雨のため九州、南近畿その他の地方に大災害の起つたことはすでに皆様よく御承知のことと存じます。特に二、三の地域においては河川の欠壊及び土砂の崩壊により異常に多量の土砂が市街地、農地等に流入し、たい積している状態であります。これらの土砂の排除については既にそれ／＼地方当局等によつて各方面の器材、人員を動員して日夜努力がつづけられておりますが、地方当局の財力、各個人の資力にもおのずから限界があり、作業は困難を極めて遅々と

して進まない状況であります。この儘に推移せんか市街地交通のまひによる産業経済の混乱、農地の耕作不能による生産の減退、公用施設その他一般住宅内のたい積土砂による公衆衛生の不良化等誠に恐るべき結果を招来するものと考えられます。

かかる状態に鑑み本法はこれら災害地域内のたい積土砂の排除事業を速かに遂行させるため当該排除事業についての国の費用負担及び補助等について特別措置を定めんとするものであります。

本法の内容について簡単に申述べますと、先ず第二条によりまして本法にいうたい積土砂とは昭和二十八年六月及び七月の大水害により災害地域内に流入してたい積し又は水害により発生した土砂の崩壊等により災害地域内にたい積した異常に多量の土、砂れき、岩石、樹木等を指すこととし、その異常の程度は政令で定めることにいたしております。又本法の対象となります災害地域はすべて政令で定めることといたしております。次に第三条及び第四条では第一に災害地域内の公共用又は公用施設で政令で定めるものの区域内に土砂がたい積している場合、第二に同地域内の土地又は建物その他の工作物で第一の公共用又は公用施設並びに第九条に規定する農地及び施設の区域外に土砂がたい積し、これを放置すれば公衆衛生上又は正常な社会活動を維持する上において著しく支障があると認めるときはこれらの土砂の排除事業を原則として都道府県知事が施行し、この事業費の全額を国庫負担とすることとしております。又第九条には政令で定めた地域内の農地並びに農業用施設及び林業用施設で政令で定めるものの区域内にたい積する土砂の排除事業を行

うものに対してその事業費の全額を国が補助することと規定しております。その他事業費の決定、負担金の返還、剰余金の処分、監督等の事務手続について規定しているものであります。

なお附則の第二項及び第三項では、この法律施行前にしたたい積土砂の排除事業についてもこの法律を適用することといたしております。

以上、提案理由並びに法文内容について簡単に申し述べましたが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告

(八月三日)

○矢嶋三義君 只今議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案につきまして、水害地緊急対策特別委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本法は、昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害の復旧に重大なる支障を及ぼす災害地域内の堆積土砂の排除事業を速かに遂行させるため、当該事業について国の費用負担及び補助等の特別措置を定めることを目的としております。

その規定いたしております内容の主要点は次の通りであります。即ち、先ず第一に、本法に言う堆積土砂とは、昭和二十八年六月及び七月の大水害により災害地域内に流入して堆積し、又は水害に

より発生した土砂の崩壊等により災害地域内に堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等を言い、その異常に多量の程度は具体的に政令で定めることとしております。第二に、本法の対象となる災害地域は、現実に本法による国の費用負担又は補助を行う必要がある程度に異常に多量な堆積土砂の堆積する地域を具体的に調査した上、政令で指定することといたしております。第三に、災害地域内の道路、上下水道等の公共用又は公用の施設で政令で定めるものの区域内に堆積している堆積土砂の排除事業を都道府県知事が施行することといたします。これらの施設の区域外にある土地及び建物その他の工作物に堆積している堆積土砂につきましても、これを放置すれば公衆衛生上又は正常な社会活動を維持する上に著しく支障があると認められるときは、都道府県知事はその排除事業を行うことができることといたし、これらの排除事業の事業費の全額を国が負担することといたしております。なお、この場合において、都道府県知事は、排除事業の一部の施行を関係市町村の長に委託し得ることとして、都道府県知事と関係市町村長が一体となつて排除事業を行うことができるように規定いたしております。第四に、災害地域内にある農地並びに農業用施設、林業用施設及び漁業施設で、政令で定めるものの区域内に堆積している堆積土砂の排除事業を施行する者に対して、国がその事業費の全額を補助することといたしております。第五に、この法律は公布の日から施行し、法律の施行前に実施された排除事業に対しても適用されることといたしております。

本法の立案に当りましては、水害地緊急対策委員会の建設、文部に関する小委員会におきまして、関係当局の意見を聞くと共に、慎重なる審議を重ね、更に衆議院の当該小委員会と連合打合会を開いて種々討議の結果、誠に緊急やむを得ざる特別措置として発議されたものであります。

本委員会におきましては、七月三十日委員会を開催して、提案者より提案理由の説明を聞き、審議を行なつたのであります。更に三十一日、建設委員会との連合委員会を開催して、提案者との間に熱心な質疑応答が行われました。その詳細につきましては速記録により御承知願いたいと存じますが、一、二の点について申述べることといたします。即ち第一点は、本法に対する予算措置の問題、第二点は、政令で定める地域又は政令で定める異常に多量な堆積土砂の程度として具体的にどのような地域又は程度を考えているかの問題であります。これに対して提案者より、「第一点について、本法の施行によつて必要となる国の予算措置については、また政府との間に十分の了解点に達していないが、立案に当つてはその点も慎重に考慮し、真に緊急止むを得ないものに対してのみ法律を適用することとしておるもので、政府は然るべき予算措置を講ずるものと考えておること。第二点について、例えば熊本市における火山灰質泥土の異常に多量の堆積の場合のごとく、これを速かに排除することが絶対必要であり、而もその堆積の状態が稀に見るような異常に多量のものである場合に限るものであります。この法律の濫用は避けねばならぬと考える」旨の答弁がありました。

かくて連合委員会を終り、再び本委員会を開催しまして、質疑を打切り、討論に入りましたところ、重政委員より、本法の特異性に鑑み、政令を以て地域を指定する際には特に厳格なる取扱をすべきであるとの希望意見を附加して賛成する旨の発言がありました。ここに討論を打切り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

三、衆議院水害地緊急対策特別委員長報告

(八月七日)

○綱島正興君 たいだいま議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大洪水による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案につきまして、水害地緊急対策特別委員会における審議の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

本案は、御承知の通り、今次大洪水により、個々の地域におきまして、河川の決壊、地すべり及び土砂の崩壊等により、異常に多量の土砂が市街地、農地等に流入して堆積し、その排除につきましては日夜努力が重ねられているのであります。地方当局の財政力及び各個人の資力にはおのずから限度があり、作業はきわめて遅々と進捗しない状況でありますので、これら堆積土砂の排除事業をすみやかに遂行せしめるため、当該事業についての国の費用負担及び補助等について特別の措置を講ぜんとするものであります。本法の立案につきましては、本特別委員会におきましても、つとにそ

の必要を認めておつたのであります。参議院の水害地緊急対策特別委員会において起草され、参議院側より提案いたされたのであります。

本案の内容の骨子といたしますところは、まず堆積土砂の定義につきましては、今次の六月及び七月の大洪水により、政令で定める災害地域内に流入して堆積し、または水害あるいは地すべり等により発生した土砂の崩壊等により災害地域内に堆積した、政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等をいうことと定め、次に災害地域内の公用または公用施設で、政令に定めるものの区域内に土砂が堆積している場合、及び災害地域内の土地または建物その他の工作物で、前述の公用または公用施設並びに別に補助の対象としている農地及び施設の区域外にあるものに土砂が堆積しており、これを放置すれば公衆衛生上または正常なる社会活動を維持する上に著しく支障があると認める場合には、これらの土砂の排除事業を原則として都道府県知事が施行することといたします。その事業費については、全額国庫負担とすることにいたしております。また、災害地域内の農地並びに農業用施設、林業用施設、漁港施設並びに漁場で、政令で定めるものの区域内に堆積する土砂の排除事業を行うものに対しては、その事業費の全額を国が補助することといたしております。その他、事業費の決定、負担金の返還、剰余金の処分、監督等の事務手続について規定するとともに、この法律施行前にした堆積土砂の排除事業についても本法を適用することといたしております。

町村合併促進法

本案は去る三日特別委員会に付託されたのであります。災害の復旧に重大な支障がある炭害地域内の堆積土砂の排除事業を促進するため、国の費用負担及び補助等について特別の措置を講ぜんとする本案の趣旨は妥当なものと認めるのであります。慎重審議の結果、全会一致をもつて小部分の修正を加えることと相なつた次第であります。委員会修正の要旨は、堆積土砂の排除事業を施行する公用施設または公用施設として例示している第三条第一項中の「道路、上下水道」等に「河川」を加えることとしたこと、堆積土砂の排除事業を施行する第九条第一項の農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設、漁場で、政令で定めるものに新たに「港湾」を加えること、これに伴つて同条第二項の所管大臣に関する規定を整理したこととであります。

以上、簡単であります。御報告をいたします。

◎町村合併促進法

(昭和二八、九、一、法二五八)(参)

一、提案理由(七月二十一日)

○石村幸作君 町村合併促進法案につきまして、提出議員を代表いたしまして提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。新しい地方制度によりましてからここに数年、その間における地方自治の進展には見るべき多くのものがありますが、同時に地方

自治の確立を目標とする数次の改革にもかかわらず、その結果には予期に反するものも多いのであります。これは歴史的な特殊事情に基くことも多いのであります。同時に最近まで行われました数次の改革の内容に未だ至らざる点があることと併せて、基礎的の地方公共団体として都市と並ぶ町村の規模が余りにも狭小に過ぎ、新制度下において負担すべき責務に比較して余りに弱小な場合が多いことも一つの重要な原因と申すのであります。

新憲法の根本精神を貫徹するについては、地方自治の拡充がその前提であることはあまねく認められているところでありまして、それについては先ず現在の町村についてその規模を適正にすることが先ず出発点となるべきものと考へるのであります。

御承知のごとく憲法には特に地方自治の一章を設け、地方自治の本旨について規定し、又その他の関係諸法規と併せまして、地方公共団体については直接的な民主政治制度の要素を多く採用いたしました。地域の政治社会の発達を期待し、それに伴うべきものとして権能の拡充、国の権力的関与の排除、自主的な財政権の附与等を図つておるのであります。これを徹底し、又それによつて国と地方とを通じての民主政治の完成と行政の能率化、延いては住民の福祉の増進を期待するについては、町村規模の適正化が先決問題であるといふことなのであります。

町村の数は昭和二十七年十月一日現在で九千七百七十四でありまして、これを明治二十二年の大合併によつて一万五千八百二十町村となつた当時の数に比較いたしますと相当の減少となつておるよう

であります。この間の町村数の減少の多くは、市の設置、或いは市への編入によつたものであります。それでありまして、町村の規模は現在においては極めて狭小なものが多く、数字的に申しますと人口段階別の調べでは、人口五千以下の町村の数は全町村数の六三・四%、人口八千以下といたしますと実に八六・三%というようになつておるのであります。而もそのうち大部分を占めるのは人口二千乃至五千の町村でありまして、人口二千乃至三千のものが二〇%、人口三千乃至四千のものが一九%、人口四千乃至五千のものが一五%ということになつておるのであります。又面積の点について見ましても、北海道を除く全国平均は二八・六一%平方キロということになるのであります。

以上の数字が示すところは、要するに最近における交通、通信の進歩、産業経済の発達、或いは町村を単位とする行政内容の非常なる向上にかかわらず、その単位としての町村の規模は自然の推移に放任されたことによりまして、全く実情に合わないということになつておることを示すものであります。

ただ、私どもといたしましては町村規模の適正化を急にするの余りに、それについて国或いはその他の機関が権力的に関与するといふことは避けなければならぬと考へるわけでありまして、地方自治の本旨の根本が団体自治と住民自治にあることを思いましますときに、その合併を促進いたしますについても先ず考へらるべきことは、その町村の自主性ということであり、町村の自発的意欲によつて合併の進むことを期待いたすべきものであると考へます。本法案をまと

めます。私どもが終始念頭に置きましたのはこの点でありまして、促進についての勧奨的措置或は合併についての関係法令上の障害を除去する措置を中心としてとり上げて諸規定を設けているのもこの意味であります。

従来、国の方針として行われました町村の合併は、市制、町村制の実施に際して行いました明治二十一年の大合併であります。当時、憲法の制定或は国会開設を前に、政府は地方行政機構の整備をその前提処置としてとり上げ、七万以上ありました町村を僅かに一年有る間に強制的な合併によりまして一万五千八百二十町村に減少せしめたわけでありまして、このときの知事会議における山縣有朋の訓示はあまねく知られておるところでありまして、その中には「今や中央政府の制度を整備するに当り、これに先立つて地方自治の制を立てんとするは目下の急務なり。地方の制度、整備せずしてひとり中央の組織を完備せんことを求むるは決して順序を得たるものにあらざるなり。故に国家の基礎を鞏固にせんと欲せば必ず先ず町村自治の組織を立てざるを得ず。これをたとえれば町村は基礎にして国家はなお家屋のごとく、基礎、鞏固ならず、家屋ひとりよく堅牢なるの理あるべからず」と述べておるのであります。これによりまして徳川時代の単位をそのままに受け継いだ明治初年の町村は近代国家の行政の単位に転換するに必要な程度の規模のものと改編されたのであります。

事情はやや異なりますが、町村を改編してその規模の適正化を計ることは急務中と言わなければならぬのであります。た

だ、地方自治の本旨に鑑み、その方法にもおのずから異なるものがあるべきことはすでに申述べたところのごとくであります。

法案の第一章総則中に第一條目的として「この法律は町村が町村合併によりその組織及び運営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉を増進するように規模の適正化を図ることを積極的に促進し、以て町村における地方自治の本旨の十分な実現に資することを目的とする。」と掲げましたのも以上の趣旨によるものであります。

法案の内容の概要は第一章を総則といたしまして、右の目的を掲げましたほか、用語の定義、町村の規模等、総則的事項を規定し、第二章は「他の法律の特例」として議員の任期、定数等に関する特例のほか、町村合併について多くの法律の特例を規定いたしましたのであります。これらはいずれも合併について勧奨的措置となるものを定め、或いはその障害となるものを排除した諸規定であります。

第三章は「町村合併及び新町村建設計画の実施」に関する諸規定を掲げ、第四章はその「促進」について規定し

第五章は「雑則」としてその他の関係規定をとりまとめて掲げたのであります。

法案の各条項についての説明はお手許に要綱もお配りしてありますので、極めて概要に止めます。

第一條は目的、第二條は「町村合併」「合併町村」「合併関係町村」の用語の定義を明らかにし、第三條は町村の規模としておおむね人口八千を最低の標準とすることを明らかにし、第四條は都道府県は町村合併促進審議会、第五條は町村は町村合併促進協議会を置くこと

ができることを定め、第六条は町村合併に際しては新町村建設計画を定むべきものとし、第七条はその内容は住民の融和と協力を得べきことを根本とすることを明らかにし、第八条はその変更の手続について規定したものであります。以上が総則に関する部分であります。

第九条以下第二十条までは諸法律の特例について規定したものであります。

先ず第九条、議員の任期等に関する特例であります。これは地方自治法の原則によるほか、二つの型を定めまして、そのいずれか一つをとる道を開いたものであります。即ち旧町村の議員は新設町村においては合併後二箇年を超えない範囲で協議で定める期間、編入町村については編入をする町村の議員の任期の残りの期間、合併町村の議会の議員として在任することを認め、新たに選挙することを認める場合は両者を通じて自治法の原則による定員の二倍までを認めるといふことにいたしてあります。

第十条及び第十一条は、町村合併に際し、一部の区域の境界変更について住民投票による特例を認め、第十二条は警察法の特例として部分の区域についての警察の維持を認め、第十三条は地方財政法の特例として新町村建設計画の事業について同法第五条第一項の規定にかかわらず起債を許すこととし、第十四条は合併町村について不均一の課税の例外を規定し、第十五条は地方財政平衡交付金法の特例にして五箇年度間は合併なかりしものとしての交付金を交付することを旨とし、第十六条は国有財産の払下に関する特例、第十七

条は国有林野整備臨時措置法の特例、第十八条は部分の区域で国民健康保険を行い得る特例等、第十九条は水産業協同組合法の特例、第二十条は農地法の特例として合併による行政区画の変更にかかわらず、小作地はそのまま保有することを得ることとしたものであります。

第三章は、町村合併及び新町村建設計画の実施に関する諸規定を設けてあります。先ず第二十一条は町村合併に対する知事等の協力、第二十二條は関係町村の事務の処理の方針について、第二十三条は財産及び營造物の管理引継等について、第二十四条は職員身分の取扱について、第二十五条は公共的団体等の統合整備について、第二十六条は新町村建設計画の実施とその町村の一体化等について規定したものであります。

第四章は、町村合併及び新町村建設計画の実施の促進について国の補助金に関する規定等を第二十七条以下第三十三条までに掲げてあります。

第五章は、雑則といたしまして、その他の関係規定を掲げてあります。即ち第三十四条、この法律施行前の申請にかかる町村合併についての適用関係、第三十五条合併町村が市となつた場合の適用関係、第三十六条市の区域を含む場合についての準用、第三十七条市が設置され、又は市に編入する場合についての準用、その他の諸規定であります。

以上提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げましたが、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院地方行政委員長報告(七月二十二日)

○内村清次君 只今議題となりました町村合併促進法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

現行地方制度が憲法にいう地方自治の本旨の実現を旨として構成せられておることは申すまでもないところであります。これにつきましては、数次に亘る関係法令の改正によりまして、おおむね一応はその基礎を整備するに至つたのであります。が、実情は地方自治の確立をさること遠く、これにつきましては種々の理由もありませんが、その重要な原因の一つは、基礎的普通地方公共団体として地方自治の一翼を担うべき地位にある町村の規模に余りにも狭小なものが多くということであり、地方自治の根本は、要するに地方公共団体の独立自主ということでありまして、それは固有の権限を独立の財源によりまして、団体自治、住民自治の本質に徹底し得ることなのであります。併しこのためには、その任務を負担し得る程度の規模を有すべきことは申すまでもなく、この意味におきまして我が国の町村には余りにも弱小なものが多くのであります。曾つて明治の中葉に当り、近代国家としての行政制度を採用するに当り、その負担者としての町村については、政府の指導によりまして大合併が行われたのであります。即ち、明治二十一年の大合併は、立憲君主制を採用せんとする我が国が、中央地方を通じてこれにふさわしい制度を採用するに当り、地方においては町村の合併を基本とする

行政機構の整備をその根本としたのであります。これによりまして七万以上もありました町村の数は僅か一年有余の間に一万五千八百二十に減少することとなつたのであります。この根本的処置の結果は、国と地方を通じて我が国に一応の近代的行政制度の実現をみる最大の要因となつたものであります。

我が国の現実は、この際、地方自治の確立なくしては新憲法の基本精神は実現しがたく、中央と地方を通じての行政の合理化、能率化は実現しがたく、延いては社会の福祉の増進も又期しがたいのであります。曾つて明治の中頃におきまして「国家の基礎を鞏固にせんと欲せば必ず先ず町村自治の組織を立てざるを得ず」とした町村合併の理由は、今日においては国と人民とを通じて新たな意義において重且つ大であると言わなければならぬのであります。当委員会におきましては、右のごとき根本理念によりまして、新しい地方制度の実施と共に、新たな意義における町村合併の必要を主張して来たのであります。たゞ、地方税財政制度の大改正となり、平衡交付金制度の採用せられるに当りまして、その制度の必然性として、町村が合併して大規模なものとなり得る場合は、交付金の交付額は、合併なかりしものとして個々の町村について計算しこれを合計したものよりも減少することとなつたのであります。これは合併町村にとりましては予想外のことであり、同時に、同時に、国といたしましても、その希望する方向に自主的に動いておる町村に対する財政上の保障が却つて減少することとなることは、あえて希望するところではなかつたわけであり、このような事実

その他よりいたしまして、当委員会におきましては、この点を含めて合併町村の保護と奨励のために何らかの特別立法を行うべきことを主張して来たのであります。この見解に對しましては各方面の賛成と協力を得まして、ここに提案中の町村合併促進法案の形となつてまとまることとなつたのであります。

当委員会といたしましては、この法案の制定を取りきめましたのは、本件を継続調査事件の中心題目として取上げ、関係各省とそれぞれの所管事項について折衝しましたことは言うまでもなく、特に小委員会を設置して、各条項について詳細な検討を重ね、又現地調査によりまして法案の完璧を期したわけでありました。

この間、問題の焦点として特に本委員会にあつて検討いたしました諸事項は、おおむね次のごとくであります。

先ず、適正規模の標準を法案中に入れるべきや否やの点であり、これはつきましては、神戸委員会の勧告、自治庁の調査、或いは当事者たる府県町村の意見を参酌し、おおむね八千以上の住民を標準とするよう規定したわけでありました。又、合併について町村議員の任期をどう取扱うかについては、憲法九十三条第二項との関係、或いは合併後の実際との関係について種々議論があつたのであります。結局において、旧町村の議員についてそのまま二年以内に限り任期を延長するか、或いは新たに選挙するについては自治法の定める定員の二倍以下の特例を認めることと相成つたのであります。更に、国有林野整備臨時措置法の特例につきましては、町村合併に對し基本財産として払下げ得る範囲をどの程度にまで特例とす

べきかについて慎重に検討を加え、責任者である林野庁長官の出席を求めて説明を聴取し、最後に、ここに提出した法案の内容のごとくに、問題の中心になつておりました部分は、「国土の保安上及び国有林野の経営上必要なものを除く外、当該合併町村に對し、国有林野整備臨時措置法の例により」と改められたわけでありました。その他、町村合併促進協議会と教育委員会との関係、地域給と町村合併との関係、新町村建設計画の実施の促進のために国の行う措置についての規定中の優先的な取扱ひ等、多くの点について調査審議を加え、更に、衆議院地方行政委員会中に設けられました町村合併促進法小委員会から連絡のありました研究事項については、(一)町村合併に際し知事が処分を行わなかつた場合の救済制度としての内閣総理大臣の処分に関する特例規定、(二)合併町村の一般職の職員身分を保障する規定、(三)町村合併促進協議会の非常勤の委員として公共的団体の役員を加え得ることを加へまして、委員会としての成案をまとめたのであります。

この間、明らかにされましたことは、特に町村においては、この法案の成立を待つて急速に合併するの氣運が各地に高まつておるということでありました。又この法案の成立したのち、国と地方との十全の協力の上に立つて町村合併が進められるにおいては、ここ数年中に、全国町村の数は、現在の町村数の少くとも三分の二、多ければ二分の一に減少し、将来これによつて節約される行政経費は最低百億と見ることが得べく、又、政府部内においては、これを内閣全体の重要事項として強力に取上げべきであるとの意見も有力化しつ

つあるとのことでありました。

本法案の内容は、要するに、地方自治の本旨に基き町村の自主的な合併を保護奨励するに足りる各種の勸奨的或いは財政的措置を諸法律の特例として規定することを中心とするものでありまして、先ず總則的事項としては、地方自治の本旨の実現を旨として、おおむね人口八千以上を標準として町村合併を行い、このため、都道府県に町村合併促進審議会、町村に町村合併促進協議会を設け、又、新町村建設計画の策定等について規定したものであります。次いで諸法律の特例といたしましては、町村議員の任期及び定員についての特例、一部の区域の境界変更に関する特例、一部の区域で警察を維持し得ることの特例、地方債の特例、地方税の特例、地方財政平衡交付金法の特例、国有林野整備臨時措置法の特例、国民健康保険の特例、水産業協同組合に関する特例、農地法の特例をとりまゝとめて掲げたものであります。更に、町村合併及び新町村建設計画の実施について、町村合併に對する協力その他その実施に必要な諸事項を規定いたしました。又、その実施の促進に関する諸事項として、国の補助金或いは内閣総理大臣の斡旋等を規定し、最後に雜則としてその他の関係諸規定を掲げてあるものであります。

当委員会におきましては、二十日の委員会において全委員の共同提案とすることに決定し、直ちに提出、その付託を待ちまして、二十一日には、知事会等、地方六団体の全国組織の代表者を参考人として出席を求めて意見を聴取し、その後、質疑及び討論を省略いたしましたして、全会一致を以て可決いたしました次第であります。

以上御報告いたします。

三、衆議院地方行政委員長報告(八月七日)

○灘尾弘吉君 ただいま議題となりました町村合併促進法案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の御報告をいたします。

本法案は参議院提出にかかるとありまして、その趣旨は、地方自治の本旨を十分に実現し、住民の福祉を増進するため町村規模を適正にし、その組織及び運営を合理的かつ能率的にすることが緊要であるに堪がみ、町村合併を積極的に促進するために、これが障害を除去し、合併町村を育成強化するの措置を講ぜんとするものであります。

本委員会におきましては、七月二十二日本法案の付託を受け、翌二十三日、参議院地方行政委員長内村清次君より提案理由の説明を聴取しましたが、本法案は実に地方自治の進展上画期的意義を有する重要法案であるに堪がみ、特に小委員会を設けましたところ、各委員諸君は非常な熱意をもつて日夜検討を続けられ、また提案者たる参議院側ともしばしば連絡協議を重ね、慎重審議をいたしたのであります。八月六日、小委員長加藤精三君より小委員会における審議の経過の報告があり、本案に對する質疑を終了、続いて自由党両派、改進黨及び社会党両派の共同提出にかかる次に申す修正案及び修正案につき、委員床次徳二君よりその趣旨弁明があり、修正案並びに修正部分を除く原案に對し採決を行いました結果、修正案及び修

正部分を除く原案はいずれも全会一致可決せられ、よつて本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

修正の第一点は、都道府県に設置する町村合併促進審議会委員は、原案のほかに都道府県教育委員会代表、市議会議長会代表、市長会代表をも加えることあります。第二点は、新設合併の町村にありましては、合併町村の協議により、旧町村の議員が引続き二箇年以内議員の職にあり得るとなつておる原案を一箇年以内に短縮することであり、第三点は、旧町村から合併町村に引継がれた一般職の職員の身分取扱いにつき、合併後一箇年以内に退職を申し出た者に対しましては、退職手当の支給につき特に優遇をしなければならぬとする規定を附加したことであり、第四点は、合併関係町村のうち、町村合併の際に自治体警察を持つていたものとしからざるものとありました場合においては、合併後三箇年以内に、従前自治体警察を持つていた町村は、その町村の区域に限つて自治体警察を持ち続けてもよいという原案の定める特例を、合併町村が新たに市となつた場合並びに市が町村を編入合併した場合にも同じく適用するようにすることあります。最後に、修正の第五点は、原案によりますれば、本促進法によつて市町村合併の申請があつた場合において、都道府県知事がこれを拒否した場合は六箇月以内に許可をなさないときには、関係市町村は、内閣総理大臣に申請し、その裁決を求めることができると規定してあるのでありますが、この規定を、本促進法によらずして、市町村が合併等をなさんとした場合においても、これによつて町村の数が減少するものについては同様に適用

があるものとするのであります。
以上御報告申し上げます。

◎私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二八、九、一、法二五九)

一、提案理由(七月三日)

○緒方国務大臣 ただいま上程されました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由を説明いたします。

昭和二十二年七月に独占禁止法が施行されてから、早くも約六箇年を経過いたしましたのでありますが、その施行の経験に徴しまして、本法の諸規定をわが国経済の特質と実態によりよく即応するものにする必要が感ぜられたのであります。もとより国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、私企業による市場独占のもたらす諸弊害を除去し、公正かつ自由な競争を促進しようとする独占禁止法の根本精神はあくまで尊重すべきものであります。この際、内外諸情勢の推移にかんがみて、独占禁止法に適當な調整を加える必要があると考へ、前国会にこれが改正を提案いたしました。が、成立を見るに至りませんでしたので、今回あらためて本法律案を提出するに至つた次第であります。

本法案は、前国会に提出いたしました法案とその内容がほぼ同一でありまして、その改正の項目は多岐にわたつておりますが、主要なものは、特定の場合、すなわち不況に対処するため必要がある場合および合理化の遂行上特に必要がある場合における事業者の共同行為を、一定の条件のもとに認容したこと、株式の保有、役員兼任等の制限を緩和したこと、不正競争方法に関する現行法の規定を整備したこと、不当廉売、おとり販売等の不当な競争を防止するための再販売価格維持契約(定価拘束制度)を認めたこと、事業者団体法を廃止して必要な事項を独占禁止法中に収めたこと等でありま

二、衆議院経済安定委員長報告(七月二十五日)

○佐伯宗義君 ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

御承知のごとく、昭和二十二年七月施行されました独占禁止法は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な競争方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、公正かつ自由な競争を促し、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とするものであり、わが国の経済民主化憲法とまで称せられた重要な法律でありま

す。従つて、たといこれが占領中に施行された法律ではありましても、わが国民経済が国内的にもまた国際的にも健全な発展を達成す

るためには、ます／＼その機能を發揮すべきものであります。この際、内外諸情勢の推移にかんがみて、独立後の自主経済確立のため、わが国経済の特質と実態に即応して、本法に適當な調整を加える必要が生ずるに至つたのであります。が、それだけに、この改正は最も重要視すべきものであることは申すまでもありません。

本法案の改正の項目は多岐にわたつておりますが、その重要なものは、特定の場合、すなわち不況に対処するため必要がある場合及び合理化の遂行上特に必要がある場合における事業者の共同行為を一定の条件のもとに認容したこと、株式の保有、役員兼任等の制限を緩和したこと、不正競争方法に関する現行法の規定を整備したこと、不当廉売、おとり販売等の不当な競争を防止するための再販売価格維持契約を認めたこと、事業者団体法を廃止して必要な事項を独占禁止法中に収めたこと等であります。

本法案については、七月三日提案理由の説明を聴取し、引続き同日四日より十六日まで及び二十四日に質疑を行い、同九日には経済安定、農林及び通商産業委員会の連合審査会を開き、同十日には公聴会を開き、また委員会の質疑中にも各方面より参考人を招致し、慎重にかつ熱心に審議を重ねました。

この審議中最も問題となりましたのは、禁止規定の削除、不公正な取引方法、再販売価格維持契約、不況に対処するための共同行為及び企業合理化のための共同行為の各規定であり、特にいわゆる不況カルテル及び合理化カルテルの認容に関する規定でありました。以上の諸点は、経済民主化のための委員会制度の存立上からも重大

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

な問題でありますので、本委員会におきましては、特に審議の慎重を期し、当該委員と政府との間にあらゆる角度から熱心な質疑応答を重ねましたが、結局、審議の中心問題は、次の三点に集約せられたのであります。

第一は、カルテルの認容に関する公正取引委員会の認定と主務大臣と認可との二本建の問題であります。すなわち、カルテル認容が通商産業行政から判定すべきであるという見地をとれば、主務大臣に認可権を与えることは一応適当とも考えられるが、それにもかかわらず、特に本改正案が公正取引委員会の認定を要件としているのは、つまり独占禁止法が私的独占の禁止を建前とするからであり、従つて、法体系の上から見ても、また法運用の上から見ても、むしろカルテルの認可権を公正取引委員会に与えて一本として、主務大臣とは協議すべきものとするのが至当ではないかということであり、第二は、カルテルの認容の問題であります。共同行為が生産数量、販売数量、設備の制限等いわゆる操短の段階を越えて、一挙に対価の決定にかかる共同行為を認容することは、価格カルテルを無制限に認容することとなり、これでは戦前の財閥の復元あるいは大企業の独占を実現せしめるおそれがあるのであります。このことは、本改正案の提案理由において、国民経済の民主的で健全な発達を促進するため、私企業による市場独占のもたらす諸弊害を除去し、公正かつ自由な競争を促進しようとする独占禁止法の根本精神をあくまで尊重すべきであると政府が言いながら、かえつて独占禁止法の根本精神に背反するものと言わざるを得ないのであります。

従つて、かかる価格カルテルまでも認容することは、独占禁止法を骨抜きにして、その存在を無意義とするものではないかというのであります。第三は、再販売価格維持契約につき特定の団体を適用除外とすることは、本契約を認容する趣旨に矛盾するものであり、妥当ではないのではないかというのであります。

以上の三点につき、第一の、公正取引委員会に認可権を与えて一本とすることについては、各党ともに意見の一致を見たのであります。第二の価格カルテルの認容については、自由党がもととして、原案支持を譲らず、また第三の再販売価格維持契約の適用除外は、現行法においても認容されているのであるから、これはそのままでも当分さしつかえないのではないかということになりました。結果、七月二十四日に、本法案に対して、栗田委員外十七名より、お手元に配付いたしましたような修正案の共同提案がありました。修正案については栗田委員より提案の趣旨の説明がありました。その要旨は、不況カルテル及び合理化カルテルの認容につき、公正取引委員会の認定を得て、主務大臣がこれを認可するという原案の規定を改めて、主務大臣と協議の上で公正取引委員会の認可のみにて足るものとし、これに伴う条項の整理をしたことであります。

なお、委員会の審議の経過中に痛感されましたことは、現行の独占禁止法は、法体系の上からも、法運用の上からも、わが国経済の民主化の上からも、また独占禁止法に関する世界趨勢の上からも、きわめて不備なものであり、その目的に矛盾撞着して適合しない点が多々あるのであつて、これは、その一部の改正や修正によつて

は、もはや救いがたいものとなつていふことでもあります。よつて、これは、すみやかに広く有識者を網羅した審議会でも設置いたしまして、よく検討を尽し、抜本的な新しい理想的独占禁止法を制定することが望ましいと存する次第であります。

右審議の詳細は委員会の速記録に譲ることにいたします。

かくて、七月二十四日、右の修正案並びに修正案を除きたる本法案を一括して討論に入りましたが、自由党を代表して小笠委員は、自立経済達成のために必要であるとして賛成せられ、日本社会党を代表して飛鳥田委員は、独占禁止法の緩和は逆行であるとして反対せられ、改進黨を代表して栗田委員は、価格カルテルの禁止と再販売価格維持契約の適用除外規定の削除とができなかつたことは遺憾であるが賛成すると述べられ、日本社会党を代表して小林委員は、社会主義による計画経済の立場から反対せられ、自由党を代表して山本委員は、この独占禁止法の緩和がすつきりしない点があるけれども賛成すると述べられました。

次いで、右の修正案並びに修正案を除きたる原案についてそれぞれ採決を行いましたところ、いずれも多数をもつて可決いたしました。右御報告を申し上げます。

三、参議院経済安定委員長報告(八月六日)

○早川慎一君 只今議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず本法律案につき、政府の提案理由によりますと、「昭和二十二年七月にいわゆる独占禁止法が施行せられてから、その経験に徴して、本法の諸規定を我が国の特質と実態によりよく即応するものとする必要が感ぜられたこと、もとより独占禁止法の根本精神は飽くまで尊重すべきものであります。この際、内外諸情勢の推移に鑑みまして、独占禁止法の内容を適当に緩和する必要があると考へ、前国会にこれが改正を提案いたしました。成立を見るに至りませんので、今回改めて本法律案を提出するに至つた次第である」というのであります。

以下その改正案の主なる点を申し上げますと、第一点は、現行法によりますと、事業者間における特定の共同行為は画一的に禁止されているのであります。本改正法案におきましては、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合に限つて禁止することとした。又、現下要請されている事業の合理化のため、事業者が共同して規格の統一等のためにカルテルを結成することを認容し、更に、不況時に際しまして事業の全般的存立が危殆に瀕する場合には、生産制限、価格協定等のカルテル結成を認容せんとするものであります。

改正案の第二点は、現行法によりますと、競争関係にある会社相互の株式の保有、役員兼任等は、画一的に禁止されておるのであります。これ又、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか又は不公正な取引方法を用いる場合に限つて禁止す

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

ることによりとするのであります。

その第三点は、現行法によれば、競争手段として不当に低い対価を以て経済上の利益を供給する等の行為は、いわゆる不正なる競争方法として禁止されているのであります。自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引する場合、不正な取引方法という概念に改めまして、これらの行為が公正な競争を阻害する虞れがあるものに限つて指定して禁止することとするものであります。

改正の第四点は、現行の事業者団体法を廃止して、その必要な規定はこれを本法中に収容したことであり、我が国の事業者団体法は、御承知の通り昨年の八月の改正によりまして、本法の法益は独占禁止法の法益とほぼ同一になつておりまして、これを単行法として存続せしめる積極的な理由は存しなくなつたからであるというのであります。

又、第五点といたしましては、従来、不当販売、おとり販売等の不当な競争が主として小売面で行われていた実情に鑑みまして、一定の日用商品、書籍等に限って、再販売価格維持契約を独占禁止法上適法なものとしてこれを認めただけであります。

以上申述べましたことは、今次改正法律案の主な点でございますが、このほかに、私的統制団体の禁止に関する規定、事業能力の較差に関する規定を削除いたしております。これは他の規定によりまして取締の実を挙げることができると認めためたのであります。その他、以上の改正点に伴ひまして、手続規定、罰則規定に所要

の改正を加えると共に、附則として、独禁法の改正又は事業者団体法の廃止に伴う経過措置、適用除外規定の整理をしているのであるというのであります。

以上が改正法案の概要であります。

本法案は、七月八日、本委員会に予備審査として付託せられました。通産委員会との四回に亘る連合委員会を開き、又去る十七日には公聴会を開き、経済団体連合会常任理事福島正雄君外九名の公述人の意見を徴したのであります。二十五日に衆議院において修正がなされ、カルテルについての主務大臣の認可とあるを、公正取引委員会の認可とし、認可権が公正取引委員会にあることに改め、主務大臣には協議のみで足ることにして、これらに関連して手続その他に所要の修正がなされました。

その後、委員会といたしましては、単独に開きまして、慎重なる審議がなされたのであります。その質疑応答の主なるものを申し上げます。

先ず、「各国の反トラスト法と比較して日本の独占禁止法の改正後の地位はどういうところにあるか。西ドイツ及び英国のそれとはどう違うか」との質問に対しましては、「今回の改正法は西ドイツの競争制限防止法と大体同じである。米国では条文は頗る簡単であつて、その実施の上におきましてケース・バイ・ケースに判例が積み重ねられており、これは実質上法律と同じ効果を持つておるのであります。従つて、厳格とかということについては比較になりがたい。英国はカルテルについては単なる届出制をとつて、行き過ぎはこれを

是正することになつておるが、併し英国の基礎産業は国有又は公営下であり、その意味ではこれ又彼此比較して本改正を以て厳格だとは言えないと思う」との答弁がありました。

次に、独禁法はカルテルを悪と見た立法と思われがどうか。その運用は固定的でなく積極的に弾力的に行うべきものであると思ふがどうか」との質疑に対しましては、「本改正はカルテルを悪と見る立場にあるというのはい過ぎである。現行第四条は削除されており、第三条該当のカルテルのみを違反として取締るに過ぎないので、不況カルテル、合理化カルテル、貿易カルテル等の点で、更にその上の緩和をしている」ということと答弁がありました。

次に、「本法改正によりまして輸出にどういふ影響を及ぼすか。現内閣の経済政策の基本方針たる貿易の拡大を阻害することはないか」との質疑に対しまして、「成るほど不況カルテルにおいてはコストを吊上げる虞れが全然ないとは言えないが、厳格な条件の下に例外的に認めるのであつて、認可の際は十分慎重に審査を行い、そういうことが起らないようにして行く考えである」との答弁がありました。

次に、「輸取出引法が画期的に充実強化されさえすれば、独禁法を緩和する必要はないと思うがどうか。殊に不況カルテル等まで認めるというのはいかがか。一步を譲つても価格カルテルまでの必要はどうかと思う」との質疑に対しましては、「今回の輸取出引法の改正は対外関係を主としており、従つて国内関係におきましては輸出産業をも含めた全体の産業の安定のためにも本改正は是非とも必要

であると考え。又不況カルテルの場合の価格協定については、極めて特殊の場合に限定してこれを認めることにしている」との答弁があつたのであります。

次に、「競争会社が競争力を失ひ、自然消滅して他の会社が独占企業となる場合、再び過度経済力集中排除法のごとき法律が制定される虞れはないか」との質問に対しましては、「残つた企業が不当な独占をなす場合には第三条で十分取締れるから、再び過度経済力集中排除法のごとき法律はこれを制定する考えはない」との答弁がありました。

次に、「通産省の勧告で綿紡績等の操短が行われたが、これは独禁法違反でないか。外貨予算の割当によつてやはり操短が行われているではないか。改正後も同様行政措置による操短が行われるのではないか」との質疑に対しまして、公正取引委員会より、「行政機関の措置の結果できた事態に対しましては独禁法違反を問うわけには行かない。独禁法上面白くないと考える場合は、公正取引委員会は行政官庁に意見を申入れ、又国会に意見を提出することもあり得る」と、この問題に關しまして通産省からは、「本改正後は行政措置による勧告操短は行わない」との答弁がありました。

次に又、「本改正の結果、公正取引委員会の仕事は殖えることが予想されるが、公取を通産省に吸収したり定員を減少するようなことはないか」との質疑に対しましては、「そのようなことは考えていない。定員の増加については必要に応じ研究する」との答弁がありました。

以上のほかにも重要な質疑が相当あつたのでありますが、詳細は会議録に掲載されておりますから御覽を願いたいと思ひます。

かくて質疑が終つて討論に入つたのでありますが、八木委員よりは、本改正案は独禁法緩和という意味で賛成はするが、なお幾多の不備欠陥を包蔵すると考へる。即ち、根本においてカルテル等の共同行為の取締は広く国民経済の利益に反するかどうかの實質に着眼すべきであつて、従つてカルテルの認可に代えて届出制を採用すべきである。又、不況対策としての本案は生産業者に偏し、販売業者にもカルテルの結成を認容すべきである。これらの諸点は、会期切迫せる今日、他日を期することとして、本法運用上考慮せらるべきである」との賛成意見が述べられました。奥委員よりは、「本改正案は少数の大企業を利する結果となり、現存するカルテルの既定事実を合法化するに過ぎないのであつて、価格カルテル、再販売価格維持契約も価格の引下げには役立たないで、社会の消費者大衆の利益に反する結果となるから反対する」との意見が述べられたのであります。

かくして討論を終結いたしましたして、採決の結果、多数を以て衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

この段御報告を申し上げます。

◎有畜農家創設特別措置法

(昭和二八、九、一、法二六〇)

一、提案理由(七月八日)

○保利国務大臣 有畜農家創設特別措置法案の提案の理由を御説明申し上げます。

農業経営の合理化をはかり、農業生産力を高めるためには、農家に家畜を導入し、有畜農家を普及徹底させることが最も有効適切な措置でありますことは、いまさら申し上げるまでもないことでありまして、このために政府におきましては、すでに御承知の通り、昭和二十七年から有畜農家創設要綱を定め、農業協同組合等に対する家畜導入資金の融通のあつせんと、これに対する利子補給を行うことによりまして、有畜農家の創設を計画的かつ効率的に推進して参つたのであります。しかしながら、過去一年における経験に徴してみまするに、右の措置のみでは、信用力の低い組合につきましては、思うように融資が受けられない事態も出て参つていたのであります。これらの障害を除去して、有畜農家創設事業の所期の目的を達成いたしますためには、家畜導入資金を融資する金融機関に損失補償を行うことにより、金融機関が安心して融資することができるような制度を確立する必要があると思ふのであります。しかしながら、実際問題といたしましては、このような損失補償制度が設けら

れましても、なおかつ融資を受けることが困難な組合もあろうかと考へられるのであります。このような場合には、すでに多くの都道府県において実施いたしておりますような、都道府県がみずから家畜を購入しこれを貸し付ける制度を奨励いたしますことが必要な措置であると思へるのであります。また新品種の家畜を集団的に導入しようとするような場合には、相当の危険なり負担が伴いますので、以上の諸措置のみでは十分にその成果を期待し得ないと考へられるのであります。特に国で種畜以外の家畜についても、これを購入して貸し付けることができるような制度を設ける必要があると思ふのであります。かくて有畜農家創設事業も制度的に一応整備いたし、所期の目的も十二分に達成できるものと確信いたすものであります。

本法案は、以上の考へ方を骨子といたして行つておりますが、以下本法案の内容を簡単に申し上げますと、第一、国が有畜農家創設事業に必要な資金の融通のあつせんに努めること、第二、国が家畜導入資金についての利子補給を助成すること、第三、国が家畜導入資金についての損失補償を助成すること、第四、都道府県有家畜の貸付を奨励すること、第五、国有家畜の貸付の道を開くこと、の五点であります。

以上のような理由によりまして、この法案を提出いたしました次第であります。本法案につきましては、前国会におきまして各派共同提案により御審議中のところ、会期の関係上審議未了に終つたことはすでに御承知のところでありまして、何とぞ慎重御審議の上、

すみやかに御可決くださるよう切にお願い申し上げます。次に土地改良法の一部を改正する法律案の提案の理由を申し上げます。

土地改良法は、昭和二十四年八月施行以来すでに三年有余の年月を経過いたしましたして、その間に旧来の普通水利組合、耕地整理組合及び北海道土功組合は、それら土地改良法に基づく土地改良区に組織がえをいたし、新しい組織の下に灌漑排水施設、農業用道路の整備、農地の区画整理、農地の集団化、農地の造成及び保全並びにその災害復旧等の土地改良事業を実施して参つたのであります。しかるにその後の土地改良法の運営実施の状況を見ても、あるには、あるいは土地改良事業の実施手続の面でやや形式的煩瑣にすぎ、あるいは法律実施上不備であると思へられる点が出て参つて来たのであります。土地改良事業の円滑な実施をはかるため、この際土地改良事業の実施手続の簡素化をはかり、また土地改良法上の不備を是正いたしましたして、土地改良事業を一層円滑に推進することの必要が痛感されるに至つたのであります。このことがこの改正法律案を提出いたしました根本的な理由であります。

次に改正法律案の主要な内容について御説明申し上げます。第一は、土地改良区の設立手続を簡素化したことであります。すなわち従来土地改良区を設立するには、土地改良事業計画の概要、定款の基本事項等につきまして、都道府県知事が本審査と予備審査との二段階の審査をするという手続をとつて来たのであります。本改正法

律案では、農業水利施設等の維持管理のみを行う土地改良区の設立につきましても、予備審査の手續を廃止し、本審査のみで土地改良事業

計画及び定款の審査をいたすこととし、灌漑排水施設等の工事を行う土地改良区の設立については、予備審査にかえて、土地改良事業計画のみを純粹に技術的な見地から審査して、事業の適否の認定をいたすこととし、都道府県知事の行う縦覧公告、利害関係人の意見の申立て等の諸手續を省略して、手續を簡略化したことでもあります。

第二に、役員につきましても、新たに組合員以外からも練達の人を役員として置くことができることとするともに、従来の都道府県知事の任命による監事の廃止して、役員を選任はすべて選挙によることとしたことでもあります。

第三に、農地法の規定に基き買収した土地等につき国または都道府県が開田をしまは干拓をいたす場合に、その事業とあわせてその近傍の民有地について灌漑排水事業または開田事業を行うことが事業の効率を高め、農業経営の合理化に寄与すると認められるときは、申請がなくても国または都道府県が積極的に農民の同意を求め、その民有地について土地改良事業をなし得る道を開いたことでもあります。

第四に、国营土地改良事業計画及び都道府県営土地改良事業計画につきましても、新たに計画を変更し得る道を開いて、事業の一層合理的な実施を期した次第であります。

第五に、従来の国、都道府県、土地改良区、農業協同組合の行う土地改良事業のほか、新たに市町村も一定の手續を経て土地改良事

業を行い得ることとし、土地改良事業の一層の進捗を期したことであります。

なお、以上のほか、総代の定数、役員監督等につきましても、それら所定の改正を加えました。

以上が本法律案提案の理由とその内容の概要であります。何とぞ御審議の上、御賛成を賜わらんことを切望する次第でございます。

二、衆議院農林委員長報告(七月二十五日)

(農業機械化促進法(昭二八―法二五二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林委員長報告(八月三日)

(農漁業組合連合会整備促進法(昭二八―法一九〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎昭和二十八年六月及び七月の大水害地域における自転車競技法の特例に関する法律 (昭和二八、九、三、法二六一)(衆)

一、提案理由(八月三日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の提案理由と一括して掲

載)

二、参議院水害地緊急対策特別委員長報告 (八月七日)

(昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における災害救助に関する特別措置法(昭二八―法二二七)の委員長報告と一括して掲載)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎万国郵便条約 (昭和二八、七、一、条二)

一、提案理由(五月二十八日)

(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭二八―条一七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(六月二十三日)

○上塚司君 ただいま議題と相なりました二件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まずブラッセル万国郵便条約及び関係諸約定について御報告申し上げます。

本件は、五月二十日閣内閣から国会に提出され、二十五日本委員会に付託されましたので、五月二十八日、六月十七日及び二十日の三

回にわたり外務委員会を開き、また六月十八日、外務郵政連合審査会を開き、審議を重ねました。

政府当局の説明によりますれば、万国郵便条約は万国郵便連合の基本的文書であつて、現在は一九四七年にパリで改正された条約が実施せられております。わが国は、一八七七年、すなわち明治十年以来万国郵便連合に加盟し、今回わが国が批准しようとする条約は、現行のバリ条約を改正補足するため、一九五二年五月からブラッセルで開かれた万国郵便連合の大会議で、同年七月十一日、八十九箇国の署名によつて締結されたものであり、わが国もこの会議に全権を派遣し、同条約に署名いたしておるのであります。

この条約は、規行条約と同様に、万国郵便連合の組織及び構成を規定するとともに、通常郵便の業務を規律し、また関係約定は、小包郵便物、郵便為替その他の特殊業務を規律した五約定であります。が、五年前のバリ会議で採択された現行条約及び約定を実施した経験にかんがみ、今日の新事態に適応した改善を加えたものであります。しかし、この条約及び関係約定は本年七月一日から実施されることになっておりますが、わが国が国際社会への復帰以来、海外との郵便物の交換が日々増加を見つつある今日、これをすみやかに批准し、郵便連合を通じて国際協力を維持増進することは、わが国にとりきわめて有意義な措置と認めるところであります。右に對し、委員より、外務並びに郵政当局に對し活発なる質疑が行われましたが、これらの詳細は会議録によつて御了承を願います。

続いて討論に移り、日本社会党戸叶委員から希望を付して賛成の意が表明され、採決の結果、本件は本委員会においてこれを承認すべきものと全会一致議決いたしました。

次に、貨物の原産地虚偽表示の防止に関するマドリッド協定について御報告申し上げます。

本件は、五月二十日内閣から国会に提出され、二十五日本委員会に付託されましたので、五月二十八日、六月十七日及び二十日の三回にわたり外務委員会を開き、審議をいたしました。

この協定は、一八九一年四月十四日にマドリッドで最初に成立し、その後三回にわたって修正せられ今日に至っております。今回わが国が加入いたします、ロンドンで最後に修正されたマドリッド協定は、一九三八年八月に効力を生じ、現在これに参加せる締約国は十六箇国を数えております。政府当局の説明によりますれば、この協定は、締約国の一またはその中にある場所を原産地として虚偽に表示した生産物を、その輸入に際して差押え、輸入を禁止し、または国内において差押える等の措置によつて、不正競争を防止することを目的としたものであります。すなわち、この協定は、すでに一般の通商貿易において国際的に承認せられた公正な慣行を取入れたものにはかならないのでありまして、わが国がこれに加入することは、わが国の国際信用を高め、国際通商におけるわが国の地位を向上せしむるゆえんであります。また、わが国は、一昨年九月サンフランシスコにおいて平和条約の署名に際し、平和条約の最初の効力発生の後一年以内にこの協定に加入する意思を宣言しております。

で、政府は、この協定を第十五特別国会に提出し、加入について承認を求めたのであります。審議半ばにして衆議院が解散せられました。従つて、右加入について事前の国会の承認を得ることができませんので、やむを得ず政府の責任において平和条約付属宣言の期間内にこの協定への加入の手続をとり、国会に對しましては、今回憲法の条章に従い、事後にその承認を求めることとなつた次第であります、とのことでありました。

右に對し、委員より政府当局に對する二、三の質疑が行われましたが、これらの詳細は会議録によつて御了承をお願いいたします。

続いて討論に移り、日本社会党戸叶委員から希望を付して賛成の意が表明され、採決の結果、本件は本委員会においてこれを承認すべきものと全会一致議決いたしました。

右御報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告(六月二十六日)

○佐藤尙武君 只今議題となりました千九百五十二年七月十一日ブラッセルで締結された万国郵便条約及び関係諸約定の批准について承認を求めの件について、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、万国郵便条約は万国郵便連合の基本文書でありまして、一八七四年ベルンで締結された万国郵便連合創立に係る条約を前身として、その後しばしば改正され、現在は一九四七年パリで改正された条約が実施されておるのであります。

ところが、このパリ条約も、一九五二年七月十一日にブラッセルで開かれた万国郵便連合の第十三回会議で改正補足されました。これが今回国会の承認を求めておる郵便条約であります。

我が国は一八七七年即ち明治十年以来、郵便連合の加盟国でありまして、現行のパリ条約にも終戦後加入し、又ブラッセル会議にも全権を派遣して新条約に署名いたしております。而してこの条約は本年七月一日から効力を発生するので、取急ぎ国会の承認を得て、郵便の分野における国際協力に参加することとしたいというのが本件の趣旨であります。

条約は三部八十三カ条と最終議定書から成り、そのほかに国際連合と郵便連合との間の協定及び航空通常郵便物に関する規定等が附属いたしております。又関係諸約定とは、条約第二十条に規定する七つの約定のうち、我が国の加入する五つの約定、即ち

- 一、価格表記の書状及び箱物に関する約定
- 一、小包郵便物に関する約定
- 一、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定
- 一、郵便振替に関する約定及び郵便小切手局支払の有価証券の郵便振替による決済に関する追加書
- 一、代金引換郵便物に関する約定

これらを指すものであります。なお、この条約並びに諸約定の詳細の内容についてはお手許の資料を御参照願いたいと存じます。

委員会は六月十九日と二十五日の二回に亘り本件の審議を行いました。質疑の主なる点を申し上げますと、高良、梶原両委員より、

「沖繩、奄美大島等の郵便管轄権はどの国に屬するか、ブラッセル會議には国民政府や韓国は出席したかどうか。対ソ小包郵便物の取扱状況はどうか。今回の条約加入によつて我が国の経費負担はどうなるのか等の質問があつたのに對しまして、政府委員から「沖繩等南西諸島には我が国の潜在主権が存すると解釈されるが、これらの地域は事実上は米国の司政下にあるので、その郵便管轄権は米国内に屬するものと考えられること。ブラッセル會議には国府と韓国も出席し、それら中国と朝鮮を代表するものと認められたが、ソ連國諸國は、最終議定書への署名に當り、兩國を合法のものとして認めない旨の宣言を付していること。小包は郵便物と異なり、相互交流の実績が少ないので、小包の発受には相互國間に小包協定が必要である。又我が国とソ連との間には小包協定が存していないので、第三國、例えばソ連と小包取引のあるスイスのごときを経由する必要があること。郵便連合への我が国の分担金は、等級は従来通りの一等、二十五単位で、邦貨に換算して約四百二十万円見当である」との答弁がありました。その他の詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を了し、討論を経て採決に入りましたところ、本件は承認すべきものと全会一致を以て決定いたしました次第でございます。以上御報告申し上げます。

千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定

六一四

◎千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定

(昭二八、七、八、条八)

一、提案理由(五月二十八日)

(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭二八一条一七)の提案理由を一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(六月二十三日)

(万国郵便条約(昭二八一条二)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(七月二十七日)

○佐藤尚武君 只今、議題となりました千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防

止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入について承認を求める件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、この協定は千八百九十一年四月十四日にマドリッドで最初に成立し、その後三回修正されており、今回我が国が加入いたしますのは、ロンドンで最後に修正されたマドリッド協定でありまして、この協定は、千九百三十八年八月一日に効力を生じ、現在その締約国は十六に上つておるのであります。我が国は一昨年九月八日にサンフランシスコで平和条約の署名に際し、平和条約の最初の効力発生のも一年以内にこの協定に加入する意思を宣言しておりますので、政府はこの協定を第十五特別国会に提出して加入について承認を求めたのであります。審議半ばで衆議院が解散されたため、右加入について事前に国会の承認を得ることができませんので、政府の責任において、本年四月二十一日に同協定に加入の手続をとつたものであります。

この協定の要点は、生産物が締約国の一又はその中にある場所を原産地として虚偽に表示せられている場合に、その生産物の輸入を取締ることによつて不正競争を防止することを目的としたものであります。本協定は、すでに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行を取入れたものにはかならないとの説明でありました。協定の詳細の内容につきましては、お手許の資料を御参照願いたいと存じます。

委員会は、七月九日、十三日、十四日の三回に亘り本件の審議を

行いました。質疑を了し、討論に入りしましたところ、杉原委員より、「本件の承認については賛成であるが、今回政府がマドリッド協定に加入した後に国会に承認の手続をとつておる点についてははつきりさせておきたいことがある。本件の場合、事情を斟酌すべき点はあるが、本来、条約は対外的に確定的効力を発生した後に至つて国会の承認を求めることは、憲法の精神に鑑み問題があると思われるので、本件の承認を以て今後の先例とすべきではない」ということを、でき得れば委員会の意思としても明確にしておきたい旨の発言があり、次いで羽生委員より、「この協定には異議はないが、杉原委員の御発言の趣旨を何らかの形で当委員会できりとめることを前提として本件に賛成する」との発言がありました。続いて本協定加入について承認を求めるの件につき、採決に入りましたところ、本件は、承認すべきものとして全会一致で決定いたしました。

次いで、本件討議中に、杉原、羽生両委員より提出されました動議に従い、附帯決議を附する件につき採決に入りましたところ、本件は、多数を以て左の通りの附帯決議をなすことに決定いたしました。

本件の場合、これが平和条約調印に際し加入の意思を宣言したる協定なる点において、事情斟酌すべきものありとするも、元来、条約が対外的に確定的効力を発生したる後に至つて国会の承認を求めるがごときは、憲法の精神に鑑み、避くべきであり、且つ国民外交の趣旨にも反することとなるにより、事情斟酌すべき

航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定

六一五

ものある本協定の承認を以て、一般条約の場合に対する先例となすことなきよう政府に対し要望する。以上であります。右、御報告申し上げます。

◎航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定

(昭和二八、七、一四、条九)

一、提案理由(五月二十八日)

(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭二八一条一七)の提案理由を一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(六月三十日)

(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭二八一条一七)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(七月十日)

(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭二八一条一七)の委員長報告を一括して掲載)

◎航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定 (昭和二八、七、一四、条一〇)

一、提案理由(五月二十八日)

(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭二八一条一七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(六月三十日)

(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭二八一条一七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(七月十日)

(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭二八一条一七)の委員長報告と一括して掲載)

◎航空業務に関する日本国とタイとの間の協定 (昭和二八、七、一四、条一一)

一、提案理由(六月二十七日)

○下田政府委員 ただいま議題となりました航空業務に関する日本

国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるとの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、かねてタイとの間に航空業務に関する協定締結の希望を有し、本年五月以来バンコックで予備交渉を行つて参りましたが、さきに関係当事者間の意見がまとまりましたので、その結果に基づきタイ政府との間に正式交渉が行われまして、本年六月十九日にバンコックにおいて、この協定が署名されました。

この協定は、第十五国会でその締結につき承認を得ました日米間の民間航空運送協定及び航空業務に関する日英間の協定と同一の目的及び意義を有しておりまして、その内容も大差はございません。

よつて、現在わが国に暫定的に乗入れを認められているタイ航空会社に対する免許期限も本年七月十四日には満了することとなる事情も御考慮願ひまして、目下本院において御審議願ひしております航空業務に関する日本国とオランダ王国間、日本国とスウェーデン間、日本国とノールウェー間及び日本国とデンマーク間の四協定とあわせこの協定を御審議願ひまして、なるべくすみやかに御承認あらんことを希望いたします次第であります。

二、衆議院外務委員長報告(六月三十日)

(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭二八一条一七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(七月十日)
(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭二八一条一七)の委員長報告と一括して掲載)

◎航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定 (昭和二八、七、二四、条一二)

一、提案理由(五月二十八日)

(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭二八一条一七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(六月三十日)

(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭二八一条一七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(七月十日)

(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭二八一条一七)の委員長報告と一括して掲載)

◎航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定 (昭和二八、七、二四、条一三)

一、提案理由(五月二十八日)

(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭二八一条一七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院外務委員長報告(六月三十日)

(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭二八一条一七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(七月十日)

(国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(昭二八一条一七)の委員長報告と一括して掲載)

◎日華平和条約附属議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書

(昭和二八、八、四、条一五)

一、提案理由(七月二十五日)

(国際航空業務通過協定(昭二八一条二九)の提案理由と一括して掲載)
航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定 航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定 日華平和条約附属議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書
六一七

載)

二、衆議院外務委員長報告(七月二十八日)

○並木芳雄君 ただいま議題となりました、日華平和条約附属議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めの件に關し、外務委員会における審議の経過並びに結果について報告申し上げます。

本協定の目的は、わが国と中華民國との間の通商航海に關する日華平和条約附属議定書の暫定とりきめ存続の期間を延長しようとするものであります。

わが国と中華民國との間の通商及び航海に關する事項は、日華平和条約が昨年八月に効力発生以来、同条約附属議定書第二項の通商及び航海に關するとりきめによつて律せられて來ました。しかるに、同とりきめは、日華間に通商航海条約が締結されるまでの暫定とりきめでありまして、その存続期間も一箇年で、來る八月四日をもつて満了することになつております。ところが、日華両国間にはいまだ通商航海条約を締結するの段階に至つておりませんので、日華兩國政府間で交渉の結果、現行とりきめをさらに二年間、または通商航海条約もしくは協定が締結されるまでのいずれか早い方の時期まで延長することに妥結を見るに至つたのであります。この議定書の締結によりまして、日華兩國は、過去一年間に於けると同様、それら、相手国の国民、生産品及び船舶等に対し、最惠国待遇を与えることとなるわけでありまして、このことは、兩國間の通商貿易

關係の増進に資し、相互の利益に合致するゆえんであると思ふものであります。

本件は、七月二十三日本委員会に付託されてから、二十七日まで二回にわたり慎重に審議を行いました。本件に關する本委員会における審議の経過の詳細については委員会議録に譲ります。

質疑応答を終り、續いて討論を行いましたところ、日本社会党の田中稔男委員は、さきに締結せられた日華平和条約に反対したものであるから、それに附属する議定書第二項の延長のごときは当然に反対である、中国大陸を含めた中国全体との貿易をもつと尊重すべきである旨を述べて反対せられ、日本社会党の戸叶里子委員は、台湾政府は中国本土の一部であるにすぎない、中国全体とは隣接国として友好關係を維持することが必要である、従つて、日本と中国全体との平和条約が締結せられ、また通商航海条約が結ばれることが望ましい、今回の協定において、現行とりきめをさらに二箇年間、また通商航海に關する条約または協定の結ばれるまでのいずれか早い方の時期というがごとき無定見の態度には反対である、戦前のごとく中国との通商關係を盛んにするように努力をせられたいと述べて反対され、討論を終り、採決の結果、本委員会は賛成者多数をもつて本件を承認することに決定したのであります。

以上御報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告(七月二十九日)

○佐藤尙武君 只今議題となりました日華平和条約附属議定書第二

項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、我が国と中華民國との間の通商及び航海に關する事項は、昨年八月、日華平和条約が効力を生じて以來、同条約附属議定書第二項の通商及び航空に關する取極によつて律せられて參りましたが、この取極は、元來、日華兩國の間に通商航海条約が締結されるまでの暫定取極であり、その存続期間も一カ年と定められておりまして、來たる八月四日を以て効力を失うことになつておるのであります。一方、我が国と中華民國との間には、未だ通商航海条約が締結される段階に至つておりませんので、政府はこのたび現行取極の存続期間の延長について中華民國政府と交渉いたしました結果、現行取極を更に二年間又は通商航海条約が締結されるまでのいずれか早いほうの時期まで延長することに意見が一致し、七月十八日、外務大臣と在本邦中華民國大使との間において、その旨の議定書を署名を了したのであります。この議定書を締結いたしましたれば、日華兩國は、過去一年間に実施して參りましたと同様に、それぞれ相手国の国民、産品及び船舶に対して、関税、課金等に關する最惠国待遇を、又、海運、航海及び輸入貨物について、並びに自然入、法人及びその利益について最惠国待遇を与えることになるわけでありまして、このことは、兩國間の通商貿易關係の増進に資し、相互の利益に合致するゆえんであるとの説明でありました。

本件議定書の内容は、日華兩國間の通商航海に關する現行取極

國際小麦協定を修正更新する協定

を、本年八月五日から二年の期間が満了するまで、又は両当事国間に、貿易、海運その他の通商の關係に關する条約若しくは協定が締結されるまでのいずれか早いほうの時期まで延長すること、及び効力発生の時期について、各当事国がこの議定書の効力を発生させるため、その国内法上必要とする手續を完了したことを通知する公文が両当事国の間に交換されたときに効力を生ずるとの二点を定めたものでございます。

委員会は、七月二十七日、二十八日及び二十九日の三回、本件の審議を行いました。別段の質疑もなく、討論を経て採決に入りましたところ、本件は承認すべきものと多数を以て決定いたしました次第であります。

以上御報告いたします。

◎國際小麦協定を修正更新する協定

(昭和二八、八、一三、条一六)

一、提案理由(六月二十七日)

○下田政府委員 ただいま議題となりました國際小麦協定を修正更新する協定につきまして提案理由を御説明申し上げます。

この協定は、現にわが国が当事国となつて一九四九年三月二十三日にワシントンで作成されました國際小麦協定を修正更新するため、本年四月十三日にワシントンで作成されたものでございまして、本年七月十五日までに一定の署名国によりその憲法上の手續に

国際小麦協定を修正更新する協定

従つて受諾されることによつて効力を生ずることになつております。この協定の目的は、公正なかつ安定した価格で、輸入国に小麦の供給を、輸出国に小麦の市場を確保することにあるのであります。わが国といたしましては、毎年百五十万トン以上の小麦を輸入しなければならぬ現状を顧みますと、この協定に参加いたしました後三箇年間毎年百万トンの小麦の輸入を保証されること及び低廉な価格による小麦の輸入によりまして、毎年数百万ドルの外貨の節約を期待できますことは大きな利益であると存するのでございます。政府におきましては、このような見地から、本年四月十三日にこの協定に署名いたしました。なお、この協定の署名国は四十五箇国に上つております。

以上の点を了察くださいますと、御審議の上、すみやかに御承認賜わらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院外務委員長報告(七月九日)

○上塚司君 たいま議題となりました国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるとの件に關し、外務委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

本件は、六月二十三日に本委員会に付託されましたので、六月二十七日、七月一日、四日及び八日にわたり審査を行いました。

本協定は、本年七月三十一日に効力を失います現行の一九四九年の国際小麦協定を修正更新するためのものでありまして、本年七月十五日までに参加署名国が受諾することによつて効力を生ずること

になつております。この協定の目的は、公正なかつ安定した価格で輸入国に小麦を供給し、輸出国に小麦市場を確保することでありませす。

今次協定における修正の要点は、現行協定が最高基準価格一ブツシエルにつき一ドル八十セント、最低基準価格が、初年度一ドル五十セントで、次年度より毎年度十セントずつ遞減し、かつ協定の有効期間が四箇年でありましたのに対し、今回の協定は、最高基準価格一ブツシエルにつき二ドル五セント、最低基準価格は一ドル五十五セントで、協定の有効期間を三箇年とすることとなつております。また、現行協定がわが国の買入れ保証数量は年間五十万トンであるのに対し、今回の買入れ保証数量は年間百万トンとなつております。

本協定への加入により、わが国が受ける利益と見られる点は、毎年百五十万トン以上の小麦を輸入しなければならない現状から、この協定に参加して、今後三箇年間は毎年百万トンの小麦の輸入を保証されること、及び低廉な価格による小麦の輸入により、毎年数百万ドルの外貨の節約を期待できることとあります。

本件の審査に関する委員会の議事の詳細については委員会議録に譲ります。

質疑応答を終つて、本協定案件を議題として討論に入り、改進党の並木委員よりは、内麦の生産及び価格を圧迫せず、麦の現在の管理方針を維持せられたいとの希望を付して賛成意見を述べられ、日本社会党の穂積委員よりは、外麦買付によつて国内小麦生産農家の

経済を圧迫せず、小麦買付に際してはあつち限り低廉に買いつけること、従つて、わが国に不利な場合には本協定から脱退することが望ましく、また国内小麦生産農家を圧迫しないために、外麦の政府管理をゆるめず、売渡し価格、数量、時期等を勘案せられたい旨を希望して賛成の意見を述べられ、日本社会党の戸叶委員よりは、外麦の輸入による内麦の不当なる値下りを防止するとともに、農産物価格安定法のようなものを制定して、内麦生産者の生産意欲を減退させないようにとの希望を述べて賛成の意見を表明され、討論を終結、採決の結果、本委員会は全会一致をもつて本件を承認することに決定したのであります。

以上報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告(七月十三日)

○佐藤尙武君 只今議題となりました国際小麦協定を修正更新する協定の受諾について承認を求めるとの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、この協定は、本年四月十三日にワシントンで開かれた会議で作成されたものでありまして、現に我が国が当事国となつて一九四九年三月に取極めた国際小麦協定を修正更新したものであります。政府においては、この協定は、公正なかつ安定した価格で輸入国には小麦の供給を、輸出国には小麦の市場を確保することを目的としているものでありますので、毎年百五十万トン以上の小麦を輸入しなければならない我が国の現状か

国際小麦協定を修正更新する協定

ら見て、この協定に参加して、今後三年間、毎年百万トンの輸入が保証され、且つ低廉な価格で輸入し得ることにより、毎年数百万ドルの外貨の節約が期待できることは、我が国に取つて大きな利益であるとの判断の下にこの協定に署名いたしておるのであります。而してこの協定は、本年七月十五日までに一定の署名国により受諾されることによつて効力を生ずることになつておりますので、取急ぎ協定の受諾について国会の承認を求めたいというのが本件の趣旨であります。この協定は、前文、本文二十三カ条及び末文から成るものであります。その詳細はお手許の資料につき御承知願うことといたしまして、次に現行の協定と新協定との相違点の主要なるものを御報告いたします。

その第一は、一カ年間に輸出国が売渡しして輸入国が買入れる保証数量が、現行の千五百八十一万トンから千六百二十万八千トンに増加されました。日本の買入数量も毎年五十万トンであつたものが百万トンに殖えております。その二は、現行協定の最高価格が一ブツシエルにつき一ドル八十セントであり、最低価格は、初年度が一ドル五十セントで、次年度より毎年度十セントずつ遞減する仕組であつたものが、新協定では最高二ドル五セント、最低一ドル五十五セントに引上げられております。その三は、協定の有効期間が、現行の協定では四年であるのに対し、この協定では三年に短縮されたこと等の諸点であります。つまりこの協定によれば、我が国は、今後三年間に毎年小麦百万トンだけは協定の定める最高と最低の価格の間で買付けることになるわけでありませす。

外務委員会は、六月三十日以降六回、更に農林委員会との連合委員会一回、計七回に亘つて委員会を開き、慎重審議を行いました。この協定への加入については、自由市場における小麦価格の下落が予想されること、輸入食糧の国内農産物に与える影響等が考えられますために、委員会においては中田、佐多、羽生、梶原、高良の各外務委員並びに片柳、河野、戸叶、佐藤、清澤の各農林委員より、外務省関係政府委員及び食糧庁長官等に対し熱心なる質疑が行われました。問題となりました諸点は、第一に、「現行協定の当事国であり、食糧の海外依存度の極めて高い英国が、今回協定から脱退した理由如何」との質問に対しまして、「英国は、最高価格が高過ぎることを理由にして脱退したが、英国は濠洲、カナダ等の自治領から有利に小麦を買入れ得る実情にあり、この点が他の輸入国に比し強い立場をとり得たものと思われる」との答弁がありました。第二に、「小麦は、世界的に豊作が続ぎ、米国のときは収穫量十一億ブツシエル、滞貨七、八億ブツシエルという歴大な手持を抱えておると伝えられ、小麦価格の下落は必至と思われる。従つて自由市場の価格が、協定の最低を下廻ることも予想されるから、協定に加入してその最低価格に縛られることがあれば不利ではないか、又今後三年内に自由市価が協定の最低を下廻ることはないか」という見通しが果して立つか」という質問でありました。これに対しては、「米国の小麦の価格支持政策をとつておるし、作付制限の立法計画もあるようである。その他の小麦生産国にしましても、過剰生産の現象が起れば、価格抑制の措置をとると思われる。」又、「今後三年内に不

作や饑饉などで小麦の減産という事態も起らぬとは限らない。従つて過剰生産によつて価格の急激な低下はないと考えること」、なお又、「自由市場の小麦売渡価格であるポートランド相場は、現在二ドル三十二セントで、協定の最高価格を上廻つておる実情である。要するに現在のところは、最高価格について問題があるので、最低価格については、英国すらも異議はなかつたのである。従つて自由市価が協定の最低を下廻り、我が国が不利をこうむる事態が起るとは考えられない」との答弁でありました。第三に、「本年度の我が国の小麦輸入予定量は、年間百五十七万トンである」との説明があつたのに対して、「然らば協定外からの輸入としては、政府は如何なる計画を有するか」との質問に対しまして、「差当りアルゼンチンから、約三十万トンの輸入計画があること。残余の分は、今後行われる諸国との通商協定に備えてフリー・ハンドの余地を残しておきたい」旨の答弁がありました。

第四に、片柳委員より、「英国が協定から脱退したことにより生ずる余裕分から、日本に対し更に二十万トンの追加割当をしてもよいという情報を聞くが、若し協定に加わることが有利とするならば、国内生産の不振が見込まれる今日、でき得るだけ多量に買付することが当然の筋合ひではないか、協定加入が有利ならば、よろしく多量の追加買付をするよう希望をする」との発言がございました。その他種々の角度より熱心なる質疑が行われたのであります。が、詳細は議事録に譲ることといたしたいと存じます。外務委員会は、七月十日質疑を終了し、引続き討論に入りました

ところ、羽生委員は、「安価で良質の食糧を輸入することは当然であるが、食糧輸入に要する外貨は、我が国の支払外貨のうち多額を占めている実情であるから、国内食糧の増産に努め、食糧需給上全の対策を講ずべきこと」、「ソ連産小麦の価格は不明であるが、協定外諸国の市場にも関心を払うべきこと、例えば英国の対ソ取引態度等は、我が国に示唆を与えるものと考えること」、「国内農産物の増産を図るに当つては、増産と並行して合理的なコストの引下げに努め、国際価格に耐え得るよう配慮する必要があること」、「これらの希望を附して原案に賛成され、次に加藤シヅエ委員は、「国内生産者の生産意欲を減退せしめないこと」、「国内農産物の価格を不当に低下させないこと」、「このためには農産物価格安定法を制定すること」、「小麦を米国の過剰生産解決の目的にのみ使用しないこと」、「これらの希望を附して原案に賛成されました。」

以上を以て討論を終え、採決を行いましたところ、全会一致を以て、本件は承認を与うべきものと決定いたしました次第であります。なお、七月十日の委員会の席上、農林委員会より外務委員長宛の申入書が送付されました。これは小麦協定加入に關しての農林委員会の要望三箇条を記載したもので、内容は、外務委員会の討論に於いて羽生委員が述べられた希望事項とはほぼ同趣旨のものであります。農林委員会の三箇条といふのは次の通りであります。

一、長期に亘る食糧需給計画を策定し、力を先ず以て国内食糧の増産に尽し、必要な外国食糧の輸入の確保に努め、国民食糧の需給に遺憾なからしめること。特に本年度米麦の国内生産が憂慮

国際航空運送についてのある規則の統一に關する条約

されている際、これが対策について万全を期すること。
二、世界における食糧の需給並びにこれが価格の推移を些細に検討し、あまねく世界の各地に食糧の給源を求め、極力廉価にして良質なる食糧の輸入を図ること。
三、食糧の国際価格が漸落しつつある現状に鑑み、差当つては我が国農業の防衛に最善を尽し、延いては速かに我が国農業の国際農業に対する競争力を培養するため、適切なる方策を確立すること。
以上、御報告申し上げます。

◎国際航空運送についてのある規則の統一に關する条約 (昭和二八、八、一八、条一七)

一、提案理由(五月二十八日)

○小漣政府委員 たいま議題となりました国際航空運送についてのある規則の統一に關する条約の批准について承認を求め、この件につきましてまず提案理由を御説明いたします。

国際航空運送についてのある規則の統一に關する条約は、一九二九年十月十二日にワルソーで作成され、一九三三年二月十三日に効力を生じたのであります。この条約は、国際航空運送の条件を、その運送のために使用する証券及び運送人の責任に關し、統一的に規制することにより、国際航空運送の円滑な發展を促進しようとする

国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約

ものであります。

戦後のわが国がいよ／＼近く国際航空運送を開始しようとするにきあたり、この条約に基く国際協力に参加いたしますことは、わが国航空運送の国際信用を高めるのみならず、わが国自身の利益と合致するゆえんであると存するのであります。

わが国は、日本国との平和条約の署名に際し、サンフランシスコで行つた宣言において、同条約の最初の効力発生後一年以内にこの条約を批准する意思を明らかにしておりますので、政府は、第十五特別国会にこの条約の批准について承認を求めたのでありますが、審議半ばにして衆議院が解散されたのであります。従つて、前記宣言に掲げた期間内に批准について国会の承認を得ることができないこととなりましたので、政府は、その責任において本年三月二十四日付でこれを批准し、その批准書寄託のために必要な手続をとり、国会に対しましては、憲法第七十三条第三号但書の規定に従い、その御承認を求めるとした次第でございます。

右の事情を了承せられまして、御審議の上、本件についてすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

次に戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約、すなわち、(一)戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約、(二)海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約、(三)捕虜の待遇に関する条約並びに(四)戦時における文民の保護に関する条約への加入について承認を求めるとつきまして、提案理由を御説明いたします。

これらの条約は、第二次大戦の経験にかんがみまして、赤十字国際会議が行つた研究を基礎として、一九四九年四月二十一日から同年八月十二日までジュネーヴで開催されました外交会議において作成されたものでございまして、一九五〇年十月二十一日に効力を生じ、その締約国は、本年四月二十日現在で、二十三箇国に上つております。

これらの条約の目的は、戦争またはその他の武力紛争の場合におきまして、戦争犠牲者、すなわち、傷者、病者、難船者、捕虜及び文民を戦争の危険から保護し、もつて戦争の惨禍を国際的協力によつてでき得る限り軽減しようとするものでございます。わが国が本件諸条約に加入することは、不幸にして国際紛争が発生した場合、わが国民の保護に資し、かつ、積極的に国際的人道主義の立場から他国の戦争犠牲者の保護のための活動を容易ならしめるゆえんであると存するのであります。

わが国は、一昨年九月八日にサンフランシスコにおいて平和条約の署名に際し、平和条約の最初の効力発生後一年以内にこれらの条約に加入する意思を宣言しておりますので、政府は、これらの条約への加入について事前に国会の承認を求めたため第十五特別国会に提出する準備を進めておつたのであります。これらの条約を国会に提出する直前に衆議院が解散されたのであります。従つて、右加入について事前に国会の承認を得ることができなかつたので、政府の責任において、平和条約附属宣言の期間内にこれらの条約への加入の手続をとり、国会に対しましては、憲法第七十三条第三号但書

の規定に従いまして、事後にその御承認を求めるといたした次第であります。

右の事情を御了承くださいまして、慎重御審議の上、本件についてすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

次に、原産地虚偽表示の防止に関するマドリッド協定への加入について承認を求めるとつきまして、提案理由を御説明いたします。

この協定は、一八九一年六月十四日にマドリッドで最初に成立し、その後三回修正され今日に至つております。今回わが国が加入いたしますロンドンで最後に修正されたマドリッド協定は、一九三八年八月一日に効力を生じ、現在その締約国は、十六に上つております。

この協定は、締約国の一またはその中にある場所を原産地として虚偽に表示した生産物をその輸入に際して差押え、輸入を禁止することを目的としたものであります。すなわち、この協定は、すでに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行を取入れられたものにほかならないのであります。わが国がこの協定に加入することは、わが国の国際信用を高め、国際通商におけるわが国の地位を向上せしめるゆえんであると存するのであります。

わが国は、一昨年九月八日にサンフランシスコにおいて平和条約の署名に際し、平和条約の最初の効力発生後一年以内にこの協定に加入する意思を宣言しておりますので、政府は、この協定を第十

国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約

五特別国会に提出し、加入について承認を求めたのでありますが、審議半ばにして衆議院が解散されました。従つて右加入について事前に国会の承認を得ることができませんでしたので、政府の責任において、平和条約附属宣言の期間内にこの協定への加入の手続をとり、国会に対しましては憲法第七十三条第三号但書の規定に従い、事後にその御承認を求めるといたした次第であります。

右の事情を了承せられ、慎重御審議の上、本件についてすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

次に、万国郵便条約及び関係諸協定の批准について承認を求めるとつきまして提案理由を御説明いたします。

わが国は、一八七七年以来万国郵便連合の加盟国となつておりますが、現行の万国郵便条約及び関係諸協定を改正するため昨年五月からブラッセルで開かれました万国郵便連合の大会議にも代表者を参加せしめ、同会議で採択されたこの万国郵便条約及び関係諸協定に署名いたされたのであります。

この条約は、現行条約と同様万国郵便連合の組織及び構成を規定するとともに通常郵便の業務を規律し、また、関係協定はその他の特殊業務を規律したものであります。また、関係協定はその他の特殊業務を規律したものであります。五年前のパリ会議で採択された現行条約及び協定の実施の経験にかんがみまして、今日の事態に適應した改善を加えたものであります。

この条約及び関係協定は本年七月一日から実施されることになつておりますが、わが国の国際社会復帰以来海外との郵便物の交換が日々増加の跡をたどりつつある現在、これら条約及び協定を批准

国際航空運送についての規則の統一に関する条約

し、郵便連合を通じての国際協力を維持、増進することは、わが国にとつてきわめて有意義な措置と認められるのであります。

よつて、この条約及び関係諸約定の批准について御承認を求め次第であります。右の事情を了承せられまして慎重御審議の上、本件についてもすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

最後に、航空業務に関する日本国とオランダ王国間、日本国とスウェーデン間、日本国とノールウェー間及び日本国とデンマーク間の四協定の締結について承認を求めるとの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、かねて、オランダ、スウェーデン、ノールウェー及びデンマークの各国との間に航空業務に関する協定締結の希望を持つておりましたが、昨年十二月に専門家へীগ及びストックホルムに派遣し、協定締結の予備交渉を行はしめられたところ、当事国関係者の意見がまとまりましたので、その結果に基づいて、それらの政府との間に正式交渉が行われまして、本年二月十七日にオランダとの間の協定がへীগにおいて、また二月二十日にスウェーデンとの間の協定がストックホルムにおいて、二月二十三日にノールウェーとの間の協定がオスローにおいて、また二月二十六日にデンマークとの間の協定がコペンハーゲンにおいてそれぞれ署名されたのであります。

これらの協定は、第十五回国会でその締結につき承認を得ました日米間の民間航空運送協定及び航空業務に関する日英間の協定と同一の目的及び意義を有しておりましたので、その内容も大差はございません。

これらの間の民間航空業務に関する双務的義務を基礎として定められた国際航空運送協定であります。

右のうち、前の五件は五月二十五日に、最後の一件は六月二十五日に本委員会に付託されたもので、本委員会は五月二十八日、六月二十四日及び二十七日にわたり慎重に審議を重ねました。委員会の議事の詳細につきましては委員会議録に譲りますが、航空業務に関する五協定は、すでに前国会で承認を得た日米間の民間航空運送協定及び航空業務に関する日英間の協定と同一の目的及び意義を有し、その内容も大差がないのであります。

委員会におきましては、質疑応答を重ねた後、討論を省略、第一の案件を議題となし採決の結果、本委員会は全会一致本件を承認することに決定いたしました。次に、第二より第六の五件を一括議題となし採決の結果、本委員会は全会一致これを承認することに決定いたしましたのであります。

右御報告申し上げます。

三、参議院外務委員長報告(七月十日)

○佐藤尙武君 只今議題となりました国際航空運送についての規則の統一に関する条約の批准について承認を求めるとの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、この条約は、国際航空運送のために使用する証券及び運送人の責任を統一的に規制することによつて、国際航空運送の円滑な発展を促進しようとするものでありまして、追

国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約

せん。

よつて、これらの協定の締結につき第十五国会の承認を求めましたところ、衆議院の解散のため審議未了となりましたが、スウェーデン及びデンマークの航空企業に対する暫定的免許期限も本年七月十四日には満了することになりますので、この際これらの四つの協定を一括して御審議を願ひまして、なるべくすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

二、衆議院外務委員長報告(六月三十日)

○上塚司君 ただいま議題となりました国際航空運送についての規則の統一に関する条約の批准について承認を求めるとの件、航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるとの件、航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるとの件、航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定の締結について承認を求めるとの件、航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるとの件、航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるとの件に關し、一括して外務委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

第一の案件は、国際航空運送における運送人の責任を国際間で統一的に規律したものでありまして、次の五件は、連合国であるオランダ、ノールウェー二国政府、及び暫定的免許期限が本年七月十四日に切れるスウェーデン、デンマーク及びタイの三国政府とわが国加議定書と共に一九三三年に効力を発生いたしましたのであります。我が国もこの条約に署名いたしました。当時の我が国における航空運送事業の实情に鑑みまして、批准は一応これを見合せていたものであります。然るに我が国は、平和条約署名の際の宣言において、平和条約の効力発生後一年以内にこの条約を批准する意思を明らかにいたしましたので、政府は、前国会にこの条約の批准について承認を求めましたところ、審議半ばにして衆議院は解散されたために、国会の承認を得ることができませんでした。従つて、政府は、本年三月二十四日付でこれを批准し、批准書寄託のために必要な手続をとつた上、国会に対しては事後に承認を求めることになつた次第でありまして、戦後の我が国が、近く国際運送を開始しようとするときに當り、この条約に基づく国際協力に参加することによつて、我が国航空運送の国際信用を高めると共に、我が国自身の利益をも増進したいというのが本件の趣旨であります。

条約は、前文、本文十一カ条、末文及び追加議定書から成つております。

内容について二、三御説明申し上げますと、先ず運送証券とは、旅客切符、手荷物切符及び貨物の運送に際しての航空運送状の三種の証券のことを申します。又第二十条は、運送人の免責、責任免除であります。免責のための免責責任について規定しております。更に第二十二条は、運送人の負う責任の金額的最高限を定めており、旅客一人に対しては十二万五千フラン、邦貨に換算して約三百六十五万円、託送手荷物及び貨物については一キログラム二百五十

フラン、邦貨にして約七千三百円、旅客が保管する物品については、旅客一人について五千フラン、邦貨にして約十四万六千円を限度としております。

委員会は、六月三十日、七月三日、同九日の三日間に亘りまして審議を行いました。さしたる問題もなく、質疑、討論を経て、採決を行いましたところ、本件は承認すべきものと全会一致を以て決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

次に、只今議題となりました航空業務に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件。航空業務に関する日本国とスウェーデンとの間の協定の締結について承認を求めるの件。航空業務に関する日本国とノールウェーとの間の協定の締結について承認を求めるの件。航空業務に関する日本国とデンマークとの間の協定の締結について承認を求めるの件及び航空業務に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件。以上五件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を一括して御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、現在オランダ王国及びノールウェーの両国は、日本国との平和条約第十三条(b)の規定に基き、又スウェーデン、デンマーク及びタイの三カ国は、暫定的免許に基いて、いずれも我が国に航空企業の一時的乗入れを行なつて来たのであります。我が国は、かねてこれら各国との間に航空業務に関する協定締結の希望を有しておりました。あたかも先方よりの申出が

ありましたので、交渉が進められた結果、オランダ王国との間の協定は、本年二月十七日、ヘーグにおいて、スウェーデンとの間の協定は、同じく二月二十日、ストックホルムにおいて、ノールウェーとの間の協定は、同じく二月二十三日、オスローにおいて、デンマークとの間の協定は、同じく二月二十六日、コペンハーゲンにおいて、タイとの間の協定は、同じく六月十九日、バンコックにおいて、それら署名されたのであります。而してオランダ、スウェーデン、ノールウェー及びデンマークとの間の四協定は、去る第十五国会において承認を求められたのであります。衆議院の解散のために審議未了となつたのであります。スウェーデン、デンマーク及びタイの航空企業に対する暫定的免許期限も本年七月十四日には満了したす事情もありますので、タイとの間の協定も併せ、これら五協定の締結につき、速かに国会の承認を得て協定を実施に移したいというのが本五件の趣旨であります。

これらの協定は、いずれも前文、本文十九カ条、末文、附表及び附属交換公文から成つており、先に本院で承認を与えました日米間及び日英間の両航空協定と同一の目的を有しておりまして、その内容も大差ありません。即ち、いずれも両締約国の領域間及びそれを超えてその民間航空業務の開設運営を目的とし、附表において、各締約国の航空企業が航空業務を運営する路線を定め、双方平等の立場で運営開始の手續と運営の条件を定めておるものであります。ただ日米及び日英間の協定との相違点といたしましては、スウェーデン、ノールウェー及びデンマークとの間の三協定には、特にスカン

デナヴィア航空企業組織、いわゆるSASに関する交換公文が附属している点、又、タイとの間の協定には、輸送力検討のための統計表の提供に関する規定を欠き、又第十九条として、この協定が戦前の日タイ間の協定に代るべき旨が規定されている点等でありま

す。委員会は、六月三十日、七月三日、七日及び九日の四日に亘つて慎重審議を重ねました。質疑応答の主なるものは次の通りであります。

即ち、中田委員より「これらの協定は、日米間及び日英間の協定をモデルとしている由であるが、これらの協定には、我が国にとつて不利な点が含まれていないか」との質疑に對しましては、「実力上の不利はあり得るであろうが、法律上は何らそのような懸念はなく、各協定とも第八条の規定によつて、両締約国の航空企業は公平且つ均等な機会の下に業務を開設し運営することができることになつている」旨の答弁がございました。

次に、航空協定を実施するに際して、我が国における飛行場の設備が問題となるわけでありますが、この点に関する佐多、高良両委員の質疑に對しましては、講和発効後日本に返還されて国際空港として使用されているのは、羽田飛行場のみであつて、その他の飛行場は、日米合同委員会の決定によつて米軍の継続使用が認められ、日本側は共同使用を行つてゐること、而して、協定の附表にある大阪、福岡の両飛行場は、他日、日本側の管理に移された後は、国際空港として使用することとなつてゐること、又、東京国際空港、即

ち羽田飛行場については、日本側の管理の下に米軍との共同使用が行われ、ここ当分の間、航空交通管制等数種の運営及び維持の責任が米軍に委任されてゐること等が答弁により明らかとなりました。

次に沖繩に関する交換公文について、佐多委員よりの質疑に對しては、「沖繩においては現在米軍が、行政、立法、司法の三権を行使している。我が国が沖繩との間に路線を開設するときは、米軍の許可を要する」旨の答弁がございました。

又、梶原委員より、今後我が国が同様の航空協定を締結する相手国につき、又我が国の国際航空計画につき説明を求めましたところ、「協定締結の相手国としては、ベルマ、インド、パキスタン及び南米のブラジル、アルゼンチン、ペルーが考慮されており、又航空計画としては、十一月一日から、東京・ハワイ・サンフランシスコ間及び東京・沖繩間の二路線を予定し、更に東京・沖繩間を台北まで延ばし、別に東京・香港・バンコック間の路線が予定されている」旨の答弁がございました。なお、外国航空企業に對して、旅客、貨物の運賃として我が国が支払う外貨の概算は、昭和二十七年一月より同十二月までの間に約二百二十六万ドルが支払われていることが明らかとなりました。その他詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくして質疑を終了し、討論を経て採決を行いましたところ、全会一致を以て、右の五件はいずれも承認すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。